

使っていいですか？



マイバッブ!



福山の環境を守るヒーロー
「環境特捜セイバーレンジャー」

2021年（令和3年）版

福山環境白書



福山市環境イメージキャラクター
「くわいちゃん」

「環境と健康のポスター・標語コンクール」会長賞受賞作品

表紙：道上小学校 3年 飛谷 旺希さん



新市小学校 1年 坂田 美心さん

本書に掲載されている4つの作品は、2020年度（令和2年度）の「環境と健康のポスター・標語コンクール」（主催：広島県環境保健協会）の「ポスターの部」で会長賞を受賞されたものです。



新市小学校 2年 相原 葉南さん

ごあいさつ

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」が、2020年（令和2年）1月から本格始動しています。2020年（令和2年）10月には、2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」をめざすことを国が宣言し、脱炭素化の取組を進めています。

本市では、「第二次福山市環境基本計画」において、温室効果ガスの排出を抑制するため、再生可能エネルギーの地産地消を推進しています。その取組として、本市などが出資した地域新電力会社「福山未来エナジー株式会社」が、2019年（平成31年）4月1日から、福山リサイクル発電所等の低炭素な電力を調達し、市内をはじめとする備後圏域の公共施設に供給しており、圏域全体での低炭素型のまちづくりの推進に取り組んでいます。

また、2024年度（令和6年度）に供用開始を予定している新たなごみ処理施設については、本年9月に土木・建築工事に着工しました。本施設は、府中市と神石高原町との広域処理やエネルギーと資源の有効活用などを行うことで、新たな循環型社会の構築をめざすものであります。

今後も、市民・事業者・行政など多様な主体が一体となり、2018年度（平成30年度）に策定した「第二次福山市環境基本計画」のめざす環境像「みんなで創り 未来につなぐ 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 福山～持続可能な社会の実現をめざして～」の実現に向けて取り組んでまいります。

本書は、「第二次福山市環境基本計画」の年次報告書として取りまとめたものです。

この冊子が、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざすに当たり、皆様にとって環境問題への理解と関心を深め、具体的行動を踏み出すための一助となれば幸いに存じます。

2021年（令和3年）11月
福山市長 枝広 直幹



目 次

I. 概要

第1章 市勢概要

第1節 自然的条件	1
第2節 福山市のあゆみ	3
第3節 社会的条件	4

第2章 環境保全、廃棄物処理体制の概要

第1節 機構	6
第2節 環境保全体制	8
第3節 施設概要	14

II. 市の現況と取組

第1章 低炭素社会の構築（気候変動対策）

第1節 温室効果ガスの排出抑制	22
第2節 低炭素型のまちづくりの推進	25
第3節 気候変動による影響への適応	27

第2章 循環型社会の構築

第1節 一般廃棄物（ごみ）	30
第2節 一般廃棄物（し尿等）	43
第3節 廃棄物の適正処理	45
第4節 産業廃棄物	47
第5節 廃棄物処理体制の確保	49

第3章 地域環境の保全

第1節 大気環境の保全	50
第2節 水質環境の保全	62
第3節 土壌環境の保全	74
第4節 騒音・振動対策	75
第5節 悪臭対策	78
第6節 化学物質による環境リスクの低減	80
第7節 環境影響評価（環境アセスメント）	85
第8節 快適な住環境の形成	86

第4章 自然共生社会の構築

第1節 生物多様性の保全	88
第2節 里山・里地・里海の保全	90

第5章 持続可能な社会を担う人づくり

第1節 環境学習・環境教育の推進	92
第2節 環境啓発の推進	95
第3節 環境コミュニケーションの推進（公害苦情）	101

III. 市の率先的な環境配慮行動

第1章 福山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	103
---------------------------	-----

付 錄 目 次

1 第二次福山市環境基本計画進捗状況

(1) 環境指標の進捗状況	108
(2) 重点プロジェクトの進捗状況	113

2 福山市一般廃棄物処理基本計画進捗状況

3 許可業者等一覧

(1) ごみ収集委託契約締結業者一覧	119
(2) 一般廃棄物（固形状）収集運搬業許可業者一覧	119
(3) し尿・浄化槽汚泥収集の許可業者	122
(4) し尿収集の委託団体	123
(5) 浄化槽保守点検業者一覧	123
(6) 資源回収協力店一覧	124

4 車両・公衆便所一覧

(1) 保有車両一覧	125
(2) 公衆便所一覧	126

5 手数料

(1) 固形状一般廃棄物処分手数料	127
(2) 犬、ねこ等の死体処理手数料	127
(3) 犬、ねこ等の死体処分手数料	127
(4) し尿処理手数料	128
(5) 固形状一般廃棄物手数料（ごみ関係）の変遷	129
(6) し尿収集手数料の変遷	131

6 年表	
(1) 環境全般	133
(2) ごみ処理事業	134
(3) し尿処理事業	138
7 条例・規則等	
(1) 福山市環境基本条例	140
(2) 福山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	144
(3) 福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例	150
(4) 福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則	157
(5) 福山市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	161
(6) 福山市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則	164
(7) 福山市リサイクルプラザ条例	165
(8) 福山市リサイクルプラザ条例施行規則	167
(9) 福山市浄化槽法施行細則	169
(10) 福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例	170
(11) 福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則	175
(12) 福山市空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例	180
(13) 福山市空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例施行規則	183
(14) 福山市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則	184
8 用語解説	186

第1章 市勢概要

第1節 自然的条件

本市は広島県の東南端、瀬戸内海沿岸のほぼ中央部にあり、南北45.7km、東西29.5kmにわたり、面積517.72km²です。

地形は全体的に見ると、平たんな高原やなだらかな丘陵群と比較的広い沖積平野で構成されており、山系は標高200mから600mで、北部に京ノ上山、馬乗山、蛇円山、西部に大谷山、高増山があり、南部には彦山、熊ヶ峰を中心とした小山が連なり、東部は低い丘陵となっています。

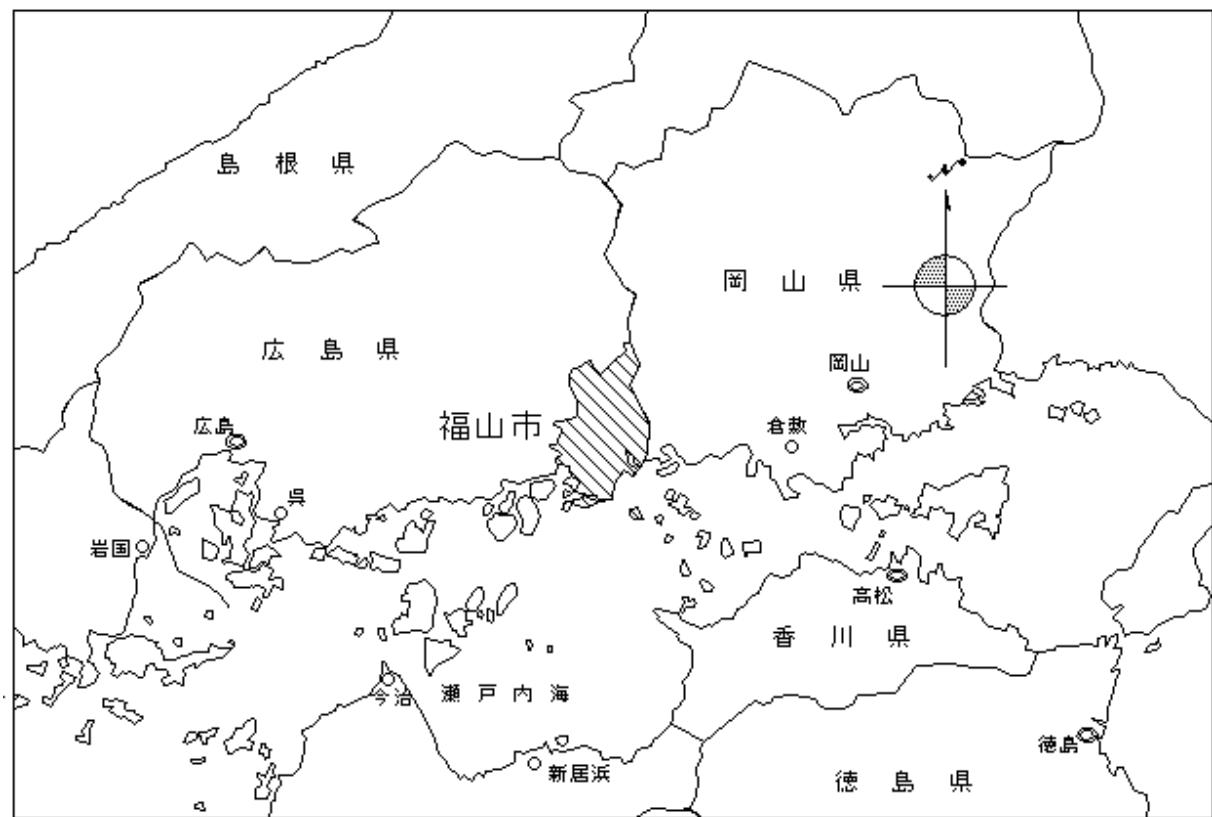
その中央部を流れている一級河川の芦田川は、中国地方有数の河川で、市の東北部及び中部の50余の支流をあわせ、その下流に福山三角洲を形成し、瀬戸内海に注いでいます。

一方、市の西部、南部にも藤井川、山南川などの二級河川をはじめとする多くの中小河川があり、その下流に平地を形成しています。

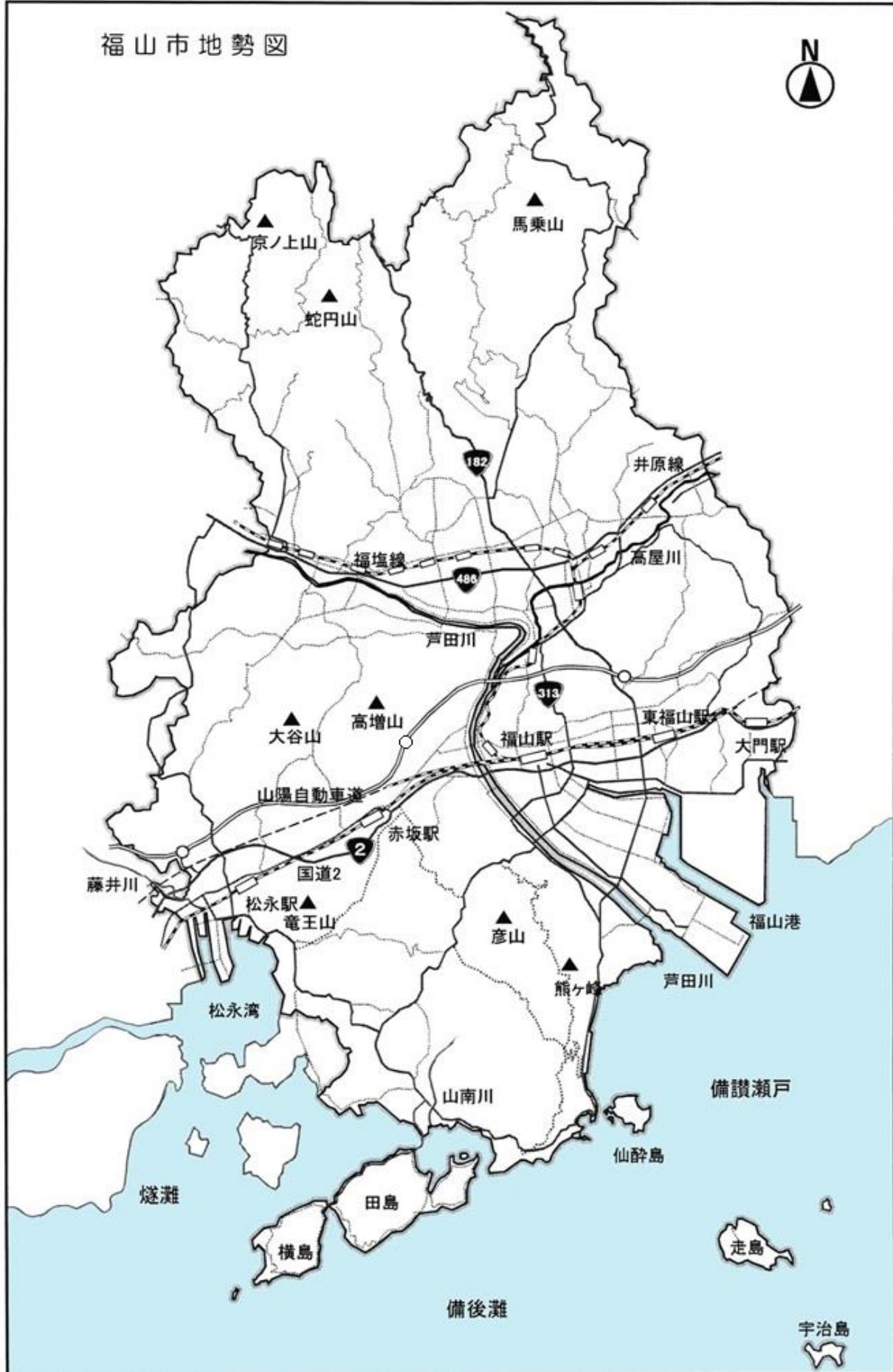
また、南方海上には、仙酔島、走島、宇治島、田島、横島などの島々があります。

気候は、温暖で雨量が少なく、晴天の日が多い瀬戸内海式気候です。

福山市位置図



福山市地勢図



第2節 福山市のあゆみ

本市の歴史は、1619年（元和5年）備後10万石の領主となった水野勝成が、「福山」と命名したのが始まりといわれます。以来、城下町として整備が進められ、今日の福山の礎が築かれました。

1889年（明治22年）の市町村制により福山町となり、地方行政の中心的役割を果たし、1891年（明治24年）山陽鉄道開通などを契機にまちの基盤が形成されました。1916年（大正5年）には市制施行により、人口32,356人の福山市が誕生しました。

1933年（昭和8年）に隣接10か村、1942年（昭和17年）に2か村との合併により市域を拡大。1945年（昭和20年）の戦災で市街地の8割を焼失したものの、その後、めざましい復興を遂げています。1956年（昭和31年）に隣接10か町村と合併し、国道などの基盤整備を進めて、山陰、山陽と四国を結ぶ産業・文化・交通の要衝都市として急速に成長しました。

本市は、古くから地場の繊維産業を基盤とする地方都市でしたが、1961年（昭和36年）の単一工場としては世界最大といわれる製鉄所の立地決定により都市のあり方が大きく変わりました。

1964年（昭和39年）には備後地区工業整備特別地域の指定も受け、わが国の経済を担う重工業都市へと転換しました。

1962年（昭和37年）に深安町と、1966年（昭和41年）に松永市と、1974年（昭和49年）に芦田町と、1975年（昭和50年）に加茂町・駅家町と合併を重ね、都市化の進展にあわせて、道路・公園・清掃工場などさまざまな都市機能の整備を進めるとともに、1988年（昭和63年）のふくやま美術館や、1994年（平成6年）のふくやま芸術文化ホール（リーデンローズ）、1995年（平成7年）の緑町公園屋内競技場（ローズアリーナ）、1999年（平成11年）のふくやま文学館、2008年（平成20年）のまなびの館ローズコム、2020年（令和2年）には総合体育館（エフピコアリーナふくやま）の開館、2011年（平成23年）には福山市立大学の開学など、教育・文化・スポーツ面の施設整備も進めてきました。1991年（平成3年）の山陽自動車道（福山東IC～福山西IC）の開通や1993年（平成5年）の新広島空港の開港など高速交通基盤の整備も進展しています。

1993年（平成5年）には福山地方拠点都市地域の指定を受け、さらに1998年（平成10年）4月には中核市へと移行しました。

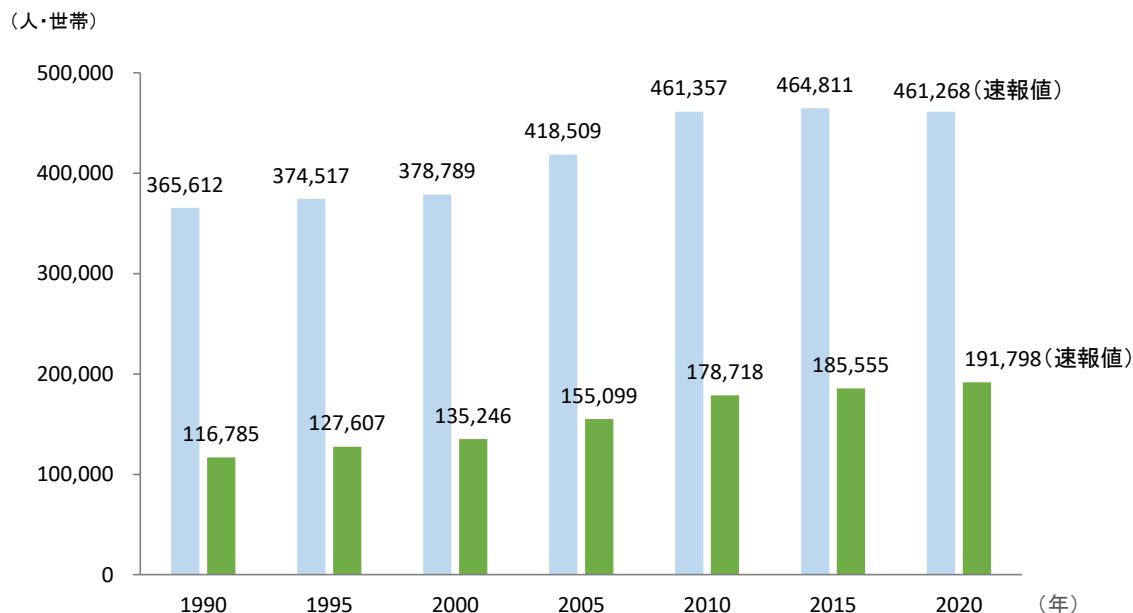
また、日常生活圏の広がり、広域化と多様化・高度化するニーズに対応すべく2003年（平成15年）には内海町・新市町、2005年（平成17年）には沼隈町、2006年（平成18年）には神辺町と合併しました。本市は、2016年（平成28年）7月1日に市制施行100周年という大きな節目を迎え、今後、さらなる飛躍を遂げるため、備後圏域の連携中枢都市として、「活力と魅力に満ちた輝くまち」をまちづくりの目標に位置づけ、その実現に向けて取り組んでいます。

第3節 社会的条件

1 人口・世帯数

本市の2021年（令和3年）3月末現在の人口（住民基本台帳）は、465,402人で、前年度末と比べ2,435人減少しました。世帯数は212,621世帯、人口密度は899人／km² となっています。
本市は、人口において広島県内で第2位の都市となっています。

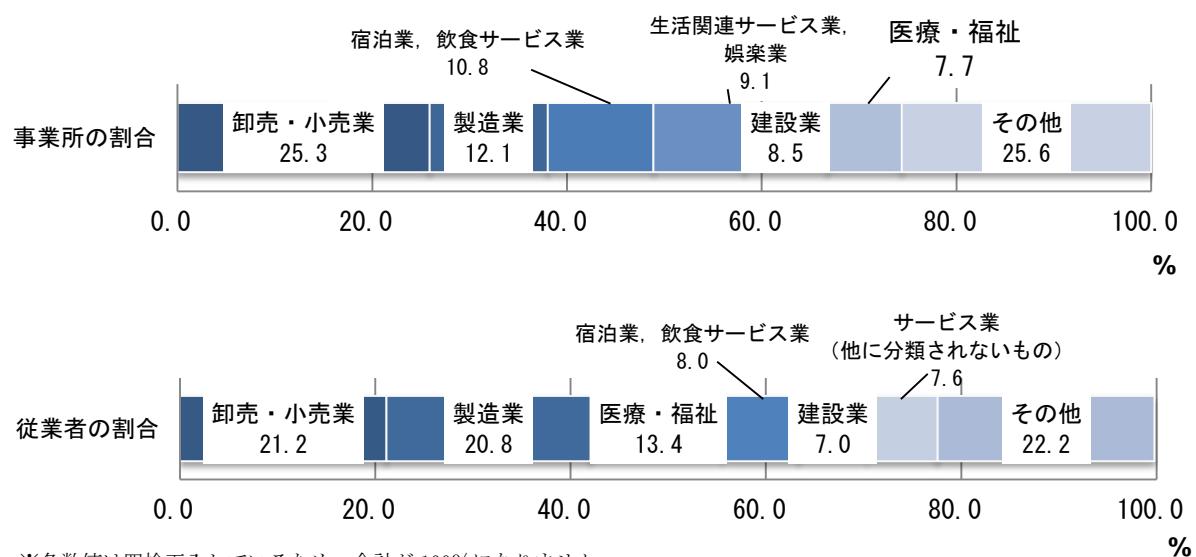
人口・世帯数の推移（国勢調査）



2 産業

（1）産業（大分類）別事業所数、従業者数

「平成28年経済センサス活動調査結果」では、事業所数21,032か所、従業者数213,750人で、その内訳については、次のとおりです。



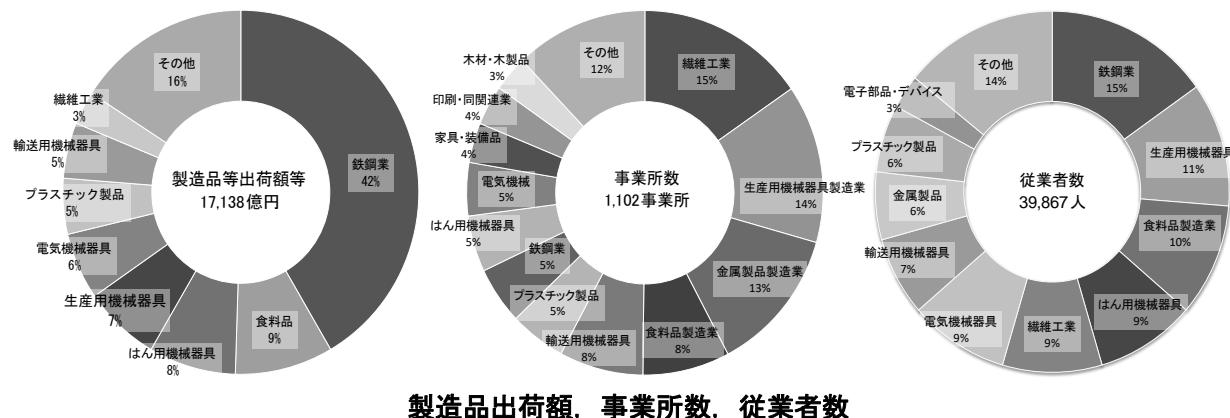
※各数値は四捨五入しているため、合計が100%になりません。

事業所、従業者の割合

「平成28年経済センサス活動調査結果」（総務省統計局）
(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/toukeidb/GH07010102Forward.do>) 参照

(2) 製造品出荷額等

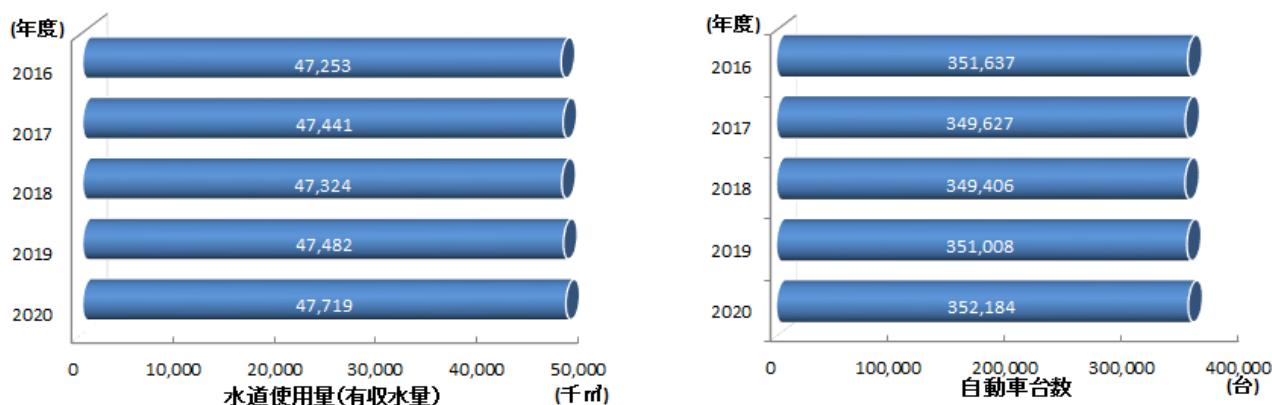
2020年（令和2年）の工業統計調査（従業員4人以上の事業所）による製造品出荷額等、事業所数、従業者数については、次のとおりです。



※各数値は四捨五入しているため、合計が100%になりません。

(3) その他の指標

過去5年間の水道使用量、自動車台数については、次のとおりです。



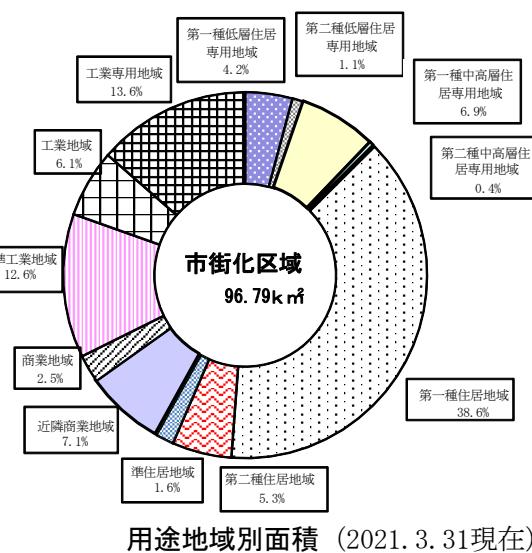
3 都市計画

2021年（令和3年）3月末現在の本市の都市計画区域は、96.79km² となっています。市街化区域においては、住居系区域56.21km² (58.1%)、商業系区域9.29km² (9.6%)、工業系区域31.29km² (32.3%) で用途地域が指定されています。

都市計画区域別面積

2021. 3. 31現在

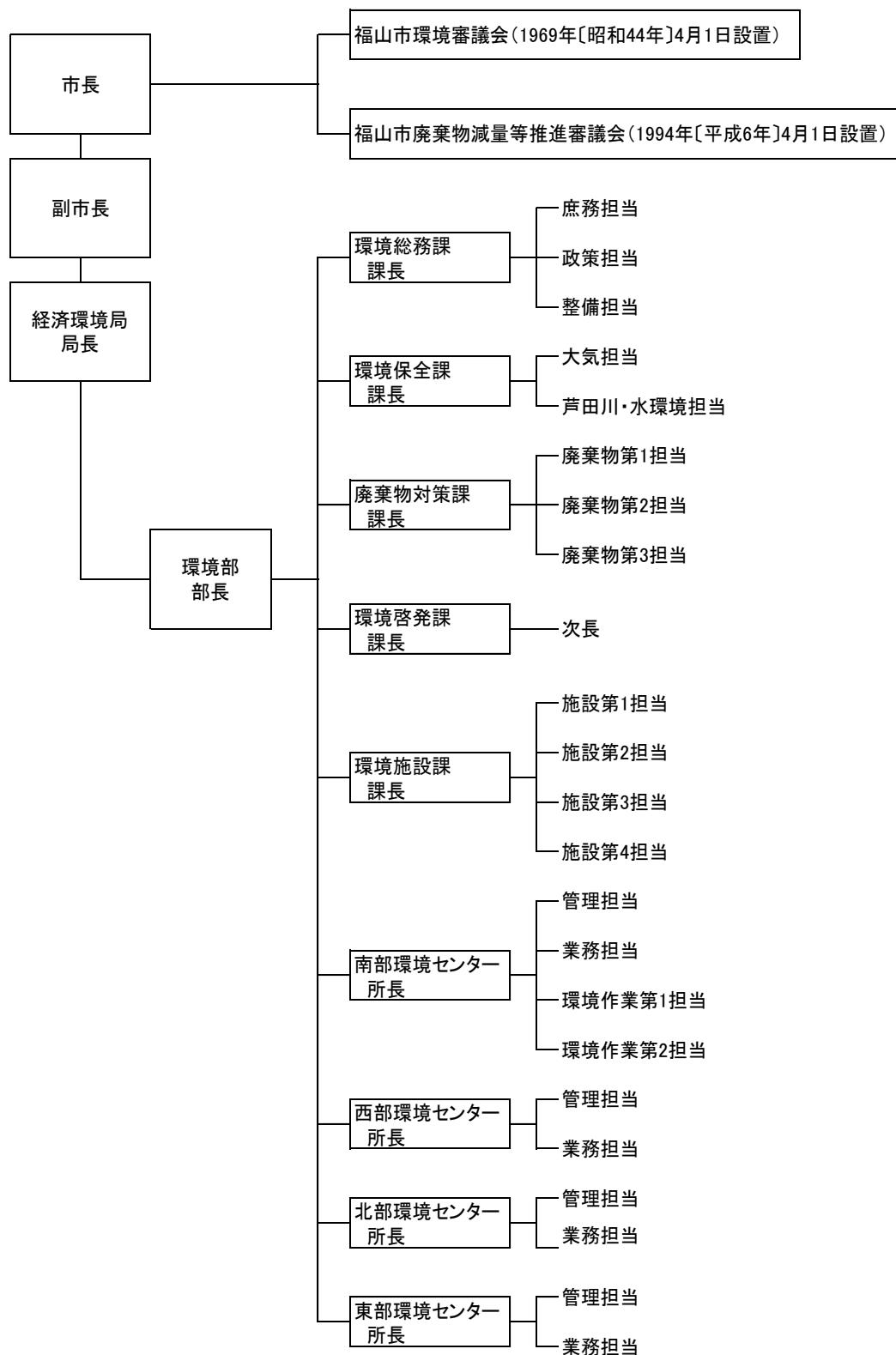
区分	面積(km ²)	
行政区域	517.72	
都市計画区域	335.79	
土地利用	市街化区域 (用途区域)	96.79
	市街化調整区域	239.00



第2章 環境保全、廃棄物処理体制の概要

第1節 機構

1 組織図 (2021年〔令和3年〕4月1日現在)



2 職員配置表

【2021年（令和3年）4月1日現在】

部署	職員数	主事	技師 (電気)	技師 (化学)	技師 (機械)	薬剤師	技術員	備考
環境部	153							
環境総務課	13	9		4				部長を含む 外に ・再任用（短時間）1名
環境保全課	13	1		12				
廃棄物対策課	17	11		5			1	外に ・会計年度任用職員6名
環境啓発課	10	4					6	外に ・再任用（フルタイム）1名
環境施設課	18	1	5	2	3		7	外に ・再任用（短時間）2名 ・会計年度任用職員2名
南部環境センター	31	5					26	外に ・再任用（短時間）6名 ・会計年度任用職員20名
西部環境センター	16	3					13	外に ・再任用（短時間）4名 ・再任用（フルタイム）2名 ・会計年度任用職員12名
北部環境センター	18	3					15	外に ・再任用（短時間）4名 ・再任用（フルタイム）1名 ・会計年度任用職員12名
東部環境センター	17	4					13	外に ・再任用（短時間）5名 ・再任用（フルタイム）2名 ・会計年度任用職員11名

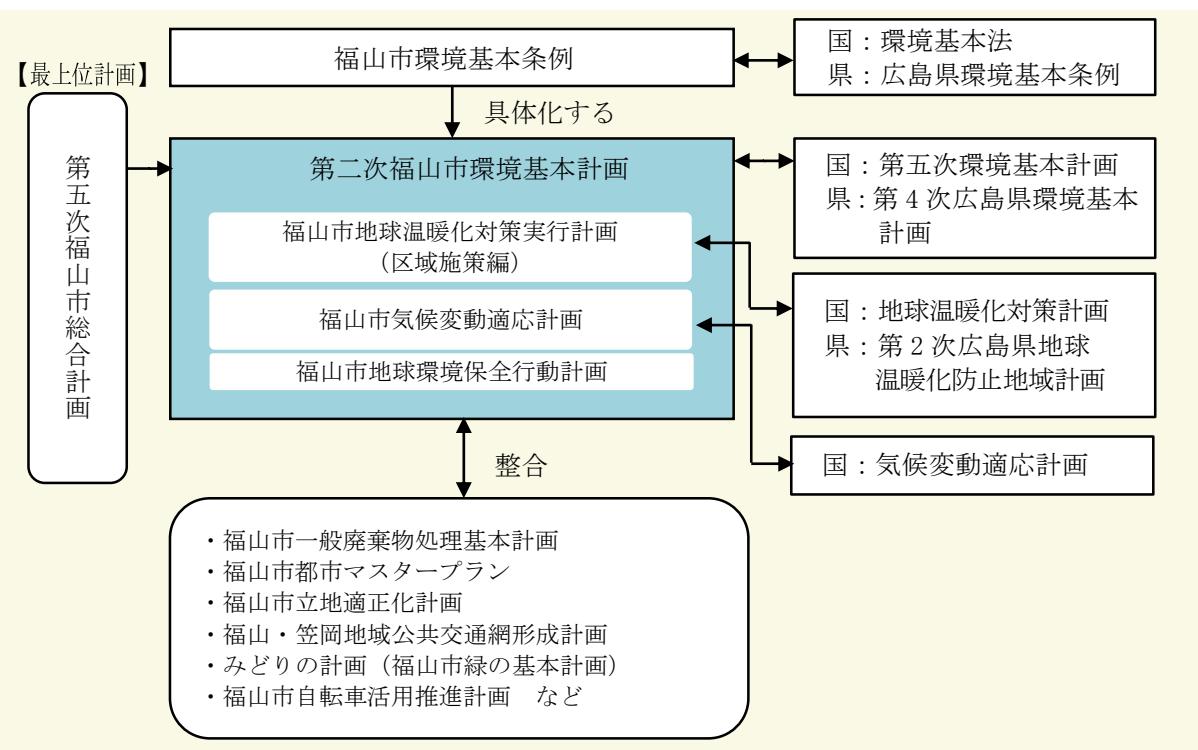
第2節 環境保全体制

1 法令等

国では、1967年（昭和42年）の「公害対策基本法」の制定や、その後における大気、水質、騒音、振動及び悪臭等を規制するための法律並びに廃棄物処理、自然環境保護及び被害救済などの環境関係法令が整備され、環境保全に関しては相当の成果をあげてきました。

しかし、その後の社会経済活動等の発展に伴い、新たに地球環境問題が顕在化してきたことなどから、1993年（平成5年）11月に「環境基本法」が制定され、2018年（平成30年）4月に第5次となる新たな「環境基本計画」が閣議決定されました。

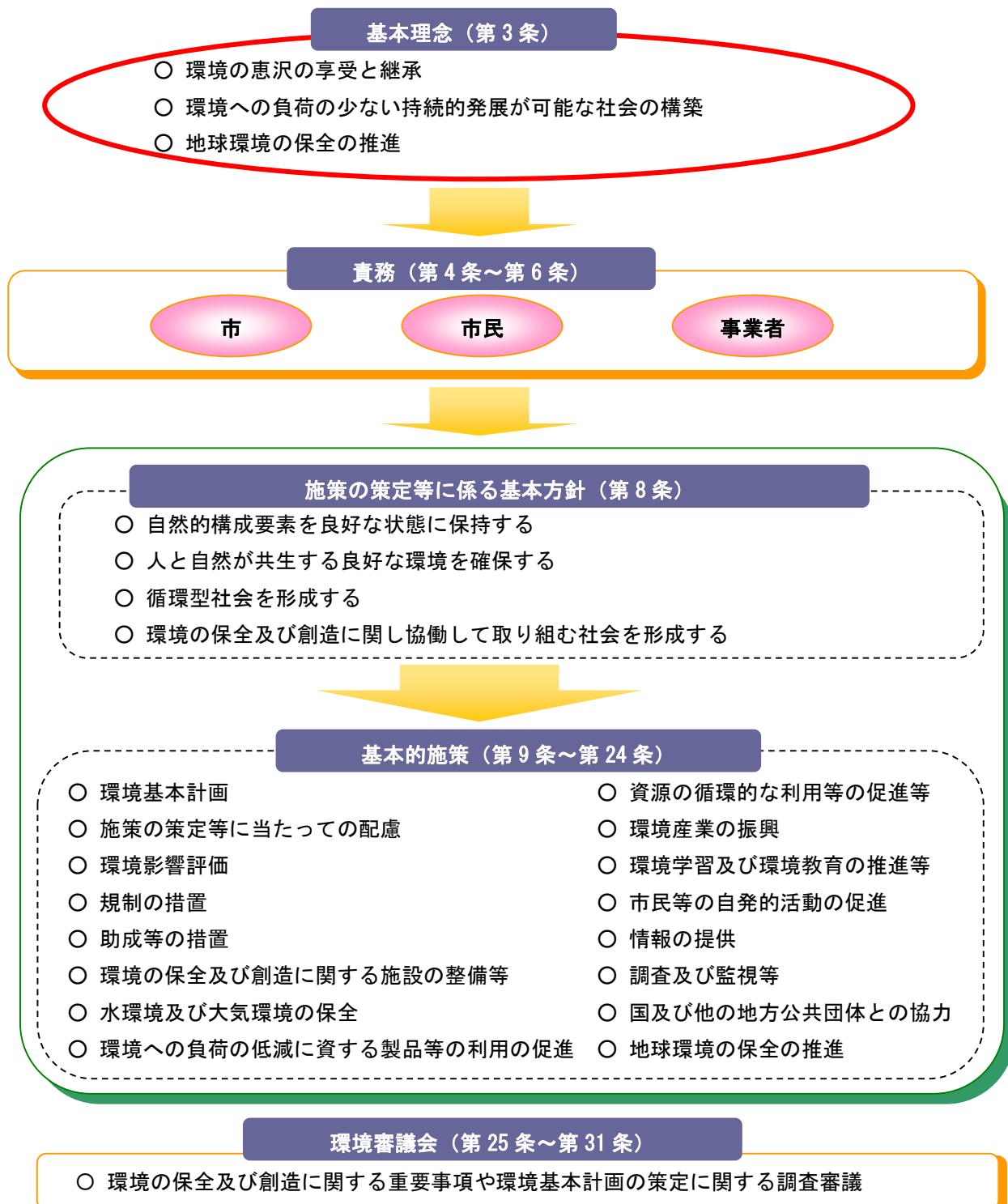
県においては、1995年（平成7年）3月に「広島県環境基本条例」を制定し、広島県の自然的・社会的条件に応じた環境保全施策を、総合的かつ計画的に推進するための枠組みを定めました。



2 福山市環境基本条例

2007年（平成19年）12月に「福山市環境基本条例」を制定し、福山市の環境の保全及び創造についての基本理念を定め、市民、事業者、行政の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本事項を定めました。

福山市環境基本条例の仕組み

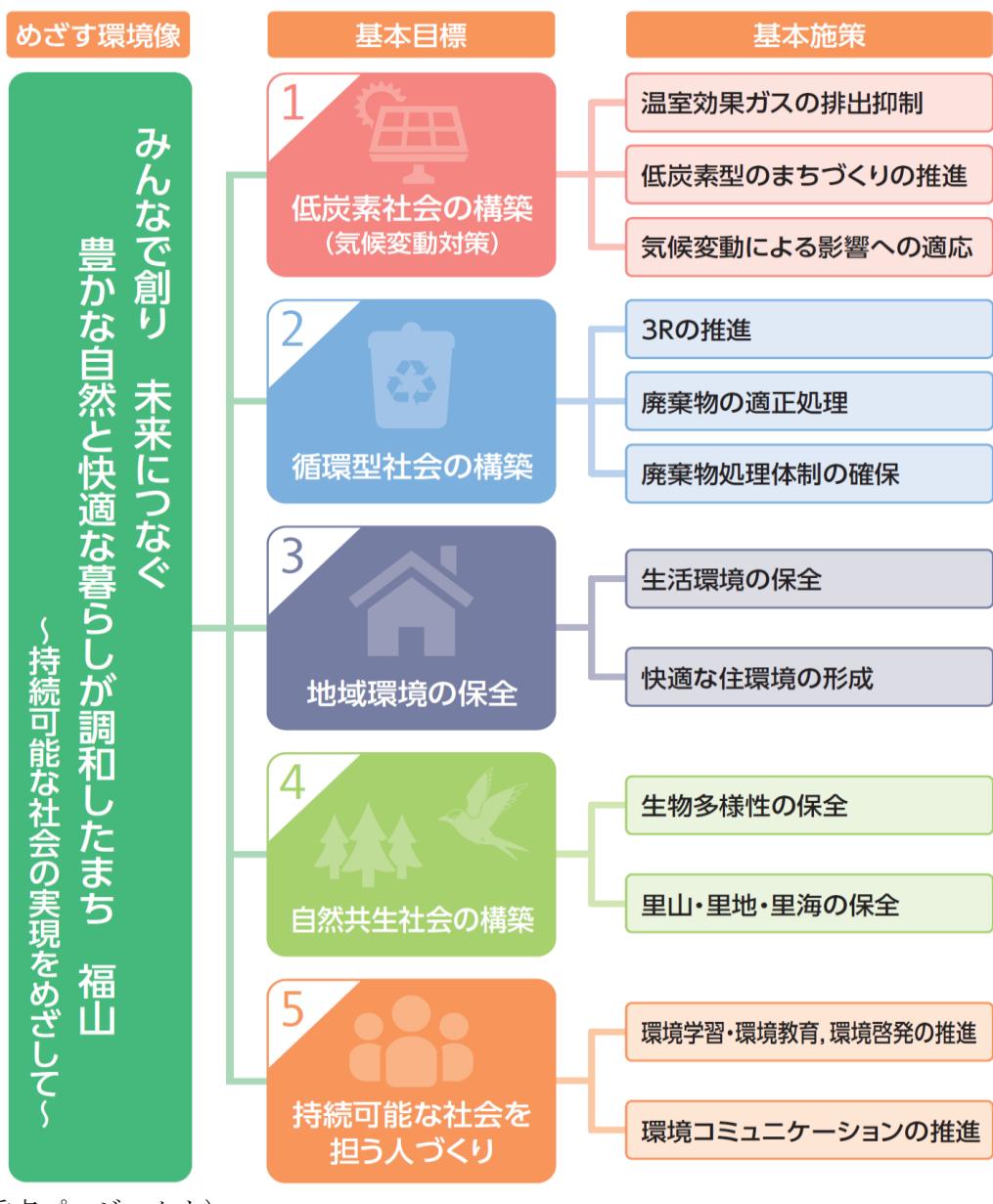


3 福山市環境基本計画

「福山市環境基本条例」第9条に基づいて、2009年（平成21年）3月に、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「福山市環境基本計画」を策定しました。2019年（平成31年）3月には、一次計画の計画期間が終了したことから、「第二次福山市環境基本計画」を策定しました。

この計画は、第五次福山市総合計画第一期基本計画のまちづくりの目標「活力と魅力に満ちた輝くまち」の実現を環境面から推進するもので、計画期間は2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）までとしています。

第二次福山市環境基本計画の施策体系



（重点プロジェクト）

- 自転車利用促進プロジェクト
- 将来を見据えたごみ処理体制構築プロジェクト
- 大気汚染対策強化プロジェクト
- 豊かな森林再生プロジェクト
- 環境パートナーシップ構築プロジェクト

4 福山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づいて、本市の自然的・社会的条件に応じ、温室効果ガスの排出の抑制などを総合的かつ計画的に進めるため、2011年（平成23年）3月に「福山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

2019年（平成31年）3月には、計画内容を見直し、「第二次福山市環境基本計画」に統合しました。

5 福山市一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の減量や処理について、総合的かつ長期的な基本方針を定めた「福山市一般廃棄物処理基本計画」を1992年（平成4年）3月に策定し、一般廃棄物の排出抑制・資源化・適正処理処分を進めています。現行計画は、2016年（平成28年）3月に策定し、2021年（令和3年）3月に改定しています。

市内で排出された一般廃棄物について、収集運搬から最終処分に至るまで、各過程において適正処理に万全を期しています。

基本方針①：市民・事業者・行政の協働によるごみの発生・排出抑制の推進

基本方針②：リサイクルの推進による資源循環型社会の構築

基本方針③：安定的な処理・処分が可能となる体制の構築

6 福山市災害廃棄物処理計画

国の災害廃棄物対策指針を踏まえて、「福山市地域防災計画」や「福山市一般廃棄物処理基本計画」の枠組みのもと、「広島県災害廃棄物処理計画」等と整合を図り、災害時に発生する廃棄物の対策における基本的な考え方と処理実施手順をとりまとめ、2019年（平成31年）3月に「福山市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

近年多発する大規模災害に備え、関係団体の協力のもと、生活環境の保全を図りながら、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理を行うことをめざしています。

7 芦田川水環境改善アクションプラン

水環境の改善を図るため、流域関係機関で構成する芦田川下流水質浄化協議会において、「水環境改善緊急行動計画」を策定しました。2017年（平成29年）3月には「芦田川水環境改善アクションプラン」に名称を変更し、流域関係機関が協力し、浄化用水の導入事業、植生浄化施設、下水道の整備促進、浄化槽の普及促進、生活排水浄化対策などの施策を総合的に推進しています。

1996年（平成8年）2月「清流ルネッサンス21」

2003年（平成15年）4月「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」

2008年（平成20年）4月「第二期水環境改善緊急行動計画（変更）」

2012年（平成24年）3月「第二期水環境改善緊急行動計画（第2回変更）」

2017年（平成29年）3月「芦田川水環境改善アクションプラン」

8 公害防止・環境保全協定

(1) 協定締結の趣旨及び主な内容

本市と企業又は本市・県と企業の間で公害関係法令による画一的な規制を補い、本市の自然的・社会的条件に応じてきめ細かい具体的な防止対策を企業に要請するため、1971年（昭和46年）日本鋼管（株）（現在 JFEスチール（株））との協定締結以来、今日までに企業10社との公害防止（環境保全）協定やゴルフ場開発に関する協定を結んでいます。

(2) 主な協定内容

- ア 汚染原因物質の排出基準の設定・遵守
- イ 原燃料の低硫黄化
- ウ 企業の公害防止体制の拡充強化
- エ 産業廃棄物の適正処理
- オ 環境保全（緑化等）対策
- カ 公害関係施設の状況・排出状況の測定結果等の報告、公害関係職員の立入調査の実施

(3) 協定締結企業及び締結年月日

公 害 防 止 協 定

企 業 名		締 結 年 月 日	備 考
市 ・ 県 と 締 結	JFEスチール（株）	1971(S46). 12. 27	一部変更1982(S57). 3. 31
	瀬戸内共同火力（株）	1971(S46). 12. 27	//
	日本化薬（株）	1976(S51). 9. 14	//
市 と 締 結	三菱電機（株）	1975(S50). 8. 30	
	福山ゴム工業（株）	1975(S50). 9. 1	
	早川ゴム（株）	1975(S50). 9. 1	
	カイハラ産業（株）	1975(S50). 6. 21	一部変更1976(S51). 3. 10(合併により承継)

環 境 保 全 協 定

企 業 名		締 結 年 月 日	備 考
市 と 締 結	早川ゴム（株）	1983(S58). 12. 16	箕島工場
	シャープ（株）	1983(S58). 12. 28	
	山陽染工（株）	1987(S62). 2. 3	

ゴルフ場の開発事業及び管理に関する協定

企 業 名		締 結 年 月 日	備 考
市 と 締 結	備後総合開発（株）	1989(H1). 5. 8	一部変更1990(H2). 9. 26(合併により承継)
	備後総合開発（株）	1990(H2). 3. 29	(合併により承継)

(4) 工業団地における協定

ア 箕島地区環境保全協定

箕島地区工業団地に進出立地する企業と、本市の地域性に合った公害防止対策を実施するため、法令等よりも厳しい規制や自主測定の義務付けなどを主な内容とする協定、覚書を結んでいます。また、土地の売買等による新たな工場の進出についても、公害関係施設の有無等必要に応じて協定、覚書を結んでいます。

イ 福山北産業団地環境保全協定 ※協定を結んでいる企業 26社

福山北産業団地に進出立地する企業と、本市の地域性に合った公害防止対策を実施するため、低硫黄燃料の使用や廃棄物の適正処理などを主な内容とする協定を結んでいます。

ウ 新市工業団地環境保全協定 ※協定を結んでいる企業 17社

広島県が事業主体となって開発した、新市工業団地に進出立地する企業とその地域にあつた公害防止対策を実施するため、法や県条例より厳しい規制や廃棄物の適正処理などを主な内容とする協定を合併に伴い福山市が承継しました。

エ 神辺工業団地環境保全協定 ※協定を結んでいる企業 17社

広島県が事業主体となって開発した、神辺工業団地に進出立地する企業とその地域にあつた公害防止対策を実施するため、法や県条例より厳しい規制や廃棄物の適正処理などを主な内容とする協定を合併に伴い福山市が承継しました。

9 審議会

(1) 福山市環境審議会

福山市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する重要事項の調査、審議等を行うために、市長の諮問機関として設置しています。

福山市環境審議会は、20人以内の委員からなり、委員は学識経験者、その他市長が必要と認める者たちから市長が委嘱しています。2021年（令和3年）3月末現在の委員数は15人です。

(2) 福山市廃棄物減量等推進審議会

福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項について審議を行うために、市長の諮問機関として設置しています。

福山市廃棄物減量等推進審議会は、20人以内の委員からなり、委員は市民、学識経験者等のうちから市長が委嘱しています。2021年（令和3年）3月末現在の委員数は18人です。

第3節 施設概要

1 ごみ処理関係施設

(1) 収集・運搬部門

ア 環境センター（直営）

ごみの直営収集は、次の環境センターで実施しています。

名 称	位 置
南部環境センター	箕沖町 107 番地 7
西部環境センター	松永町三丁目 1 番 29 号
北部環境センター	駅家町大字倉光 37 番地 1
東部環境センター	伊勢丘六丁目 6 番 1 号

イ 中継施設・保管施設

ごみ搬送の効率を高めるため、松永地区等のごみを一時貯留し中継するストックヤードを慶応浜埋立地内に設置しています。

また、リサイクルを行うため、紙ごみなどを集積し一時保管する施設を西部清掃工場地内に設置しています。

施 設 名	慶応浜ストックヤード	西部ストックヤード
所 在 地	柳津町 2285 番地	赤坂町赤坂 521 番地
竣 工	2000 年（平成 12 年）9 月	2013 年（平成 25 年）9 月
施工業者	（有）藤井興業	宮原建設（株）
概 要	粗大ごみ置き場 200 m ² 容器包装プラスチック ごみ置き場 600 m ² 資源ごみ置き場 600 m ²	3 ヤード 120 m ²
事 業 費	41,727 千円	24,825 千円

(2) 処理部門

ア 焼却施設

市内から排出された「燃やせるごみ」の一部は、西部清掃工場、新市クリーンセンター、深品クリーンセンターで焼却処理しています。

施設名	西部清掃工場	新市クリーンセンター
所在地	赤坂町赤坂 521 番地	新市町下安井 3328 番地 6
敷地面積	26,912 m ²	4,000 m ²
着工	1978年(昭和53年)12月	1991年(平成3年)11月
竣工	1980年(昭和55年)8月(*)	1994年(平成6年)3月
施工業者	(株)タクマ	(株)川崎技研
形式	全連続燃焼式	機械化バッチ式
能力	150 t / 24 h	30 t / 8 h
事業費	施設費 用地費 計	1,765,671千円 — 1,765,671千円
財源	国庫補助金 市債 一般財源	866,551千円 827,987千円 71,133千円
	処理量('20)	24,787 t / 年
	運営形態	委託

(*)1995年度(平成7年度)～1997年度(平成9年度)に基幹改良を実施

施設名	深品クリーンセンター	
所在地	神辺町上御領3000番地7	
敷地面積	12,300 m ²	
着工	1991年(平成3年)12月	
竣工	1994年(平成6年)12月	
施工業者	日本鋼管(株)	
形式	准連続燃焼式	
能力	80 t / 16 h	
事業費	施設費 用地費 計	3,905,714千円 64,516千円 3,970,230千円
財源	国県補助金 市債 一般財源	646,350千円 2,688,200千円 635,680千円
	処理量('20)	19,617 t / 年
	運営形態	委託

イ ごみ固形燃料(RDF)化施設

市内から排出された「燃やせるごみ」の一部は、ダイオキシン類や最終処分量の削減、未利用エネルギーの有効利用等のため、ごみ固形燃料(RDF)工場でRDF化を実施し、隣接する発電所に発電の燃料として供給しています。

施設名	ごみ固体燃料 (RDF) 工場
所在地	箕沖町 107 番地 7
敷地面積	26,000 m ²
着工	2001 年 (平成 13 年) 12 月
竣工	2004 年 (平成 16 年) 3 月
施工業者	JFE エンジニアリング㈱・荏原製作所 JV
能力	300 t / 16 h
事業費	10,341,629 千円
用 地 費	233,178 千円
計	10,574,807 千円
財源	国庫補助金 市債 その他の合計
	4,701,884 千円 5,287,500 千円 241,953 千円 343,470 千円
処理量 ('20)	91,447 t / 年
RDF 製造量 ('20)	51,985 t / 年
運営形態	委託

ウ 中間処理施設

「資源ごみ」は、福山リサイクルセンター（民間施設）、神辺クリーンセンター（民間施設）で資源化処理しています。「容器包装プラスチックごみ」は、リサイクル工場で機械選別・手選別し、中間処理を行って資源化処理をしています。「不燃（破碎）ごみ」は、リサイクル工場で破碎し、可燃物を選別するとともに、中に含まれる鉄・アルミ等を資源化しています。また、内海リサイクルセンター、神辺クリーンセンターに搬入された「不燃（破碎）ごみ」もそれぞれ資源化処理しています。

施設名	リサイクル工場
所在地	箕沖町 107 番地 2
敷地面積	25,500 m ² (*1)
着工	1999 年 (平成 11 年) 1 月
竣工	2000 年 (平成 12 年) 9 月
施工業者	日本鋼管（株）
形 式	容器包装プラスチック選別、破碎
能 力	容器包装プラスチックごみ 45 t / 5 h 不燃性ごみ 115 t / 5 h 燃やせる粗大ごみ 10 t / 5 h
事業費	7,722,225 千円
用 地 費	—
計	7,722,225 千円 (*2)
財 源	国庫補助金 市 債 一般財源
処理量 ('20)	19,036 t / 年
運営形態	委託

(*1) 福山市リサイクルプラザの敷地面積を含む。(*2) 福山市リサイクルプラザの事業費を含む。

施設名	内海リサイクルセンター
所在地	内海町新道 664 番地 1
竣工	1996 年（平成 8 年）4 月
形式	磁選別・手選別
能力	1.6 t / 5h
処理量 ('20)	87 t / 年
運営形態	委託

【民間施設】

施設名	福山リサイクルセンター	神辺クリーンセンター
所在地	箕沖町 56 番地 1	神辺町湯野 1540 番地 1
竣工	1986 年（昭和 61 年）4 月	1976 年（昭和 51 年）4 月
形式	磁選別・手選別	磁選別・手選別
能力	60 t / 8h	25 t / 8h
処理量 ('20)	4,610 t / 年	1,689 t / 年

エ 最終処分場

リサイクル工場、ごみ固形燃料（RDF）工場、内海リサイクルセンター、福山リサイクルセンター、神辺クリーンセンターからの残さ、西部清掃工場、新市クリーンセンター及び深品クリーンセンターからの焼却灰等を箕沖埋立地、新市埋立地、内海埋立地及び深品埋立地において埋立処分しています。また、町内清掃土も搬入しています。

施設名		箕沖埋立地		慶応浜埋立地
所在地	箕沖町 107 番地 4	箕沖町 107 番地 3	柳津町 2285 番地	
敷地面積	85,000 m ²	165,000 m ²	52,644 m ²	
埋立面積	85,000 m ²	165,000 m ²	41,000 m ²	
埋立容量	628,000 m ³ (*)	1,495,000 m ³	155,800 m ³	
供用開始	1989 年（平成元年）10 月	1978 年（昭和 53 年）5 月	1981 年（昭和 56 年）4 月	
形式	サンドイッチ方式	サンドイッチ方式	サンドイッチ方式	
事業費	施設費	355,931 千円	—	261,858 千円
	用地費	219,201 千円	651,986 千円	828,773 千円
	計	575,132 千円	651,986 千円	1,090,631 千円
財源	国庫補助金	—	—	99,027 千円
	市債	230,900 千円	640,600 千円	938,500 千円
	一般財源	344,232 千円	11,386 千円	53,104 千円
処理量 ('20)		14,821 t / 年		550 t / 年
運営形態		委託		直営
残余容量		260,766 m ³ (*)	9,729 m ³	休止予定

(*) 2 次嵩上げ後の予定量

施設名		内海埋立地	新市埋立地	深品埋立地
所在地	内海町 662 番地	新市町下安井 1825	神辺町上御領 7300 番地 13	
敷地面積	42,600 m ²	62,644 m ²	42,300 m ²	
埋立面積	3,000 m ²	7,200 m ²	8,700 m ²	
埋立容量	10,700 m ³	60,000 m ³	75,000 m ³	
供用開始	1994年(平成6年)4月	1994年(平成6年)3月	2000年(平成12年)4月	
形 式	セル工法	サンドイッチ方式	サンドイッチ方式	
事業費	施設費 用地費 計	661,685千円 5,562千円 667,247千円	553,111千円 70,557千円 623,668千円	1,274,860千円 58,652千円 1,333,512千円
財源	国庫補助金 市債 一般財源	117,109千円 478,400千円 71,738千円	191,864千円 402,800千円 29,004千円	454,206千円 799,800千円 79,506千円
処理量(‘20)	21t／年	793t／年	2,949t／年	
運営形態	委託	委託	委託	
残余容量	5,191 m ³	41,864 m ³	32,693 m ³	

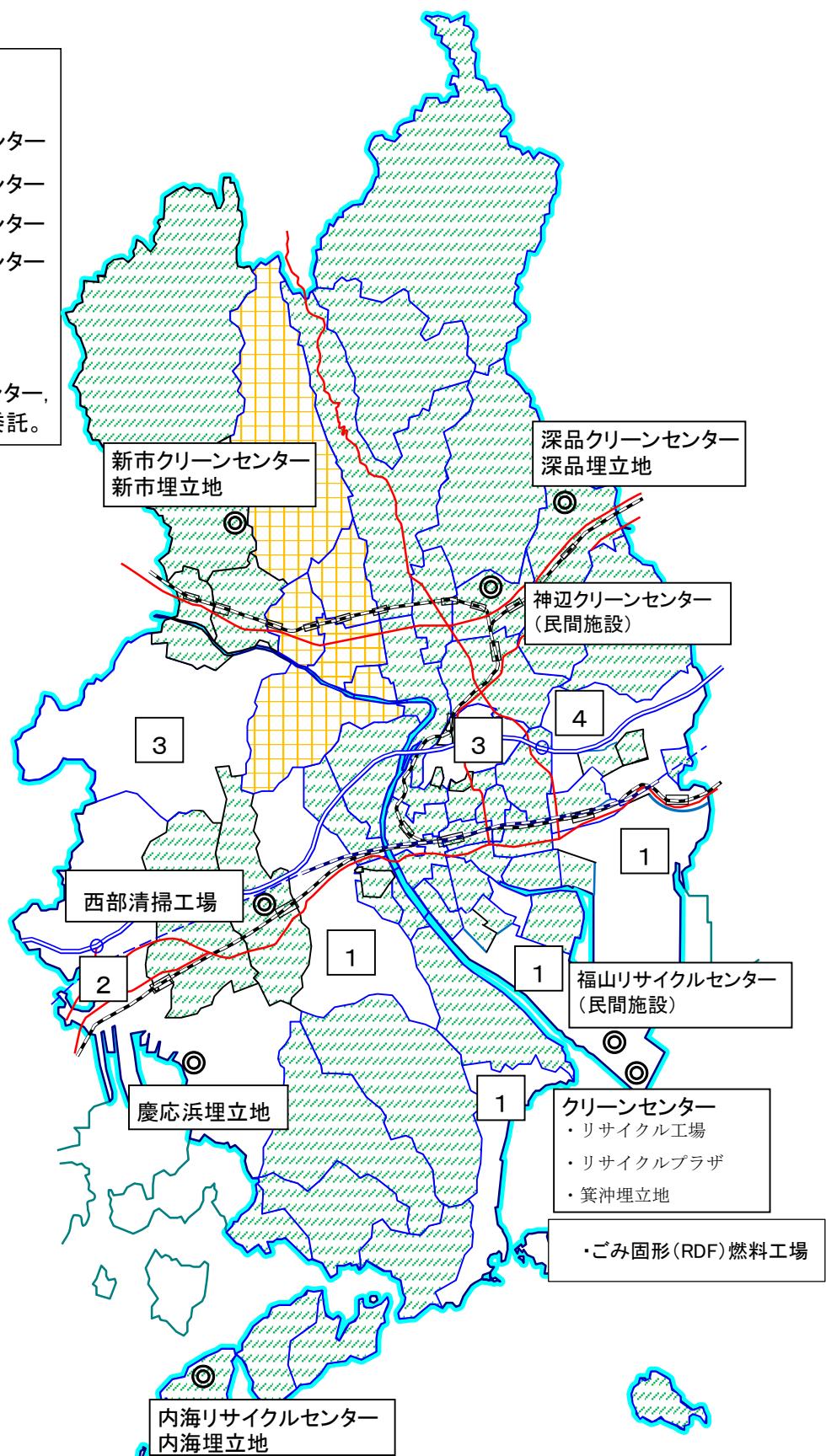
(3) 環境啓発施設

福山市リサイクルプラザ（愛称：エコローズ）において、リサイクル体験学習や情報提供の場を設け、温暖化対策やごみ減量・リサイクル推進等の環境啓発を推進しています。

施設名		福山市リサイクルプラザ（愛称：エコローズ）
所在地	箕沖町 107 番地 2	
建築面積	776.49 m ²	
延床面積	1,486.67 m ²	
屋上	○太陽光発電設備（最大 30 kW/h）	
2階	○自然共生エリア・気づきの森 ○リサイクル体験室・さき織り・布ぞうりなど ○研修室 ○会議室 ○和室	
1階	○循環型社会エリア・気づきの街 ○低炭素エリア・気づきの家 ○次世代エネルギーパーク サテライト施設情報展示エリア ○修理再生室 ○事務室など	
その他	○雨水利用設備（地中 10 t） ○ハイブリッド（太陽光・風力）独立型街灯（3基）	

○所管別収集区域

凡例	
	直営
	南部環境センター
	西部環境センター
	北部環境センター
	東部環境センター
	委託
	可燃ごみは 北部環境センター、 それ以外は委託。



クリーンセンターは、①リサイクル工場、②箕沖埋立地の各施設を一体化し、ごみ処理の拠点施設としての役割を果たすよう位置付けています。

2 し尿処理関係施設

市内から排出されたし尿及び浄化槽汚泥は、汚泥再生処理センター、西部衛生センター、内海し尿処理場、走島し尿処理場で処理されます。

し尿等の搬送の効率を高めるため、し尿等を一時貯留し、中継する新市中継施設、新浜中継施設、深品中継施設、山野貯留槽、芦田貯留槽を設置しています。

(1) し尿・浄化槽汚泥処理施設

施設名	汚泥再生処理センター	西部衛生センター
所在地	箕沖町 107 番地 2	松永町七丁目 2 番 31 号
着工	2010 年（平成 22 年）9 月	1977 年（昭和 52 年）4 月
竣工	2013 年（平成 25 年）3 月	1978 年（昭和 53 年）7 月
施工業者	日立造船（株） (旧アム大機(株))	栗田工業（株）
形式	膜分離高負荷脱窒素処理 +高度処理、助燃剤化	標準脱窒素処理 +高度処理
能力	200 k1/日	150 k1/日
事業費	2,499,704 千円	本体 1,268,000 千円 附帯 701,867 千円
処理量 ('20)	62,843 k1/年	28,724 k1/年
運営形態	委託	委託

施設名	内海し尿処理場	走島し尿処理場
所在地	内海町岩谷 2540 番地	走島町道閑 11 番地
着工	1991 年（平成 3 年）3 月	1976 年（昭和 51 年）2 月
竣工	1993 年（平成 5 年）12 月	1977 年（昭和 52 年）3 月
施工業者	三井造船エンジニアリング（株）	三菱重工（株）
形式	膜式高負荷脱窒素処理	好気性消化処理
能力	31 k1/日	2 k1/日
事業費	1,344,148 千円	152,687 千円（用地費用を含む。）
処理量 ('20)	8,767 k1/年	161 k1/年
運営形態	委託	委託

(2) し尿貯留槽

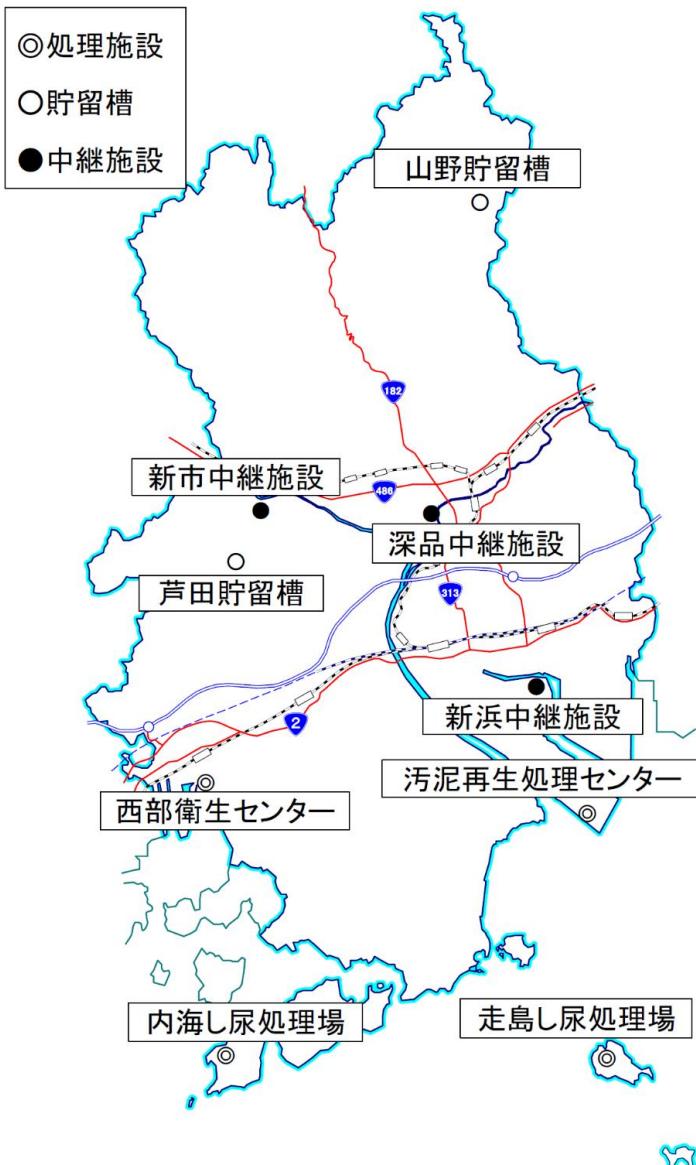
名称	所在地	容量
山野貯留槽	山野町山野4206番地3	22.5 m ³
芦田貯留槽	芦田町福田268番地	40.0 m ³

(3) し尿中継施設

施設名	新市中継施設	新浜中継施設	深品中継施設
所在地	新市町相方78番地	新浜町二丁目3番3号	神辺町川南81番地1
着工	2012年(平成24年)11月	2012年(平成24年)12月	2015年(平成27年)9月
竣工	2014年(平成26年)3月	2014年(平成26年)7月	2017年(平成29年)3月
施工業者	富士建設(株)	(株)鈴木工務店	富士建設(株)
貯留能力	140 k1	240 k1	490 k1
事業費	137,471千円 (外構含む。)	252,912千円 (一部外構含む。)	455,090千円 (一部外構含む。)
運営形態	委託	委託	委託

※事業費は、建築(外構含む。)、プラント設備、電気設備、給排水設備、冷暖房設備の各工事費の合計

○施設位置図



第1章 低炭素社会の構築（気候変動対策）

第1節 温室効果ガスの排出抑制

1 現状と課題

(1) 國際的な動向・國の動向

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書（2014年〔平成26年〕10月）によると、今世紀末の気温は、現在と比較して、0.3～4.8度上昇すると予測されています。

2015年（平成27年）の気候変動枠組条約第21回締約国会議では、2020年（令和2年）以降、全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新することを規定したパリ協定が採択されました。本協定では、世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べ、2度よりも十分低く保つとともに、1.5度に抑える努力の追及等を世界的な目標として定めました。

国は、2016年（平成28年）5月に地球温暖化対策計画を策定し、中期削減目標を、2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比26.0%削減するとし、長期目標を、2050年（令和32年）までに80%の温室効果ガスの排出削減をめざすこととしてきました。しかし、世界各国で、2050年カーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がり、2020年（令和2年）10月には、2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」をめざすことを国が宣言し、脱炭素化の取組を加速させています。

我が国の2019年度（令和元年度）の温室効果ガス排出量は12億1,200万tで、前年度比で2.9%，2013年度（平成25年度）比で14.0%減少する結果となりました。

(2) 市の現状

市内から2017年度（平成29年度）に排出された温室効果ガスは、29,286千t-CO₂で、基準年である2013年度（平成25年度）と比べ、3.3%増加しました。

部門別では、産業部門や業務その他部門、運輸部門等は基準年に比べて増加し、家庭部門は減少しました。また、前年度に比べて、総量が約4%増加しており、特に、製造業（産業部門）の排出量が約5%（1,292千t-CO₂）増加しました。

■温室効果ガス排出量の経年変化 (千t-CO₂)

年度		2005 (参考年)	2013 (基準年)	2015	2016	2017	2018 (暫定値)	参考年比 2005-2017	基準年比 2013-2017
産業部門	製造業	22,191	24,842	23,917	24,536	25,828	24,570	16.39%	3.97%
	建設業・鉱業	86	64	66	56	41	37	△ 52.33%	△ 35.94%
	農林水産業	13	16	13	14	30	29	130.77%	87.50%
		22,290	24,922	23,996	24,606	25,899	24,636	16.19%	3.92%
業務その他部門		639	709	660	624	849	814	32.86%	19.75%
家庭部門		776	920	837	850	667	661	△ 14.05%	△ 27.50%
運輸部門	自動車	604	554	554	764	638	645	5.63%	15.16%
	(貨物)	399	430	436	484	367	361	△ 8.02%	△ 14.65%
	(旅客)	18	18	18	18	18	16	0.00%	0.00%
	鉄道	174	120	131	132	137	138	△ 21.26%	14.17%
		1,195	1,122	1,139	1,398	1,160	1,160	△ 2.93%	3.39%
廃棄物部門等		480	510	492	477	505	527	5.21%	△ 0.98%
二酸化炭素(CO ₂) 計		25,380	28,183	27,124	27,955	29,080	27,798	14.58%	3.18%

メタン (CH ₄)	18	16	15	17	17	15	△ 5.56%	6.25%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	30	30	32	29	30	29	0.00%	0.00%
代替フロン	50	116	140	151	159	165	218.00%	37.07%
その他ガス 計	98	162	187	197	206	209	110.20%	27.16%
温室効果ガス 計	25,478	28,345	27,311	28,152	29,286	28,007	14.95%	3.32%

※「廃棄物部門等」は、廃棄物部門及びエネルギー転換部門の合計値。

2 取組内容

(1) 建築物の省エネ化

長期優良住宅・低炭素建築物・建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準に適合するよう努めてもらうことで、エネルギー消費性能に優れた建築物の普及を図っています。

年 度	長期優良住宅認定	低炭素建築物新築等 計画認定	建築物エネルギー消費性能 向上計画認定
2018年度（平成30年度）	349件	51件	7件
2019年度（令和元年度）	353件	49件	13件
2020年度（令和2年度）	341件	73件	20件

(2) 省エネ技術の開発

中小企業における新たな環境技術や環境製品の開発を進めるため、広島県立総合技術研究所東部工業技術センター等と連携し、研究開発を支援しています。

(3) 再生可能エネルギーの地産地消の推進

2019年（平成31年）4月1日から、本市などが出資する地域新電力会社「福山未来エナジー株式会社」が、福山リサイクル発電所等から低炭素な電力を調達し、市内をはじめとする公共施設に安定的に電力の供給を開始しました。

再生可能エネルギー由来の地産電源を公共施設で使用することにより、エネルギーの地産地消を推進するとともに、公共施設の電気代の削減と温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

また、電力の供給先や再生可能エネルギーの電源調達について、周辺の備後圏域各市町に拡大することで、圏域全体での低炭素型まちづくりの推進に取り組んでいます。

名 称	福山未来エナジー株式会社 								
所在地	福山市延広町 8 番 21 号								
設立日	2018 年（平成 30 年）12 月 25 日								
資本金	1 億円								
出資者	福山市 10% JFE エンジニアリング㈱ 85% ㈱広島銀行 5%								
事業期間	2019 年（平成 31 年）4 月 1 日～2024 年（令和 6 年）3 月 31 日 (5 年間のモデル事業)								
2020 年度（令和 2 年度）実績	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">電力供給量</td> <td>約 9,800 万 kWh</td> </tr> <tr> <td>供給先</td> <td>備後圏域の公共施設 304 施設 (福山市 283 施設, 神石高原町 3 施設, 世羅町 18 施設) (2021 年〔令和 3 年〕3 月 31 日現在)</td> </tr> <tr> <td>地産電源</td> <td>域内の福山リサイクル発電所 (RDF 発電), 太陽光発電所及び水力発電所の 34 施設から約 7,100 万 kWh を調達 (2021 年〔令和 3 年〕3 月 31 日現在)</td> </tr> <tr> <td>事業効果</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・備後圏域の公共施設から排出される温室効果ガスの削減効果 約 26,600t-CO₂ (基礎排出係数で試算) ・うち本市の公共施設から排出される温室効果ガスの削減効果 約 25,800 t -CO₂ ・備後圏域の電気料金の削減効果 約 6,300 万円 ・本市の電気料金の削減効果 約 5,900 万円 </td> </tr> </table>	電力供給量	約 9,800 万 kWh	供給先	備後圏域の公共施設 304 施設 (福山市 283 施設, 神石高原町 3 施設, 世羅町 18 施設) (2021 年〔令和 3 年〕3 月 31 日現在)	地産電源	域内の福山リサイクル発電所 (RDF 発電), 太陽光発電所及び水力発電所の 34 施設から約 7,100 万 kWh を調達 (2021 年〔令和 3 年〕3 月 31 日現在)	事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・備後圏域の公共施設から排出される温室効果ガスの削減効果 約 26,600t-CO₂ (基礎排出係数で試算) ・うち本市の公共施設から排出される温室効果ガスの削減効果 約 25,800 t -CO₂ ・備後圏域の電気料金の削減効果 約 6,300 万円 ・本市の電気料金の削減効果 約 5,900 万円
電力供給量	約 9,800 万 kWh								
供給先	備後圏域の公共施設 304 施設 (福山市 283 施設, 神石高原町 3 施設, 世羅町 18 施設) (2021 年〔令和 3 年〕3 月 31 日現在)								
地産電源	域内の福山リサイクル発電所 (RDF 発電), 太陽光発電所及び水力発電所の 34 施設から約 7,100 万 kWh を調達 (2021 年〔令和 3 年〕3 月 31 日現在)								
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・備後圏域の公共施設から排出される温室効果ガスの削減効果 約 26,600t-CO₂ (基礎排出係数で試算) ・うち本市の公共施設から排出される温室効果ガスの削減効果 約 25,800 t -CO₂ ・備後圏域の電気料金の削減効果 約 6,300 万円 ・本市の電気料金の削減効果 約 5,900 万円 								

（4）農林水産物の地産地消の推進

地産地消を推進することは、 身近な地域と食の関わりを見つめ直し、 その結びつきを深めていくことであり、 地域の農林水産業や伝統的な食文化、 地域の動植物が生息・生育する豊かな自然環境及び生物多様性を守ることにつながります。

そのため、 本市では、 産直市の拡大・充実に向けた支援、 学校・保育施設給食への地場産農林水産物の使用拡大、 食育との連携などに取り組んでいます。

また、 耕作放棄地の発生を防止し、 農地としての利活用を促進することは、 食料供給はもとより、 水源かん養、 洪水防止、 景観形成など農地の持つ多面的機能を發揮させることとなり、 安心・安全で快適な自然環境の創出につながります。



第2節 低炭素型のまちづくりの推進

1 現状と課題

国は、都市の低炭素化を進めるため、都市構造を従来の拡散型から転換し、都市機能の集約化や公共交通機関の利用促進、貨物輸送の合理化等を進めることで、日常生活に伴う移動や物流に係るエネルギー使用の削減につながるまちづくりを進めています。

本市では、低炭素型のまちづくりを進めるため、公共交通機関の利用促進や自転車利用環境の整備などを行っています。

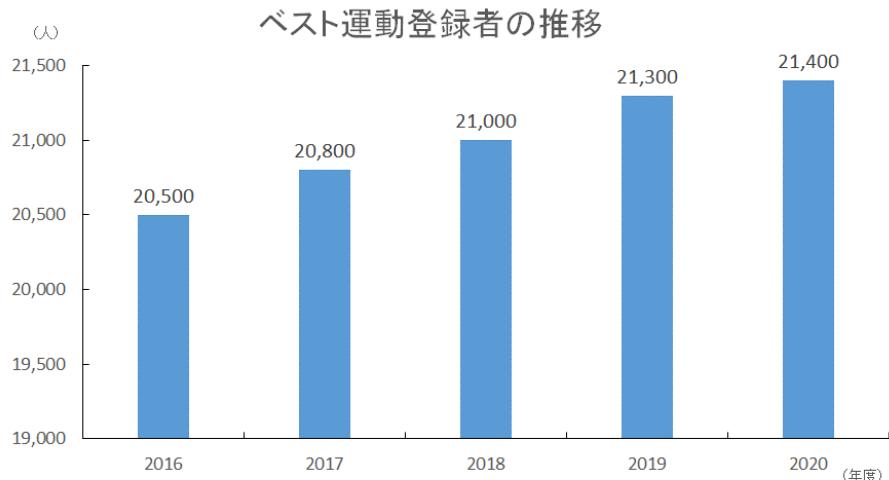
2 取組内容

(1) コンパクト・プラス・ネットワークの推進

中心部や地域の生活拠点に、その規模や特性に応じた医療・福祉施設や商業施設などの都市機能を集積し、これらを公共交通などで結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方でまちづくりを進めるため、2020年（令和2年）3月に、「福山市立地適正化計画」を作成しました。

(2) 公共交通機関の利用促進

福山都市圏全体で、過度なマイカー利用を見直し、自転車や公共交通を利用したエコ通勤への転換を促すノーマイカー運動「ベスト運動」に、年間を通じて重点的に取り組みました。



(3) 次世代自動車の普及促進

地域交通の脱炭素化に寄与する、排気ガスを出さないグリーンスローモビリティの導入を進めています。

2019年度（令和元年度）は、前年度の実証実験の結果を踏まえ、2019年（平成31年）4月に「グリスロ潮待ちタクシー」が、2020年（令和2年）3月に「グリスロバス」の運行が鞆の浦ではじまり、地域住民や観光客の移動手段として利用されています。

また、2020年（令和2年）3月からは福山城公園周辺で「グリスロ城まちタクシー」の運行がはじまりました。

高齢者や障がいのある方に対する移動支援や、福山城公園内の周遊性の向上にもつながっています。



グリスロ潮待ちタクシー



グリスロバス



グリスロ城まちタクシー

(4) 自転車利用の普及促進

自転車通行空間や自転車駐車場など利用環境の整備のほか、駅周辺や観光地でのレンタサイクル事業を行いました。



自転車通行空間



レンタサイクル事業

第3節 気候変動による影響への適応

1 現状と課題

気候変動による影響により、感染症の拡大、農作物の品質の低下や、水害・土砂災害を起こし得る大雨の増加等のおそれがあることから、温室効果ガス排出抑制等を行う「緩和」だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めることが求められています。

2 取組内容

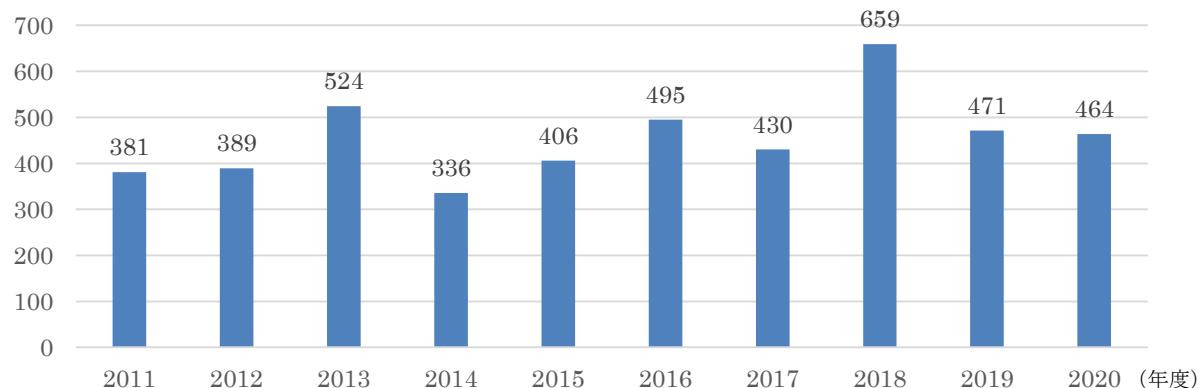
(1) 热中症対策

地球温暖化やヒートアイランド現象による都市の高温化に加え、高齢者の増加により、全国的に熱中症搬送患者数が増加しています。

2020年度（令和2年度）は、福山市メール配信サービスを通して、環境省が実施している暑さ指数の個人向けメール配信サービスの利用促進を広く市民に周知しました。

また、「広報ふくやま」やラジオでの周知、各種イベントへ「熱中症予防啓発のぼり」の貸出しをするなど、熱中症に関する情報提供や普及啓発に努めています。

(人) 福山地区消防組合管内 热中症による救急搬送者数（6月～9月）の推移



热中症予防啓発のぼりの貸出し



「広報ふくやま」での啓発

本市は、2011年度（平成23年度）から官民共同で熱中症予防を呼びかけていく国民運動「ひと涼みしよう 热中症予防声かけプロジェクト」に参画しています。

プロジェクトの賛同会員が実施した熱中症予防の啓発活動を表彰する「ひと涼みアワード2020」において、「広報ふくやま」での熱中症啓発の取組が、「熱中症ケア部門 優秀賞」に選ばれました。



ひと涼みアワード 2020 表彰状

(2) クールシェア

2012年度（平成24年度）から、夏場の節電対策を推進するために環境省が提唱するクールシェアについて、市としても推奨ポスターの掲載などを行っています。

2019年度（令和元年度）は、広島県が実施する「ひろしまクールシェア」に協力し、市内の公共施設のうち25か所が協力施設に登録されました。また、市内の商業施設のうち23店がこの取組に参加しました。

なお、2020年度（令和2年度）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施していません。

年度別参加施設数

年 度	公共施設（施設）	商業施設（店）	計
2015年度（平成27年度）	15	46	61
2016年度（平成28年度）	17	58	75
2017年度（平成29年度）	23	58	81
2018年度（平成30年度）	23	24	47
2019年度（令和元年度）	25	23	48

2019年度（令和元年度）参加協力施設一覧

公 共 施 設		
ふくやま美術館	えほんの国	松永はきもの資料館
ふくやま文学館	道の駅アリストぬまくま	福山市リサイクルプラザ
福山市立福山城博物館	福山市自然研修センター（ふくやまふれ愛ランド）	福山市ものづくり交流館
菅茶山記念館	福山市鞆の浦歴史民俗資料館	福山市しんいち歴史民俗博物館
福山市神辺歴史民俗資料館	福山市中央図書館	福山市松永図書館
福山市北部図書館	福山市東部図書館	福山市沼隈図書館
福山市新市図書館	ふくやま書道美術館	福山市かんなべ図書館
エフピコRiM※	広島県立歴史博物館	広島県民文化センターふくやま
福山少年自然の家		

※エフピコ RIM は商業施設としても参加しています。

(3) 感染症対策

蚊やダニ媒介感染症に関する知識や予防対策の普及啓発のために、広報ふくやま 2020 年度（令和 2 年度）5 月号やホームページに記事を掲載しました。

(4) 水害・土砂災害対策

ア 浸水対策

各地域に適した河川事業や下水道事業等による河川・水路、排水機、雨水貯留施設等の整備を実施し、被害の解消・軽減を図っています。

イ 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地の崩壊等による災害から市民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊対策工事等の必要な措置を講じています。

年 度	実施件数
2018年度（平成30年度）	4か所
2019年度（令和元年度）	15か所
2020年度（令和2年度）	5か所

※個人の所有地である急傾斜地は本来、土地所有者が責任を持って適切な管理をする必要がありますが、採択要件に適合し、受益者の同意が得られたものについて、国・県に申請を行い、採択された事業を予算の範囲内で実施します。

ウ 防災活動の促進

災害時における被害の軽減を図るため、自主防災組織の持続的な運営、強化を支援するとともに、地域における相互協力を促進しています。

(5) 農作物・水産物への影響への対応

ア 農作物への影響

2015 年度（平成 27 年度）から水稻の生育期間中、特に成熟時期の高温による品質低下を生じにくい「恋の予感」（イネ）など新たな品種を導入し、JA 福山市とともに栽培技術の検討と普及を行っています。

イ 水産物への影響

水産物の生育に影響を及ぼす要因としては、海水温の上昇や栄養塩類濃度の低下など様々な要因が複合的に関係していると考えられています。

海水温については、備後灘北部において、2020 年（令和 2 年）と過去 10 年間の平均海水温を比較すると、2020 年（令和 2 年）のほうが冬場の海水温が高くなっています。

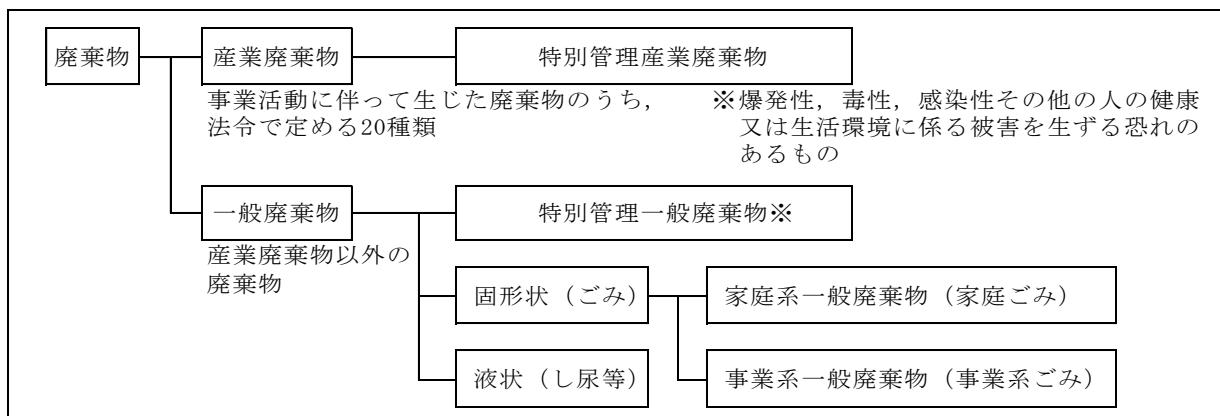
ノリ養殖においては、海水温の上昇によりノリの生育期間が短くなる傾向がみられ、生育不良や収穫回数が減ることによる収穫量の減少が懸念されます。

第2章 循環型社会の構築

第1節 一般廃棄物（ごみ）

1 概要

ごみ（廃棄物）は、大別すると、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分されます。一般廃棄物は固形状のごみと液状のし尿等に分けられ、さらに、ごみは家庭の日常生活から排出される「家庭ごみ」と、事業活動に伴って排出される「事業系ごみ」に区分されます。



2 ごみ排出量の現状

今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムはごみの排出量を増大させており、ごみの発生抑制・リサイクルの推進は社会的な急務となっています。

また、ごみ質も多様化しており、適正処理がますます重要な課題となっています。

本市のごみ排出量は、家庭系ごみは減少傾向で推移していましたが、2019年度（令和元年度）は増加に転じています。一方、事業系ごみは2020年度（令和2年度）は減少しています。

また、リサイクル率はRDF事業などにより、全国や県平均より高い水準を維持しているものの、横ばいで推移しているため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）などの資源生産性を高める取組を一層強化していくことが必要です。

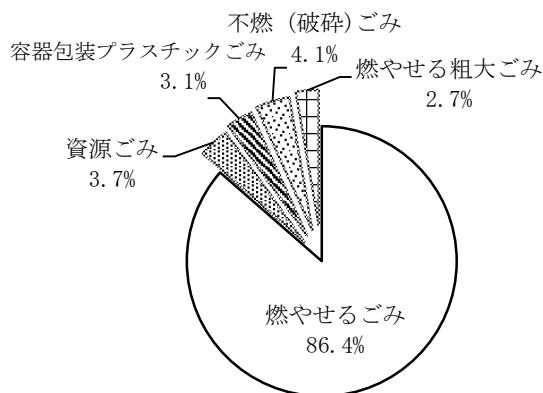
（1）ごみ排出量

2020年度（令和2年度）ごみ排出量（収集形態別）

(t)

区分	家庭系ごみ			事業系ごみ			合計
	直営	委託業者	小計	許可業者	自己搬入	小計	
燃やせるごみ	31,671	50,191	81,862	45,923	3,441	49,364	131,226
資源ごみ	1,455	3,067	4,522	1,001	59	1,060	5,582
容器包装プラスチックごみ	1,594	3,156	4,750	0	4	4	4,754
不燃（破碎）ごみ	1,460	3,066	4,526	740	896	1,636	6,162
燃やせる粗大ごみ	567	1,023	1,590	426	2,113	2,539	4,129
合計	36,747	60,503	97,250	48,090	6,513	54,603	151,853

ごみの種別の排出量内訳



(2) ごみ排出量の推移

(t)

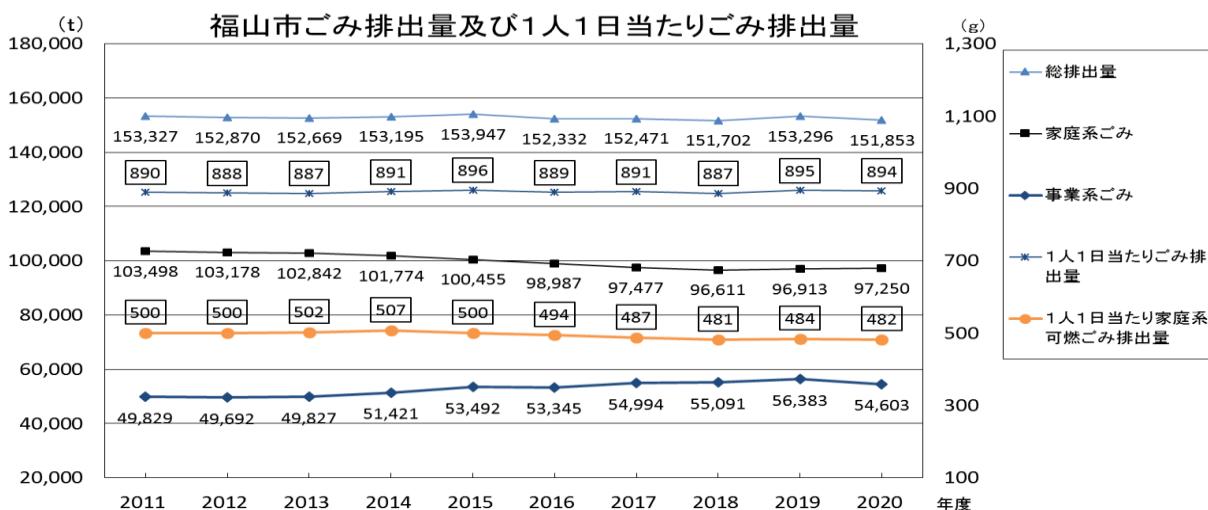
年度	合計	増減量	家庭系ごみ					事業系ごみ				
			小計	可燃	資源	プラスチック	不燃破碎	可燃粗大	小計	可燃	資源	プラスチック
2011(H23)	153,327	▲183	103,498	86,152	5,860	5,598	4,365	1,523	49,829	45,587	1,142	8
2012(H24)	152,870	▲457	103,178	86,066	5,735	5,255	4,450	1,672	49,692	45,307	1,069	8
2013(H25)	152,669	▲201	102,842	86,316	5,451	5,087	4,326	1,662	49,827	45,398	1,078	8
2014(H26)	153,195	526	101,774	87,218	4,846	4,694	3,761	1,255	51,421	47,253	1,092	5
2015(H27)	153,947	752	100,455	85,902	4,781	4,666	3,862	1,244	53,492	48,968	1,273	10
2016(H28)	152,332	▲1,615	98,987	84,643	4,699	4,693	3,678	1,274	53,345	48,789	1,216	1
2017(H29)	152,471	139	97,477	83,394	4,668	4,648	3,521	1,246	54,994	50,404	1,292	1
2018(H30)	151,702	▲769	96,611	82,259	4,434	4,663	3,943	1,312	55,091	49,747	1,328	1
2019(R1)	153,296	1,594	96,913	82,859	4,166	4,602	3,929	1,357	56,383	51,345	1,034	3
2020(R2)	151,853	▲1,443	97,250	81,862	4,522	4,750	4,526	1,590	54,603	49,364	1,060	4

1人1日当たりのごみ排出量の推移

(g / [人・日])

2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
896	889	891	887	895	894

※1人1日当たりのごみ排出量=ごみ排出量/(人口×365日)



(3) 資源化率及びリサイクル率の推移

・全国

(%)

区分／年度	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和 2 年度)
資源化率	15.9	15.1	15.2	15.2	15.2	—
リサイクル率	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6	—

・広島県

(%)

区分／年度	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和 2 年度)
資源化率	19.7	19.4	19.1	18.8	16.7	—
リサイクル率	21.6	21.7	21.3	20.6	18.7	—

・福山市

(%)

区分／年度	2015 年度 (平成 27 年度)	2016 年度 (平成 28 年度)	2017 年度 (平成 29 年度)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (令和元年度)	2020 年度 (令和 2 年度)
資源化率	6.2	7.0	6.8	7.0	6.8	7.2
リサイクル率	12.3(43.3)	12.0(43.6)	11.6(42.8)	11.6(44.2)	11.0(43.3)	10.4(43.5)

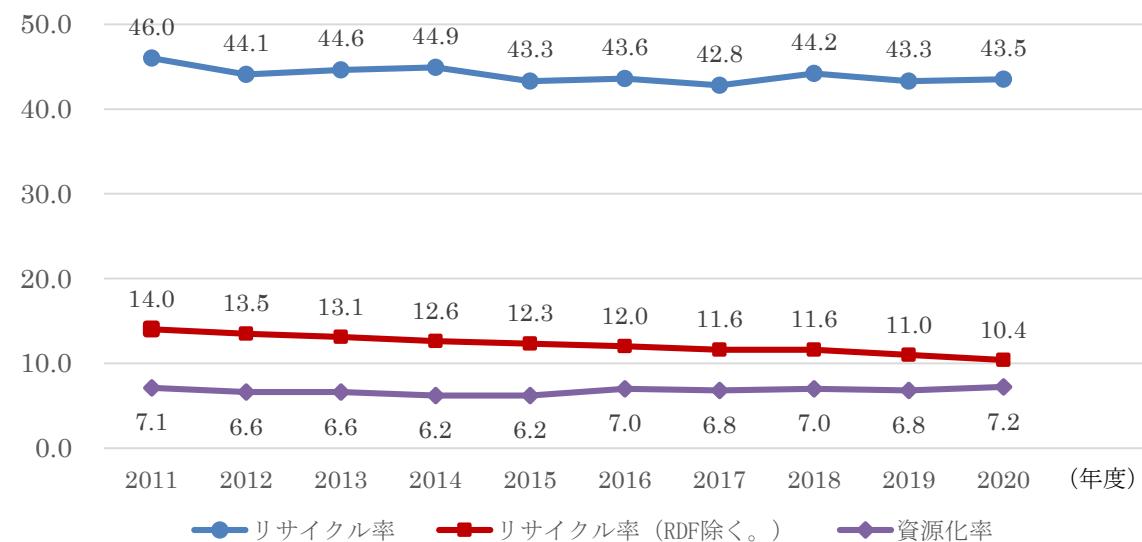
(注) 資源化率 (%) = (ごみの資源化量) ÷ (ごみの排出量)

(注) リサイクル率 (%) = ((ごみの資源化量) + [集団回収量]) ÷ ((ごみの排出量) + [集団回収量])

(注) リサイクル率中の () 内は、RDF 製造量を含んだ場合の数字

リサイクル率 (%) = ((ごみの資源化量) + [集団回収量] + [RDF 製造量]) ÷ ((ごみの処理量) + [集団回収量])

(%)



3 ごみ分別収集の状況

本市の家庭ごみ分別区分は、「燃やせるごみ」、「資源ごみ」、「容器包装プラスチックごみ」、「不燃（破碎）ごみ」、「燃やせる粗大ごみ」、「蛍光灯・使用済乾電池・ビデオテープ類・ライター類」の 6 種類としています。

2001年（平成13年）4月からは、家電リサイクル法の施行に伴い、家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は市で収集及び処理を行っていません。2003年（平成15年）10月からは、「資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）」に基づき、家庭用パソコンのリサイクルが始まり、2004年（平成16年）4月から市で収集及び処理を行っています。

また、2006年（平成18年）4月から、プラスチックごみの分別方法を変更し、新たに「容器包装プラスチックごみ」の分別を設け、2007年（平成19年）4月からは、くつ・カバン・財布等の皮革類は「燃やせるごみ」となり、2008年（平成20年）4月からは、石油ストーブ・石油ファンヒーターは「資源ごみ」の日に、使い捨てライターは「燃やせる粗大ごみ」の日に、2013年（平成25年）4月からは、電気・ガスストーブ、ファンヒーターは「資源ごみ」の日に、蛍光灯は「燃やせる粗大ごみ」の日に収集しています。（一部地域を除く。）

2013年（平成25年）4月～

区分	収集回数	主な内容
燃やせるごみ	週2回	生ごみ類、紙くず類、木くず類、衣類・布類、灰、汚れが落ちない容器包装プラスチック、プラスチック製の商品、皮革類
資源ごみ	月2回	びん類、缶類、金属類、ストーブ、ファンヒーター
容器包装プラスチックごみ	週1回	 PET 識別マークがついているもの
不燃（破碎）ごみ	月2~3回	ガラス類、陶磁器類、小型家電、その他不燃製品、燃やせない粗大ごみ
燃やせる粗大ごみ	年4回	木製の家具類、寝具類
蛍光灯 使用済乾電池 ビデオテープ類 ライター類	年4回	蛍光灯、使用済乾電池、ビデオテープ類、ライター類（燃やせる粗大ごみの日に収集）

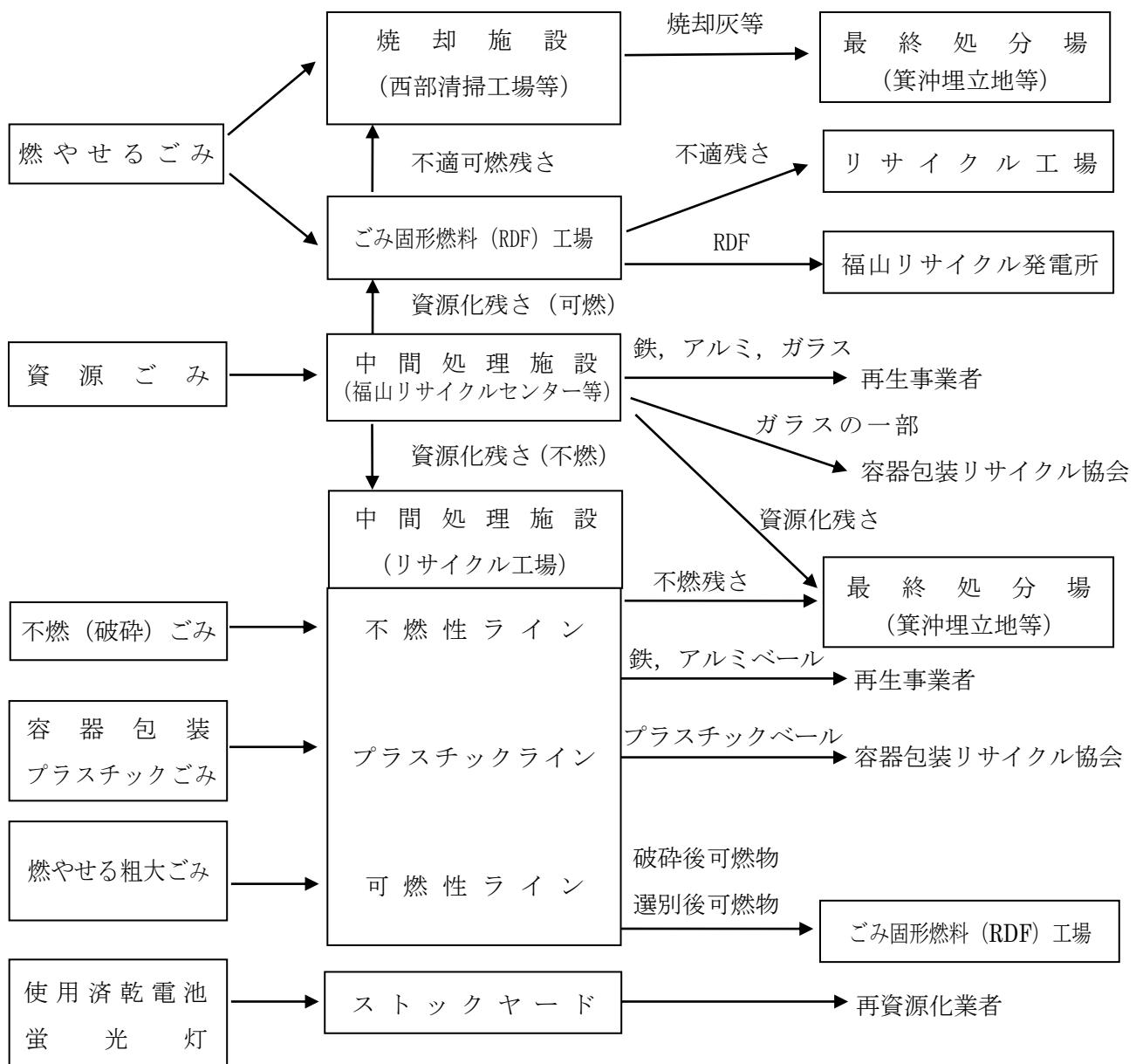
4 ごみ処理の状況

（1）ごみ処理の概要

本市の燃やせるごみについては、ごみ固形燃料（RDF）工場でRDF化による処理のほか、3か所の焼却施設で焼却処理をしています。資源ごみは、2か所の民間施設で資源化処理を行っています。不燃（破碎）ごみ、容器包装プラスチックごみ、燃やせる粗大ごみは、リサイクル工場で中間処理を行って資源化処理をしています。

中間処理施設からの残さ、焼却施設からの焼却灰等については、5か所の最終処分場で適正に処分を行っています。

ア ごみ処理フロー



※一部のごみは中継施設を経由して、リサイクル工場等に搬入しています。

イ ごみ処理の状況及び経年変化

(t)

区分 年度	ごみ排出量(*1)	処理量				焼却灰
		焼却	RDF化	資源化 (*2)	最終処分	
2016 年度	152,332	50,567	90,516	10,606	7,483	8,236
2017 年度	152,471	51,468	89,417	10,414	6,889	9,021
2018 年度	151,702	49,542	90,610	10,668	7,924	8,526
2019 年度	153,296	51,011	90,979	10,479	7,634	8,742
2020 年度	151,853	49,490	90,657	10,996	7,187	8,367

(*1)ごみ排出量の内訳については p. 31 「2020 年度（令和 2 年度）ごみ排出量（収集形態別）」を参照

(*2)びん、缶、金属類、プラスチック類等を資源化したもの

(2) ごみ固体燃料化・焼却

ごみ固体燃料（RDF）工場では、燃やせるごみとリサイクル工場からの可燃残さなどを RDF 化しています。

また、西部清掃工場や新市クリーンセンター、深品クリーンセンターでは、燃やせるごみを焼却処理しています。なお、深品クリーンセンターでは、神辺クリーンセンターからの可燃残さも併せて焼却処理しています。

ア 施設別処理量

(ア) ごみ固体燃料（RDF）工場

(t)

区分 年度	処理量			RDF 製造量 (搬送量)
		RDF 化量	残さ量	
2016 年度	91,590	90,516	1,074	50,853
2017 年度	90,305	89,417	888	50,180
2018 年度	91,427	90,610	817	51,986
2019 年度	91,750	90,979	771	51,760
2020 年度	91,447	90,657	790	51,985

※ごみ種別は燃やせるごみ

(イ) 西部清掃工場

(t)

区分 年度	焼却量			焼却灰		焼却量に 対する 割合 (%)	
	燃やせるごみ	中間処理施設から		計	焼却灰		
		燃やせる 粗大ごみ	選別後 可燃物				
2016 年度	23,425	—	—	23,425	3,995	17.05	
2017 年度	26,385	—	—	26,385	5,058	19.17	
2018 年度	26,957	—	—	26,957	5,059	18.77	
2019 年度	27,054	—	—	27,054	5,046	18.65	
2020 年度	24,787	—	—	24,787	4,625	18.66	

(ウ) 新市クリーンセンター

(t)

区分 年度	焼却量			焼却灰		焼却量に 対する 割合 (%)	
	燃やせるごみ	中間処理施設から		計	焼却灰		
		燃やせる 粗大ごみ	選別後 可燃物				
2016 年度	4,649	—	—	4,649	793	17.06	
2017 年度	4,688	—	—	4,688	779	16.62	
2018 年度	5,200	—	—	5,200	813	15.63	
2019 年度	5,145	—	—	5,145	782	15.20	
2020 年度	5,086	—	—	5,086	793	15.59	

(エ) 深品クリーンセンター

(t)

区分 年度	焼却量			焼却灰		
	燃やせるごみ	中間処理施設から 燃やせる 粗大ごみ	選別後 可燃物	計	焼却灰	焼却量に 対する 割合 (%)
2016 年度	22,469	—	24	22,493	3,448	15.33
2017 年度	20,371	—	24	20,395	3,184	15.61
2018 年度	17,362	—	23	17,385	2,654	15.27
2019 年度	18,791	—	21	18,812	2,914	15.49
2020 年度	19,597	—	20	19,617	2,949	15.03

(3) 中間処理・資源化

「資源ごみ」は、福山リサイクルセンター（民間施設）、神辺クリーンセンター（民間施設）で資源化処理しています。「容器包装プラスチックごみ」は、リサイクル工場で機械選別・手選別し、中間処理を行って資源化処理をしています。「不燃（破碎）ごみ」は、リサイクル工場で破碎し、可燃物を選別するとともに、中に含まれる鉄・アルミ等を資源化しています。また、内海リサイクルセンター、神辺クリーンセンターでは選別後、資源化しています。

ア 2020 年度（令和 2 年度）施設別の資源化等の実績

(t)

区分 施設	ごみ種	搬入量	処理実績		
			資源化	埋立	残さ (*1)
福山リサイクルセンター	資源ごみ	4,610	2,917	1,084	800
神辺クリーンセンター	容器包装プラスチックごみ	960			
	資源ごみ	823			
	不燃（破碎）ごみ	866			
	小計	2,649	624	—	702
内海リサイクルセンター	古紙類	48			
	不燃（破碎）ごみ	39			
	小計	87	48	21	—
リサイクル工場	容器包装プラスチックごみ	3,794			
	不燃（破碎）ごみ	5,257			
	資源化残さ (*2)	1,709			
	小計	10,760	6,110	7,166	1,028
合計		18,106	9,699	8,271	2,530

(*1) 中間処理施設において発生したもの

(*2) 中間処理施設からリサイクル工場に搬入され、再度処理された資源化物

資源化残さの内訳

(t)

施設名	搬入量
福山リサイクルセンター	797
神辺クリーンセンター	682
ごみ固形燃料（RDF）工場	230

イ 2020年度（令和2年度）資源化量

(t)

施設／区分	紙	鉄	アルミ	ガラス	プラスチック		計
					ペットボトル	その他	
福山リサイクルセンター	—	858	703	1,356	—	—	2,917
神辺クリーンセンター	—	280	113	231	—	—	624
内海リサイクルセンター	48	—	—	—	—	—	48
リサイクル工場	—	1,792	133	—	999	3,186	6,110
直接資源化	1,297	—	—	—	—	—	1,297
合 計	1,345	2,930	949	1,587	999	3,186	10,996

※古紙類の一部については、民間業者へ直接搬入し、資源化している。

(4) 最終処分

リサイクル工場、ごみ固形燃料（RDF）工場、福山リサイクルセンター、神辺クリーンセンター、内海リサイクルセンターからの残さ、西部清掃工場、新市クリーンセンター、深品クリーンセンターからの焼却灰を箕沖埋立地などの埋立地において埋立処分をしています。

町内清掃土等については、箕沖埋立地や慶応浜埋立地において埋立処分をしています。

「埋立ごみ」、「燃やせない粗大ごみ」については、以前は直接埋立処分を行っていましたが、2000年（平成12年）9月よりリサイクル工場において中間処理を開始したことにより、埋立量は容積で約3分の1程度となり、埋立地の延命化を図りました。

合併により、2003年（平成15年）に内海埋立地、新市埋立地、2006年（平成18年）に深品埋立地が新たに加わり、より一層の適正処理に努めています。

2020年度（令和2年度）埋立処分量

(t)

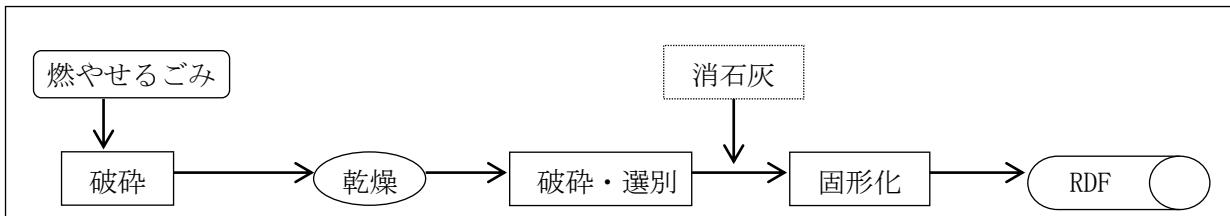
施設	区分	中間処理施設から	焼却灰	町内清掃土等 公共事業残土	計
箕沖埋立地		7,166	4,625	3,030	14,821
慶応浜埋立地		—	—	550	550
内海埋立地		21	—	—	21
新市埋立地		—	793	—	793
深品埋立地		—	2,949	—	2,949
合 計		7,187	8,367	3,580	19,134

(5) 福山リサイクル発電

本市においては、2004年（平成16年）4月からごみ固形燃料（RDF）工場の操業を開始し、これまでの焼却方式を中心としたごみ処理からRDF化方式への切り替えを行い、環境負荷の低減を図るとともに高度なエネルギー利用を可能とする循環型社会への移行をめざしています。

ア 处理フロー

受け入れた燃やせるごみは、破碎処理を行った後、乾燥します。乾燥した状態でもう一度破碎し、選別処理を行った後、腐敗防止のために消石灰を混ぜて固形化します。



イ 福山リサイクル発電事業

本市は、一般廃棄物の広域処理とサーマルリサイクルを通じた環境、資源、エネルギー対策を進め、廃棄物処理コストの低減を図るため、事業会社「福山リサイクル発電株式会社」によるRDF発電・灰溶融事業（福山リサイクル発電事業）に参画しています。

（ア）これまでの取組状況

①事業会社の設立（2000年〔平成12年〕5月）

広島県、福山市、民間企業等の出資により、RDFを利用した発電を行う事業会社を2000年（平成12年）5月24日に設立

- ・名称：福山リサイクル発電株式会社
- ・所在地：広島県福山市箕沖町107番8

②参画市町村連絡協議会の設置（2000年〔平成12年〕5月）

福山リサイクル発電事業を円滑に進めるため、全参画市町村による協議会を設置

参画市町村：福山市（会長）、府中市（副会長）、大竹市（副会長）、廿日市市（副会長）、
御調町、久井町、甲山町（副会長）、世羅町、世羅西町、内海町、油木町、
神石町、豊松村、三和町（監事）、上下町、東城町（監事）

市町村合併により、

参画市町（2021年〔令和3年〕3月31日現在）：福山市（会長）、府中市（副会長）、
大竹市（副会長）、廿日市市（副会長）、尾道市、三原市、世羅町（副会長）、
神石高原町（監事）、庄原市（監事）

③RDF適正処理推進協議会の設置（2002年〔平成14年〕6月）

RDF長期供給契約に基づく福山リサイクル発電事業の円滑な推進

構成員：福山市（議長）、府中市、大竹市、廿日市市（副議長）、甲世衛生組合、
神石広域事務組合、東城町、内海町、福山リサイクル発電（株）（事務局）

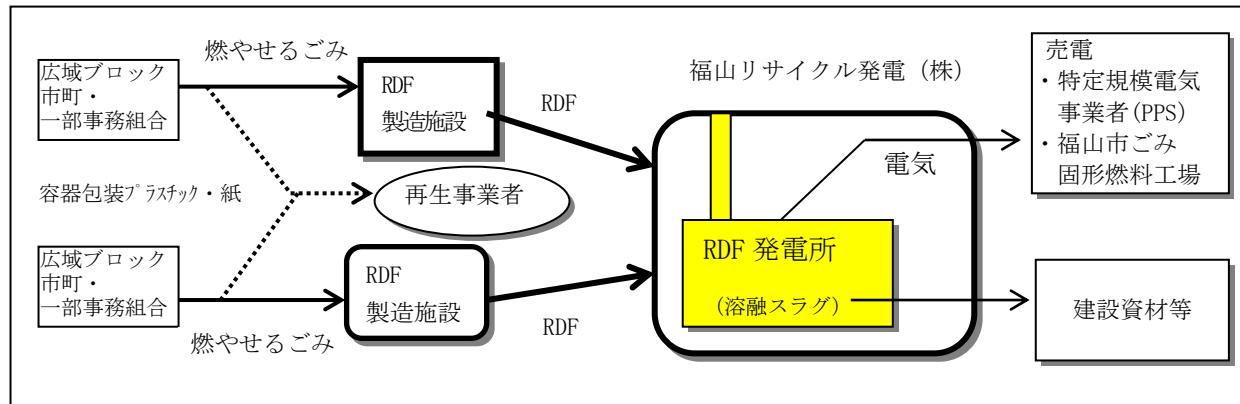
市町村合併等により、

構成員（2021年〔令和3年〕3月31日現在）：福山市（議長）、府中市（副議長）、
神石高原町、庄原市、福山リサイクル発電（株）（事務局）

(イ) 事業の全体概要

参画市町等が燃やせるごみから製造した RDF を利用して、福山リサイクル発電所で発電事業を行い、従来は未利用だった燃やせるごみのエネルギーを有効利用するものです。

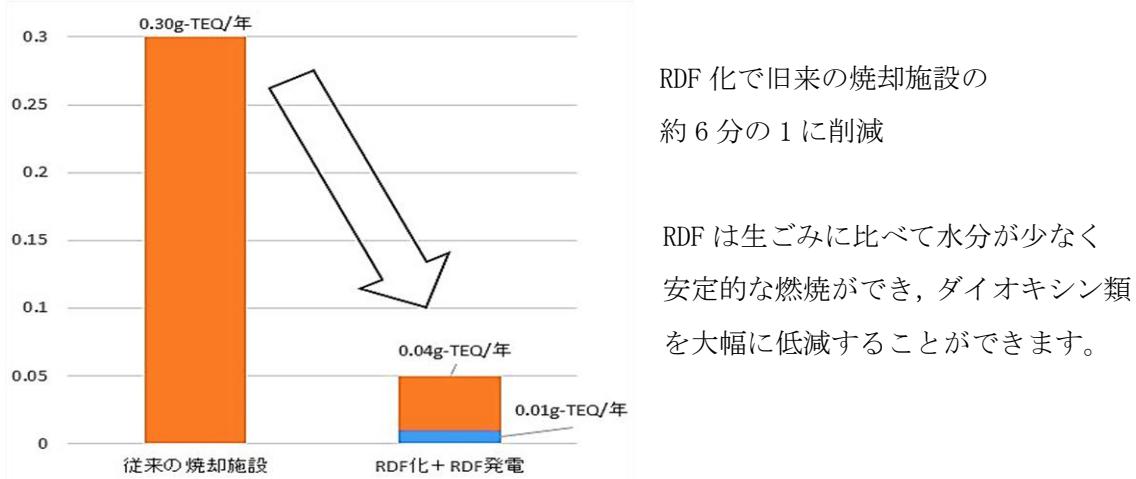
また、RDF 燃焼後の灰については、溶融スラグ化し、建設資材等としてリサイクルしています。



事業内容	① RDF の受入れ、貯蔵、焼却 ② 発電、売電、焼却灰の溶融スラグ化
施設規模	① 敷地面積：約 26,000 m ² ② 処理施設規模：314 t-RDF／日 ③ 貯蔵容量：20,000 m ³ ④ 発電出力：約 21,600kW
立地場所	広島県福山市箕沖町 107 番 8
主な施設	① RDF 貯蔵施設 ② RDF 発電施設 (焼却・発電・灰溶融)

(ウ) 環境負荷の低減効果

ダイオキシン類の削減効果（福山市分）



(エ) 事業効果

- ① ゼロエミッションをめざした資源循環型社会への貢献
- ② RDF 化による効率的かつ広域的なダイオキシン対策及びエネルギーの有効活用
- ③ 参画市町・一部事務組合の廃棄物処理コストの削減
- ④ 二酸化炭素等環境負荷の削減
- ⑤ スラグの有効利用による最終処分量の削減
- ⑥ 新産業の導入と備後地域の振興による経済効果

(オ) 事業実績

参画市町 RDF 搬入量 (単位 : t)

市町名 年度	福山市	府中市	大竹市	廿日市市	甲世衛生 組合	神石 高原町	庄原市	合 計
2016 年度 (平成 28 年度)	50,853 (69.5%)	3,588 (4.9%)	3,442 (4.7%)	12,068 (16.5%)	1,827 (2.5%)	473 (0.7%)	878 (1.2%)	73,129
2017 年度 (平成 29 年度)	50,180 (68.9%)	3,768 (5.2%)	3,494 (4.8%)	12,204 (16.8%)	1,849 (2.5%)	463 (0.6%)	878 (1.2%)	72,836
2018 年度 (平成 30 年度)	51,986 (71.2%)	3,802 (5.2%)	3,497 (4.8%)	10,712 (14.7%)	1,855 (2.5%)	440 (0.6%)	745 (1.0%)	73,037
2019 年度 (令和元年度)	51,760 (91.3%)	3,665 (6.5%)	—	—	—	451 (0.8%)	809 (1.4%)	56,685
2020 年度 (令和 2 年度)	51,985 (91.4%)	3,725 (6.5%)	—	—	—	421 (0.7%)	750 (1.3%)	56,881

※各数値は四捨五入しているため、合計が 100% なりません。

※2019 年度 (令和元年度) より、大竹市・廿日市市・甲世衛生組合は各自治体等で処理しています。

福山リサイクル発電所稼働状況

年度	RDF 搬入量 (t)	RDF 処理量 (t)	総発電量 (千 kWh)	売電量 (千 kWh)	スラグ資源化 (t)	メタル資源化 (t)
2016 年度 (平成 28 年度)	73,129	72,217	110,241	91,345	8,351	386
2017 年度 (平成 29 年度)	72,836	73,682	111,852	93,325	5,555	212
2018 年度 (平成 30 年度)	73,037	72,458	108,966	90,332	5,778	40
2019 年度 (令和元年度)	56,685	56,257	84,105	70,013	5,197	142
2020 年度 (令和 2 年度)	56,881	57,419	84,173	69,437	4,856	143

5 主な取組

(1) 廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の推進

ア エコショップ認定制度

2004年（平成16年）4月から、エコバッグ持参の推進や再生商品の販売、ごみの減量化に取り組んでいる店舗を「エコショップ（環境にやさしい店）」として認定しています。

○2021年（令和3年）3月31日現在 90店舗

イ 子育て用品リユース事業

（ア）内容

福山市リサイクルプラザに持ち込まれた子育て用品（衣類・おもちゃ・ベビーカー・ベビーベッドその他で破損等ない物）を引き取ってポイントを付与し、特典と交換しています。また、持ち込まれた点数に従い最高5点までの用品と交換ができます。
なお、一部の子育て用品については抽選としています。

（イ）子育て用品リユース事業会員数

○2021年（令和3年）3月31日現在 988人

（ウ）応募者・当選者

2020年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
商品	個	27	0	21	18	20	20	20	18	19	20	17	19	219
応募者	人	108	0	131	55	102	151	107	260	68	49	131	133	1295
当選者	人	20	0	18	16	16	17	14	14	16	17	16	17	181

(2) 再生利用（リサイクル）の推進

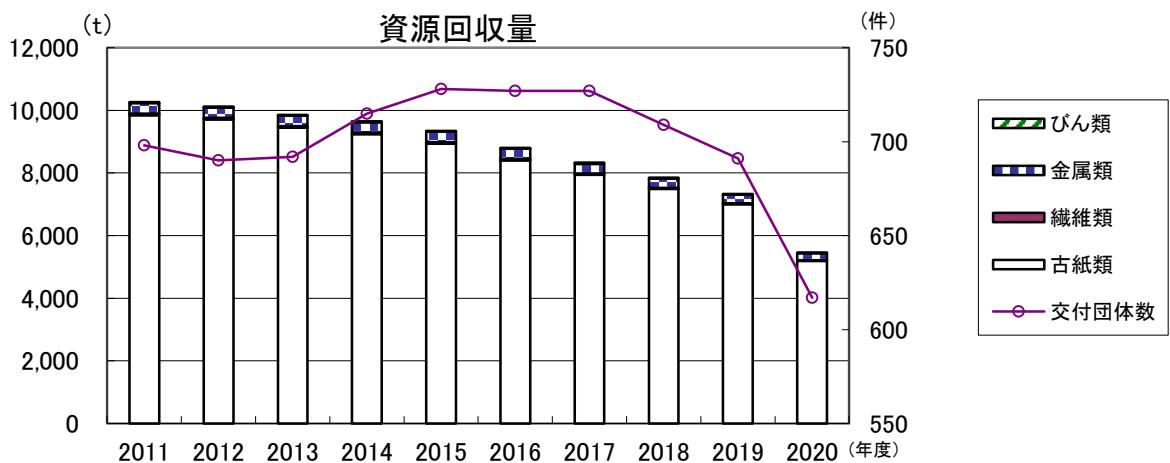
ア 資源回収推進団体補助金制度

1989年（平成元年）4月に本制度を設け、子ども会・自治会（町内会）・女性会等の団体による資源回収（古紙・繊維・金属〔アルミ缶・スチール缶〕・びん）を推進しています。

○補助額：1kg当たり8円

資源回収推進団体補助金交付実績

区分／年度		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
交付団体数	件	727	727	709	691	617
古紙類	t	8,403	7,943	7,489	7,000	5,189
繊維類	t	48	43	39	33	24
金属類	t	329	309	291	274	229
びん類	t	27	36	30	27	19
重量計	t	8,807	8,331	7,849	7,334	5,461
補助額	千円	70,456	66,650	62,791	58,673	43,686



イ 資源回収協力店制度

2009年（平成21年）4月に本制度を設け、福山市資源回収協力店を募集することで、資源回収ルートの確保を図り、資源回収活動を促進し、ごみの減量化を図っています。

ウ 紙ごみの拠点回収

子ども会や自治会（町内会）等の団体による資源回収等を補完し、紙ごみのリサイクルの推進と市民サービスの向上を図るため、新聞（チラシを含む）・雑誌・ダンボールなど、紙ごみの拠点回収を実施しています。

（ア）環境部の各施設等での拠点回収（2007年〔平成19年〕6月～）

各環境センター・福山市リサイクルプラザ等で実施

2020年度（令和2年度） 実績 1,313 t

（イ）エコショッピング協議会主催の拠点回収（2006年〔平成18年〕8月～）

市内4か所のスーパー（エコショッピング認定店）の駐車場で実施

2020年度（令和2年度） 実績 149 t

エ イベントごみ減量の取組

リサイクルプラザでは、イベントにおけるごみの分別を徹底し、ごみの減量・リサイクルをめざして、ごみ箱等の貸出を行っています。

第2節 一般廃棄物（し尿等）

し尿処理は、下水道を通じて処理する方法、浄化槽により処理する方法、くみとり便所からくみとり処理する方法があります。

本市は、くみとり便所からくみとるし尿及び浄化槽から発生する汚泥の収集運搬を許可業者（し尿12業者・浄化槽汚泥14業者）及び委託団体（走島1団体）により行っており、これらの収集したし尿及び浄化槽汚泥は、汚泥再生処理センターなどの4施設において処理しています。

1 し尿処理別人口

し尿処理別人口は、下水道や浄化槽の普及により、水洗化人口が増加し、し尿くみとり人口が減少しています。

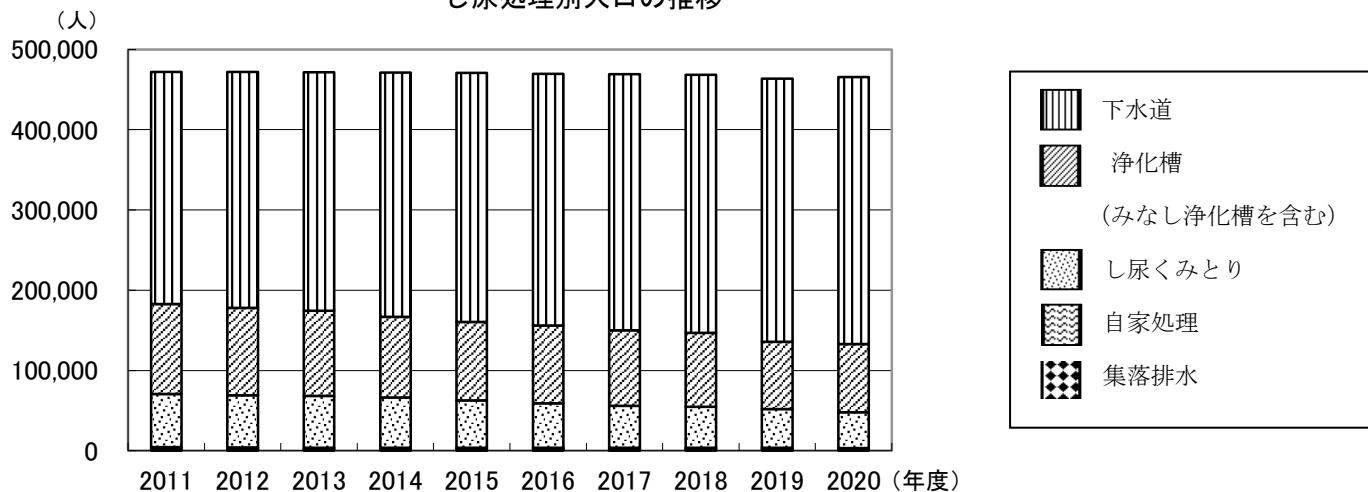
下水道・浄化槽を含めた水洗化の人口比率は、90.2%となっています。

し尿処理別人口

【2021年（令和3年）3月31日現在】

下水道	332,295人	水洗化率 90.2%
集落排水	2,304人	
大型浄化槽	4,160人	
浄化槽	40,115人	
みなし浄化槽	40,700人	
小計	419,574人	
し尿くみとり	44,898人	
自家処理	930人	
合計	465,402人	

し尿処理別人口の推移



2 し尿・浄化槽汚泥の収集量

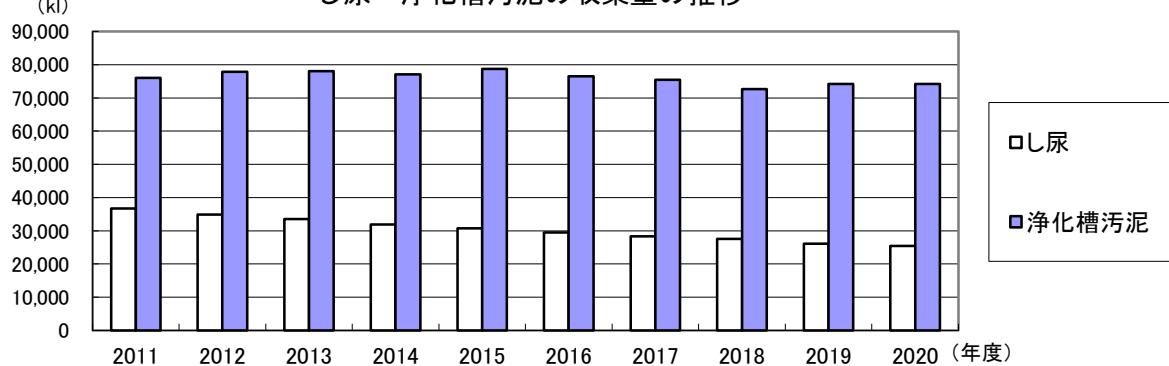
し尿の収集量は、下水道の整備や浄化槽の普及により、年々減少傾向にあります。また、浄化槽汚泥の収集量は減少傾向となっています。

し尿・浄化槽汚泥の収集量の推移

(k 1)

区分／年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
し尿	29,482	28,298	27,560	26,106	25,490
浄化槽汚泥	76,494	75,489	72,717	74,218	74,240
合計	105,976	103,787	100,277	100,324	99,730

し尿・浄化槽汚泥の収集量の推移



3 し尿・浄化槽汚泥の処理状況

収集したし尿や浄化槽汚泥は、汚泥再生処理センターなどの4施設において処理しています。残さについては、埋立処分又は助燃剤として利用しています。

2020 年度（令和 2 年度）し尿・浄化槽汚泥処理の状況

(k 1)

施設区分	合 計	汚泥再生処理センター	西部衛生センター	内海し尿処理場	走島し尿処理場
し尿	25,690	16,098	7,497	1,995	100
浄化槽汚泥	74,805	46,745	21,227	6,772	61
合計	100,495	62,843	28,724	8,767	161

<残さ>

(t)

施設区分	合 計	汚泥再生処理センター	西部衛生センター	内海し尿処理場	走島し尿処理場
埋立処分	19	12	7	-	-
助燃剤利用	2,074	1,072	753	249	-
合計	2,093	1,084	760	249	-

第3節 廃棄物の適正処理

1 事業系ごみの適正排出の指導

事業系ごみの減量化対策として、福山市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第17条に基づいて、1995年（平成7年）から多量排出事業者に、「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出を求めていました。

また、多量排出事業者への立入検査を行うほか、ごみ収集車が処理施設へごみを搬入した際に、分別状況を年に数回検査し、指導を行う等、事業系ごみの減量と再生利用の推進に向けた積極的な取組の実施を求めていました。

2004年度（平成16年度）から、ごみの減量化を推進するため、事業系ごみのうち「リサイクルできる紙類」の処理施設への搬入を制限しています。

2008年度（平成20年度）から事業者向けのリーフレットを、2017年度（平成29年度）は事業系廃棄物適正処理ガイドを作成し、必要に応じて事業者に配布するなど、排出者責任及び適正な処理の啓発を行っています。

2 ふくやま環境賞

地球温暖化防止活動や3R推進活動など環境にやさしい取組を実施する事業者や団体、個人のほか、ごみステーションの積極的な適正管理に取り組む団体に対して表彰を行うとともに、事業系一般廃棄物減量計画書を提出している多量排出事業者の中から優秀な事業者を認定し、表彰しています。

2020年度（令和2年度）は、団体部門で1団体、個人部門で1名、優良ごみステーション部門で7団体が受賞しました。

3 不法投棄対策

不法投棄の未然防止と環境保全のため、ごみの不法投棄に対する体制強化を図っています。

定期的パトロールや自治会（町内会）、職員等から情報の提供を受けるとともに、郵便局及び農業協同組合と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を締結し、情報の提供を受け、状況の把握、排出の指導、やむを得ないものの収集、警察への通報などを行っています。

定期的な不法投棄防止パトロールの補完として、県、県警、第六管区海上保安本部と連携し、スカイパトロールとシーパトロールを引き続き実施するとともに、近隣市町、警察署、海上保安署等で組織した「福山地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会」を通して、情報の早期把握に努めています。

また、2003年度（平成15年度）から県補助事業を活用し、不法投棄防止のための監視カメラを設置して、積極的な不法投棄防止対策に取り組んでいます。

2006年（平成18年）より、6月の環境月間の取組の一環として、各環境センターによるパトロールの強化、懸垂幕及びのぼり旗の設置等による啓発活動を実施し、より一層の不法投棄防止に向け取り組んでいます。

○監視カメラ設置状況

【2021年（令和3年）4月1日現在】

設置年度	設 置 場 所	
2003年度 (11基)	草戸町半坂（市道草戸38号線） 柳津町一丁目（松永浄化センター） 大門町大門（市道幕山台大門線） 山手町（市道郷分津之郷1号線） 芦田町上有地（市道久田谷本線） 新市町下安井（市道助元4号線）	箕島町南浦（市道芦田川左岸線） 駅家町中島（市道新山法成寺1号線） 新市町藤尾（市道藤尾92号線） 金江町藁江（市道金江1号線） 春日町宇山（宇山埋立地進入道）
2004年度 (2基)	加茂町北山（市道四川線四川ダム下流）	内海町（鬼の釜展望所）
2005年度 (2基)	芦田町柞磨（市道菅野越線）	今津町（市道今津61号線）
2006年度 (3基)	津之郷町（市道郷分津之郷1号線） 新市町藤尾（市道藤尾幹線）	千田町（市道千田蔵王1号線）
2007年度 (3基)	加茂町（七曲隧道付近）※ 金江町藁江（市道金江2号線）	沼隈町草深（林道臼木山線）
2008年度 (3基)	柳津町（市道新池竜王線） 神辺町（市道上御領29号線）	東村町（市道東村30号線）
2009年度 (2基)	奈良津町（白石奈良津線）※	山手町（山手墓苑駐車場）
2010年度 (2基)	新市町金丸（常金丸372号線）※	金江町金見（辻堂本谷線）
2011年度 (2基)	神辺町下御領（林道御領支線）※	箕沖町（市道箕沖9号線）
2012年度 (2基)	新市町常（前金名府中線）	内海町（内海町し尿処理場跡地）※
2013年度 (2基)	金江町藁江（金江～瀬戸幹線）※	津之郷町津之郷（県道津之郷山守線）
2014年度 (3基)	新市町相方（県道松永新市線）※ 神辺町下御領（下御領36号線）※	神辺町下御領（下御領36号線）
2015年度 (2基)	赤坂町赤坂（赤坂幹線）	赤坂町赤坂（赤坂幹線）
設 置 濟 基 数 39 基		
2021年度	1基予定	

※は市単独事業、その他は県補助事業

第4節 産業廃棄物

1 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、排出事業者及び産業廃棄物処理業者等における適正処理確保のため、保管、収集運搬及び処分の基準や産業廃棄物処理施設の構造基準・維持管理基準を定めており、これらの基準を遵守するよう指導を行っています。

また、環境への影響が大きいと考えられる産業廃棄物処理施設の設置、処分業の許可に当たっては、生活環境の保全に配慮した総合的判断により、許可審査事務には特に慎重を期しています。

2 産業廃棄物処理施設設置状況

【2021年（令和3年）4月1日現在】

施設の種類	計	中間処理施設										最終処分場			
		汚泥			廃油		廃プラスチック類		その他 の焼却	廃酸 廃アルカリ		木くず	がれき類	安定型	管理型
		脱水	焼却	物の分解	シアン化物	油水分離	焼却	破砕		中和	物の分解	シアン化合物	破砕		
設置数 (基數)	98	7	5	2	2	5	15	5	8	2	2	10	35	14	4

※焼却施設、シアン化合物の分解施設及び破碎施設には、施設種類が重複しているものがある。

3 産業廃棄物処理業許可業者数

【2021年（令和3年）4月1日現在】

	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		計
	収集運搬業	処分業	収集運搬業	処分業	
市内	44	67	4	4	119
県内	4	—	—	—	4
県外	24	—	6	—	30
計	72	67	10	4	153

※市内、県内、県外は本社の所在地で区分している。

4 産業廃棄物関係立入指導状況

【2020年度（令和2年度）】

立入等の状況	立入件数	指導区分								
		計	口頭	注意指導票	勧告	警告	改善命令	措置命令	営業停止	許可取消
立入対象										
産業廃棄物処理施設	42	2	2	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物処理業	25	5	4	1	—	—	—	—	—	—
排出事業者	1,247	158	157	1	—	—	—	—	—	—
計（件数）	1,314	165	163	2	—	—	—	—	—	—

第5節 廃棄物処理体制の確保

1 次期ごみ処理施設の整備

本市では、3つの焼却施設（西部清掃工場、新市クリーンセンター、深品クリーンセンター）及びごみ固形燃料（RDF）工場で燃やせるごみ等の処理を行っています。

このうち、焼却施設は老朽化が著しく進行しており、小規模であるため運転が非効率になっています。また、ごみ固形燃料（RDF）工場で製造した RDF の供給先である福山リサイクル発電株式会社の事業が 2024 年（令和 6 年）3 月で終了する予定です。さらに、燃やせる粗大ごみはリサイクル工場へ搬入し、破碎処理を行っていますが、搬入量が処理能力を超過している状況です。

このため、新たな可燃ごみ処理施設と粗大ごみ処理施設の整備に向けて、2020 年（令和 2 年）9 月に契約を締結しました。本施設は、DBO 方式（設計・施工・運営の一括発注）での発注としているほか、府中市、神石高原町を含めた広域処理体制を構築するものです。

稼働開始年度

2024 年度（令和 6 年度）

●可燃ごみ処理施設

施設規模

600t/日（災害廃棄物の処理量を含む）

炉 数

3 炉構成

処理方式

ストーク式焼却方式

●粗大ごみ処理施設

施設規模

16t/5h

施設完成イメージ図【参考】



2 平成 30 年 7 月豪雨で生じた災害廃棄物の処理

平成 30 年 7 月豪雨で生じた災害廃棄物の処理は、2019 年（令和元年）6 月に完了しました。最終的な災害廃棄物処理量は、約 15,265t でした。

建物被害	全壊 半壊 床上浸水（半壊を除く） 床下浸水	14 件 77 件 1,247 件 896 件
災害廃棄物処理量		15,265 t
廃棄物混入土砂及び流木		10,580 t
廃家財等（片付けごみ）		1,672 t
建物解体廃棄物		3,013 t

第3章 地域環境の保全

第1節 大気環境の保全

1 大気の現状

私たちが生きるために欠かすことのできない大気は、太陽からの危険な光線を防ぎ、地上を適度な温度に保つのに必要な酸素や水分を与え、私たちに食料や資材などの豊かな恵みをもたらします。

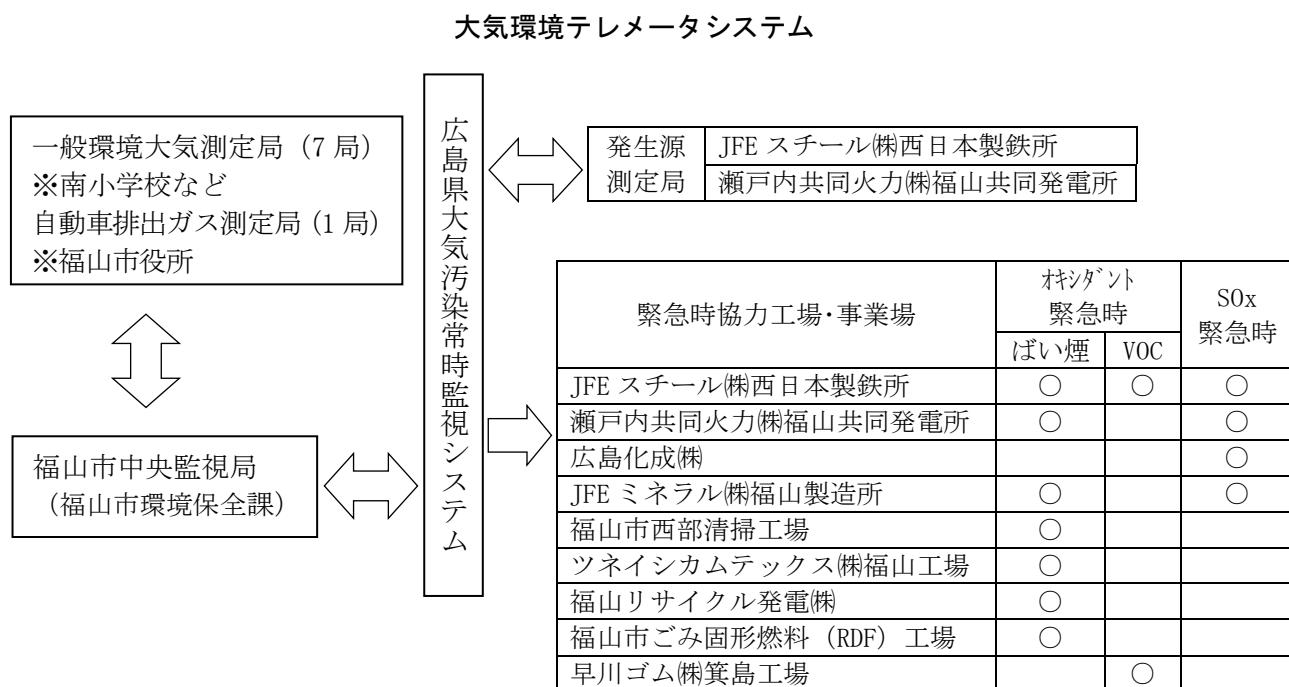
大気汚染とは、光化学オキシダントなどの大気汚染物質の影響により、人間や動物の健康がむしばまれ、植物の成長が妨げられるような状態をいいます。

これらの汚染物質について、人の健康や生活環境を守るために維持することが望ましい基準（環境基準）が定められており、本市の大気環境がこの基準を達成しているかどうか監視を行っています。

(1) 大気汚染監視体制

本市の大気汚染の監視体制は、8測定期（一般環境大気測定期7局、自動車排出ガス測定期1局）で、刻々と変化する各種の汚染物質や気象状況を測定しているほか、2工場で主要発生源のばい煙の排出状況を広島県と共同で常時監視しています。そして、光化学オキシダント注意報などが発令されたときには、大気汚染緊急時の協力工場・事業場に対し、排出ガス量等を少なくするための協力要請などを行っています。

また、簡易測定法は自動測定機による常時監視体制を補完するものと位置付け、広域的分布と長期的变化についても監視しています。



大 気 環 境 調 査 状 況 表

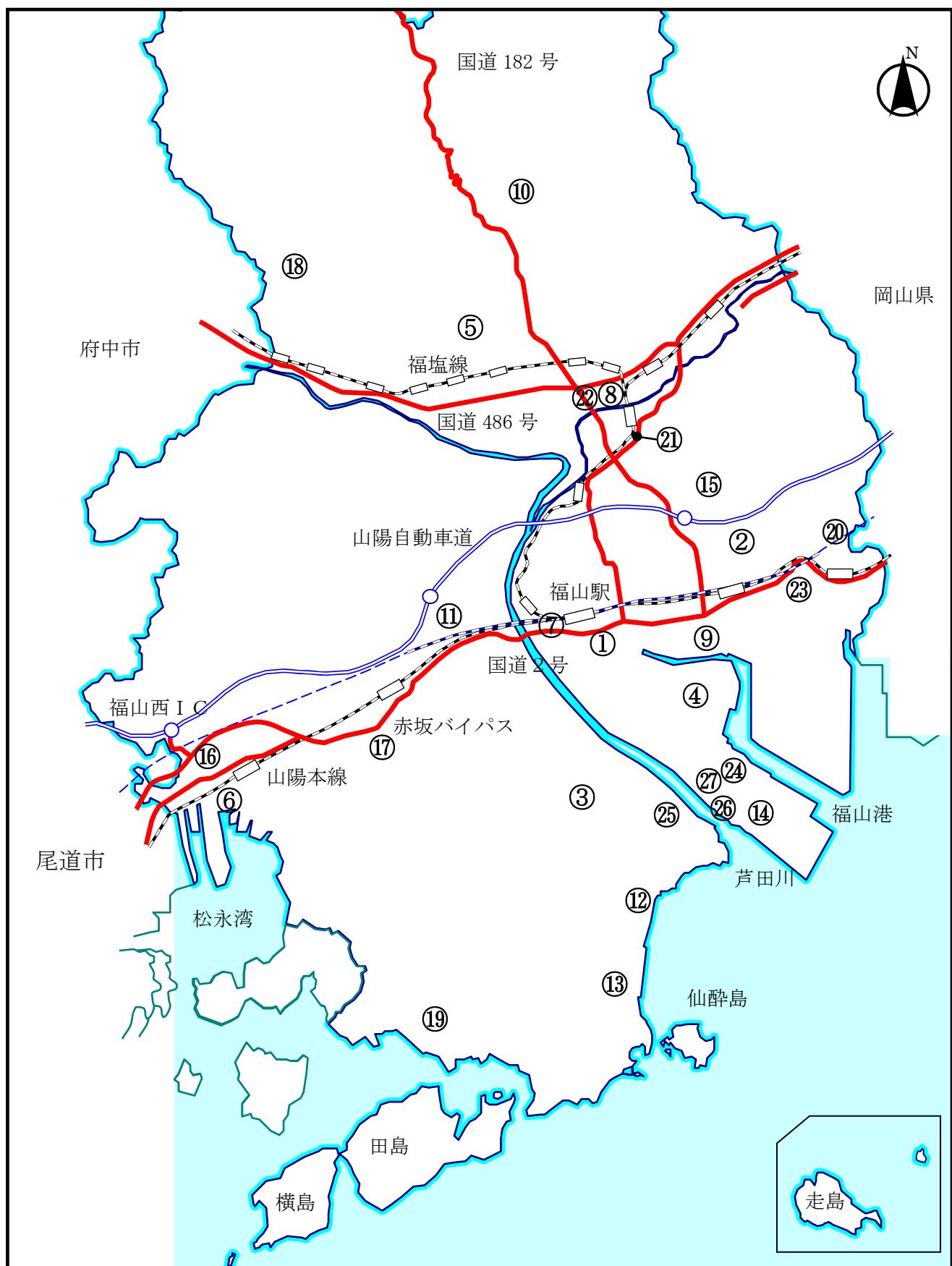
【2021年（令和3年）3月31日現在】

測 定 機 測 定 点	テレメータ	二酸化硫黄計	浮遊粒子状物質計	微小粒子状物質計	窒素酸化物計	オキシダント計	一酸化炭素計	炭化水素計	風向風速計	温度計	湿度計	日射計	降下ばいじん	浮遊粒子状物質中の金属量	窒素酸化物（簡易測定法）	有害大気汚染物質	ダイオキシン類
① 南小学校	●	●	●		●	●		●	●	●	●		○	○	○	○	○
② 培遠中学校	●		●	●	●	●			●						○		○
③ 向丘中学校	●		●	●	●	●			●								
④ 曙小学校	●	●	●	●	●				●			●	○	○		○	○
⑤ 駅家北小学校	●	●	●	●	●	●			●								○
⑥ 松永小学校	●	●	●	●	●	●										○	○
⑦ 福山市役所	●		●	●	●		●									○	
⑧ 神辺支所	●		●		●	●			●								○
⑨ 手城小学校													○		○		
⑩ 加茂支所													○		○		
⑪ 津之郷小学校													○		○		
⑫ 高島公民館													○		○		
⑬ 白茅配水池（鞆町）													○		○		
⑭ 箕島南丘工業団地													○	○			
⑮ 日吉台県営住宅															○		
⑯ 戸田会館（東村町）															○		
⑰ 赤坂東和苑															○		
⑱ 新市支所													○		○		
⑲ 沼隈支所													○		○		
⑳ 大津野小学校													○		○		
㉑ JA福山市神辺支店													○				
㉒ 神辺西中学校															○		
㉓ 旭丘小学校													○				
㉔ 新涯ポンプ場															○		
㉕ 水上スポーツセンター													○				
㉖ 箕島第2公園															○		
㉗ 箕島小学校													○				

※1 : ●はテレメータ（専用回線を利用して測定データを送信し、集中管理するシステム）に接続されている項目

※2 : 向丘中学校測定期の二酸化硫黄計は、機器廃止のため 2020 年（令和 2 年）8 月 25 日まで測定。

大気環境調査地点図



(2) 大気汚染の状況

ア 硫黄酸化物

硫黄酸化物 (SO_x) は、火山ガス中に存在するほか、重油や石炭を燃焼する際に二酸化硫黄として排出されます。これが、直接あるいは粒子状物質に吸着した状態で人体に取り込まれると、呼吸器系疾患の原因になります。また、動植物に被害を及ぼすこともあります。

硫黄酸化物による汚染は、経済の高度成長に伴う燃料消費量の急激な増加により拡大しましたが、工場などの低硫黄分の燃料の使用、排煙脱硫装置等の防止対策により、現在は著しく改善されました。本市では、4局で測定を行っており、すべての測定局で環境基準を達成しています（向丘中学校測定局は、2020年〔令和2年〕8月26日に廃止したため参考値）。

二酸化硫黄 (SO_2) 環境基準適合状況・経年変化

測定局	有効測定日数	測定時間	1時間値が0.1ppmを超えた時間と割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数と割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準適合否	1時間値の年平均値				
			(日)	(時間)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	(日)	(時間)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(日)	(ppm)					
南小学校	364	8614	0	0.0	0	0.0	0.021	0.004	0	適	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
向丘中学校	(147)	(3493)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.016)	(0.004)	(0)	適	0.002	0.002	0.001	0.001	(0.001)
曙小学校	364	8622	0	0.0	0	0.0	0.022	0.003	0	適	0.003	0.003	0.003	0.002	0.001
駅家北小学校	363	8608	0	0.0	0	0.0	0.025	0.002	0	適	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
松永小学校	364	8589	0	0.0	0	0.0	0.019	0.003	0	適	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001

【環境基準】1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

【適合条件】日平均値が0.04ppmを超えた日数が有効測定日数の2%以内であり、かつ、環境基準を超えた日が2日以上連続しないこと。

イ 窒素酸化物

窒素酸化物 (NO_x) は、物の燃焼に伴って生成される一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO_2) を総称したものです。主な発生源は、工場、事業場や自動車であり、また、ストーブ、給湯器など私たちの身のまわりにも数多くあります。

窒素酸化物は、高濃度になると気管支ぜんそく、慢性気管支炎などの病気を引き起こす原因になります。また、オキシダントの要因物質の一つであるため、より一層の防止対策が望まれます。

本市では、8局で測定を行っており、すべての測定局で環境基準を達成しています。

また、簡易測定器 (NG-KN-S法) を市内16地点に設置して、窒素酸化物の測定を行っており、年平均値は0.003～0.022ppmの範囲でした。

二酸化窒素 (NO_2) 環境基準適合状況・経年変化

測定局	有効測定日数	測定時間	1時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数と割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数と割合	98%評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準適合否	1時間値の年平均値						
				(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	2016年度	2017年度	2018年度
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(ppm)					
南 小 学 校	356	8448	0.041	0	0.0	0	0.0	0.019	0	適	0.011	0.010	0.010	0.008	0.008
培 遠 中 学 校	364	8611	0.060	0	0.0	0	0.0	0.023	0	適	0.014	0.014	0.010	0.010	0.011
向 丘 中 学 校	355	8467	0.046	0	0.0	0	0.0	0.020	0	適	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006
曙 小 学 校	358	8534	0.048	0	0.0	0	0.0	0.021	0	適	0.011	0.010	0.009	0.009	0.008
駅 家 北 小 学 校	364	8604	0.042	0	0.0	0	0.0	0.011	0	適	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
松 永 小 学 校	360	8536	0.040	0	0.0	0	0.0	0.024	0	適	0.013	0.013	0.011	0.011	0.010
福 山 市 役 所	363	8616	0.046	0	0.0	0	0.0	0.024	0	適	0.019	0.017	0.016	0.015	0.013
神 辺 支 所	364	8620	0.060	0	0.0	0	0.0	0.017	0	適	0.007	0.007	0.006	0.007	0.007

【環境基準】1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

【適合条件】年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が0.06ppmを超えないこと。

ウ 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中の微粒子は、工場や自動車の排ガス、建物解体により飛散した粉じん、光化学反応などで発生する粒子、海域からの海塩粒子、火山の噴煙、黄砂など多くの種類があります。

粒径が $10\text{ }\mu\text{m}$ 以下の浮遊粒子状物質 (SPM) は、大気中に長時間滞留し、人間の気道や肺胞に沈着して呼吸器系に影響を及ぼしやすいため、国は環境基準を定めています。

本市では、8局で測定を行っており、すべての測定局で環境基準を達成しています。

なお、浮遊粒子状物質中の金属量 (C.L.V.調査) も市内3地点で測定しています。

浮遊粒子状物質 (SPM) 環境基準適合状況・経年変化

測定局	有効測定日数	測定時間	1時間値が0.2mg/m ³ を超えた時間数と割合		日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数と割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	環境基準の長期的評価による日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数	環境基準適合否	1時間値の年平均値				
			(日)	(時間)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)		(mg/m ³)	(日)	2016年度	2017年度	2018年度
	(日)	(時間)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(日)	(mg/m ³)					
南 小 学 校	363	8716	0	0.0	0	0.0	0.166	0.049	0	適	0.024	0.023	0.021	0.019	0.020
培 遠 中 学 校	363	8714	0	0.0	0	0.0	0.138	0.045	0	適	0.019	0.019	0.018	0.018	0.017
向 丘 中 学 校	349	8402	0	0.0	0	0.0	0.130	0.049	0	適	0.017	0.015	0.015	0.016	0.016
曙 小 学 校	364	8722	0	0.0	0	0.0	0.100	0.041	0	適	0.027	0.024	0.023	0.017	0.016
駅 家 北 小 学 校	365	8721	0	0.0	0	0.0	0.125	0.033	0	適	0.019	0.019	0.017	0.015	0.011
松 永 小 学 校	365	8738	0	0.0	0	0.0	0.162	0.048	0	適	0.022	0.022	0.022	0.020	0.019
福 山 市 役 所	363	8725	0	0.0	0	0.0	0.170	0.055	0	適	0.023	0.023	0.023	0.021	0.021
神 辺 支 所	365	8736	0	0.0	0	0.0	0.146	0.042	0	適	0.018	0.019	0.020	0.018	0.016

【環境基準】1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

【適合条件】日平均値が0.10mg/m³を超えた日数が有効測定日数の2%以内であり、かつ、環境基準を超えた日が2日以上連続しないこと。

エ 微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質（PM2.5）は、浮遊粒子状物質（SPM）の中でも粒径が $2.5\text{ }\mu\text{m}$ 以下の微小粒子のことであり、呼吸器系や循環器系に影響を及ぼしやすいことから、国は環境基準を定めています。工場や事業場からのはいじんや自動車排出ガスといった人為的要因や火山の噴煙や黄砂等の自然的要因で発生するなど多様な要因が特徴です。

本市では、6局（2019年〔令和元年〕6月20日に向丘中学校で測定開始）で測定を行っており、すべての測定局で環境基準を達成しています。

微小粒子状物質（PM2.5）環境基準適合状況・経年変化

測定局	有効測定日数 (日)	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合 (日) (%)	環境基準適合否	日時間値の年平均値				
					2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
					($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				
培遠中学校	352	34.8	7 2.0	適	15.9	14.3	11.9	10.7	12.4
向丘中学校	354	31.7	3 0.8	適				12.7	13.1
曙小学校	356	30.8	4 1.1	適	17.2	16.8	16.8	15.1	13.0
駅家北小学校	343	32.6	4 1.2	適	14.9	15.1	13.8	13.8	11.4
松永小学校	352	24.1	0 0.0	適	14.6	14.1	12.7	10.0	8.7
福山市役所	354	30.5	2 0.6	適	16.2	16.2	12.9	11.1	10.7

【環境基準】1年平均値が $15\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

【適合条件】1年平均値が $15\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\text{ }\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数が有効測定日の2%以内であること。

オ 一酸化炭素

一酸化炭素（CO）は、燃料中の炭素及び炭素化合物が不完全燃焼することにより発生します。主な発生源は自動車であり、大気汚染問題として取り上げられるようになったのは車社会の進展とともに、自動車排出ガスによる大気汚染が急速に増大したことによります。

本市では、自動車排出ガス測定局である国道2号沿いの福山市役所で測定を行っており、環境基準を達成しています。

カ 光化学オキシダント

自動車排出ガスや工場から排出される窒素酸化物（NO_x）と炭化水素（HC）が太陽光（紫外線）により複雑な光化学反応によって生成される酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたものが、光化学オキシダント（あるいはオキシダント）（O_x）と称されています。

大気中のオキシダント濃度は、夏季の陽射しが強く風が弱い、蒸し暑い日に高濃度となりやすく、眼の刺激やのどの痛みなど人体への影響のほか、植物を枯らしたり、ゴムの劣化現象も引き起こします。

本市では、6局で測定を行っていますが、すべての測定局で環境基準を達成していません。

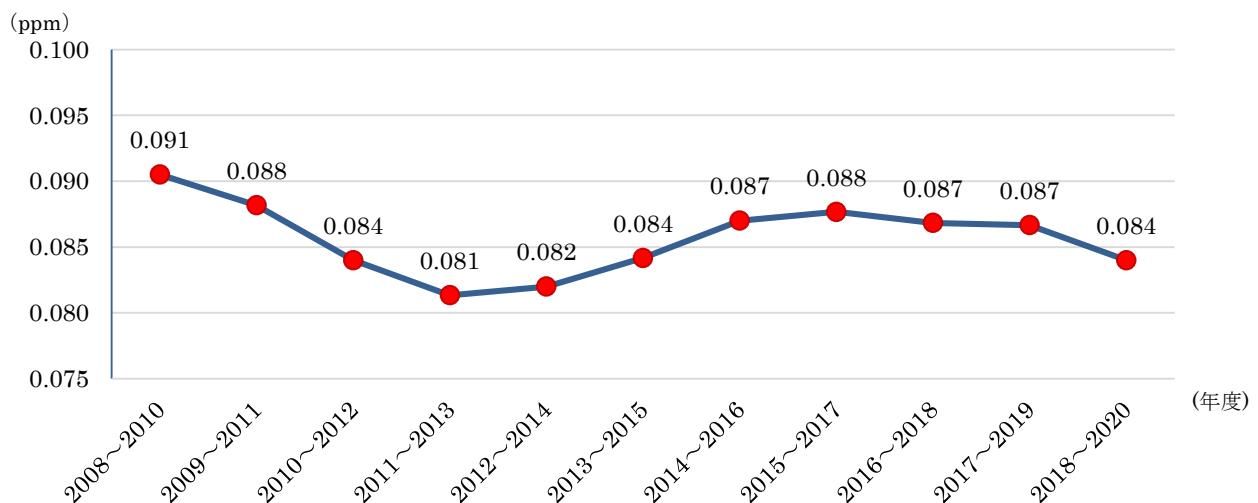
オキシダント (O_x) 環境基準適合状況・経年変化

測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の最高値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間	環境基準適合	昼間の1時間値の年平均値						
							2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度		
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)					
南小学校	363	5378	0.095	69	355	0	0	否	0.032	0.032	0.031	0.030	0.032
培遠中学校	365	5413	0.092	64	298	0	0	否	0.034	0.034	0.031	0.032	0.032
向丘中学校	365	5418	0.095	87	462	0	0	否	0.038	0.038	0.037	0.037	0.036
駅家北小学校	365	5414	0.104	72	397	0	0	否	0.033	0.035	0.033	0.031	0.033
松永小学校	365	5399	0.106	77	441	0	0	否	0.033	0.033	0.032	0.033	0.034
神辺支所	359	5300	0.114	69	384	0	0	否	0.032	0.033	0.032	0.031	0.033

【環境基準】1時間値が0.06ppm以下であること。

【適合条件】昼間(5時から20時)のすべての1時間値が0.06ppm以下であること。

光化学オキシダント濃度(8時間平均値の日最高値の年間99パーセンタイル値の3年移動平均値)の経年変化



キ 炭化水素

炭化水素(HC)は、光化学オキシダントの生成に深い関係があることから注目されています。

炭化水素の大部分はメタンですが、光化学オキシダントの生成に関係がないメタンを除いた炭化水素を非メタン炭化水素と定めて、別々に測定しています。主な発生源は、石油関係の工場、自動車、ガソリンスタンドであり、家庭でも灯油・ガスなどの燃料から排出されています。

本市では、南小学校で測定を行っており、近年横ばいで推移しています。

非メタン炭化水素(NMHC)測定状況・経年変化

測定局	測定時間	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値		6～9時3時間値が0.20ppmCを超えた日数と割合		6～9時3時間値が0.31ppmCを超えた日数と割合		1時間値の年平均値				
				最高値	最低値	(日)	(%)	(日)	(%)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
	(時間)	(ppmC)	(日)	(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppmC)				
南小学校	7904	0.07	332	0.29	0.01	1	0.3	0	0.0	0.08	0.08	0.08	0.08	0.07

ク 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、継続的に摂取される場合は、人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもので、発がん性のある物質、慢性毒性のある物質をいいます。このうち、特に人の健康に係る被害が生ずるおそれがある程度高いと考えられる23物質を「優先取組物質」とし、重点的にその排出抑制が図られることとなりました。また、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質については施設ごとに排出抑制基準が定められています。

本市では、南小学校、曙小学校、松永小学校、福山市役所の4地点で21物質の測定を行いました。環境基準の定められている4物質については環境基準を達成しています。

有害大気汚染物質の年平均値 (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定項目	①南小学校	④曙小学校	⑥松永小学校	⑦福山市役所	環境基準等
ベンゼン	0.62	0.74	0.60	0.71	3
トリクロロエチレン	0.17	0.42	0.048		130
テトラクロロエチレン	0.021	0.074	0.046		200
ジクロロメタン	0.71	1.1	0.66		150
アクリロニトリル	0.008		0.007		(2)
塩化ビニルモノマー	0.005				(10)
水銀及びその化合物	0.0018	0.0018	0.0018		(0.04)
ニッケル化合物	0.0024	0.0032			(0.025)
アセトアルデヒド	1.1	1.3		1.1	(120)
クロロホルム	0.16				(18)
酸化エチレン	0.016				未設定
1, 2-ジクロロエタン	0.11	0.12	0.077		(1.6)
1, 3-ブタジエン	0.040			0.064	(2.5)
ベンゼン[a]ピレン	0.00023			0.00020	未設定
ホルムアルデヒド	1.9	2.1		1.8	未設定
ヒ素及びその化合物	0.0025	0.0029			(0.006)
ペリウム及びその化合物	0.000021				未設定
マングン及びその化合物	0.027	0.035			(0.14)
クロム及びその化合物	0.0030	0.0044			未設定
トルエン	5.4			4.9	未設定
塩化メル	1.4				(94)

※()内の数字は指針値

ケ 石綿（アスベスト）

アスベストは天然に産する纖維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。その纖維が極めて細いため、大気中に飛散したアスベストを吸い込むと健康被害が生じます。アスベストによる大気汚染の現状を把握するため、地域特性ごとの環境大気中のアスベスト濃度を調査しました。

(単位: 本/L)

地域特性	測定場所	測定地點	総纖維数濃度
一般環境 (幹線道路沿線地域)	国道2号	国道2号沿道	0.14
		市役所南側駐車場	0.25
一般環境 (商工業地域)	南小学校	南小学校校舎側	0.24
		南小学校大気測定期局舎側	0.20
解体現場等	一文字町	建築物等解体作業	0.11~0.34
	御門町	建築物等解体作業	0.17~0.22
	地吹町	建築物等解体作業	0.056~0.22

※大気汚染防止法に基づく「特定粉じん発生施設」に係る隣地との敷地境界における規制基準

: 大気中のアスベスト纖維の本数が1Lにつき10本

※「国道2号」「南小学校」は、3日間測定の幾何平均値で算出しました。

※幾何平均値の算出に当たっては、検出下限値未満の場合、検出下限値の値を用いて算出しました。

すべての測定結果が検出下限値未満の場合、幾何平均値は検出下限値未満としました。

コ 酸性雨

酸性雨は、硫黄酸化物や窒素酸化物によって、降水が酸性化する問題であり、一般にpHが5.6より低い雨を「酸性雨」と呼んでいます。

酸性雨は国境を越える地球環境問題として認識され、湖沼生態系の破壊、建造物被害などの影響を及ぼします。本市では、1地点で測定を行っており、近年横ばいで推移しています。

福山市における降雨pH値の経年変化 (測定地点：福山すこやかセンター東館)

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
pH	5.3	5.3	5.1	5.6	5.0	5.1	5.0	5.2	4.8	5.3

サ 降下ばいじん

降下ばいじんは、大気中の粒子状物質のうち、降雨等によって降下してくる物質で、工場や事業場からのはいじんや自動車排出ガスといった人為的要因や火山の噴煙や黄砂等の自然的要因など様々な原因のものが含まれます。

粒径が小さいために健康影響があるSPMやPM2.5とは異なり、降下ばいじんには環境基準の設定がありません。しかし、屋根や外壁の汚れなど生活環境上の支障となり得ることから、市内15地点で状況把握のための測定をダストジャー法により実施しています。

降下ばいじんは、大きく分けて硫酸イオンなどの溶解性物質、灰分などの不溶解性物質の2種類があり、それぞれの成分についても調査しています。

降下ばいじん 総量及び主な成分の年平均値 (単位:t/k m²/月)

測定地点	項目	総量	不溶解性成分			溶解性成分		
			総量	灰分	鉄	総量	カルシウムイオン	硫酸イオン
①南小学校		2.1	1.5	1.0	0.15	0.6	0.08	0.18
④曙小学校		2.8	2.1	1.4	0.22	0.7	0.09	0.23
⑨手城小学校		3.3	2.3	1.6	0.22	1.1	0.15	0.23
⑩加茂支所		1.7	1.3	0.7	0.041	0.4	0.03	0.12
⑪津之郷小学校		1.6	1.0	0.6	0.067	0.6	0.05	0.17
⑫高島公民館		2.5	1.7	0.9	0.26	0.8	0.09	0.22
⑬白茅配水池（鞆町）		2.4	1.2	0.5	0.13	1.2	0.09	0.25
⑭箕島南丘工業団地		5.0	3.6	2.1	0.58	1.4	0.20	0.41
⑮新市支所		1.0	0.5	0.2	0.032	0.5	0.03	0.13
⑯沼隈支所		1.3	0.8	0.4	0.095	0.6	0.04	0.16
⑰大津野小学校		2.6	1.7	1.0	0.22	0.8	0.10	0.18
⑱JA福山市神辺支店		1.2	0.7	0.4	0.075	0.5	0.05	0.15
⑲旭丘小学校		3.5	2.6	1.4	0.36	0.9	0.12	0.21
⑳水上ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ		3.1	2.2	1.5	0.35	0.9	0.11	0.29
㉑箕島小学校		3.6	2.4	1.7	0.51	1.2	0.17	0.35



大気汚染常時監視測定局舎（市役所・自排局）



降下ばいじん測定地点（手城小学校）

2 大気汚染防止対策

(1) 発生源の規制

大気の汚染源は、工場・事業場の固定発生源と、自動車などの移動発生源とに大別されます。

移動発生源に対しては、国による段階的な規制強化が図られており、固定発生源に対しては、大気汚染防止法及び県条例により、一定規模以上の施設（ばい煙及び粉じん発生施設）に、届出義務や排出基準の設定、ばい煙排出状況の把握及び記録の義務付け等が定められています。

また、大気汚染防止法が2018年（平成30年）4月1日に改正・施行され、新たに一定規模以上の水銀排出施設への規制が強化されました。

大気汚染防止法及び県条例による2020年度（令和2年度）末までのばい煙及び粉じん発生関係施設の届出状況は次のとおりです。

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設

施設番号	1	6	11	12	13	29	30	工場・事業場数合計		
	ボイラーライ	金属加熱炉	乾燥炉	電気炉	廃棄物焼却炉	ガススターバン	デイーゼル機関			
施設数	321 (6)	64	31	17	16	4 (19)	28 (101)	53	534 (126)	196 (78)

※()の数字は、電気事業法・ガス事業法による外数

大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設

施設番号	2		3	4	5	工場・事業場数合計		
	特定施設の種類	鉱物の堆積場	土石の堆積場	ベルトコンベア	破碎機			
施設数	69	46	313	45	117	13	603	37

広島県条例に基づくばい煙発生施設

施設番号	11	12	13	17	その他	施設数合計	工場・事業場數合計			
特定施設の種類	電気めっき施設	酸洗浄施設	電気めっき施設	酸洗浄施設	加工施設	熱処理施設	乾燥施設			
施設数	60	30	99	124	75	47	22	14	471	39

広島県条例に基づく粉じん発生施設

施設番号	3	4	5	6	その他	施設数合計	工場・事業場數合計					
特定施設の種類	原料粉碎施設	ふるい分施設	セメントトライロ	セメントホップラー	バッチャープラント	粉碎施設	切断施設	成型加工施設				
施設数	25	30	52	13	22	38	88	44	8	31	351	63

ばい煙排出量が多い工場とは個別に公害防止協定等を結んで、より一層の厳しい基準を定めて、生活環境の保全を図っています。

本市では、大気の汚染を防止するため、対象工場・事業場について施設の維持管理状況等の確認を行い、法・県条例及び協定で定められた基準を守っているか定期的な立入検査を行っています。2020年度（令和2年度）は、大気汚染防止法・県条例及び協定に基づいて、延べ事業場数44件実施しました。煙道中の排ガス検査を3事業場実施し、すべて基準に適合していました。

一定量以上の燃料を使用している工場・事業場には、硫黄酸化物と窒素酸化物について、総量規制により排出できる総量が割り当てられており、より厳しい規制を行っています。

また、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の排出の抑制を図るためVOC排出施設に対しても排出が規制されています。

（2）石綿（アスベスト）問題への対応

大気汚染防止法に基づき、建物や工作物に使用されている「吹付けアスベスト」等の除去を行う場合、特定粉じん排出等作業実施届出の提出、建材のアスベスト含有有無の事前調査、使用機材の動作確認、事前調査結果の掲示などが義務付けられています。

2020年度（令和2年度）は24件の特定粉じん排出等作業実施届出があり、届出のあった作業場を含め37件の立入調査を行いました。

また、大気汚染防止法が2021年（令和3年）4月1日に改正され、規制対象が全ての石綿含有建材に拡大されるなど、規制が強化されました。

（3）緊急時対策

光化学オキシダントは、気象条件などによっては一時的に高濃度の汚染を生ずる事があります。このような場合に、被害を未然に防ぐため、4月～10月までの期間を対象とし、緊急

時の措置として工場や事業場にばい煙の排出量もしくは揮発性有機化合物の排出量の減少を要請するとともに、報道機関などを通して市民に周知しています。

オキシダント濃度が 0.1ppm を超過する場合は「オキシダント情報」が、0.12ppm を継続して超過すると判断される場合は「オキシダント注意報」が、発令されます。

2020 年度（令和 2 年度）のオキシダント緊急時の発令状況は、福山地区において情報が 0 回（注意報 0 回）、松永地区において情報が 0 回（注意報 0 回）、福山北部地区においては情報が 2 回（注意報 0 回）発令されました。

なお、緊急時の措置は、硫黄酸化物、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質についても定められていますが、近年は 1 度も発令されていません。

オキシダントの年度別緊急時の発令回数

	2018 年度（平成 30 年度）				2019 年度（令和元年度）				2020 年度（令和 2 年度）											
	福山 地区		松永 地区		福山 北部 地区		福山 地区		松永 地区		福山 北部 地区		福山 地区		松永 地区		福山 北部 地区			
	情 報	注 意 報	情 報	注 意 報	情 報	注 意 報	情 報	注 意 報	情 報	注 意 報	情 報	注 意 報	情 報	注 意 報	情 報	注 意 報	情 報	注 意 報	情 報	注 意 報
4 月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 月	0	0	0	0	0	0	5	0	4	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 月	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 月	4	1	0	0	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 月	1	0	0	0	0	0	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0
9 月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	7	1	1	0	7	2	7	1	5	0	6	0	0	0	0	0	0	0	2	0

光化学オキシダントの発令時の状況



通常時



オキシダント発令時

第2節 水質環境の保全

1 水質の現状

水は、空気とともに私たちの生活にとって欠くことのできない大切なものであり、毎日の生活用水として使われているばかりでなく、農業用水や工業用水としても広く利用されています。

水質汚濁とは、川や海に自然のもつ浄化能力を超えた汚濁物質が排出されることで、人の健康や生活環境に良くない影響が生じてくるような状態をいいます。このような状態から私たちの健康を保護し、生活環境を守る上で、維持することが望ましい基準（環境基準）が定められており、本市の水質環境がこの基準を達成しているかどうか監視を行っています。

（1）川や海の監視

川や海の水質を守っていく上での目標である環境基準には、「人の健康の保護に関する基準（健康項目）」と「生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）」があり、健康項目については、全国一律に27項目の基準が決められています。生活環境項目については、利用目的によって河川を6段階、海域を3段階に分けて基準を定め、それぞれの水域に当てはめています（環境基準の類型指定）。また、生活環境項目には、「水生生物の保全に係る水質環境基準（水生生物保全環境基準）」が設けられており、本市では、2015年（平成27年）3月に水生生物保全環境基準の類型指定を受けた海域があります。

1969年（昭和44年）から、これらの水域の水質状況を監視しており、現在は芦田川水域22地点、高梁川水域1地点、芦田川周辺水域10地点、ひうちなだ燧灘北西部流入河川水域5地点、海域11地点で調査を行っています。また、1989年度（平成元年度）からは、地下水質についても毎年調査を行っています。

（2）川や海の汚濁状況

ア 河 川

（ア）芦田川水域

芦田川は、瀬戸川などと合流し、備讃瀬戸にそそぐ全長86kmの一級河川です。

芦田川の水は、農業用水、生活用水、工業用水など大切な水資源として広く利用されています。しかし、流域の宅地開発などによる市街化が進み、生活排水の量が増大したため、清澄な水資源の確保並びに環境保全の面からも改善が必要となっています。

このため、1984年（昭和59年）10月から、芦田川流域下水道の供用が開始され、流域町において下水道の整備を進めるとともに、本市では1989年度（平成元年度）から、し尿と生活排水を併せて処理する小型浄化槽の普及を図るため、小型浄化槽の設置者に対する補助を実施し、生活排水対策を進めています。

2020年度（令和2年度）の芦田川水域8地点で、河川の汚れを表わす目安であるBODについての環境基準適合状況をみると、8地点中3地点で環境基準を超えていました。

BOD75%値の10年間の経年変化をみると、年度によってばらつきはありますが、芦田川水系ではほぼ横ばいとなっています。

芦田川水系 BOD環境基準適合状況

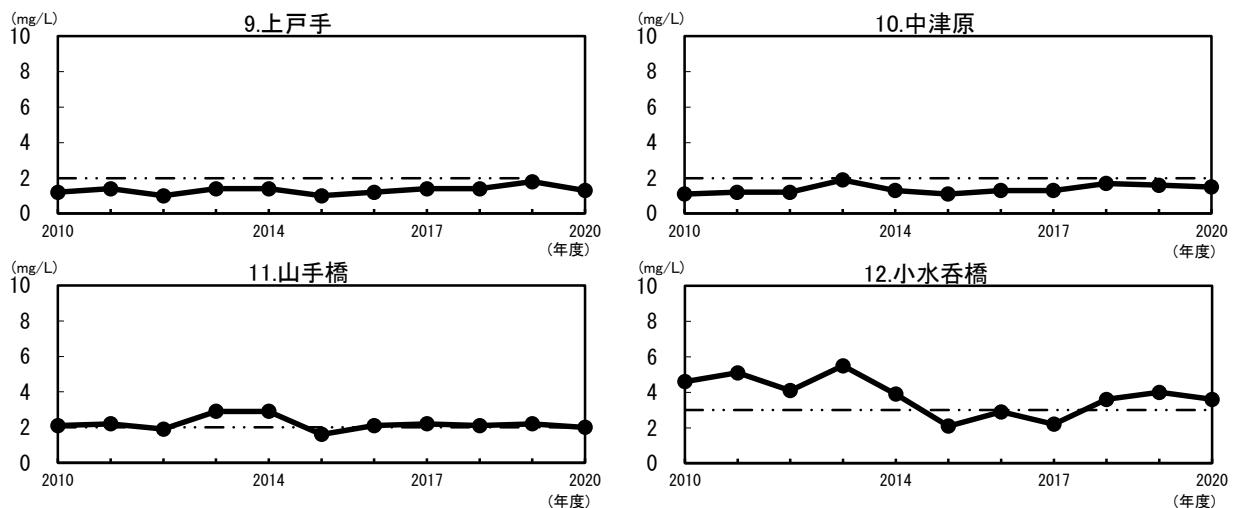
地点番号 地点名 項目	9 芦田川 (上戸手)	10 芦田川 (中津原)	11 芦田川 (山手橋)	12 芦田川 (小水呑橋)	13 高屋川 (川北)	14 高屋川 (横尾)	15 瀬戸川 (山片橋)	17 瀬戸川 (観音橋)
適合状況※1	○	○	○	×	×	○	○	×
適合率(%)※2	100	100	75	42	50	75	100	67
75%値(mg/L)	1.3	1.5	2.0	3.6	2.7	2.9	1.1	3.2
年平均値(mg/L)	1.2	1.3	1.9	3.3	2.2	2.4	1.1	2.5
環境基準(mg/L)	2以下	2以下	2以下	3以下	2以下	3以下	2以下	3以下

※1 適合状況は、75%値が環境基準を満足した場合に「○」としました。

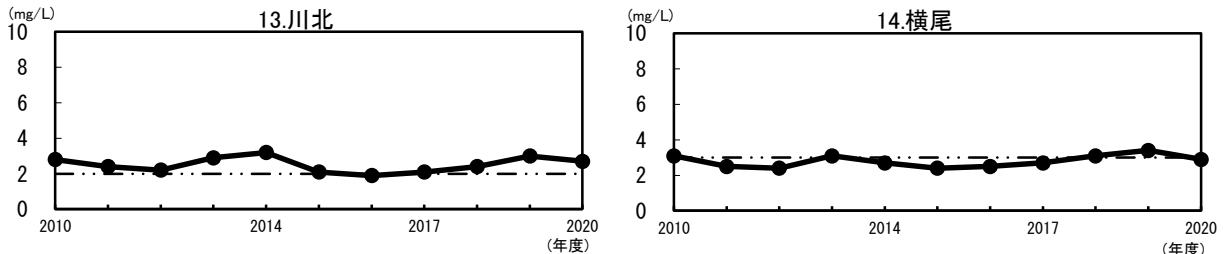
※2 適合率 = (環境基準に適合した日数) / (総測定日数) × 100

※3 上戸手、中津原、山手橋、小水呑橋、川北、横尾は国土交通省が調査し、福山市が評価しました。

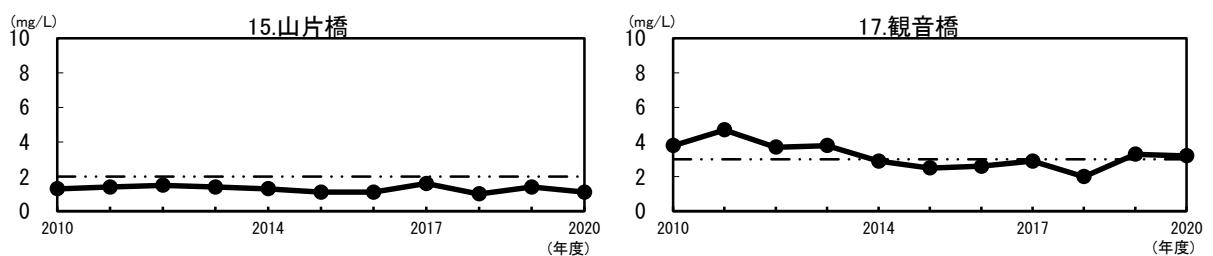
BOD75%値経年変化（_____は環境基準）芦田川調査地点（上戸手・中津原・山手橋・小水呑橋）



高屋川調査地点（川北・横尾）



瀬戸川調査地点（山片橋・観音橋）



(イ) 燐灘北西部流入河川水域

市内には芦田川水系以外の主な河川では、藤井川、本郷川、羽原川、山南川などがあります。これらの河川の水は、生活用水や農業用水などに広く利用されています。

2020年度（令和2年度）のBODは、すべての地点において環境基準に適合していました。BOD75%値の経年変化をみると、環境基準を達成しほぼ横ばいとなっています。

燧灘北西部流入河川 BOD環境基準適合状況

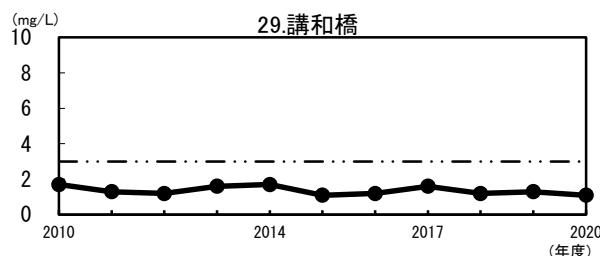
地点番号 地点名 項目	29	30	31	32	33
藤井川 (講和橋)	本郷川 (荒神橋)	本郷川 (吾妻橋)	羽原川 (本庄神社前)	山南川 (矢川)	
適合状況※1	○	○	○	○	○
適合率(%)※2	100	100	100	100	100
75%値(mg/L)	1.1	1.3	1.6	1.3	2.0
年平均値(mg/L)	1.0	1.1	1.4	1.2	1.6
環境基準(mg/L)	3以下	3以下	3以下	5以下	3以下

※1 適合状況は、75%値が環境基準を満足した場合に「○」としました。

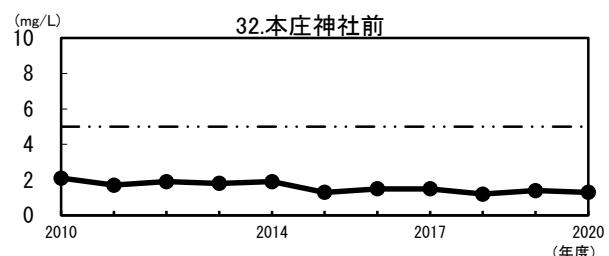
※2 適合率 = (環境基準に適合した日数) / (総測定期日数) × 100

BOD75%値経年変化（_____は環境基準）

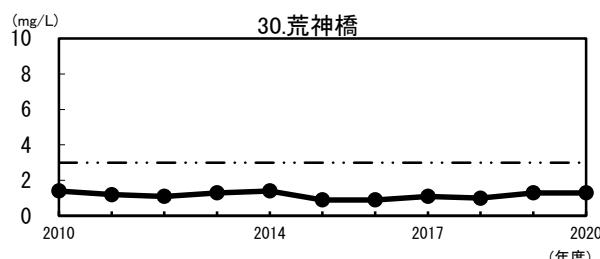
藤井川調査地点（講和橋）



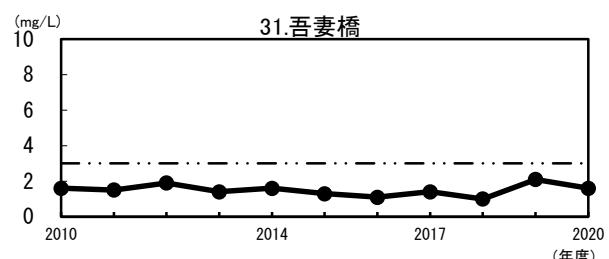
羽原川調査地点（本庄神社前）



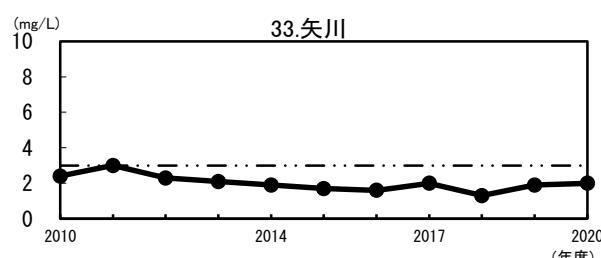
本郷川調査地点（荒神橋・吾妻橋）



31.吾妻橋



山南川調査地点（矢川）



(ウ) 市内小河川・水路

市内には、農業用水路・排水路などに利用されている小河川・水路が数多くあります。

これらの小河川・水路は類型指定されていませんが、私たちの家庭からの生活排水、又は工場の排水などが流入しているため、海域の富栄養化現象の原因になりやすいので、その現状を把握するために、取水口、ポンプ場付近を中心に10地点で年4回の調査を行っています。全般的に水量が少なく、また流れが停滞する、未処理の水が流入するなどの悪条件が重なるため、水質が悪い地点が多く、これを改善するためには下水道整備や浄化槽設置などの対策が必要です。

イ 海 域

(ア) 備讃瀬戸、燧灘北西部 - CODの現況

この水域は瀬戸内海国立公園のほぼ中央に位置し、大変美しい島々のおりなす景観は全国でも屈指といわれていますが、外洋との水の交換が行われにくい海域でもあり、様々な水質保全対策がとられてきました。

2020年度（令和2年度）のCODの環境基準適合状況をみると、4地点中3地点で環境基準を超えていました。

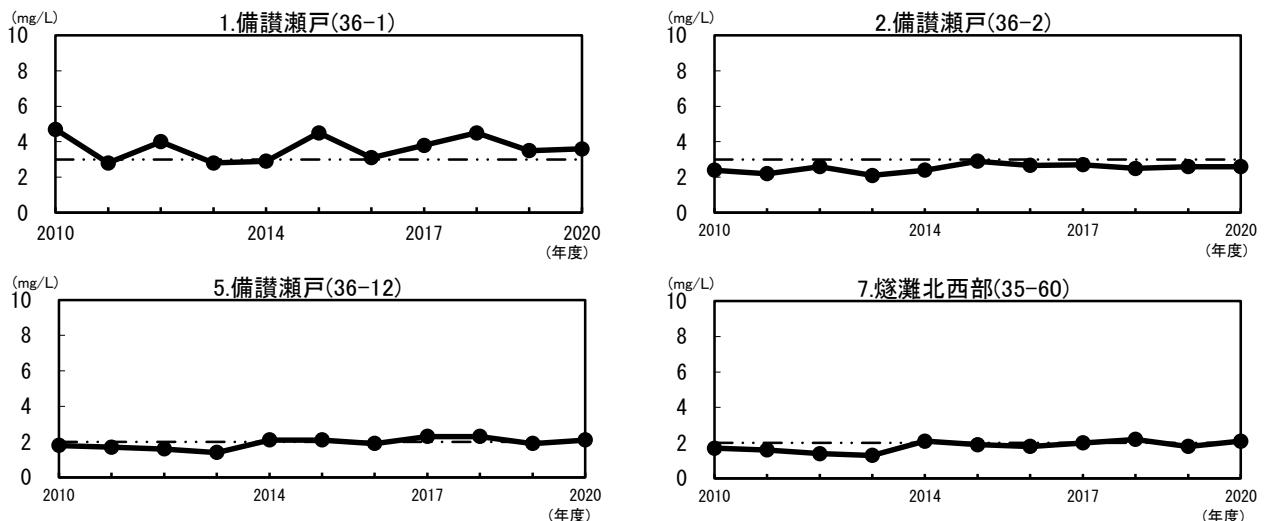
備讃瀬戸、燧灘北西部海域 COD環境基準適合状況

地点番号 地点名 項目	1	2	5	7
	備讃瀬戸 36-1	備讃瀬戸 36-2	備讃瀬戸 36-12	燧灘北西部 35-60
適合状況 (COD) ※1	×	○	×	×
適合率(%) ※2	58	75	58	58
75%値(mg/L)	3.6	2.6	2.1	2.1
年平均値(mg/L)	3.5	2.6	2.0	1.9
環境基準(mg/L)	3 以下	3 以下	2 以下	2 以下

※1 適合状況は、75%値が環境基準を満足した場合に「○」としました。

※2 適合率 = (環境基準に適合した日数) / (総測定日数) × 100

COD75%値経年変化 (_____ は環境基準)



(イ) 備讃瀬戸、燧灘北西部－窒素・燐の現況

海域に流入する窒素・燐などの栄養塩類の濃度上昇は、微細藻類・植物性プランクトンなどを主とする微生物の著しい増殖を引き起こし、酸素不足などの水質環境を悪化させる富栄養化現象が生じます。

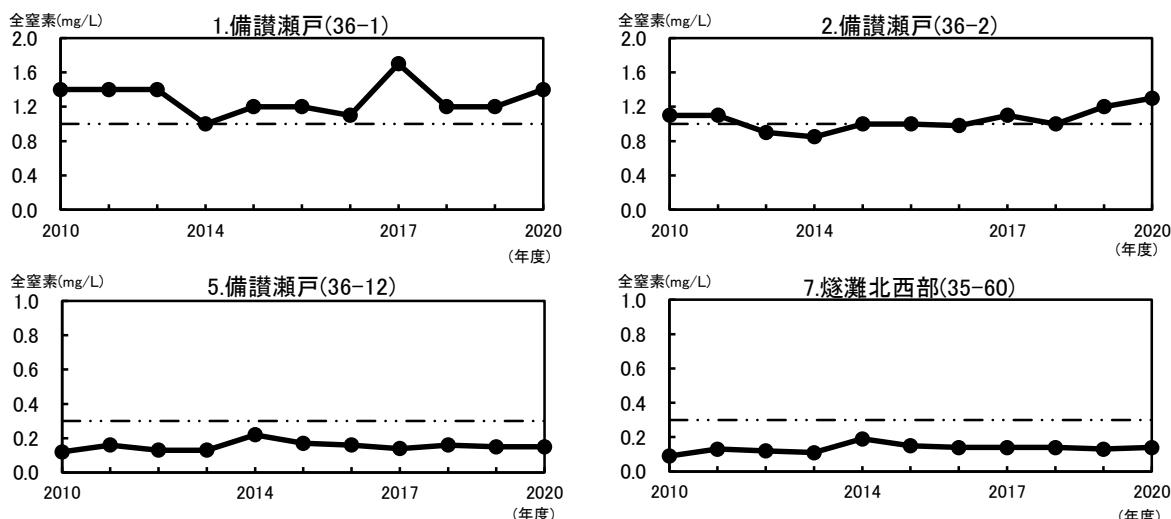
2020年度（令和2年度）の全窒素・全燐の環境基準適合状況は、4地点中2地点で全窒素が環境基準を超えていました。

備讃瀬戸、燧灘北西部海域 全窒素・全燐環境基準適合状況

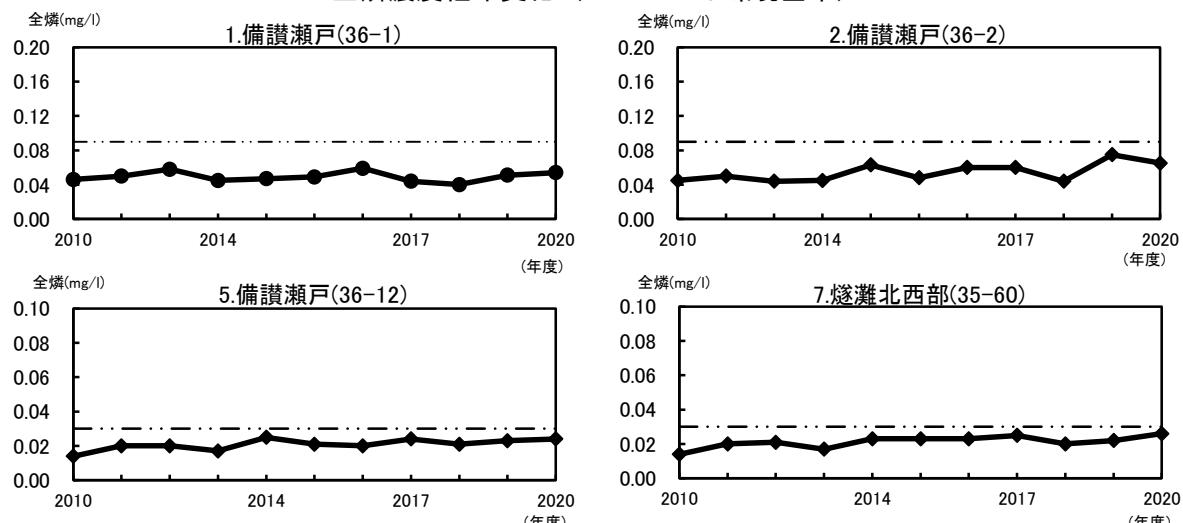
地点番号 地点名 項目	1 備讃瀬戸 36-1	2 備讃瀬戸 36-2	5 備讃瀬戸 36-12	7 燧灘北西部 35-60
	備讃瀬戸 36-1	備讃瀬戸 36-2	備讃瀬戸 36-12	燧灘北西部 35-60
適合状況（全窒素）※	×	×	○	○
全窒素年平均値(mg/L)	1.4	1.3	0.15	0.14
環境基準(mg/L)	1以下	1以下	0.3以下	0.3以下
適合状況（全燐）※	○	○	○	○
全燐年平均値(mg/L)	0.054	0.065	0.024	0.026
環境基準(mg/L)	0.09以下	0.09以下	0.03以下	0.03以下

※ 適合状況は、表層の年間平均値が環境基準を満足した場合に「○」としました。

全窒素濃度経年変化（-----は環境基準）



全燐濃度経年変化（-----は環境基準）



(ウ) 海水浴場

歴史の町“鞆の浦”の沖あいに浮かぶ「仙酔島」には自然海浜が残っており、2020年度（令和2年度）には、およそ5千人に海水浴場として利用されました。また、内海町横島にあるシーパーク大浜はおよそ9千人、内海町田島にあるクレセントビーチはおよそ1万4千人に海水浴場として利用されました。

これら海水浴場の水質について、遊泳期間前と遊泳期間中に調査を行いました。その結果、遊泳期間前はシーパーク大浜とクレセントビーチで「適・水質AA」、鞆の浦で「適・水質B」、遊泳期間中は全ての海水浴場で「可・水質B」でした。

海水浴場水質調査結果

海水浴場名	遊泳期間前		遊泳期間中	
	判定	0-157	判定	0-157
鞆の浦	適・水質 B	不検出	可・水質 B	不検出
シーパーク大浜	適・水質 AA	不検出	可・水質 B	不検出
クレセントビーチ	適・水質 AA	不検出	可・水質 B	不検出



ウ 地下水

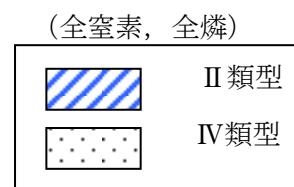
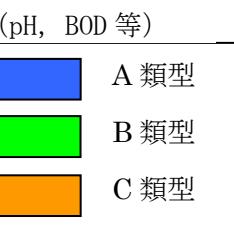
地下水は、湧水や井戸水として人々の生活になじみ深いものですが、一般的に水温の変化が小さく水質が清浄であることから、本市でも生活用水や産業用水などに広く利用されています。

トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による地下水の汚染が社会的問題となり、また地下水は一度汚染されるとその回復が容易でないことから、汚染の未然防止のため、本市においても1989年度（平成元年度）から、毎年調査を行っています。

2020年度（令和2年度）は5地点の地下水について調査をしました。環境基準の適合状況をみると、継続監視調査地点においてトリクロロエチレンの超過がありました。



環境基準の類型指定及び環境基準点の汚濁状況

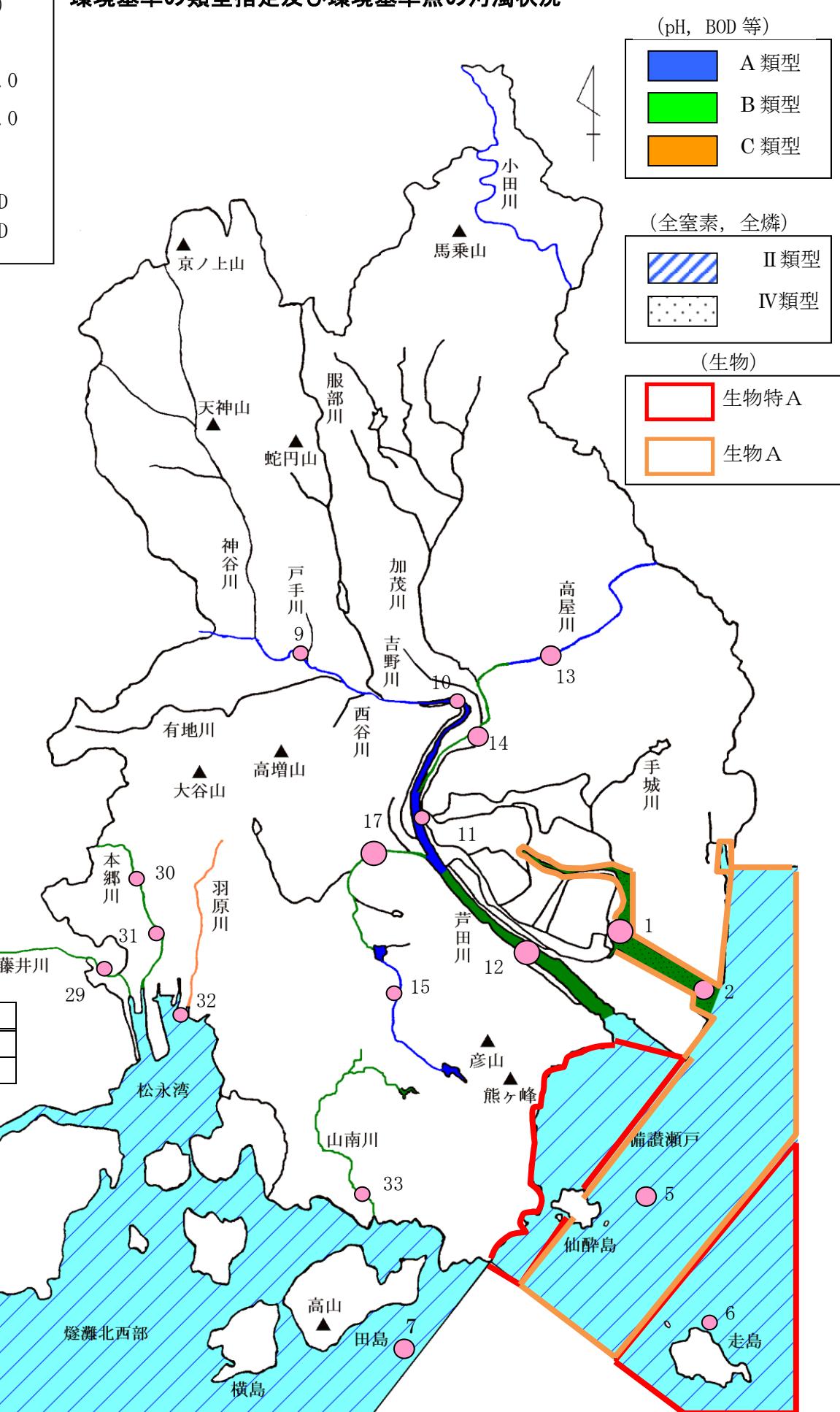


BOD, COD, 窒素, 燐
の環境基準点

番号	地点名
1	36-1
2	36-2
5	36-12
7	35-60
9	上戸手
10	中津原
11	山手橋
12	小水呑橋
13	川北
14	横尾
15	山片橋
17	観音橋
29	講和橋
30	荒神橋
31	吾妻橋
32	本庄神社前
33	矢川

生物の環境基準点

番号	地点名
5	36-12
6	36-13



2 水質汚濁の防止対策

(1) 水質汚濁の規制

川や海を水質汚濁から守るために、水質汚濁防止法（水濁法）や県条例において特定施設が定められています。特定施設を設置し、川や海などへ排水を出す工場又は事業場（特定事業場）は、その規模や業種により、瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸法）による許可申請又は水濁法、県条例による届出を義務付けています。

本市では、主に1日の平均排水量が50m³以上の事業場、あるいは人の健康に被害を及ぼす物質を排出するおそれのある事業場について、排水基準が守られているかどうか定期的な立入検査を行っています。さらに、1日の平均排水量が50m³以上の事業場については、濃度規制に加えて総量規制も行っています。

ア 法・県条例の届出状況

川や海などへ排水を出す事業場は、その規模や業種により、法（瀬戸法・水濁法）及び県条例により許可申請や届出をする必要があります。

法では104業種、県条例では4業種が届出の対象になっています。2020年度（令和2年度）末での法に基づく届出がある事業場は52業種、731事業場であり、このうち瀬戸法に該当する事業場は16業種、51事業場です。これを業種別にみると自動式車両洗浄施設、し尿浄化槽（201人以上500人槽以下）、旅館業の3業種で全体の約41%を占めています。

また、2020年度（令和2年度）末での県条例に基づく届出のある事業場は122事業場であり、その主な業種はパン又は菓子製造業、理化学試験室で全体の約96%を占めています。

瀬戸法・水濁法に基づく業種別事業場数（総事業場数：731）

【2021年（令和3年）3月31日現在】

号番号区分	特 定 施 設	事業場数
71	自動式車両洗浄施設	144
72-2	し尿浄化槽（201人～500人槽）	82
66-3	旅館業	77
67	洗たく業	69
3	水産食料品製造業	34
72	し尿処理施設	28
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	28
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	20
その他（44業種）	その他（44業種）	249
合 計		731

県条例に基づく業種別事業場数（総事業場数：122）

【2021年（令和3年）3月31日現在】

号番号区分	特 定 施 設	事業場数
1	パン又は菓子の製造業の用に供する洗浄施設	73
2	養豚業の用に供する施設	2
3	理化学に関する試験研究の用に供する洗浄施設	44
4	流水式塗装施設	3
合 計		122

イ 水質の濃度規制

法や県条例では、業種や区分によって排水基準を定めています。この基準が守られているかどうかを調べるため、定期的に特定事業場に立入り、特定施設の状況や汚水処理の状況について調査するとともに、排水口で採水し、水質検査を行っています。

2020年度（令和2年度）は、特定事業場に対する立入調査を64回行い、そのうち50回の排水検査を行いましたが、4件の排水基準違反等がありました。こうした事業場に対しては、行政指導を行い、処理の方法や処理施設の改善などを指導しています。

なお、特定事業場で、1日の最大排水量が50m³以上の事業場については、排水基準値以下であっても、許可値又は届出値を超えた場合には、行政指導を行っています。

また、排水規制の対象とならない特定事業場についても随時立入調査を行い、届出内容の確認や排水処理について指導を行っています。

ウ 水質の総量規制

この制度は、従来の濃度規制では多量の水で薄めて流すことで規制基準に適合するが、汚れの量は減らないことから、濃度と水量の積、すなわち「汚れの量（汚濁負荷量）」そのもので規制する仕組みです。

日平均排水量50m³以上の事業場については、総量規制基準の遵守と排出する汚濁負荷量を自ら測定して記録することが義務付けられ、瀬戸内海水域へ流入する汚濁負荷量を的確に把握し、総量規制の実効を担保する手段として制度化されています。

エ 地下水の水質汚濁の規制

水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）において、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するための規定が新たに設けられ、2012年（平成24年）6月1日に施行されました。これにより、有害物質を使用、貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造等に関する基準の遵守義務、定期点検の実施及び結果の記録・保存の義務等が新たに設けられました。本市では、有害物質貯蔵指定施設として12事業場が届出されています。

(2) 生活排水への取組

人の生活に伴い各家庭から排出される生活排水は、流域の宅地開発等による市街化が進んだことなどから量が増大し、水の汚れの原因の半分以上を占めるようになっています。生活排水による水の汚れを減らすため、下水道の整備や浄化槽の設置促進などの生活排水対策を進めています。

ア 下水道の整備

下水道は、衛生的な生活環境を確保し、市街地の浸水を防ぎ、更に公共用水域の水質保全を図るなど、快適な都市環境を形成する上で大切な役割を果たしています。

本市の公共下水道は、市街中心部の旧新浜処理区（面積806ha）は1978年度（昭和53年度）に整備が完了し、2014年度（平成26年度）芦田川処理区へ編入しました。現在は、芦田川処理区（面積10,542.7ha）と松永処理区（面積798.5ha）の整備を行っています。

2021年（令和3年）3月末現在の下水道処理人口普及率は75.3%で、浄化槽などを含めた汚水処理人口普及率は、85.2%となっています。



福山市の下水処理場

	処理場名	計画処理人口	計画処理水量
単独	松永浄化センター	22,600人 (※23,000人)	11,000m ³ /日 (※11,200m ³ /日)
流域	芦田川浄化センター	333,800人 (356,850人)	192,010m ³ /日 (205,640m ³ /日)

(※) は松永処理区の全体計画で尾道市流入分を含む。

() は流域下水道の全体計画で府中市分を含む。

イ 生活排水対策の啓発活動

私たち一人一人が廃食用油の処理や洗剤の適正利用に心掛けるなど、実践していくことが重要であり、本市では、学校などの出前授業、環境月間行事、また「広報ふくやま」などを通じて、家庭でできる生活排水対策の啓発活動を推進しています。

また、本市では、芦田川の水質浄化に対する地域住民の関心を高め、継続的な住民の参画を促すための支援組織として、2004年（平成16年）に設立された「芦田川環境マネジメントセンター（AEMC）」と連携し、芦田川きれい☆きれいプロジェクト「川の健康診断（6,11月）」「水辺の学び舎（9月）」「河川浄化チャレンジ月間（11月）」などの取組を進めています。



【芦田川クリーン5】 みんなが家庭でできる、環境にやさしい5つの取組です。



ウ 合併処理浄化槽設置の推進

浄化槽によるし尿等の適正な処理と生活環境の保全のため、1985年（昭和60年）10月に浄化槽法が施行されました。浄化槽の設置者は、事前に設置届を提出することが法律で義務付けられています。また、浄化槽法の改正により2001年（平成13年）4月から、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）の新設が禁止されました。しかし、市内には多くの既設のみなし浄化槽が残存しており、生活排水による水の汚れを減らすために、合併処理浄化槽への転換を進めていく必要があります。

本市では、1989年度（平成元年度）から小型浄化槽設置者に対し補助を実施しています。2020年度（令和2年度）は、102基について補助金を交付しました。

また、浄化槽法により、使用されているすべての浄化槽に対して、県知事が指定した検査機関が行う法定検査の受検が毎年1回義務付けられています。本市においても、普及啓発や未受検者に対する受検指導を行うなど受検率の向上に向けて取り組んでいます。

○浄化槽設置基数 (基)

区分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
浄化槽	13,240	13,626	14,094	14,507	15,020	15,533
みなし浄化槽	16,377	15,853	15,175	14,797	14,795	14,591
合 計	29,617	29,479	29,269	29,304	29,815	30,124

○近年の補助額の変遷

年度	補助額
2009年度から2014年度まで	5人槽：332,000円 7人槽：414,000円 10人槽：548,000円 みなし浄化槽撤去時は130,000円上乗せあり。
2015年度から	補助対象をみなし浄化槽、又はくみとり便所の廃止に伴い、同一敷地内に小型浄化槽を設置する方に変更。人槽毎の補助額に変更なし。みなし浄化槽撤去時は180,000円上乗せあり。

○浄化槽補助金交付基数の推移

区分		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
設置届出数	基	566	592	654	557	574	621
うち補助基数	基	194	156	162	139	106	102
補助金交付額	千円	86,884	71,595	72,268	63,084	46,538	45,468
補助基数累計	基	9,940	10,096	10,258	10,397	10,503	10,605

第3節 土壤環境の保全

1 土壤汚染対策の現状

土壤汚染は、工場又は事業場から排出する排出水等に含まれる特定有害物質が農用地に蓄積され顕在化する場合があり、1971年（昭和46年）に「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」が施行され、特定有害物質としてカドミウム・銅等について許容基準が定められました。

市街地の土壤汚染対策については、1991年（平成3年）に「土壤汚染に係る環境基準」が定められ、現在は29項目について設定されてきました。

また、近年工場等の自主調査、工場跡地の再開発、水質汚濁防止法に基づく地下水のモニタリングの拡充などにより、全国的に土壤汚染が明らかになるケースが増加しました。

こうしたことから、土壤汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が高まり、土壤汚染対策法が2003年（平成15年）2月に施行されました。

2010年（平成22年）4月及び2019年（平成31年）4月には、土壤調査の対象となる土地の拡大等が盛り込まれました。

土壤汚染対策法は、土壤の特定有害物質の汚染による人への健康被害が生じることを防止することを目的としています。そのため、特定有害物質を取り扱っている工場・事業場の廃止や、一定規模以上の土地の形質の変更等の機会をとらえて、汚染の可能性の高い土地の調査を実施すること、そして、その結果、土壤汚染が判明し、それによって人への健康被害が生ずるおそれがある場合には必要な措置を講ずることを定めています。

2 土壤汚染対策

（1）法による調査・届出状況

本市において、2020年度（令和2年度）は、土壤汚染状況調査結果の報告はありませんでした。また、法による一定の規模以上の土地の形質の変更届出は82件ありました。

（2）県条例による調査

2004年（平成16年）10月には県条例に土壤環境の保全が追加され、一定規模以上の土地改変時における土地履歴調査の実施など、一連の措置を義務付けることにより、土壤の汚染の有無を明らかにするとともに、汚染の拡大防止を図っています。

2020年度（令和2年度）は、土地履歴調査の報告が82件あり、そのうち土壤汚染確認調査を必要とするものはありませんでした。

第4節 騒音・振動対策

1 騒音・振動の現状

(1) 工場騒音・振動の現状

騒音・振動に関する苦情については、中小規模の工場や資材置場などに起因するものが多く、その背景には、住宅と工場が混在し、狭い敷地と音に弱い建築構造であること、また原因者がはっきりしているという特徴があります。

(2) 環境騒音

私たちは、工場・事業場、家庭用機器、自動車・鉄道などからの様々な音に接しながら生活しています。そこで、健康で快適な生活をしていく上で望ましい音の大きさの基準(環境基準)は、一般地域や道路に面する地域、新幹線鉄道に分けて定められています。本市では、騒音問題にかかる地域の特性や環境基準との達成状況、経年変化などをみるために環境騒音の実態調査を行っています。

ア 一般環境騒音

一般地域の調査は、市内全域の山林を除く144地点を設定し、調査を行っています。2020年度(令和2年度)は83地点で昼間測定を実施し、10地点で夜間測定も実施しました。達成率は、昼間の時間帯で93%、夜間の時間帯で90%でした。

一般環境騒音・環境基準達成状況

【2020年度(令和2年度)】

類型	用途地域	時間帯(昼間)			時間帯(夜間)		
		測定地点数	達成地点数	達成率(%)	測定地点数	達成地点数	達成率(%)
A	一種低層	2	2	100			—
	二種低層	2	2	100			—
	一種中高層	7	7	100	1	1	100
	二種中高層			—			—
	小計	11	11	100	1	1	100
B	一種住居	29	27	93	4	4	100
	二種住居	3	2	67			—
	準住居	1	0	0			—
	調整区域	27	25	93	3	2	67
	都市計画外	2	2	100			—
	小計	62	56	90	7	6	86
C	近隣商業	2	2	100	1	1	100
	商業			—			—
	準工業	4	4	100	1	1	100
	工業	1	1	100			—
	調整区域	3	3	100			—
	工業専用			—			—
	都市計画外			—			—
	小計	10	10	100	2	2	100
合計		83	77	93	10	9	90

イ 交通騒音・振動

道路交通騒音・振動として、国道等5地点について調査し、あわせて交通騒音の影響を背後地において測定しました。すべての地点において、騒音・振動の限度値を達成していました。

また、道路に面する地域全体の騒音暴露状況を把握し、自動車騒音対策を計画的、総合的に行う基礎資料となるように、道路交通騒音の調査を行った5地点の調査結果を基に、自動車騒音の面的評価を行いました。市内の幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準の達成状況は5年間の調査結果に基づいて評価をするため、2016年度（平成28年度）から2020年度（令和2年度）までの調査結果を用いて評価を行うと、昼間・夜間ともに基準値を達成していたのは、全戸数13,584戸の内13,013戸（割合95.8%）でした。近接空間では、5,192戸の内4,716戸（割合90.8%）、非近接空間では、8,392戸の内8,297戸（割合98.9%）でした。

（3）近隣騒音の現状

従来の騒音問題は、工場・事業場及び市街地内での建設工事にかかるものが大部分を占めていましたが、近年、市街化開発による住宅と商業施設の混在や、住宅密集地域の増加等により、近隣騒音が社会問題となっています。

近隣騒音としては、飲食店等の深夜営業騒音、自動車のエンジン音、ペットの鳴き声や人の話し声等の生活騒音があげられます。

このように、近隣騒音は発生源が無数にあるため、誰もが加害者・被害者になることが考えられます。昼間・夜間を問わず、近隣の方へ迷惑がかかることのないよう、配慮をする必要があります。

本市では、関係機関と協力しながら、県条例による音響機器の規制、指導を行うとともに、市民に協力を呼びかけています。

騒音の大きさの目安 (単位：dB)

110	自動車の警笛（前方 2m）
100	電車が通るときのガードの下
90	大声による独唱、騒々しい工場の中
80	地下鉄の車内、ピアノの演奏（前方 1m）
70	電話のベル、騒々しい事務所の中
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	市内の深夜、静かな住宅地の昼
30	郊外の深夜、ささやき声
20	木の葉のふれ合う音、置時計の秒針の音（前方 1m）

振動の大きさの目安 (単位：dB)

75～85	家屋が揺れ、戸・障子がガタガタと鳴動し、器内の水面の動きがわかる程度
65～75	大勢の人に感じる程度であり、戸、障子がわずかに動く程度
55～65	静止している人に感じる程度
55 以下	人体には無感

2 騒音・振動対策

(1) 法・県条例による届出状況

騒音・振動公害から生活環境を守るために、法や県条例により規制が行われています。著しい騒音・振動を発生させる施設を「特定施設」、これを設置している工場を「特定工場」と呼び、特定施設の種類や数、能力などについて届出をすることになっています。

本市においては、2020年度（令和2年度）末時点で、騒音規制法で969工場、振動規制法で646工場、県条例（騒音）で797工場が届出をしており、この特定工場については、敷地の境界線上で定められている規制基準を守る義務があります。

本市では、工場騒音・振動の防止を図るために、定期的に工場などに立入り、実態調査と指導を行っています。2020年度（令和2年度）は、騒音規制法対象工場45工場、振動規制法対象工場31工場、県条例（騒音）対象工場22工場について調査しました。そのうち、規制基準を超えていた工場に対しては、防音・防振対策の必要性を説明するとともに、速やかに改善されるよう要請をしています。

また、建設工事の中で特に騒音・振動が大きい作業を「特定建設作業」として定め、その作業を行う者は7日前までに届出を行い、騒音・振動の基準を守ることが義務付けられています。

2020年度（令和2年度）の特定建設作業実施届出は、騒音規制法によるものは156件、振動規制法によるものは104件でした。また、届出の大部分はさく岩機を使用する作業でした。

本市では、住宅が密集しているところでの作業については、近隣住民の被害を未然に防止するため、工法や時間帯などについて審査し、施工者に対し事前に作業内容などについて説明するよう指導しています。しかし、同時並行で作業を行ったり、工期が長期間に及ぶ場合もあり、苦情件数は減っていません。

低周波音は音の中でも特に低い音で、静かな地域の屋内において発生しており近年問題になっています。不快感や圧迫感等の心身に係わるもの、ガラス窓や障子の振動等の物理的な影響とともに研究が進められています。

騒音・振動公害が依然として発生する原因は、住宅と工場の混在に起因することが多いものの、防止対策が生産の向上につながらない投資である等、原因者側の騒音・振動に対する認識が不十分であるためです。

(2) 環境騒音対策

山陽自動車道の騒音・振動については、必要に応じ適宜測定しており、その結果により沿線に防音壁等を設置する対策が道路管理者である西日本高速道路株式会社（NEXCO西日本）により行われています。山陽新幹線沿線について、騒音・振動の状況を把握するため、2020年度（令和2年度）は3地点で騒音・振動の測定を行いました。その結果、2地点において新幹線鉄道騒音に係る環境基準を超えていました。西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）に対して、なお一層の騒音・振動対策を要望しています。

第5節 悪臭対策

1 悪臭規制の状況

(1) 法による規制

ア 概要

悪臭防止法は、工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

本市は、2004年（平成16年）12月から様々な臭いに対応できる、人の嗅覚を利用して悪臭の程度を数値化する「臭気指数規制」を採用し、規制対象地域も市内全域に広げています。

イ 臭気指数規制

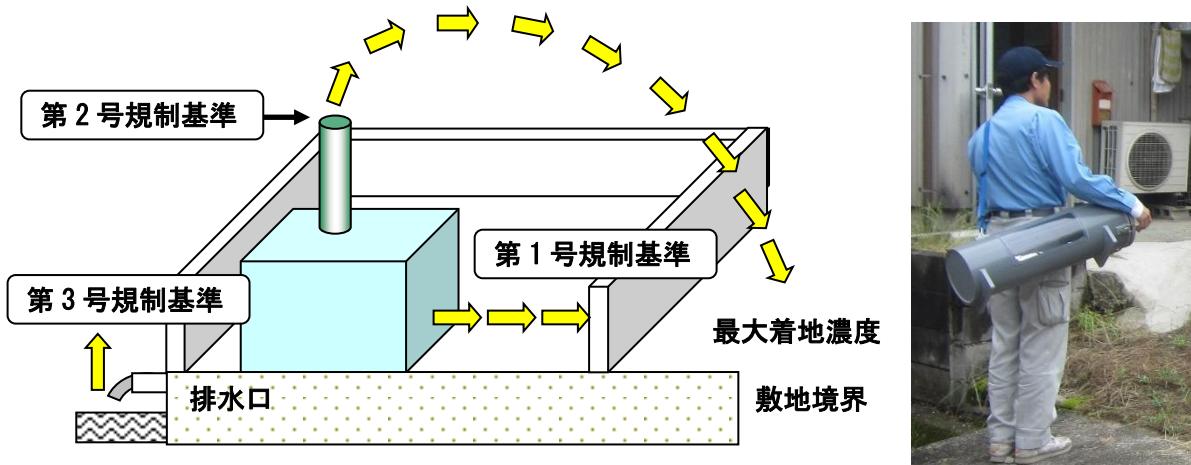
（ア）規制地域…本市は、市内の全域を対象とし、都市計画法に定める用途地域ごとに、土地の利用形態に応じた規制基準値を定めています。

区域の区分	該当区域
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 市街化調整区域、都市計画区域外
第3種区域	工業専用地域

（イ）規制基準…法の規定により、臭気指数で用途地域の土地利用の形態に応じ、3つの区域ごとに、事業場等における敷地境界線での規制基準、煙突等の気体排出口での規制基準及び排出水の規制基準を次のとおり定めています。

規制区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域
第1号規制基準（敷地境界線）	12	15	18
第2号規制基準（排出口）	敷地境界線の基準を基礎として、悪臭防止法に定める方法により算出する臭気強度及び臭気指数		
第3号規制基準（排出水）	28	31	34

※第1号規制基準を定めると、第2号規制基準、第3号規制基準は、法に規定する計算式により求められる。



(2) 県条例による規制

法による規制の方法は、工場・事業場から排出される臭気を測定し、その測定結果により適否を判断しますが、県条例による規制基準は、「悪臭を発生する工場・事業場などの周辺の多数の住民に対し、著しい不快感を与えると認められる程度」と定めています。また、肥料又は飼料の製造業や養豚・養鶏業など悪臭の出やすい施設を特定施設と定め、市長に届出をするよう義務付けています。このように事前に届出を行うことにより施設の状態を把握し、事前に有効な指導が行えるようになっています。本市では、15事業場が届出されており、2020年度(令和2年度)においてもこれら事業場に立ち入り調査をし、実態に応じた指導を行い、公害を未然に防ぐよう努めています。

悪臭関係特定施設

番号	施設の名称	規模または能力
1	動物の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 イ. 原料置場 ロ. 蒸解施設 ハ. 乾燥施設	—
2	養豚業又は養鶏業の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 イ. 飼養施設 ロ. 収容施設 ハ. 飼料調理施設 ニ. 鶏ふん乾燥施設	養豚業にあっては生後6ヶ月以上の豚100頭(特別地域においては、50頭)以上、養鶏業にあっては生後30日以上の鶏5,000羽(特別地域においては500羽)以上を飼養し、又は収容できること。

(3) 悪臭防止対策

悪臭防止対策の基本は、作業工程の改善や発生源の密閉化などにより、発生源の数及び発生量を減らすことにあります。また、発生した悪臭については、物質の成分・性質を十分把握し、発生源ごとにその実態にあわせた対策が必要です。現在、実用的な脱臭方法として、燃焼・酸化・吸着・洗浄・マスキング・生物的脱臭方法などが用いられ一定の効果を挙げています。

しかし、臭いの性質により、すべてを除去することは難しく、実態に応じ実効性のある対策を講じなければなりません。そのため、高い煙突で拡散させたり、工場のまわりに植樹したりしています。牛や豚などの糞については発酵堆肥化の処理や悪臭の発生源の清掃なども指導しています。

本市における悪臭苦情は、都市化の進展による発生源と住居の混在化により増加しています。特に近年、家庭ごみ、未処理の生活排水など、日常生活に伴う悪臭苦情も多く発生しています。

しかし、まだ中小規模の工場・事業場が発生源であることが多い上に、作業方法や排出方法により苦情内容や対策費用が大きく異なるなど、対策を困難にしています。

第6節 化学物質による環境リスクの低減

1 化学物質の現状

現在、多種多様な化学物質が利用され、私たちの生活に利便さを提供しています。一方で、化学物質の開発・普及は20世紀に入って急速に進み、人類や生態系にとって、それらの化学物質に長期間ばく露されるという状況が生じることとなりました。化学物質の中にはその製造、流通、使用、廃棄の各段階で適切な管理が行われない場合に環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。ごみの焼却や金属精錬による燃焼工程などで非意図的に発生するダイオキシン類や、生体内にとりこまれて内分泌系（ホルモン）に影響を及ぼす内分泌かく乱作用をする化学物質は、その代表例です。ダイオキシン類問題については、2000年（平成12年）1月15日から施行されている「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、環境の汚染の防止等に関する施策を実施しています。

また、有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生じることを未然に防止することを目的として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）が2000年（平成12年）3月30日から施行されています。

（1）環境の常時監視

ダイオキシン類について、大気の汚染、水質の汚濁（水質の底質の汚染を含む）及び土壤の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）が定められており、本市の環境がこの基準を達成しているかどうか監視を行っています。また、内分泌かく乱化学物質についても河川や海域において調査を行っています。

（2）ダイオキシン類による汚染の状況

ア 大気調査

市内6地点で年4回（春、夏、秋、冬）それぞれ1週間サンプリングを行い調査しました。

調査結果は年平均値で、0.022～0.039pg-TEQ/m³の範囲内にあり、全調査地点とも環境基準を達成していました。

大気中のダイオキシン類測定結果

（単位：pg-TEQ/m³）

調査地点 (測定局舎名)	測 定 結 果				年平均値	環境基準
	春 5/22～29	夏 8/20～27	秋 11/13～20	冬 2/8～15		
松永小学校	0.034	0.020	0.023	0.018	0.024	0.6
南小学校	0.030	0.014	0.023	0.025	0.023	
培遠中学校	0.029	0.016	0.040	0.018	0.026	
駄家北小学校	0.021	0.035	0.066	0.035	0.039	
曙小学校	0.013	0.016	0.025	0.032	0.022	
神辺支所	0.032	0.029	0.053	0.022	0.034	

イ 水質調査

水質、底質について市内 6 地点でサンプリングを行い調査した結果、全調査地点とも環境基準に適合していました。

水質関係のダイオキシン類測定結果 (水質の単位 : pg-TEQ/L, 底質の単位 : pg-TEQ/g)

調査地点	媒体	河川又は海域名	測 定 値	環境基準
講和橋	水質	藤井川	0.26	1
吾妻橋		本郷川	0.18	
本庄神社前		羽原川	0.14	
観音橋		瀬戸川	0.25	
矢川		山南川	0.28	
燧灘北西部 (35-60)		燧灘北西部	0.050	
講和橋	底質	藤井川	1.0	150
吾妻橋		本郷川	0.92	
本庄神社前		羽原川	1.2	
観音橋		瀬戸川	0.93	
矢川		山南川	1.2	
燧灘北西部 (35-60)		燧灘北西部	8.0	

※調査日：河川 2020 年（令和 2 年）5 月 15 日，海域 2020 年（令和 2 年）5 月 7 日

ウ 土壤調査

山林等を除く地域の公共施設での土壤を対象に、一般環境 4 か所を調査しました。調査結果は、0.017～0.25pg-TEQ/g の範囲内にあり、全調査地点とも環境基準に適合していました。

土壤中のダイオキシン類測定結果 (単位 : pg-TEQ/g)

測 定 場 所	測 定 結 果	環 境 基 準
春日小学校	0.25	1000
加茂小学校	0.062	
泉小学校	0.034	
高島小学校	0.017	

※調査日：2020 年（令和 2 年）5 月 15 日

(3) P R T R制度

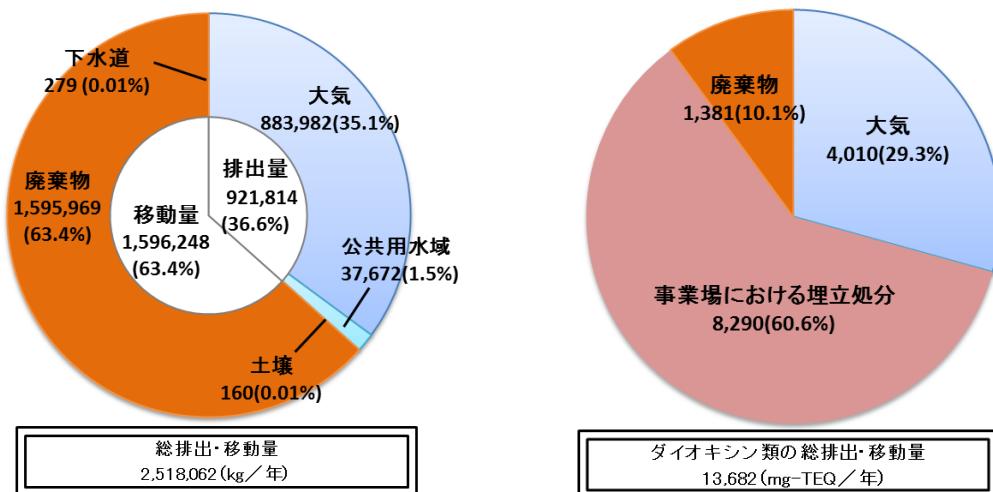
2000年（平成12年）3月に施行された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）では、業種や従業員数等一定の要件を満たす事業者は、前年度に各事業所で取り扱った対象化学物質について、大気や河川等の環境中へ排出した量及び廃棄物等として事業所外へ移動した量を、国へ届け出ることが義務付けられています。国は、その届出データを集計するとともに、届出対象外の事業所や家庭、自動車などから環境中へ排出される対象化学物質の量を推計して公表しています。

2020年度（令和2年度）は、市内の事業所から128件の届出があり、業種別では燃料小売業の59件が最も多く、次いで製造業の54件で、この2業種で全体の約88%を占めています。続いて、一般廃棄物処理業（6件）、下水道業（2件）、産業廃棄物処理業（2件）、その他（5件）となっています。

ア 排出量及び移動量の状況について

2019年度（令和元年度）の市内の特定化学物質の総排出・移動量は、2,518,062kg/年でした。そのうち環境への排出量は921,814kg/年（36.6%）で大気への排出の割合が高く、事業所外への移動量は1,596,248kg/年（63.4%）で廃棄物としての移動量の割合が高くなっています。また、ダイオキシン類の総排出・移動量は13,682mg-TEQ/年でした。

PRTR届出結果（左：総排出・移動量、右：ダイオキシン類の総排出・移動量）

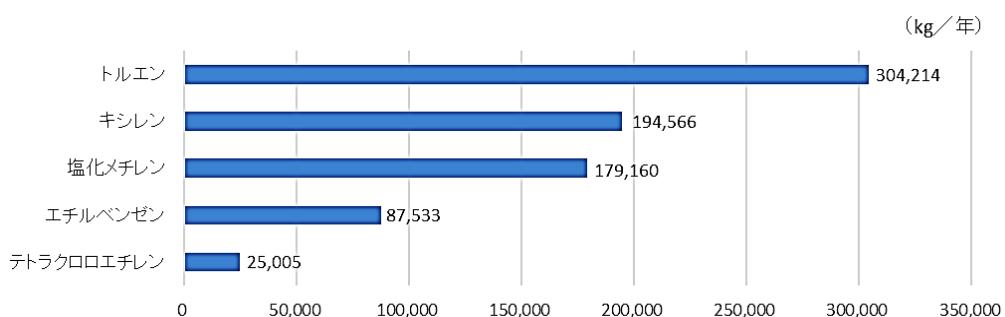


※各数値は四捨五入しているため、各数値の総和と合計値は合致しません。

（ア）大気への排出量が多かった物質

2019年度（令和元年度）における大気への排出量が多かった上位5物質の合計は790,478kg/年であり、大気への全排出量883,982kg/年の約89%を占めていました。

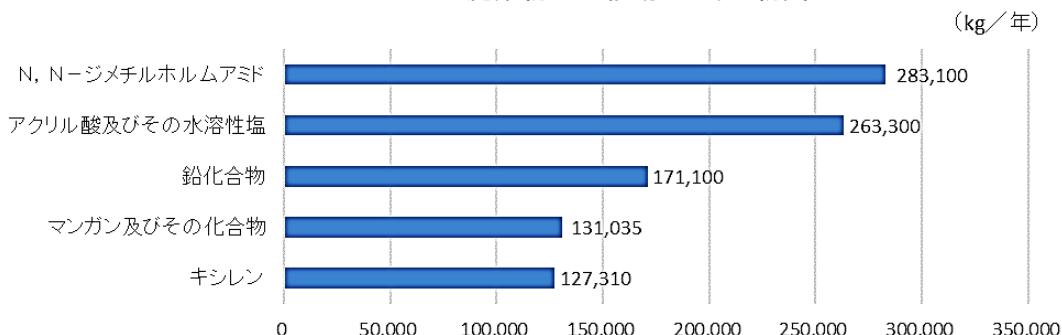
大気への排出量上位5物質



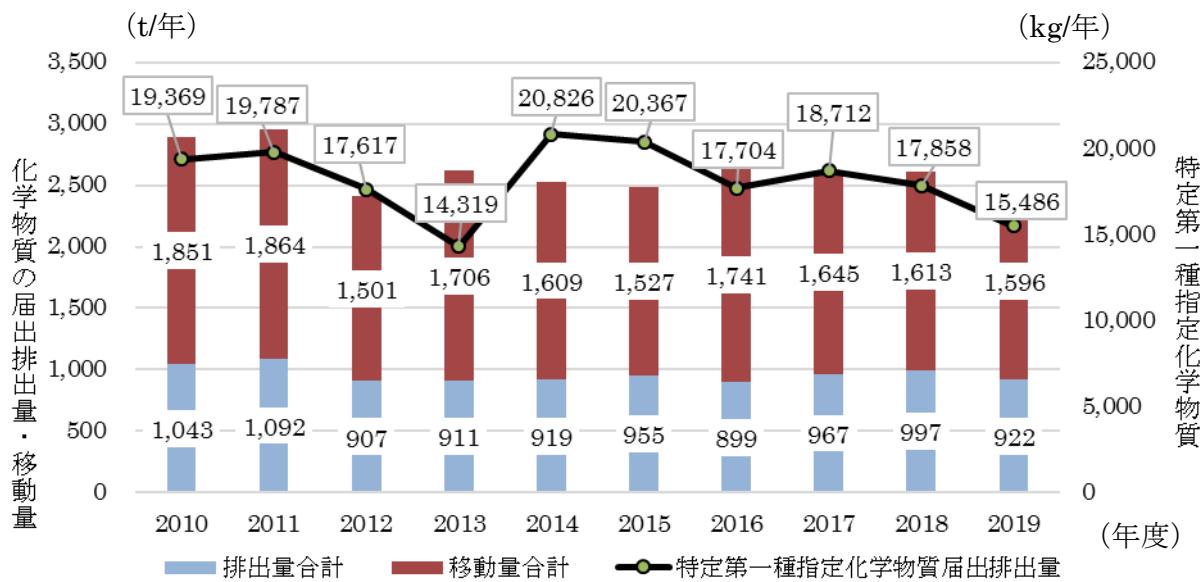
（イ）廃棄物への移動量が多かった物質

2019年度（令和元年度）における廃棄物への移動量が多かった上位5物質の合計は975,845kg/年であり、廃棄物への全移動量1,595,969kg/年の約61%を占めていました。

廃棄物への移動量上位5物質



PRTR届出結果の経年変化



※1) PRTR制度の改正により、2010年度（平成22年度）届出分から対象化学物質が354物質から462物質に変更されており、また医療事業が対象業種に追加されています。

※2) 2010年度（平成22年度）から、鉛化合物、1,3-ブタジエン、2-ブロモプロパン、ホルムアルデヒドが第一種指定化学物質から特定第一種指定化学物質に変更されています。また、鉛化合物については、変更前の区分である「鉛及びその化合物」のデータを使用しています。

※3) ダイオキシン類を除いて集計しています。

(4) 内分泌かく乱化学物質による汚染の状況

野生生物の内分泌作用に影響を引き起こすおそれのある内分泌かく乱化学物質の実態を把握するため、市内の河川7地点、海域1地点で調査を行い、その結果、2地点で検出されました。

2020年度（令和2年度）調査結果

調査項目	備讃瀬戸 (36-3)	藤井川 (講和橋)	本郷川 (吾妻橋)	瀬戸川 (観音橋)	羽原川 (本庄神社前)	山南川 (矢川)	高屋川 (川北)	加茂川 (国信橋)
4-t-オクチルフェノール	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
ノニルフェノール	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満
ビスフェノールA	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01	0.01 未満	0.01 未満	0.03

※1 単位は $\mu\text{g/L}$ 、調査日は2020年（令和2年）7月2日、21日、30日

※2 内分泌かく乱化学物質としての環境基準の設定はありません。魚類への内分泌かく乱作用を及ぼさない最大の濃度に、10倍の安全率を乗じて設定された濃度（予測無影響濃度）については、次のとおりです。

4-t-オクチルフェノール：0.992 $\mu\text{g/L}$ 、ノニルフェノール：0.608 $\mu\text{g/L}$ 、ビスフェノールA：24.7 $\mu\text{g/L}$

2 化学物質対策

(1) 法による規制

2000年（平成12年）1月15日から施行されているダイオキシン類対策特別措置法では、火床面積0.5m²（焼却能力50kg/h）以上の廃棄物焼却炉などを特定施設として定め、これらの施設を設置している事業者には、法に基づく届出が義務付けられています。特定施設から排出される排出ガスや排出水には基準が定められ、段階的に規制が強化されたことにより、ダイオキシン類による汚染の防止が図られてきました。なお、特定施設の設置者は、毎年1回以上、排出ガスや排出水（廃棄物焼却炉にあっては焼却灰、集じん機によって集められたばいじん）につき、そのダイオキシン類による汚染の状況を測定し、その結果を報告することが義務付けられています。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正により、廃棄物焼却炉の構造基準も強化され、2002年（平成14年）12月1日からは必要な設備が整っていない廃棄物焼却炉は使用できなくなりました。

ア 法による届出状況

ダイオキシン類対策特別措置法による2020年度（令和2年度）末の届出状況は、大気基準適用施設については34事業場で合計43施設です。その内訳は焼結炉4施設、廃棄物焼却炉39施設となっています。また、水質基準対象施設については8事業場で合計13施設です。その内訳は、廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設8施設、灰の貯留施設4施設、下水道終末処理施設1施設となっています。

イ 規制の状況

本市では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき立入調査等を行っています。なお、2020年度（令和2年度）は、廃棄物焼却炉2施設、焼結炉1施設に対し行政検査を行いました。

(2) 設置者によるダイオキシン類の自主測定結果

2020年度（令和2年度）は、大気基準適用施設30施設、水質基準対象施設1施設について測定結果の報告がありました。その概要は次のとおりで、結果については、市ホームページで公開しています。

大気基準適用施設 (単位: ng-TEQ/m³N)

特定施設の種類	報告施設数	測定結果	
		最小	最大
焼結炉	3	0.0017	0.065
廃棄物焼却炉	27	0	7.9

水質基準対象施設 (単位: pg-TEQ/L)

特定施設の種類	報告施設数	測定結果
下水道終末処理施設	1	0.000075

第7節 環境影響評価（環境アセスメント）

環境影響評価（環境アセスメント）とは、事業者が環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、事業の実施前にそれによる環境影響について十分に調査、予測及び評価を行うとともに、それらの情報を公表することで地域住民・地方公共団体等の意見を聴き、それらを踏まえて環境保全対策を検討することによって事業計画をより望ましいものにしようとするものです。

国においては、1984年（昭和59年）8月に「環境影響評価の実施について」の閣議決定を行い、統一的なルールに基づく「閣議アセス」を実施してきました。その後、1997年（平成9年）6月に「環境影響評価法」が制定され、1999年（平成11年）6月から全面施行されています。

2013年（平成25年）4月には、配慮書手続や報告書手續が創設されました。

広島県においては、「広島県環境影響評価に関する条例」が制定され、1999年（平成11年）6月から施行されました。2013年（平成25年）4月には、環境影響評価図書のインターネットの利用による公表、関係市町に向けて方法書の要約書の送付、方法書説明会の開催が義務付けられました。

環境影響評価（「環境影響評価法」及び「広島県環境影響評価に関する条例」）の適用事業

【2021年（令和3年）3月31日現在】

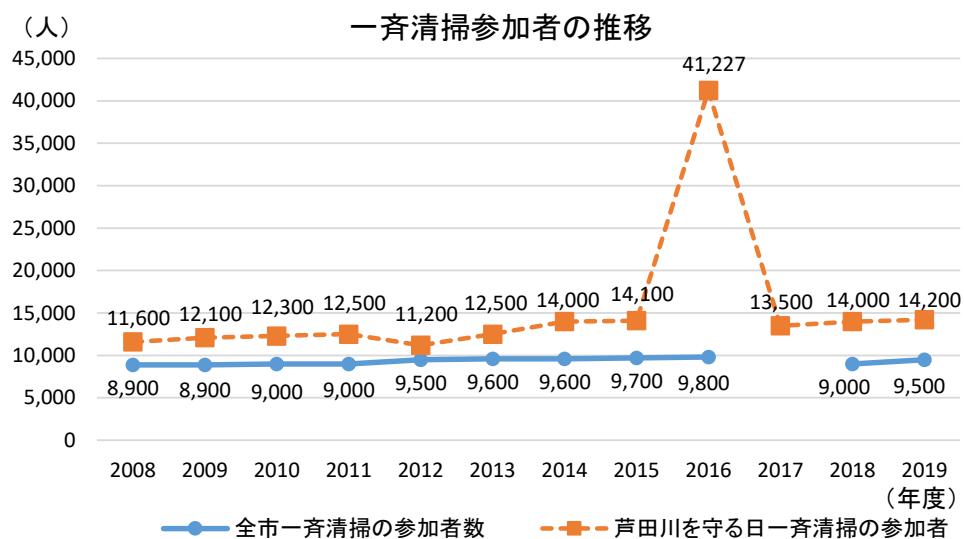
事業名	事業者	事業実施場所	種類	規模	摘要
都市計画道路 福山道路	広島県	大門町～赤坂町	道路	15.0 km	評価書手続終了（法）
廃棄物処理・リサイクル事業	株式会社カムテックス*	箕沖町	廃棄物処理施設 (産業廃棄物焼却施設)	500 t/日	評価書手続終了（条例）
福山リサイクル発電事業	福山リサイクル発電株式会社	箕沖町	廃棄物処理施設 (ごみ焼却施設)	314 t/日	評価書手続終了（条例）
福山市汚泥再生処理センター整備事業	福山市	箕沖町	廃棄物処理施設 (し尿処理施設)	200 kℓ/日	評価書手続終了（条例）
福山共同発電所更新計画 (新2号機)	瀬戸内共同火力株式会社	鋼管町	火力発電 (ガスタービン及び汽力)	230,000 kW	評価書手続終了（法）
福山市次期ごみ処理施設整備事業	福山市	箕沖町	廃棄物処理施設 (ごみ焼却施設)	600 t/日	評価書手続終了（条例）

*現在、ツネイシカムテックス株式会社

第8節 快適な住環境の形成

1 一斉清掃

全市一斉清掃やボランティア活動などにより、放置されたごみが少ないまちづくりを推進しています。2020年度（令和2年度）の「芦田川を守る日」及び「全市一斉清掃」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止になりました。



※2016年度（平成28年度）の「芦田川を守る日」一斉清掃の参加者が大幅に増加したのは、市制施行100周年記念事業として特別に実施したためです。

※2017年度（平成29年度）の「全市一斉清掃」は、衆議院議員総選挙が執行されたため、中止になりました。

2 空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例

市民等、事業者、占有者等及び市が一体となって、空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱を防止することにより、美しい快適な生活環境の保全と良好な都市環境の形成を図り、あわせて資源の再利用に資することを目的としています。

3 町内清掃土等地元処理推進補助金制度

町内清掃によって生じる清掃土等を清掃実施団体が自主的に処理する場合に、補助金を交付することによって環境美化に対する市民意識を一層高めることを目的としています。

	1トン車未満	1トン車以上
補助金額	5,000円(2,000円※)	10,000円(5,000円※)

※中継地に搬入し、その後市において運搬処理するもの

○2020年度（令和2年度）町内清掃土等地元処理推進補助金交付実績

1トン車未満	実施台数	993台	実施団体数	133団体
	交付額	4,074千円		
1トン車以上	実施台数	233台	延べ実施団体数	255団体
	交付額	2,695千円		
計	実施台数	1,226台		
	交付額	5,769千円		

4 公園・緑地

都市内のオープンスペースや緑は、都市美を構成し、休息の場、遊びの広場、ふれあいの場として、潤いと安らぎのある生活空間を創り出しています。

また、騒音や大気汚染を防止するとともに、災害時の避難場所にもなり、快適で安全な生活環境を保持するために不可欠な市民の共有施設です。

2021年（令和3年）3月末現在の都市公園は、街区公園606、近隣公園20、地区公園3、総合公園5、運動公園2、特殊公園7、広場公園1、都市緑地50、合計694か所で、総面積は、315.17 haとなっています。

人口1人当たりの公園面積は、6.98 m²となっています（公園面積は、都市計画区域内です。）。

5 都市景観の形成

（1）景観の保全

美しく風格のある都市の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に向け、2011年（平成23年）3月に福山市景観計画を策定し、中国・四国地方の拠点都市にふさわしい良好な景観の形成を図っています。

また、2019年（平成31年）3月には、市民の誇りである福山城天守のシンボル性の向上をめざし、周辺建築物等の高さ制限を設けるため、福山市景観計画の部分改定を行い、2020年（令和2年）4月1日に福山城周辺景観地区を指定しました。



延広町久松通り商店街



福山城天守

（2）空家等の適正管理の促進

管理が不十分な空家等は、防災・衛生・景観面などから周辺地域に悪影響を与えるおそれがあるため、2015年（平成27年）12月に「福山市空家等対策条例」を制定しました。2016年（平成28年）12月に「福山市空家等対策計画」を策定し、2021年（令和3年）3月には、今後も総合的な空家等対策をより一層推進するため「第2期福山市空家等対策計画」を策定しました。

この計画に基づき、空家等の発生予防・抑制、適正管理の促進、有効活用の促進が行われるよう取り組んでいます。

第4章 自然共生社会の構築

第1節 生物多様性の保全

生物多様性とは、様々な生態系が存在すること、生物の種間や種内に様々な差異が存在することを示します。人類の生存基盤である地球を健全に保つためには、生物多様性の保全及び持続可能な利用が不可欠です。

国際的な動きとして、1993年（平成5年）に生物多様性条約が発効されました。2010年（平成22年）に名古屋市で開催された第10回締約国会議で、新たな世界目標となる「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」が採択されましたが、中間報告時の進捗状況では、期限内達成は不十分であり、各部門が連携して、緊急的で有効な行動をとることが必要であると示唆されています。

国では、2008年（平成20年）に生物多様性基本法を施行し、2012年（平成24年）には世界目標である愛知目標の達成等に向けて「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定し、総合的に施策を推進しています。また、県は、2013年（平成25年）に「未来へつなげ命の環！広島プラン～生物多様性広島戦略～」を策定し、総合的に施策を推進しています。

生物多様性の保全及び持続可能な利用のために、私たち一人一人が生物多様性や生態系サービス（人類が生態系から得ることのできる便益）に理解を深めて、消費行動やライフスタイルに生物多様性への配慮を組み込んでいく必要があります。

1 希少野生動植物等の生息状況調査

本市では、2013年度（平成25年度）から市民との協働による希少野生動植物及び外来生物の調査を開始し、市内の生息状況等の把握に努めています。

2 希少野生動植物の保全

各種開発や森林、農地の荒廃などにより、野生動植物の生息・生育環境への影響が懸念されています。「レッドデータブックひろしま2011」によると、本市には、234種の絶滅のおそれのある野生生物が確認されています。



スイゲンゼニタナゴ

そのうち、魚類ではスイゲンゼニタナゴが「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物及び「広島県野生生物の種の保護に関する条例」の指定野生生物に指定されています。2020年度（令和2年度）は、地域住民、地域の各種団体、有識者、行政機関等で構成される「芦田川水系スイゲンゼニタナゴ保全地域協議会」として生息状況調査や系統保存の実施、イベント等での周知啓発などに取り組んできました。現在、野生個体群が継続確認されているのは市内1地点のみとなっており、危機的状況が続いています。協議会では、関係機関と連携して普及啓発活動を含めた持続的かつ計画的な保全活動を推進していきます。

3 外来生物対策

海外から持ち込まれた生物のうち、地域固有の生物や生態系、人の生命・身体、農林水産業に対して被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれがある生物については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下「外来生物法」という。）により、特定外来生物として指定され、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いが規制され、また、必要に応じて防除等を行うこととされています。

本市は、次の特定外来生物について、外来生物法に基づく防除の確認を主務大臣から受けており、計画的に防除を行っています。

2020 年度（令和 2 年度）の捕獲頭数

特定外来生物の種類	ヌートリア	アライグマ
捕獲頭数	31	23

2014 年度（平成 26 年度）は、特定外来生物であるセアカゴケグモが津之郷町及び大門町において市内で初めて確認されました。その後、施設管理者による駆除・点検が実施されています。

また、特定外来生物であるヒアリについては、環境省及び広島県と連携し、調査等を実施していますが、市内でヒアリが確認されたことはありません。

2019 年度（令和元年度）は、市内で特定外来生物であるアルゼンチンアリが初確認されました。在来アリを駆逐することや餌を求めて家に侵入することから注意喚起を行いました。

その他、オオキンケイギク、ブラックバス及びブルーギルなどの特定外来生物の生息が確認されており、関係機関と連携して外来生物被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）など、外来生物に関する情報提供や正しい知識の普及に努めています。



セアカゴケグモ



アルゼンチンアリ



オオキンケイギク

第2節 里山・里地・里海の保全

1 里山・里地の保全

(1) 森林、農地等の保全及び持続可能な利用の推進

森林・農地などは、木材や食料の供給、水源かん養などの多様な生態系サービスを有しています。しかし、森林・農地の利用の低下、担い手の減少などにより荒廃が進み、里山里地における活動の縮小によって自然の恵みが利用されず、自然環境の悪化や衰退を招いています。

こうしたことから、森林・農地の整備活動や利用促進、担い手の育成、また、地域での継続的な里山里地の再生・保全活動の実施などが求められています。

2020年度（令和2年度）は、人工林の間伐を4.79ha、里山林整備を2.34ha実施しました。

また、里山里地地域に指定している8つの地域において、地域住民と都市住民を中心に組織されたボランティア団体の「里山里地協力隊※」と共に、草刈・伐採を始め、アスパラガスの収穫、柑橘苗の植付けなどの地域活動を実施しました。

※2020年度（令和2年度）は指定地域で合計62日活動、延べ429人が参加。



アスパラガスの収穫



稻架干し

(2) 自然とのふれあいの推進

自然とのふれあいは、自然の風景に感動したり、安らぎを感じることにより、自然や人を大切にする豊かな心を育みます。また、私たちが自然生態系の一員であることを認識し、自然との共生への理解を深めることになります。

本市では、自然観察会や野鳥観察会を開催することで、自然と触れ合う機会の充実に取り組んでいます。

ア 自然観察会（公益社団法人広島県みどり推進機構福山市支部主催）

場 所：山野狭（山野町）

参加者：合計24人



イ 野鳥観察会（公益社団法人広島県みどり推進機構福山市支部主催）

場 所：浜池（神村町）

参加者：合計15人

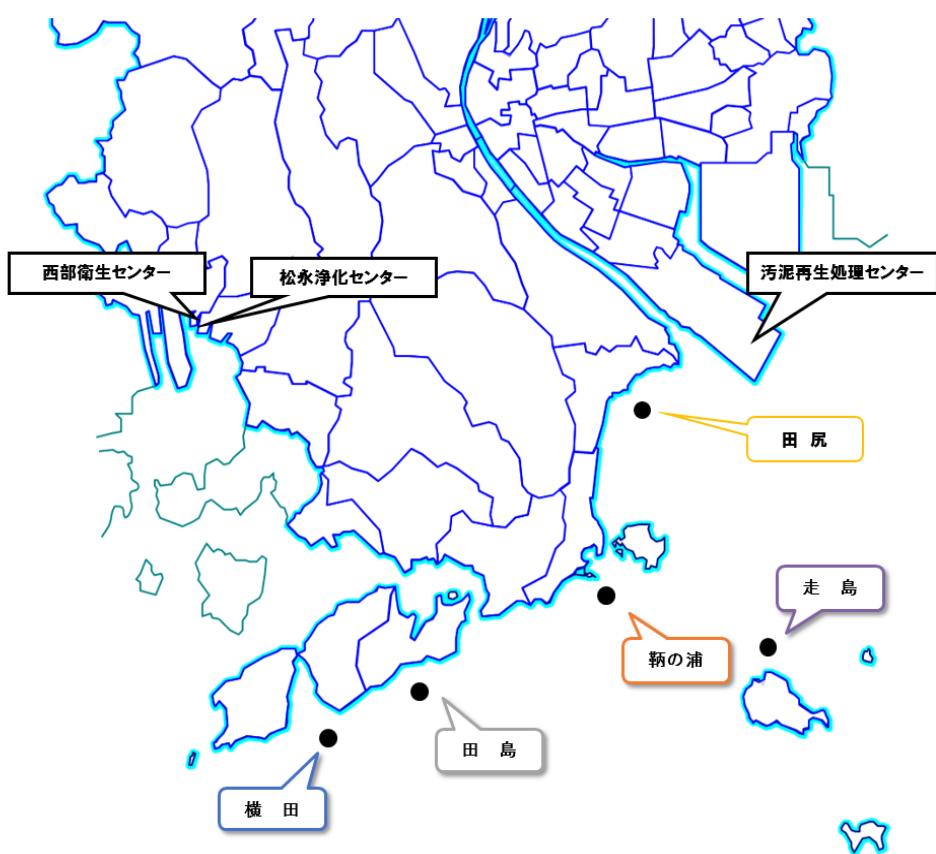


2 里海の保全

近年、多くの海域で貧栄養化が進行し、養殖ノリの色落ち等の影響が出ていますが、瀬戸法等に基づく工場・事業場の規制や下水道の整備率の向上等により、海域の水質は改善しています。また、水産資源の持続的な利用確保等を踏まえ、試験的に栄養塩類の管理運転を行うなど、海域の栄養塩類の適切な管理に取り組んでいます。

栄養塩の管理運転は、下水処理施設及び屎処理施設のうち一定の処理を行った処理水を冬季に海域に放流するもので、松永浄化センター、汚泥再生処理センター、西部衛生センターの3か所で実施しています。

栄養塩調査地点位置図



第5章 持続可能な社会を担う人づくり

第1節 環境学習・環境教育の推進

1 環境学習・環境教育の推進

(1) 環境教育副読本

本市では、1996年度（平成8年度）から、環境教育副読本「わたしたちのくらしと環境」を作成し、市内の小学校に配布しています。2020年度（令和2年度）は、市内の小学校（4年生）に向けて5,071部を配付しました。また、市内の小学校を対象とした環境やごみに関する出前授業において、副読本を活用しました。



(2) 出前授業・出前講座

市内の小・中学校では、社会科や総合的な学習の時間などにおいて、環境をテーマに、地域の特色を活かした環境学習に取り組みました。

本市では、学校教育や社会教育の場における環境学習を推進していくため、小・中・高校生や地域住民を対象に、ごみや環境に関する出前授業・出前講座を行っています。

<2020年度（令和2年度）実績>

	廃棄物		水・大気		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
保育所	0	0	0	0	0	0
幼稚園	0	0	0	0	0	0
小学校	23	1,402	6	300	29	1,702
中学校	1	4	1	7	2	11
高等学校	1	280	0	0	1	280
その他	15	452	1	29	16	481
計	40	2,138	8	336	48	2,474

(3) 環境学習応援プロジェクト

福山市内の小・中学校から環境保全活動に関する実施計画を募集し、活動を支援しました。

<環境学習応援プロジェクト>

○2020年度（令和2年度）支援校：6校

- ・内浦小学校
- ・新市小学校
- ・引野小学校
- ・深津小学校
- ・箕島小学校
- ・神村小学校



(4) ふくやま環境大学

2019年（令和元年）10月1日に、「食品ロス削減の推進に関する法律」が施行されたことを受け、国が10月を食品ロス削減月間として定めました。食品ロスの問題は、2015年（平成27年）9月に開催された国際連合総会において採択された2030年（令和12年）を期限とする持続可能な開発のための国際開発目標の中においても食料廃棄の減少が重要な柱と位置付けられていることから、2020年度（令和2年度）はふくやま環境大学のテーマを「食べる営みから考える地球環境問題～食品ロス削減を考える～」として開催しました。

期 間 2020年（令和2年）9月～11月

講座数 本講座3回

受講生 延べ79人



(5) 環境関連施設等バス見学

市民団体を対象にした、箕沖地区の次世代エネルギー施設やごみ処理施設、リサイクル施設などの環境関連施設を対象に、借上げバスによる見学を実施しています。

※2020年度（令和2年度）は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため実施していません。

(6) こどもエコクラブ

子どもたちの自主的な環境学習を支援するために、環境省では1995年（平成7年）から「こどもエコクラブ事業」を実施しています。本市では、2021年（令和3年）3月末現在、6クラブ459人が登録しています。

環境教育・環境学習で扱われる内容は、身近な環境問題やごみ問題に関するものから、環境科学に関するもの、更にはライフスタイルや社会経済活動に関するここまで多岐にわたっています。

2 環境学習資材の提供

本市では、多くの市民に環境問題について関心を持っていただくため、環境啓発パネルなど環境啓発用品の貸出を行っています。

<2020年度（令和2年度）実績>

種類	貸出回数	貸出枚数
3 R	0	0
地球温暖化	1	2
絶滅危惧種	0	0
生物多様性	0	0
合計	1	2

第2節 環境啓発の推進

1 体験講座の充実

(1) eco ちゃれんじ講座等

福山市リサイクルプラザ（愛称：エコローズ）では、施設の見学や視察の受入れを行うとともに、eco ちゃれんじ講座や情報提供の場を設け、ごみの発生抑制やリサイクルの啓発推進を行っています。

・事業内容

内容	年度	2019 年度（令和元年度）		2020 年度（令和 2 年度）	
来館者数計		17,938 人		10,897 人	
eco ちゃれんじ講座 ※2018 年度より名称変更	136 回	3,111 人	111 回	1,292 人	
貸館業務	9 回	108 人	52 回	854 人	
視察・見学	80 回	3,097 人	29 回	999 人	
イベント等	4 回	3,936 人	2 回	2,973 人	
施設利用	—	7,686 人	—	4,779 人	

・eco ちゃれんじ講座

【2020 年度（令和 2 年度）】

講 座 名	回数	講 座 名	回数	講 座 名	回数
こども対象講座	28	企業特別講座	1	新聞エコバッグ	1
布ぞうり	7	サンドblast	5	水引	3
布リフォーム	7	PPバンド	2	ステンドグラス	2
押し花	10	籠手芸	7	紙すき	1
木工	12	刺繍	3	ジオラマライト	3
ガラス溶融	12	かずら手芸	2	合 計	111
包丁研ぎ	4	革のリメイク	1		

(2) 水生生物調査

川の中には、魚、水生昆虫、貝、ヒル、イトミミズなどたくさんの生き物が生息していますが、水がきれいであるか、汚れているかによって生息する生物の種類が異なります。その性質を利用して、川の汚れがどのくらいか、簡単に調べる方法として「水生生物による水質の調査法」が環境省と国土交通省の合同で示されています。これは、指標（ものさし）となる生物の生息状況を調べることによって、水の汚れの状態を“きれいな水（水質階級Ⅰ）”“ややきれいな水（水質階級Ⅱ）”“きたない水（水質階級Ⅲ）”“とてもきたない水（水質階級Ⅳ）”まで大きく 4 つのランクに分けられています。

特別な道具を必要とせず、比較的簡単に調査することができることから、水辺に親しみながら体験的な学習をすることができます。

2020年度（令和2年度）は、学校、市民団体等8団体336人が参加し、市内の6河川について調査を行いました。



（3）磯の生き物調査

磯に生息している生き物を指標として、海域の水質状況を判定する方法で、「磯の生物による水環境の簡易評価法」があります。緑藻類、紅藻類、甲殻類、貝類、カイメン類、ホヤ類など大きく6種類の生き物の生息を確認することにより、海の汚れの状態を“大変きれいな海”“きれいな海”“ややよごれた海”“よごれた海”まで大きく4つのランクに分けられています。

磯での調査は、不思議な生き物の発見等、海辺に親しむとともに環境教育の一環として、環境カウンセラー及び環境保全アドバイザーを講師として招き、仙酔島の水環境の評価を行いました。

日 時 2020年（令和2年）8月1日（土）13：00～17：00

場 所 鞆公民館、仙酔島海浜（彦浦）

対 象 環境保全に関心のある方なら誰でも参加可能

内 容 磯に生息する生物を見て、触れて、楽しく調査し、仙酔島の水環境について評価

参加者 48人



2 環境イベント等での啓発

（1）ごみ収集車による啓発活動

ア 「環境保全ポスター」をごみ収集車に掲示

（2007年〔平成19年〕1月～）

「環境保全ポスター」の最優秀賞及び特別賞の作品をごみ収集車に掲示しています。



イ ごみ収集車のナンバープレートを「530〔ごみゼロ〕」に統一

(2007年〔平成19年〕9月～)

環境センターのごみ収集車のナンバープレートを
「530〔ごみゼロ〕」に統一しています。



ウ ハイブリッドディーゼルのごみ収集車、ダンプ車を導入

(ごみ収集車 2008年〔平成20年〕11月～、ダンプ車 2009年〔平成21年〕12月～)

ごみ収集における二酸化炭素排出量削減をめざす取組の一環として、ディーゼルエンジンと電動式モーターを組み合わせた「ハイブリッドディーゼル」のごみ収集車及びダンプ車をそれぞれ4台導入し、各環境センターに配備しています。



ハイブリッドディーゼルのごみ収集車　ハイブリッドディーゼルのダンプ車

(2) 「くわいちゃん」、「環境特捜セイバーレンジャー」による啓発活動

「くわいちゃん」は、2007年度（平成19年度）に環境をより身近に感じ、そして効果的な事業を展開するため、市にちなんだ動植物、特産物、自然などを生かした環境イメージキャラクターを募集し、多くの応募の中から「くわいちゃん」が選ばれました。まっすぐのびた芽でエコな情報をキャッチし、みんなにエコな芽が出るように各環境イベントやパンフレットなどに使用し啓発活動を行っています。

「環境特捜セイバーレンジャー」は、福山の環境を守るために様々なイベントに登場し、子どもたちに環境の大切さを伝えています。また、市の広報やホームページなどを通じて、ごみの分別や環境にやさしい取組などについての啓発活動を行っています。



福山市環境イメージキャラクター
「くわいちゃん」



福山の環境を守るヒーロー
「環境特捜セイバーレンジャー」

○ 2020年度（令和2年度）「くわいちゃん」の啓発活動内容

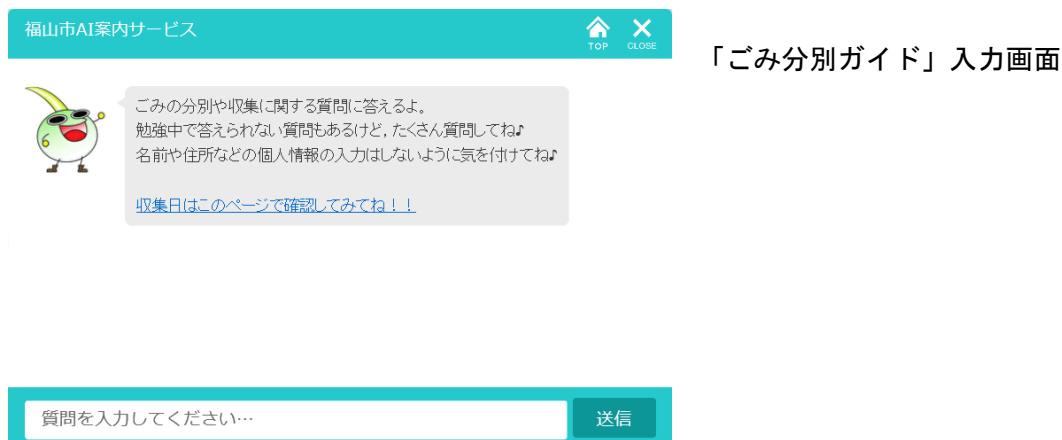
12月 3日(木)	ZIP!「NOW・ニッポン」（広島テレビ）
12月 7日(月)	あさイチ「おでかけ LIVE」（NHK）
3月 6日(土)	ロボ人ピック

(3) 「ごみ・環境情報」の福山市メール配信サービス

事前に登録された方の携帯電話やパソコンに、防災情報や安心・安全情報、イベント情報を配信するサービスを実施しています。2015年(平成27年)12月1日からは、新たに「ごみ・環境情報」のカテゴリーを追加し、休日のごみの受入れや収集に関する情報、環境部主催のイベント情報などを分かりやすく配信しています。

(4) 「ごみ分別ガイド」の福山市AI案内サービス

2020年(令和2年)10月28日からAIチャットボットサービス「福山市AI案内サービス」を実施しています。対話形式でごみ分別等の問い合わせに自動回答する「ごみ分別ガイド」を導入しています。



福山市AI案内サービス

TOP CLOSE

「ごみ分別ガイド」入力画面

ごみの分別や収集に関する質問に答えるよ。
勉強中で答えられない質問もあるけど、たくさん質問してね♪
名前や住所などの個人情報の入力はしないように気付けてね♪

収集日はこのページで確認してみてね!!

質問を入力してください…

送信

(5) 環境企画展

外来種や生物多様性をテーマにした環境企画展を実施しました。

【1期目】

日 時	2020年(令和2年)12月8日(火)～ 2021年(令和3年)1月11日(月)
場 所	福山市リサイクルプラザ
参 加 者	667人
内 容	外来種をテーマに、パネル展示、模型展示、動画配信などを行い、期間中には親子で参加できるイベントを実施しました。



【2期目】

日 時 2021年（令和3年）1月26日（火）～
2021年（令和3年）3月28日（日）
場 所 福山市リサイクルプラザ
参 加 者 2,306人
内 容 生物多様性をテーマに、パネル展示、標本展示、動画配信に加え、館内外を利用したクイズラリーなど、親子で参加できるイベントを実施しました。
また、「芦田川水系スイゲンゼニタナゴ保全地域協議会」の協力のもと、スイゲンゼニタナゴの生体展示を行いました。



（6）マイバッグの推進啓発

2020年（令和2年）7月1日から、レジ袋の過剰な使用の抑制などを目的に、プラスチック製買物袋を扱う小売店を営むすべての事業者を対象に、全国一律でレジ袋の有料化がスタートしました。

身边に取り組めるマイバッグの利用は、家庭ごみの発生抑制、海洋プラスチックごみ問題の対策など、幅広い課題に対応する行動として、市民や事業者への積極的な啓発活動を推進しています。

《マイバッグ持参に係る周知活動》

2020年（令和2年）7月1日から始まったレジ袋有料化に合わせてマイバッグの利用を促すため、市内3か所で周知活動を実施しました。

【エブリイ緑町店】

日 時：7月1日（水）9時～10時

【ハローズ緑町店】

日 時：7月1日（水）15時～16時

【北部市民センター】

日 時：7月1日（水）10時～15時



《巡回展「マイバッグを持って買い物に行こう！」》

期 間	会 場
6月24日～7月9日	まなびの館ローズコム（1階ホール）
7月10日～8月12日	かんなべ市民交流センター（1階エントランスホール）
8月13日～9月9日	松永市民センター（1階市民サロン）
9月10日～10月13日	北部市民センター（1階市民サロン）
10月14日～11月20日	東部市民センター（1階市民サロン）

※6月24日～3月31日の期間、リサイクルプラザにおいてマイバッグ利用推進企画展を実施しました。

《マイバッグ利用促進啓発ポスターの製作・掲出》

マイバッグの持参を促す啓発ポスターを製作し、スーパー・コンビニ等の小売店や公共施設に掲出をしていただき、市民・事業者へ周知・啓発を図りました。

【主な掲出先】

市内の小売店 21 事業者、本庁舎等公共関連施設、JR 福山等駅内、SNS 等電子媒体、情報誌など

【マイバッグ利用促進啓発ポスター】



第3節 環境コミュニケーションの推進（公害苦情）

1 定期的な意見交換

シャープ福山セミコンダクター株式会社の事例

シャープ福山セミコンダクター株式会社（大門町旭1番地）では、積極的に地域住民とのコミュニケーションを推進するために、事業者、地域住民（野々浜学区）、行政（福山市）の三者による事業所排水の採水測定を行っています。三者が集まって排水を採水して、それぞれ別の分析機関にて分析を行い、後日その結果を持ち寄り照合して、問題がないことを三者で確認しています。三者が集まり、排水の話だけではなく、様々な意見を交換できる機会の一つにもなっています。



三者採水の様子（出典：SHARP 2020年度福山事業所環境レポート）

2 公害苦情

（1）公害苦情に係る相互理解の促進

公害苦情解決の主な解決内容をみると、大気汚染については、野焼きの中止、焼却炉の適正管理に努めるなどです。

水質汚濁については、排水処理施設の設置、施設の適正な維持管理、汚泥・油の回収などです。

騒音・振動については、窓・シャッターを閉めての操業、音響機器などのボリュームを下げる、早朝・夜間の作業には気をつけるなどです。

悪臭については、設備の改善や原因物質の除去等により改善しています。

このように、公害苦情の多くは、発生源に対する適切な指導と、発生源者が周囲の環境に配慮した操業を心掛けることで解決します。

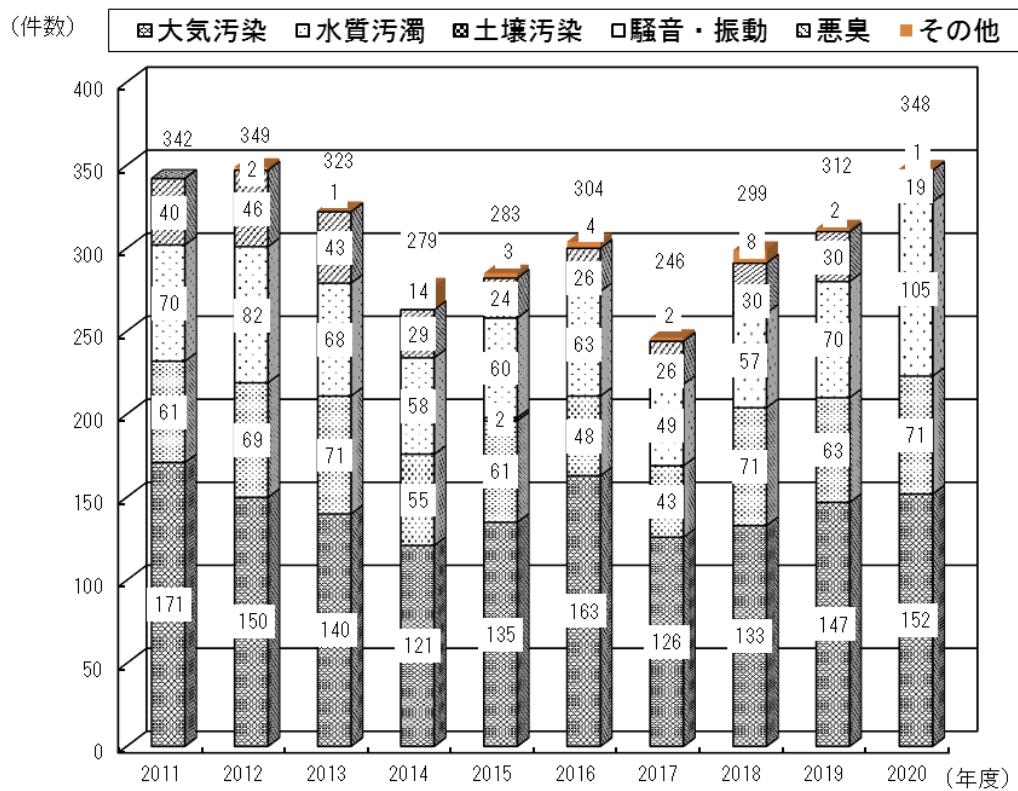
（2）年度別及び月別苦情件数

2020年度（令和2年度）に、市民から寄せられた公害苦情件数は348件でした。

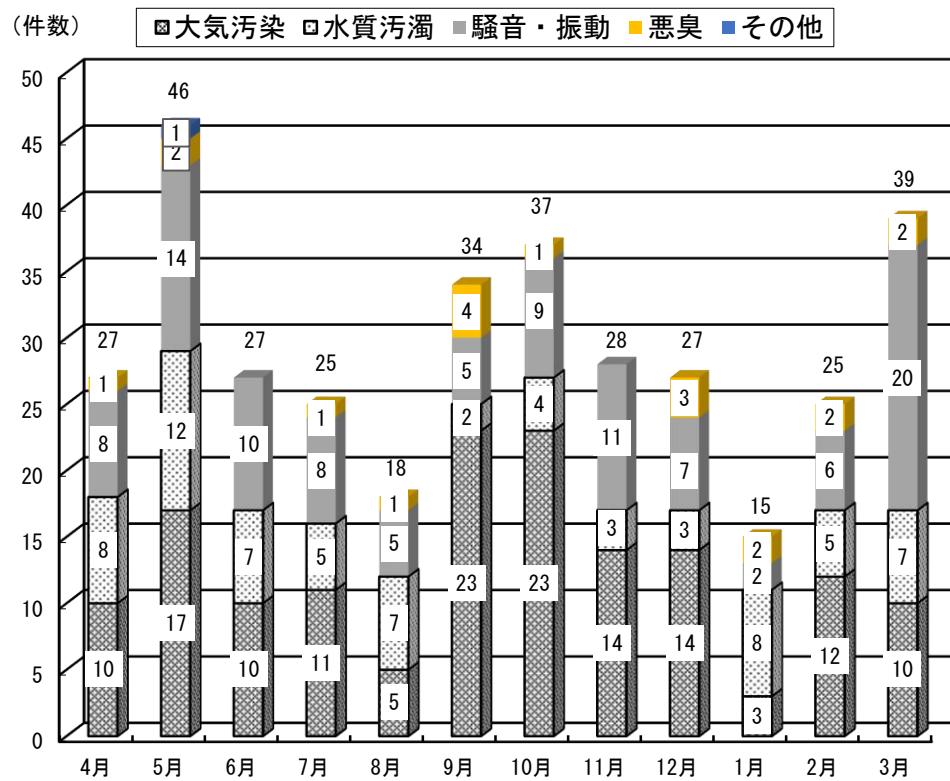
その種類別内訳は、大気に関するもの152件（43.7%），水質に関するもの71件（20.4%），騒音・振動に関するものが105件（30.2%），悪臭に関するもの19件（5.5%），その他が1件（0.3%）となっています。

また、月別では、平均して月に約30件の苦情が寄せられています。

公害苦情件数の経年変化



2020年度（令和2年度）月別苦情件数



第1章 福山市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

1 計画の概要

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づいて、都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとされていることから、2016年（平成28年）3月に「福山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第4期）」（以下「事務事業編（第4期）」という。）を策定しました。

事務事業編（第4期）では、市の事務及び事業から発生する温室効果ガスの総排出量について、2014年度（平成26年度）を基準年度とし、今後の施設の増減を見込んだ2020年度（令和2年度）における現状趨勢^{すうせい}（現状から特段の対策が行われなかった場合）での温室効果ガスの総排出量から5%（基準年度比2.4%）削減することを目標に、市自らが事業者・消費者として、職員一人一人が、省エネルギー・省資源等の環境に配慮した率先行動に努め、温室効果ガスの削減に向けて取り組みました。

<事務事業編（第4期）の概要>

- ・計画期間 2016年度（平成28年度）～2020年度（令和2年度）
- ・基準年度 2014年度（平成26年度）
- ・対象範囲 市の事務及び事業全般（指定管理者を含む。）
- ・削減目標 2020年度（令和2年度）の温室効果ガス総排出量を現状趨勢値から5%（基準年度比2.4%）削減

なお、事務事業編（第4期）の計画期間が2020年度（令和2年度）で満了することから、2021年（令和3年）3月には「福山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第5期）」（以下「事務事業編（第5期）」）を策定しました。

事務事業編（第5期）では、国が2016年（平成28年）5月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に合わせて2013年度（平成25年度）を基準年度とし、2030年度（令和12年度）における市の事務及び事業の温室効果ガス総排出量について、基準年度比46.5%削減することを目標としました。公共施設の設備の高効率化や地域新電力会社「福山未来エナジー株式会社」を活用した再生可能エネルギーの地産地消の推進など、目標達成に向けた取組を強化することとしています。

<事務事業編（第5期）の概要>

- ・計画期間 2021年度（令和3年度）～2030年度（令和12年度）
- ・基準年度 2013年度（平成25年度） ※基準とする温室効果ガス総排出量 131,299 t-CO₂
- ・対象範囲 市の事務及び事業全般（指定管理者を含む。）
- ・削減目標 2030年度（令和12年度）の温室効果ガス総排出量を基準年度比46.5%削減
※目標とする温室効果ガス総排出量 70,200 t-CO₂

2 事務事業編（第4期）に掲げる目標に対する実績

(1) 温室効果ガス総排出量等の削減

温室効果ガス (CO ₂ , CH ₄ 等)	削減 目標	〈基準年度〉 2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度) 現状趨勢排出量	2020年度 (令和2年度)	
					増減率
総排出量 (t-CO ₂)	-5%	128,507	132,047	77,070	-41.6

※増減率は現状趨勢排出量に対するものです。

<評価>

温室効果ガス総排出量は、現状趨勢値比で41.6% (54,977t-CO₂)、基準年度比で40.0% (51,437t-CO₂) の減少となり、削減目標を達成しました。

削減の主な要因としては、地域新電力会社「福山未来エナジー(株)」から、低炭素な電力の調達に努めたことや、省エネ設備の導入等により、エネルギー使用量が減少したこと等によるものです。

(2) エネルギー使用量の削減に関する項目

項目	削減 目標	〈基準年度〉 2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度) 現状趨勢値	2020年度 (令和2年度)	
					増減率
電気使用量 (千kWh)	-5%	132,101	137,090	123,977	-9.6
ガス使用量 (千m ³)	-5%	6,900	6,908	6,644	-3.8
灯油・A重油使用量 (千ℓ)	-5%	1,448	1,448	1,421	-1.9
公用車燃料使用量 (千ℓ)	-5%	743	743	581	-21.8

※増減率は現状趨勢値に対するものです。

<評価>

現状趨勢値比で電気使用量は9.6%，ガス使用量は3.8%，灯油・A重油使用量は1.9%，公用車燃料使用量は21.8%削減となり、電気使用量と公用車燃料使用量は削減目標を達成しました。

(3) 用紙類の削減に関する項目

項目	削減目標	〈基準年度〉 2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度)	
				増減率
用紙使用量 (A4換算：千枚)	-5%	85,026	83,588	-1.7

※増減率は基準年度に対するものです。

<評価>

用紙使用量は、基準年度比で1.7%減少し、削減目標を達成できませんでした。引き続き、デジタル機器の活用など、ペーパーレスに努めます。

(4) 廃棄物に関する項目

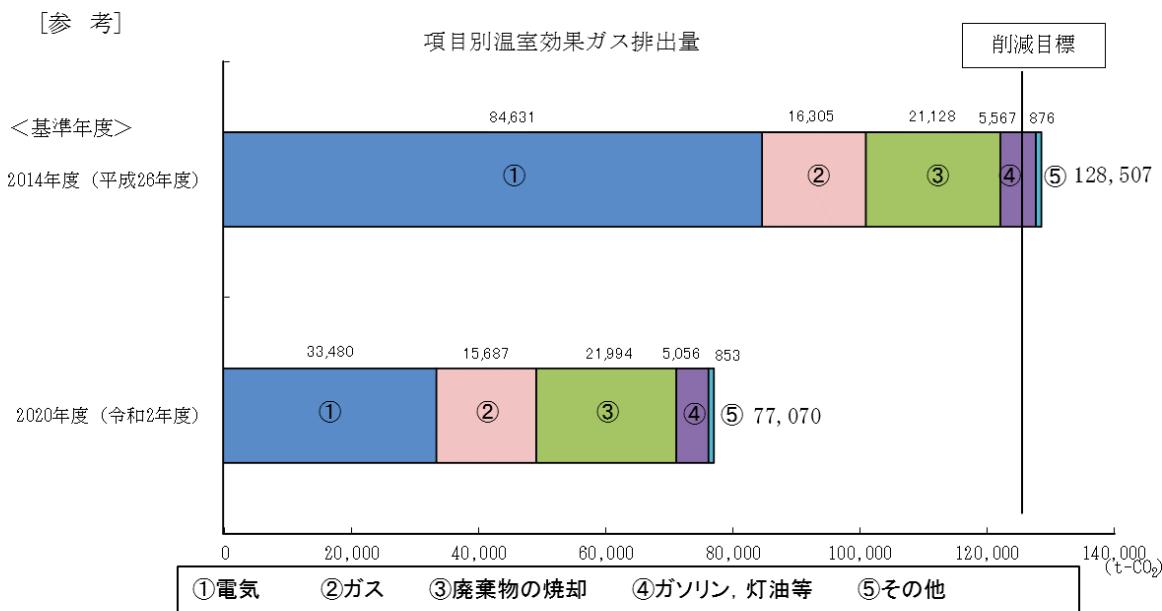
項目	数値目標	〈基準年度〉 2014年度 (平成26年度)	2020年度 (令和2年度)	
				増減数
一般廃棄物排出量 (t)	776	817	794	-23
資源化率 (%)	65	62	51	-11

※増減数は基準年度に対するものです。

<評価>

基準年度比で一般廃棄物排出量は23tの削減、資源化率は11ポイントの減少となり、いずれも数値目標を達成できませんでした。

[参考]



3 事務事業編（第4期）の目標達成のための取組

（1）調達するときの取組

グリーン購入の対象品目（以下「特定調達品目」という。）を調達する際には、「福山市グリーン購入方針」に基づき調達を行い、特定調達品目以外についてもエコマーク、グリーンマークなど第三者機関の認定する環境ラベルを参考に、環境への負荷の少ない商品の調達に努めます。2020年度（令和2年度）は22分野275品目を特定調達品目に定めて取り組みました。

年度別グリーン購入実績

分野 年度	2018年度(平成30年度)	2019年度(令和元年度)	2020年度(令和2年度)
紙類	99.6%	99.5%	90.9%
文具類	78.8%	71.3%	80.8%
オフィス家具等	89.5%	83.0%	83.4%
画像機器等	89.6%	88.8%	93.7%
電子計算機等	93.0%	93.3%	96.5%
オフィス機器等	99.5%	98.8%	99.2%
移動電話等	100.0%	—	0.0%
家電製品	94.0%	95.3%	71.0%
エアコン等	8.3%	92.1%	46.8%
温水器等	100.0%	100.0%	47.1%
照明	99.7%	98.8%	98.2%
自動車等	76.0%	89.6%	59.1%
消火器	100.0%	100.0%	100.0%
制服・作業服	79.0%	76.9%	86.9%
インテリア・寝装寝具	29.1%	60.7%	24.7%
作業手袋	64.9%	56.1%	21.0%
その他繊維製品	60.1%	77.0%	40.7%
設備	100.0%	100.0%	100.0%
災害備蓄用品	91.3%	86.0%	100.0%
役務	79.9%	77.8%	76.0%
ごみ袋等	—	—	4.7%

※移動電話等について、2019年度(令和元年度)は購入していません。

※ごみ袋等について、2020年度(令和2年度)から項目が追加されました。

（2）使用するときの取組

電気、ガス、灯油等のエネルギーの使用に当たっては、省エネ法の努力義務である「年平均1%以上の省エネ」を達成するため、エネルギー使用の合理化に努めました。

また、電気需要平準化時間帯（7～9月、12～3月の8～22時）において、空気調和設備や照明設備等の電気を消費する機械器具を稼働させる場合には、エネルギーの使用の合理化及び電気の使用量の計測管理の徹底により、電気使用量の低減に努めました。

（3）廃棄するときの取組

ごみの減量、再使用、リサイクルの取組により、プラスチック類の焼却量を低減し、二酸化炭素排出量の削減に取り組みました。

(4) 建築物の建設・運用に関する配慮

市有建築物の新設及び大規模改修においては、より環境負荷低減効果の高い施設建設に努めるとともに、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー等の導入に努めました。

(5) 職員に対する研修

事務事業編（第4期）を全庁的に展開し、着実に推進していくためには、職員一人一人が環境の現状や事務事業編（第4期）の内容について、必要な情報や知識を有していることが不可欠です。このような観点から、職員研修の実施や本計画書の内容、役割、取組内容等の基本事項をわかりやすく取りまとめたマニュアルを作成し、取組の意義等について理解を深め、組織的に取り組みました。

(6) エコ通勤

福山都市圏全体で、過度なマイカー利用を見直し、自転車や公共交通を利用したエコ通勤への転換を促すノーマイカー運動「ベスト運動」に、年間を通じて重点的に取り組んでいます。

本市でも職員のエコ通勤の取組を行い、2020年度（令和2年度）の参加率は56.7%でした。

(7) 廃棄公文書リサイクル事業

庁内で発生する保存年限満了文書等を製紙会社へ搬入し、古紙のリサイクルを行っています。2020年度（令和2年度）は、7回搬入し、約185tを処理しました。

1 第二次福山市環境基本計画進捗状況

(1) 環境指標の進捗状況

【達成状況の評価について】					
	目標を達成する見通しである		目標達成に向けて進捗が少し遅れている		目標を達成できそうにない(取組の改善が必要)
	目標を達成する見通しである		目標達成に向けて進捗が少し遅れている		目標を達成できそうにない(取組の改善が必要)

基本目標1 低炭素社会の構築（気候変動対策）

ア 温室効果ガスの排出抑制

環境指標	短期目標	<基準年度> 2017年度 (平成29年度)	<目標> 2023年度 (令和5年度)	2020年度 (令和2年度)	達成状況
				実績値	
温室効果ガス 排出量	短期目標	28,350 千t-CO ₂ (2013年度)	4.8%削減	3.3%増加 (29,286千t-CO ₂) (2017年度)	
	中期目標		8.2%削減 (2030年度)		
	産業部門(製造業) 製造品出荷額当たりの CO ₂ 排出量	136 kg-CO ₂ /万円 (2013年度)	115 kg-CO ₂ /万円 (15%削減) (2030年度)	150 kg-CO ₂ /万円 (2017年度) (10%増加)	
	産業部門(建設業・鉱業) 従業者1人当たりの CO ₂ 排出量	3,845 kg-CO ₂ /人 (2013年度)	3,545 kg-CO ₂ /人 (8%削減) (2030年度)	2,444 kg-CO ₂ /人 (2017年度) (36%削減)	
	産業部門(農林水産業) 従業者1人当たりの CO ₂ 排出量	4,588 kg-CO ₂ /人 (2013年度)	3,441 kg-CO ₂ /人 (25%削減) (2030年度)	8,915 kg-CO ₂ /人 (2017年度) (94%増加)	
	業務その他部門 延床面積当たりの CO ₂ 排出量	184 kg-CO ₂ /m ² (2013年度)	64 kg-CO ₂ /m ² (65%削減) (2030年度)	219 kg-CO ₂ /m ² (2017年度) (19%増加)	
	家庭部門 1世帯当たりの CO ₂ 排出量	5,148 kg-CO ₂ /世帯 (2013年度)	3,043 kg-CO ₂ /世帯 (41%削減) (2030年度)	3,595 kg-CO ₂ /世帯 (2017年度) (30%削減)	
	運輸部門(自動車) 自動車1台当たりの CO ₂ 排出量	2,974 kg-CO ₂ /台 (2013年度)	2,500 kg-CO ₂ /台 (16%削減) (2030年度)	2,985 kg-CO ₂ /台 (2017年度) (0.4%増加)	

イ 低炭素型のまちづくりの推進

環境指標	<基準年度> 2017年度 (平成29年度)	<目標> 2023年度 (令和5年度)	2020年度 (令和2年度)	達成状況
			実績値	
公共交通機関利用者数	19,562千人／年	19,562人／年 (現状維持)	14,890千人／年	
森林面積	26,100ha	26,100ha (現状維持)	26,096ha	
(参考)森林における二酸化炭素吸收量	48.8千t-CO2/年	48.8千t-CO2/年	48.8千t-CO2/年	

ウ 気候変動による影響への適応

環境指標	<基準年度> 2017年度 (平成29年度)	<目標> 2023年度 (令和5年度)	2020年度 (令和2年度)	達成状況
			実績値	
熱中症搬送患者数	直近5年度間の平均値	438人／年 (2013～2017年度の平均値)	削減に努める	
雨水対策整備率*		52.9%	55.0%	

*)雨水対策整備率…整備済面積／市街地で雨水対策が必要な面積

基本目標 2 循環型社会の構築

ア 3Rの推進

環境指標	<基準年度> 2017年度 (平成29年度)	<目標> 2023年度 (令和5年度)	2020年度 (令和2年度)	達成状況
			実績値	
ごみ排出量	総量	152,471t/年	136,000t/年* (2025年度)	
	1人1日当たり	891g/人・日	851g/人・日* (2025年度)	
リサイクル率	42.8%	45.0%* (2025年度)	43.5%	

*)「第二次福山市環境基本計画」の数値目標は「福山市一般廃棄物処理基本計画」(2016年[平成28年]3月策定)に基づく値を用いています。

イ 廃棄物の適正処理

環境指標	<基準年度> 2017年度 (平成29年度)	<目標> 2023年度 (令和5年度)	2020年度 (令和2年度)	達成状況
			実績値	
不法投棄通報件数	76件/年	66件/年	116件/年	
不法投棄物回収量	10.7t/年	9.4t/年	14.3t/年	

ウ 廃棄物処理体制の確保

環境指標	<基準年度> 2017年度 (平成29年度)	<目標> 2023年度 (令和5年度)	2020年度 (令和2年度)	達成状況
			実績値	
次期ごみ処理施設の整備	—	施設整備の完了	・落札者決定 ・事業用地取得 ・特定事業契約締結 ・設計着手	
最終処分量	15,910t/年*1	12,000t/年*2 (2025年度)	15,554t/年	

*1) 最終処分量は、町内清掃土等を含まない数値としています。なお、「第二次福山市環境基本計画」における基準年度の数値(22,676t/年)は、町内清掃土等を含んでいます。

*2)「第二次福山市環境基本計画」の数値目標は「福山市一般廃棄物処理基本計画」(2016年[平成28年]3月策定)に基づく値を用いています。

基本目標 3 地域環境の保全

ア 生活環境の保全

環境指標	<基準年度> 2017年度 (平成29年度)	<目標> 2023年度 (令和5年度)	2020年度 (令和2年度)	達成状況
			実績値	
PM2.5の 環境基準達成率	40%	50%	100%	
光化学オキシダント濃度*1	0.088ppm	0.078ppm	0.084ppm	
BOD(河川)の 環境基準達成率	85%	100%	77%	
公共下水道人口普及率	72.6%	75.6%*2 (2025年度)	75.3%	
化管法に基づく化学物質 (特定第1種指定)の排出量	17,704kg/年 (2016年度)	15,000kg/年	15,486kg/年 (2019年度)	

*1)各測定期の日最高8時間値の年間99パーセンタイル値の3年移動平均値

*2)「福山市上下水道事業中長期ビジョン(経営目標)」の数値目標。

イ 快適な住環境の形成

環境指標	<基準年度> 2017年度 (平成29年度)	<目標> 2023年度 (令和5年度)	2020年度 (令和2年度)	達成状況
			実績値	
環境美化に対する満足度	22.0%	28.0%	※ 2023年度(令和5年度)に アンケート調査を実施予定	
市民1人当たりの都市公園面積	6.71m ² /人	9.00m ² /人*2	6.76m ² /人	

*2)「福山市緑の基本計画」の数値目標

基本目標 4 自然共生社会の構築

ア 生物多様性の保全

環境指標	<基準年度> 2017年度 (平成29年度)	<目標> 2023年度 (令和5年度)	2020年度 (令和2年度)	達成状況
			実績値	
生物多様性の保全に関心を持っている人の割合	11%	22%	※ 2023年度(令和5年度)にアンケート調査を実施予定	

イ 里山・里地・里海の保全

環境指標	<基準年度> 2017年度 (平成29年度)	<目標> 2023年度 (令和5年度)	2020年度 (令和2年度)	達成状況
			実績値	
里山里地地域指定数	7地域	12地域*1	8地域	
海底耕うん・海底清掃	1か所/年	1か所/年*2	—	

*1)「福山市農業振興ビジョン」の数値目標

*2)「福山市水産振興ビジョン」の数値目標

基本目標 5 持続可能な社会を担う人づくり

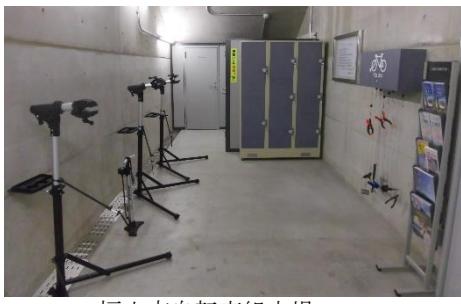
ア 環境学習・環境教育、環境啓発の推進

環境指標	<基準年度> 2017年度 (平成29年度)	<目標> 2023年度 (令和5年度)	2020年度 (令和2年度)	達成状況
			実績値	
環境問題に関心を持っている人の割合	市民	86.5%	92.0%	※ 2023年度(令和5年度)にアンケート調査を実施予定
	小学生	72.5%	78.0%	
環境講座参加者数	7,096人/年	7,500人/年	3,766人/年	

イ 環境コミュニケーションの推進

環境指標	<基準年度> 2017年度 (平成29年度)	<目標> 2023年度 (令和5年度)	2020年度 (令和2年度)	達成状況
			実績値	
環境意見交換会の開催回数	2回/年	5回/年	4回/年	
公害苦情件数	直近5年度間の平均値	287件/年 (2013～2017年度の平均値)	270件/年 (2019～2023年度の平均値)	302件/年* (2016～2020年度の平均値)

(2) 重点プロジェクトの進捗状況

プロジェクト名		1 自転車利用促進プロジェクト
概要	○ 近年、環境にやさしく、健康に良い乗り物として自転車が注目されています。 ○ 本市においても、自転車は身近で手軽な移動手段として、多くの市民に親しまれています。 ○ 自転車利用を促進するため、自転車通行空間等を整備するほか、自転車駐車場の確保、レンタサイクル事業などを行います。	
事業の内容	2019年度（令和元年度）～2023年度（令和5年度） ○ 自転車利用の促進 ○ 自転車通行空間等の整備 ○ 自転車駐車場の確保 ○ レンタサイクル事業	
2020年度取組実績	○ 自転車利用の促進 ・自転車通勤啓発チラシを作成しました。 ・サイクリングマップを配布しました。 ○ 自転車通行空間等の整備 ・福山駅前に自転車組立場を整備しました。 ・4路線において、自転車通行空間整備工事を実施しました。 ○ 自転車駐車場の確保 ・三之丸自転車等駐車場を増設しました。（36台分） ・石井浜自転車駐車場（鞆町）が県から移譲されました。（53台） ・道越自転車駐車場（鞆町）を新設しました。（12台） ○ レンタサイクル事業 ・福山駅周辺におけるレンタサイクル利用状況 合計 11,094台　月平均 924.5台　1日当たり 30.4台 ・鞆の浦において観光用レンタサイクルを実施しました。 合計 241台（福山観光コンベンション協会）	 <p>福山市自転車組立場</p>  <p>道越自転車駐車場</p>

プロジェクト名		2 将来を見据えたごみ処理体制構築プロジェクト
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市では、焼却施設の老朽化や RDF（ごみ固形燃料）の供給先である福山リサイクル発電事業が 2023 年度（平成 5 年度）に事業を終了する予定であることから、新たなごみ処理施設の整備が急務となっています。 ○ 経済性や環境性を踏まえた新たなごみ処理施設を整備するとともに、エネルギーの有効利用に向けた取組を行います。 ○ 海洋プラスチック問題に対応するため、プラスチックごみ対策を強化します。 ○ 超高齢社会を迎えるに当たって、高齢者が安心して暮らせるよう、ごみ処理体制を構築します。 	
事業の内容	<p>2019 年度（令和元年度）～2023 年度（令和 5 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次期ごみ処理施設の整備 ○ エネルギーの有効利用 ○ プラスチックごみ対策の強化 ○ 超高齢社会に対応したごみ処理体制の構築 	
2020 年度 取組 実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次期ごみ処理施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期ごみ処理施設の整備に向け、2020 年（令和 2 年）9 月に、市と事業者の間で特定事業契約を締結し、設計に着手しました。 ・ 事業用地を取得しました。 <div style="text-align: center;">  <p>施設完成イメージ図</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギーの有効利用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域新電力会社「福山未来エナジー株式会社」と連携して、再生可能エネルギーの地産地消に取り組みました。 ・ 福山未来エナジー株式会社が、備後圏域内の福山リサイクル発電所、太陽光発電所及び水力発電所の 34 施設から約 7,100 万 kWh を地産電源として調達し、公共施設 304 施設（福山市 283 施設、神石高原町 3 施設、世羅町 18 施設）へ電力を供給しました。 ・ 備後圏域全体の温室効果ガスの削減効果は、約 26,600t-CO₂（基礎排出係数で算定）、電気料金の削減効果は、約 6,300 万円でした。 ○ プラスチックごみ対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 省令改正によるプラスチック製買物袋（レジ袋）の有料化が 2020 年（令和 2 年）7 月 1 日から実施されたことに伴い、その事前並びに事後においてマイバッグ利用の促進に向けた市民への周知・啓発を実施しました。また、エコでえ～こと実行委員会にてポスターを作成し、店舗に掲示しました。 ○ 超高齢社会に対応したごみ処理体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ出し支援事業（戸別収集）について課題の抽出等を行い、他都市の取組事例の調査を継続して行いました。 	

プロジェクト名		3 大気汚染対策強化プロジェクト
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大気汚染は、主に工場・事業場からのばい煙や自動車からの排出ガスが原因となっています。 ○ 本市では、市内8か所において、大気汚染物質の常時監視を行っています。硫黄酸化物や窒素酸化物などは改善傾向が見られますが、光化学オキシダントは環境基準を満たしていません。また、環境基準が定められていない降下ばいじんについて、苦情が発生しています。 ○ 更なる大気環境の改善に向けて、常時監視体制の再整備を行うほか、排ガス対策や環境コミュニケーションを促進します。 	
事業の内容	<p>2019年度（令和元年度）～2023年度（令和5年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 常時監視体制の再整備 ◎ 排ガス対策の促進（工場・事業場、移動発生源対策） ◎ 環境コミュニケーションの促進 	
2020年度取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 常時監視体制の再整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時監視体制を補完するものとして位置付けている簡易測定法の測定地点の見直しを行いました。 ◎ 排ガス対策の促進（工場・事業場、移動発生源対策） <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定発生源対策として工場・事業場の監視指導を行いました。 大気汚染防止法・県条例及び協定に基づく立入検査：延べ事業場数44件 ・ ベスト運動を通じて公共交通機関の利用促進を行い、3,150t-CO₂/年を削減しました。 ◎ 環境コミュニケーションの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気環境に関する出前講座、ごみ処理施設の見学会など、環境保全に対する理解の促進の場の提供に努めました。 ・ 市民から寄せられた大気に関する公害苦情相談で聞き取った状況等を確認するため、発生源調査及び施設の適正な維持管理指導を事業者に対して行いました。調査後は、市民へ調査結果・事業者の対応状況を説明するなど、相互理解の促進に努めました。 	
		
	大気汚染常時監視測定局舎（署小・一般局）	事業場の排ガス検査

プロジェクト名		4 豊かな森林再生プロジェクト
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 荒廃した森林の増加により、土砂災害の発生や森林の二酸化炭素吸収機能の低下など、経済や環境への影響が懸念されます。 ○ そのため、森林が有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展の実現に向けて、バイオマス利用などといった木材需要の拡大や森林資源を生かした地方創生を図ろうとする気運が高まりつつあります。 ○ 木材利用の推進や普及啓発を行うとともに、2019年度（令和元年度）から施行される森林経営管理制度により、高齢や遠隔地在住等の理由で管理できない森林所有者と森林経営者をつなぐ、新たな森林管理システムを構築することで、森林資源の適正管理を推進します。 	
事業の内容	<p>2019年度（令和元年度）～2023年度（令和5年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 森林整備事業 ◎ 木質バイオマス利用の検討 ◎ 新たな森林管理システムの構築 	
2020年度取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 森林整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ひろしまの森づくり事業を活用し、7.13ha の森林整備を実施しました。（環境貢献林整備事業 4.79ha、里山林整備事業 2.34ha） ・里山保全活用支援事業により、8団体へ補助金を交付し森林整備の促進を図りました。 ◎ 木質バイオマス利用の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・先進都市を視察し、木質バイオマスによる未利用材の有効利用等の方向性について検討しました。 ・発電などの大規模事業を実施するにあたっては、木材の供給量やコストの面に課題があるため、利用形態や低コスト化の検討と併せて、安定的な供給体制についても引き続き検討することとしました。 ◎ 新たな森林管理システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度（令和元年度）に「経営管理権集積計画」を策定した本郷町の山林において、森林経営管理事業により森林整備を行いました。集積した森林のうち 12.32ha について、針広混交林化を目的とした森林整備を行い、森林の有する公益的機能の発揮に繋げることができました。 	



整備前



整備後

プロジェクト名		5 環境パートナーシップ構築プロジェクト
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市では、市民や事業者、小・中学生などを対象にした出前講座のほか、学校で行う環境保全活動の支援などを行っています。 ○ 出前講座の受講者をはじめ、公衆衛生推進委員、学校などが、地域で率先して環境保全活動を行っていますが、個々の取組にとどまっているため、団体間の情報交換や相互連携、人材交流などによる更なる活動の活性化が必要です。 ○ 地域で環境問題に携わる人材を育成するほか、市内を活動拠点とする市民団体等と定期的に意見交換を行うなど、パートナーシップの構築に取り組みます。 	
事業の内容	<p>2019年度（令和元年度）～2023年度（令和5年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境出前講座等 ◎ 環境学習応援プロジェクト ◎ 定期的な意見交換会 	
2020年度取組実績	<p>◎ 環境出前講座等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民・団体・事業者などに対して、環境出前講座等の開催により情報提供と啓発を行いました。 ・環境出前講座では、主に小学4年生を対象とした、3Rやごみの分別方法等に関する講座を全31回実施し、その他町内会などの開催を含めると、年間48回、合計2,474人の参加がありました。 ・クリーンセンター等の環境関連施設の見学を行うバス見学・施設見学では、年間29回開催し、999人の参加がありました。 ・主に廃材等を利用してものづくりを行うeco ちゃれんじ講座は、年間111回開催し、1,292人の参加がありました。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、環境出前講座・見学・eco ちゃれんじ講座共に大幅に回数・参加人数が減りました。 <p>◎ 環境学習応援プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の小・中学校から環境保全活動に関する実施計画を募集し、主催である、環境にやさしいまち福山実行委員会で審査のうえ、助成金を交付し実施を支援しました。 支援校：深津小学校、引野小学校、内浦小学校 　　箕島小学校、神村小学校、新市小学校　　計6校 ・小中学校における環境教育推進支援（スチール缶リサイクル協会主催）では、優秀校、支援校が選ばされました。 優秀校：新市小学校、深津小学校 支援校：引野小学校 <p>◎ 定期的な意見交換会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民とのコミュニケーションを推進するために、住民、事業者、行政の3者が集まり、工場からの排水についてなど意見交換会を実施しました。 	
	 <p>市内小学校による環境保全活動</p>	 <p>eco ちゃれんじ講座</p>

2 福山市一般廃棄物処理基本計画進捗状況

指 標	〈基準年〉 2014 年度 (平成 26 年度)	〈目標年〉 2025 年度 (令和 7 年度)	〈数値〉 2020 年度 (令和 2 年度)
一般廃棄物の排出量 (その他資源化量 を除く)	153,195t	142,000t	151,853t
1人1日当たりの ごみの排出量	891g	842g	894g
リサイクル率 (灰の資源化を含む)	44.9%	19%以上	43.5%
最終処分量 (町内清掃土を除く)	16,008t	5,900t 以下	15,554t
汚水衛生処理率	74.8%	84.0%	81.4%

※福山市一般廃棄物処理計画は、2021 年（令和 3 年）3 月に改定しました。

※リサイクル率と最終処分量の目標値は、2024 年度（令和 6 年度）の次期ごみ処理施設の供用開始（灰の資源化）を踏まえた値

3 許可業者等一覧

(1) ごみ収集委託契約締結業者一覧 (17 業者)

【2021 年度（令和 3 年度）】

業者名	所在地	委託する業務
(有) 零研究所	箕島町南丘 399-64	
三和産業 (有)	明神町一丁目 2-17	
進栄産業 (有)	東深津町五丁目 23-43	
能満商事 (有)	南本庄三丁目 5-8	
(株) ビセイ	多治米町五丁目 5-6-6	
(有) 広進社	千田町坂田 641-1	
(有) 南部清掃社	多治米町五丁目 20-8	固形状一般廃棄物の 収集運搬業務
(有) 西部清掃社	北吉津町四丁目 16-1	
(有) 福清社	明神町一丁目 8-15	
(有) 高西清掃	赤坂町赤坂 1413-1	
加茂清掃 (有)	御幸町下岩成 883-22	
(有) アースウイング	沼隈町草深 2785-132	
福山市委託清掃協同組合	箕沖町 56-1	
(株) 神掃社	神辺町西中条 826-1	固形状一般廃棄物のうち不燃物 の収集運搬業務
走島女性連絡協議会	走島町 58	固形状一般廃棄物の収集運搬業 務
(有) 内海衛生社	内海町 1105-1	固形状一般廃棄物のうち可燃物 の収集運搬業務
(有) アスィスト	内海町口 2525-1	固形状一般廃棄物のうち不燃 物・資源ごみの収集運搬業務等

(2) 一般廃棄物（固形状）収集運搬業許可業者一覧 (129 業者)

【2021 年（令和 3 年）4 月 1 日現在】

許可番号	業者名	所在地	電話番号
221	三谷建設 (株)	赤坂町赤坂 1647-1	951-1254
208	(有) 爽風苑	赤坂町赤坂 994-4	951-4988
212	三平興業 (株)	曙町三丁目 30-13	941-2440
85	三宝 (有)	曙町四丁目 12-10	953-3550
11	アイゼン商事 (有)	曙町四丁目 14-8	981-5353
89	(株) 丸総商店	曙町四丁目 2-14	953-2288
122	(株) 星川産業	曙町四丁目 4-16	953-9069
236	(株) エーディジャパン	曙町四丁目 4-8	981-2814
220	(有) 福松商店	曙町六丁目 4-1	954-5581
178	(株) カンガイ	曙町六丁目 10-18	953-3031
144	(株) レフォルメ	曙町六丁目 7-15	920-2368
149	(有) ハートクリーン	曙町六丁目 9-33	954-0280
256	高橋 洋介	芦田町上有地 3120-5	958-4458
30	(株) オガワエコノス	芦田町下有地 1290-3	0570-002-998
155	(有) 佐伯商事	一文字町 19-2	954-0551
171	渡壁 直子	内海町 1105-1	986-3400

許可番号	業者名	所在地	電話番号
172	藤原 信行	内海町イ2638-5	986-3627
168	(有) 服部建設工業	駿家町大字近田 106-1	959-5587
243	井口建設(株)	駿家町服部永谷 10-1	978-0039
145	三島産業(株)	駿家町万能倉 1295-1	976-1531
103	(有) アース・ベスト	駿家町向永谷 645-1	976-3393
268	富士建設(株)	神島町 10-18	951-2820
195	岡本 正信	春日池 15-21	947-7272
75	(有) ケーズカンパニー	春日町二丁目 3-25	941-7715
222	大創アシスト(株)	春日町六丁目 30-19	941-6271
109	(有) エムコバヤシ	金江町金見 3522-1	935-9058
127	(株) 森剛	神村町 245-10	933-1226
246	アマノ企業(株)	神村町 3106-6	933-4704
29	(有) 中国公害処理センター	神村町 6147	934-2835
81	(株) 六共	加茂町下加茂 921-7	972-4522
182	(株) 江種	加茂町下加茂 918	972-3557
265	内山興業(株)	加茂町中野一丁目 85	972-3933
2	(有) タウンクリーナー	川口町一丁目 17-28	953-0862
187	佐藤造園(株)	神辺町上御領 1346 番地 4	921-6085
274	(合同) ネットヤージュ	神辺町平野 1675-3	967-0370
233	市川 祐二	神辺町平野 666-3	967-5605
5	(有) 生必クリーナー	神辺町川北 482-1	962-0680
150	(株) I S C	神辺町川南 1357-11	962-1101
159	(株) かこ川商店	神辺町川南 636-1	963-1358
25	(有) 藤井商店	神辺町川南 931-1	963-3503
258	東洋建設工業(株)	神辺町下竹田 616-2	965-1100
166	(株) 広瀬開発	神辺町十三軒屋 155-8	963-4474
252	(株) 大栄組	神辺町西中条 2217-2	967-1661
15	(株) 備後総業	神辺町西中条 826-1	967-1662
47	m i r a i ' s (有)	神辺町西中条 826-1	967-0555
257	高見建設(株)	神辺町東中条 300	967-0205
251	沖谷 勇	神辺町道上 2611-5	962-0172
247	(有) 安泰工業	神辺町道上 595-6	963-3731
253	大邦産業(有)	神辺町湯野 280-1	962-0322
138	三葉興業(有)	熊野町乙 2357	959-0498
275	(株) 皿谷造園	熊野町乙 788-1	959-0830
199	J F E 西日本ジーエス(株)	鋼管町 1	943-7358
200	高橋 広光	郷分町 1383-12	951-9830
224	(有) ガーデンアート昌三園	向陽町一丁目 59-263	961-0180
259	西日本高速道路メンテナンス中国(株)	蔵王町五丁目 24-1	941-6263
238	(有) 蔵王造園	蔵王町五丁目 13-14	941-1501
164	(株) タネ幸	佐波町 589	951-5468
205	(有) 阿吹運送店	地吹町 13-2	924-2555
263	占部建設工業(株)	地吹町 18-16	922-1254

許可番号	業者名	所在地	電話番号
173	(有) 土井商事	新市町相方 463-1	0847-51-4282
231	(株) サンスイ	新市町新市 273-3	0847-52-7355
176	アシナ環境管理センター (有)	新市町戸手 1139-1	0847-52-6525
211	田坂京華園 (有)	新市町宮内 374-1	0847-51-4929
276	カドリー (株)	新涯町五丁目 24-7	999-2818
14	朝日環境衛生 (有)	新涯町五丁目 36-14	953-5567
248	岡田石材 (株)	新涯町四丁目 10-11	954-2535
216	(公社) 福山市シルバー人材センター	新涯町二丁目 21-30	953-5222
167	横田 繁子	瀬戸町山北 456-2	952-1418
175	(有) 佐藤昌工業	瀬戸町山北 489-1	951-7565
197	(有) オービックス	瀬戸町地頭分 1598	951-7231
210	(有) フジヤコーポレーション	瀬戸町長和 431-1	952-3982
131	瀬崎 弘治	瀬戸町長和 218	090-2806-8774
269	(株) 福環	瀬戸町長和 252	983-0822
180	(有) 井上造園	瀬戸町長和 2564	951-7211
237	(有) エキスパート	千田町二丁目 40-11	955-0018
169	(有) 開地商店	千田町二丁目 1-29	955-0129
136	(株) 景松園	千田町坂田 540-1	955-0257
232	(株) 山水園緑地建設	千田町千田 2535	955-5525
189	(株) 松誠園緑地建設	千田町千田 2535-7	955-4441
191	(有) 大松園	千田町二丁目 39-17	955-0550
7	(有) 南部産業	多治米町五丁目 20-8	953-1000
8	(有) ビセイ清掃	多治米町五丁目 5-6-8	953-4137
68	泉興産 (株)	多治米町五丁目 8-5	953-2400
120	来山環衛工業 (有)	田尻町 2337-1	956-5671
13	(有) 福山清掃社	千代田町二丁目 6-25	953-7325
202	棄田 肇	津之郷町加屋 225-6	952-0308
160	(有) 渡辺造園	手城町一丁目 14-13	924-7397
198	(有) 福山金網工業	鞆町後地 26-146	983-5245
240	天城開発 (有)	奈良津町一丁目 3-27	932-7177
207	(企) 福山地方中高年雇用福祉事業団	西桜町一丁目 2-4	923-9730
125	(有) プレイポート	西新涯町一丁目 12-12	957-0168
104	(株) 上野	西町一丁目 7-11	973-1801
277	ワイスコーポレーション (株)	西町二丁目 5-22 新東和西町ビル 2	070-5422-1751
218	(有) A・Iクリーンサービス	沼隈町草深 2785-132	980-7244
219	サンセイハウジング (株)	沼隈町草深 2785-191	987-3902
143	占部金属 (株)	沼隈町草深 2785-4	987-3801
272	岡本 芳昭	東川口町五丁目 6-7	090-3634-5016
139	澄和造園土木 (株)	東川口町五丁目 8-48	953-0671
98	安建工業 (株)	東川口町三丁目 10-15	954-2446
273	(株) 旭総業	東手城町三丁目 15-16	982-6191
266	(株) 銀花園	東深津町一丁目 23-37	923-0639
55	清水 修	東深津町二丁目 13-27-4	975-6227

許可番号	業者名	所在地	電話番号
45	(有)三福商事	東深津町五丁目23-43	927-0212
270	睦産業(株)	引野町徳山659-42	957-2443
190	(株)松扇園	引野町北三丁目17-16	943-3121
196	北村泰登	久松台二丁目12-1	921-1591
23	(有)武山商店	本庄町中一丁目34-22	925-1309
141	中谷機工(株)	緑町1-8	923-4225
20	(有)南天総業	南手城町一丁目13-8	924-0905
174	(株)ベッセルテクノサービス	南本庄三丁目4-27	923-7535
254	(株)太陽都市クリーナー	南本庄二丁目4-1 昭栄マンション303	0847-45-5326
115	松荷運輸(有)	南松永町四丁目5-12	933-5273
133	(有)グリーン清掃	南松永町二丁目18-31	934-7200
192	福樹園建設工業(株)	箕島町5928-5	953-2043
53	永井榮之丞	箕島町6244	953-3379
24	(有)佐藤清掃	箕島町6459-1	953-8567
227	(株)西原資源	箕島町6625-1	981-3933
87	(有)無限企画	箕島町糸迦端456-2	957-1020
6	(有)美化産業	箕島町南丘399-64	954-7322
158	石井造園(株)	水呑町143	956-2600
267	横上慎一郎	宮前町二丁目8-21-5	939-7007
225	広島県東部森林組合	御幸町中津原廿軒屋1690-1	955-2555
124	(株)浄管センター	御幸町中津原1678-1	955-8181
37	(有)ダスト産業	明神町一丁目30-15	921-6606
41	砂原美恵子	明神町一丁目8-15	973-4551
92	日工(株)	三吉町四丁目1-27	925-3081
32	(有)川崎商事	山手町五丁目31-26	951-0771
78	(有)川崎建材	山手町六丁目26-1	951-1442
113	(株)スナダ	東広島市志和町七条桟坂10488-160	082-433-6110

(3) し尿・浄化槽汚泥収集の許可業者（し尿収集12業者・浄化槽汚泥収集14業者）

【2021年（令和3年）4月1日現在】

業者名	所在地	許可内容	電話番号
(有)アースウイング	沼隈町草深2785-132	し尿及び浄化槽汚泥	987-0084
(有)アイ・クリーン	本郷町2946-2	し尿及び浄化槽汚泥	936-2202
朝日環境衛生(有)	新涯町五丁目36-14	し尿及び浄化槽汚泥	953-5567
(有)内海衛生社	内海町1105-1	し尿及び浄化槽汚泥	986-3400
(株)オガワエコノス	芦田町下有地1290-3	し尿及び浄化槽汚泥	958-3965
(有)川崎商事	山手町五丁目31-26	し尿及び浄化槽汚泥	951-0771
来山環衛工業(有)	田尻町2337-1	し尿及び浄化槽汚泥	956-5671
共栄サービス(有)	神辺町下御領1352-6	し尿及び浄化槽汚泥	965-6332
(有)佐伯商事	一文字町19-2	し尿及び浄化槽汚泥	954-0551
(株)浄管センター	御幸町中津原1678-1	浄化槽汚泥	955-8181
(有)生必クリーナー	神辺町川北482-1	浄化槽汚泥	962-0680
(有)土井商事	新市町相方463-1	し尿及び浄化槽汚泥	0847-51-4282

業者名	所在地	許可内容	電話番号
西日本興業(有)	箕島町5816-97	し尿及び浄化槽汚泥	953-5407
(有)フジメンテナンス	高西町四丁目1-16	し尿及び浄化槽汚泥	934-8853

(4) し尿収集の委託団体

団体名	所在地	委託する業務
走島離島振興推進会	走島町	し尿収集運搬

(5) 浄化槽保守点検業者一覧 (33事業者)

【2021年(令和3年)4月1日現在】

業者名	所在地	電話番号
(有)アイ・クリーン	本郷町2946-2	936-2202
朝日環境衛生(有)	新涯町五丁目36-14	953-5567
アシナ環境管理センター(有)	新市町戸手1139-1	0847-52-6525
(有)アースウイング	沼隈町草深2785-132	987-0084
泉興産(株)	多治米町五丁目8-5	953-2400
(有)うらべ水処理	手城町一丁目5-11	931-4097
(株)オガワエコノス福山支店	芦田町下有地1290-3	958-3965
(株)オガワエコノス神辺支店	神辺町川北1583-1	963-3531
(有)尾道環境センター	南松永町二丁目3-43-3	933-1613
(有)川崎商事	山手町五丁目31-26	951-0771
来山環衛工業(有)	田尻町2337-1	956-5671
共栄サービス(有)	神辺町下御領1352-6	965-6332
共和メンテナンス(株)	松浜町三丁目4-21 SATOビル松浜401号室	926-1095
(株)K&Kメンテナンス	東村町466-2	939-9158
ケイ・ケイ・エス(有)	箕島町5202-1	953-7318
(有)佐伯商事	一文字町19-2	954-0551
サトー浄化サービス	沖野上町五丁目15-22	921-2908
JFE西日本ジーエス(株)	鋼管町1	945-3133
ジェイサービス(株)	南松永町二丁目2-4	933-3380
(有)茂本住設	大門町一丁目40-20	945-2420
(株)しまなみエコクリーン	今津町3-28	934-2873
(株)浄管センター	御幸町中津原1678-1	955-8181
新生浄水	瀬戸町長和1116-15	951-6716
WateringAM(株)	柳津町一丁目10-1 松永浄化センター内	934-8277
(有)生必クリーナー	神辺町川南1349-1	962-0680
(株)中国ネオ	山手町二丁目14-40	952-3921
(有)土井商事	新市町相方463-1	0847-51-4282
西日本興業(有)	箕島町5816-97	953-5407
日成プラント(株)	今町1-6-502	928-4186
ハマダ産業(株)	北吉津町二丁目1-1-704	925-1125
広島県環境整備事業協同組合	蔵王町五丁目24-1	943-6409
(有)フジメンテナンス	高西町四丁目1-16	934-8853
メンテナンスサービス(株)	沼隈町常石1032	980-7270
山信興産(株)	沼隈町草深1930-4	987-1433

(6) 資源回収協力店一覧 (14事業所)

【2021年（令和3年）4月1日現在】

業者名	所在地	電話番号
(有) A・Iクリーンサービス	沼隈町草深2785-132	980-7244
アシストいちかわ	神辺町平野666-3	967-5605
(有) 岩本商店	曙町六丁目15-1	983-0359
(株) オガワエコノス	箕沖町106-3	999-0530
(有) 開地商店	千田町二丁目1-29	955-0129
(株) かこ川商店	神辺町川南636-1	963-1358
(有) タウンクリーナー	川口町一丁目17-28	953-0862
(有) 武山商店	本庄町中一丁目34-22	925-1309
(株) 備後総業	神辺町西中条826-1	967-1662
(有) 福山金網工業	鞆町後地26-146	983-5245
(有) フジヤコーポレーション	瀬戸町長和431-1	952-3982
(株) 丸總商店	曙町四丁目2-14	953-2288
(株) 丸總商店北営業所	御幸町中津原1695-1	959-6612

4 車両・公衆便所一覧

(1) 保有車両一覧

【2021年（令和3年）4月1日現在】

所 属	廃棄物対策課	環境啓発課	環境施設課									東部環境センター	北部環境センター	合 計		
				工場ごみ 固形燃料 (RDF)	リサイクル工場	箕沖埋立地	新市埋立地	内海埋立地	汚泥再生処理センター	南部環境センター	西部環境センター					
車 種																
軽自動車	1	2	6	1						2	1		1	1	15	
小型貨物自動車			1							1					2	
軽自動車(トラック)		1								4	2		2	1	10	
特殊車			1		1		1	2	1	3	1	2	4	3	19	
ダンプ		1			1					6	5		6	6	25	
塵芥車	6t											1			1	
	3t										13	6		3	9	
	2t	3									9	4		8	3	
パキューム車			1			1				1					3	
ブルドーザー												1			1	
合 計	4	4	9	1	2	1	1	2	1	39	20	3	24	23	134	
備考	特殊車内訳			トラクターショベル①	スイーパー①	ホイルローダー①	ホイルローダー①	アームローダー①	害虫車①	アームローダー①	振動ローラー①	フォークリフト①	振動ローラー①	クレーン車①	乗用草刈機①	振動ローラー①
									ロードスイーパー①	クレーン車①	乗用草刈機①	ホイルローダー①	バッカボウ①	グレーダー①	ホイルローダー①	

(2) 公衆便所一覧

【2021年（令和3年）4月1日現在】

名 称		所 在 地	処理方式	建 築 年 月
1	御船町公衆便所	御船町一丁目143	下水道	1951頃
2	駅前地下道公衆便所	東桜町129	下水道	1984.3
3	松永駅北口駐車場公衆便所	松永町長和島丘334-6	下水道	1987.3
4	鞆町閑町公衆便所	鞆町鞆550-2内	下水道	1989.6
5	トライアングル広場公衆便所	元町169	下水道	1992.3
6	走島町公衆便所	走島町141-2内	くみとり	1992.3
7	富谷公園便所	芦田町福田268	くみとり	1993.9
8	シンボルロードトイレ5 おきのがみ	沖野上町五丁目地内	下水道	1995.3
9	シンボルロードトイレ6 おきのがみ	沖野上町六丁目地内	下水道	1995.3
10	小用地公衆便所	内海町イ340	漁業集落排水	2003.2 引継
11	小畠公衆便所	内海町イ185-2	浄化槽	2003.2 引継
12	ふれあいの森公衆便所	内海町236-1	漁業集落排水	2003.2 引継
13	下山南公衆便所	沼隈町下山南1257-1	くみとり	2005.2 引継
14	中山南公衆便所	沼隈町中山南14-2	くみとり	2005.2 引継
15	みろくの里入口公衆便所	沼隈町中山南195-1	浄化槽	2005.2 引継
16	天神山公衆便所	沼隈町中山南658-1	くみとり	2005.2 引継
17	眺洋山公衆便所	沼隈町常石20	くみとり	2005.2 引継
18	城山公衆便所	沼隈町常石1003-1	くみとり	2005.2 引継
19	千年橋公衆便所	沼隈町草深2785-101	下水道	2005.2 引継
20	阿伏兎公衆便所（流水亭）	沼隈町能登原1416-4	浄化槽	2005.2 引継
21	阿伏兎公衆便所（香潮亭）	沼隈町能登原1422-2	浄化槽	2005.2 引継
22	神辺駅西公衆便所	神辺町川南733-1	浄化槽	2006.3 引継
23	東福山駅北口公衆便所	引野町一丁目349-1	下水道	2006.3

5 手数料 (2021年〔令和3年〕4月1日現在)

(1) 固形状一般廃棄物処分手数料

ア 焼却処分

10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。

イ 埋立処分

10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。

ウ 破碎、選別処分

10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。

エ RDF化による処分

10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。

(2) 犬、ねこ等の死体処理手数料

各環境センターへ持ち込んだ場合1頭につき1,000円とする。

(3) 犬、ねこ等の死体処分手数料

各処理施設へ持ち込んだ場合1頭につき300円とする。

(4) し尿処理手数料

従量制	90 リットルまでは、1,320 円、90 リットルを超える分は 18 リットル（18 リットル未満は、18 リットルとみなす。以下同じ。）につき 210 円（備考第 1 項ただし書の規定による従量制にあっては、90 リットルまでは 930 円、90 リットルを超える分は 18 リットルにつき 160 円。）
人頭制	基本料金 + 320 円 × 世帯人員 × 月数

(備考)

- 1 従量制は、不特定又は多数の者が使用するもの（事業所、事務所、興行場、学校、病院、診療所その他これらに類するもの）に、人頭制は、それ以外のものに適用する。ただし、人頭制を適用するものであっても、1か月に2回以上くみとりの場合又は5か月以上に1回くみとりの場合は従量制によることとし、その他特別の事情により人頭制によることが不適当と認められるものについては、従量制によることができる。
- 2 基本料の額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところによる。この場合特別な作業を要すると認められるものについては、第1号に掲げる金額に作業困難の度合いによって70円又は210円を、第2号に掲げる金額に140円を加算することができる。
 - (1) 長さが30メートル以下のホースにより収集する場合 290円
 - (2) 長さが30メートルを超え60メートル以下のホースを必要とする場合 360円
 - (3) 長さが60メートルを超えるホースを必要とする場合 500円
- 3 便槽の数が1を超えるときは、人頭制による手数料の額にその超える1便槽につき150円を加算する。
- 4 2か月以上に1回くみとりの場合、人頭制による手数料の額に当該月数から1を減じた数に70円を乗じた額を加算することができる。
- 5 下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項の規定により水洗便所に改造しなければならない期間を経過したものは、従量制又は人頭制による手数料の額にくみとり1回につき730円を加算する。ただし、次項本文の規定の適用を受けるものを除く。
- 6 仮設便所のくみとりの場合、従量制による手数料の額にくみとり1回につき1,040円を加算する。ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。
- 7 世帯人員は、第15条の規定による届出に基づく人員によるものとし、必要と認めたときは、住民基本台帳又は実態調査に基づいた人員によることができる。

(5) 固形状一般廃棄物手数料（ごみ関係）の変遷

区分 年	処理手数料		処分手数料		犬、猫等	
	ア 每日平均 15kg 以上排出するもの	イ 一時に排出するもの			死体処理 手数料	死体処分 手数料
1966. 5. 1	1かご (15kg) につき 20 円	手車1車 (250kg 積) につき 200 円 自動三輪車 (1,500kg 積) につき 500 円 貨物自動車 (3,000kg 積) につき 1,000 円	—	—	1頭につき 100 円	—
1967. 4. 1	15kg につき 30 円 15kg を超える場合は、5kg 増すごとに 10 円加算	250kg から 500kg まで 700 円 500kg を超え 1,000kg まで 1,000 円 1,000kg を超え 1,500kg まで 1,300 円 1,500kg を超える場合は、500kg 増すごとに 700 円加算	1,000kg につき 200 円 1,000kg を超える場合は、500kg 増すごとに 100 円加算		同上	—
1972. 4. 1	15kg まで 45 円 15kg を超える場合は、5kg 増すごとに 15 円加算	500kg まで 600 円 500kg を超え 1,000kg まで 1,200 円 1,000kg を超える場合は、500kg 増すごとに 500 円加算	ア 焼却処分	イ 埋立処分	1頭につき 200 円	—
1976. 4. 1 *1	15kg まで 75 円 15kg を超える場合は、5kg 増すごとに 25 円加算	500kg まで 900 円 500kg を超え 1,000kg まで 1,800 円 1,000kg を超える場合は、500kg 増すごとに 750 円加算	500kg まで 300 円 500kg を超える場合は、500kg 増すごとに 150 円加算	1,000kg まで 300 円 1,000kg を超える場合は、500kg 増すごとに 150 円加算		
1980. 4. 1 *2	15kg まで 90 円 15kg を超える場合は、5kg 増すごとに 30 円加算	500kg まで 2,500 円 500kg を超え 1,000kg まで 5,000 円 1,000kg を超える場合は、500kg 増すごとに 2,500 円加算	1,000kg まで 1,000 円 1,000kg を超える場合は、500kg 増すごとに 500 円加算		1頭につき 1,000 円	1頭につき 300 円
1985. 4. 1	同上	同上	300kg まで 600 円 300kg を超える場合は、100kg 増すごとに 200 円加算		同上	同上
1990. 4. 1	1989年2月1日より廃止		300kg まで 900 円 300kg を超える場合は、100kg 増すごとに 300 円加算		同上	同上
1994. 4. 1 *3	—		300kg まで 1,200 円 300kg を超える場合は、100kg 増すごとに 400 円加算		同上	同上
1996. 4. 1	—		100kg まで 600 円 100kg を超える場合は、100kg 増すごとに 600 円加算		同上	同上

区分 年	処理手数料		処分手数料			犬、猫等	
	ア 每日平均 15kg 以上排出するもの	イ 一時に排出するもの				死体処理 手数料	死体処分 手数料
2001. 4. 1 *4	—		ア 焼却処分	イ 埋立処分	ウ 破碎・選別処分	1頭につき 1,000 円	1頭につき 300 円
			100kgまで 800 円 100kg を超える場合は、100kg 増すごとに 800 円加算				
2004. 4. 1 *5	—		ア 焼却 処分	イ 埋立 処分	ウ 破碎・ 選別処分	同上	同上
			100kgまで 1,200 円 100kg を超える場合は、100kg 増すごとに 1,200 円加算				
2007. 4. 1	—		ア 焼却 処分	イ 埋立 処分	ウ 破碎・ 選別処分	同上	同上
			10kgまで 150 円 10kg を超える場合は、10kg 増すごとに 150 円加算				
2014. 4. 1	—		ア 焼却 処分	イ 埋立 処分	ウ 破碎・ 選別処分	同上	同上
			10kgまで 160 円 10kg を超える場合は、10kg 増すごとに 160 円加算				

*1 1979. 6 から埋立処分料の徴収を開始した。(それ以前は免除規定を適用)

*2 1981. 6 から箕沖埋立地計量を開始し、最大積載量によっていたものを廃止した。

*3 1994. 4. 1、「福山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の全部を改正し、「福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」とした。

ただし、手数料関係は、6月1日より施行。

*4 リサイクル工場稼働に伴い、処分手数料の区分に「破碎、選別処分」を加えた。

*5 ごみ固体燃料工場稼働に伴い、処分手数料の区分に「RDF化による処分」を加えた。

(6) し尿収集手数料の変遷

区分 年	人頭制料金				加算料金		従量制料金		補助金				処理場投入手数料	1世帯 1か月の市民負担額 (標準4人世帯)	1世帯 1か月の収集料金 (標準4人世帯)			
	1人 1か月	基本料金					18リットル当たり		普通	特別								
		A	B	C	隔月等	下水道	一般家庭	事業所等		1	2	3						
1971 4. 1	60	30	80	130			30		30	50			60	270	300			
1971 10. 1	60	30	80	130			30	35	105	50	100		60	270	375			
1973 4. 1	60	30	80	130			30	45	190	50	100		0	270	460			
1974 4. 1	60	30	80	130			30	60	360	50	100		0	270	630			
1975 1. 1	60	30	80	130			30	60	540	50	100		0	270	810			
1975 4. 1	80	40	90	140			40	90	550	75	150		0	360	910			
1976 4. 1	90	50	100	150			45	100	610	75	150		0	410	1,020			
1977 4. 1	100	50	100	150			50	110	630	150	250		0	450	1,080			
1978 4. 1	110	50	100	150			55	115	650	150	250		0	490	1,140			
1979 4. 1	115	50	100	150			55	115	650	150	250		0	510	1,160			
1980 4. 1	125	55	105	155			60	120	650	170	270		0	555	1,205			
1981 4. 1	135	60	110	170			65	125	650	170	270		0	600	1,250			
1983 7. 1	140	80	130	210			70	140	650	170	270		0	640	1,290			
1985 4. 1	170	100	160	250			90	150	540	180	280		0	780	1,320			
1986 4. 1	180	200	260	370			380 ①90	150	430	190	290		0	920	1,350			
1987 4. 1	180	300	360	470	④	⑤	480 90	150	330	190	290		0	1,020	1,350			
1988 4. 1	180	320	380	490	70～ 210	300	500 90	160	330	190	290	330	0	1,040	1,370			
1989 4. 1	200	290	350	460	70～ 210	350	700 ②100	1,090 ③170	330	200	300	330	0	1,090	1,420			
1990 4. 1	220	270	330	450	70～ 210	350	710 110	1,100 180	330	210	310	330	0	1,150	1,480			
1991 4. 1	240	270	330	450	70～ 210	500	750 120	1,140 180	330	220	320	330	0	1,230	1,560			
1992 4. 1	260	250	310	430	70～ 210	500	770 130	1,160 180	330	230	330	330	0	1,290	1,620			
1993 4. 1	280	230	290	410	70～ 210	600	790 140	1,180 190	330	240	340	330	0	1,350	1,680			
1994 4. 1	290	230	290	410	70～ 210	600	790 150	1,200 190	330	240	340	330	0	1,390	1,720			
1995 4. 1	300	230	300	420	70～ 210	600	830 150	1,220 190	330	240	350	330	0	1,430	1,760			
1996 4. 1	300	250	320	440	70～ 210	600	850 150	1,240 200	330	240	350	330	0	1,450	1,780			

1997 4. 1	310	270	340	470	70～ 210	600	910 150	1,280 200	330	250	360	330	0	1,510	1,840
1998 4. 1	310	290	360	490	70～ 210	700	930 150	1,300 200	330	250	360	330	0	1,530	1,860
1999 4. 1	310	300	370	500	70～ 210	700	940 150	1,310 210	330	290	330	—	0	1,540	1,870
2002 4. 1	310	300	370	500	70～ 210	700	940 150	1,310 210	320	290	330	—	0	1,540	1,860
2003 4. 1	310	280	350	480	70～ 210	700	920 150	1,280 200	320	290	330	—	0	1,520	1,840
2004 4. 1	310	250	320	450	70～ 210	700	890 150	1,250 200	320	290	330	—	0	1,490	1,810
2008 4. 1	310	250	320	450	70～ 210	700	890 150	1,250 200	330	290	330	—	0	1,490	1,820
2014 4. 1	320	260	330	470	70～ 210	710	900 160	1,290 210	330	300	340	—	0	1,540	1,870
2015 4. 1	320	260	330	470	70～ 210	710	900 160	1,290 210	340	300	340	—	0	1,540	1,880
2018 4. 1	320	260	330	470	70～ 210	710	900 160	1,290 210	360	300	340	—	0	1,540	1,900
2019 10. 1	320	290	360	500	70～ 210	730	930 160	1,320 210	360	300	340	—	0	1,570	1,930

基本料金 A=長さ 30m以下のホースにより収集する場合

B=長さ 30mを超え 60m以下のホースを必要とする場合

C=長さ 60mを超えるホースを必要とする場合

※この場合特別な作業を要すると認められるものについては、A の金額は作業困難の度合いによってB 又はCとの差額を、

B の金額はCとの差額を加算することができる。

普通補助金 =一般家庭のくみとりを適正に実施したものに対し補助するもの

特別補助金 1=一般家庭のくみとり世帯で、市長が特に作業困難と認定した世帯のくみとりを適正に実施したものに対し
補助するもの

2=一般家庭のくみとり世帯で、市長が 1 以上に作業困難と認定した世帯のくみとりを適正に実施したものに対し
補助するもの

3=一般家庭のくみとり世帯で、下水道の供用開始に伴い水洗化したものについて、供用開始後 3 年を限度として
補助するもの

※1999年4月1日補助金要綱改正により「特別1・2」⇒「特別1」、「特別3」⇒「特別2」と改める

注① =54 リットルまで 380 円 18 リットル超えるごとに 090 円

②=家庭 90 リットルまで 700 円 18 リットル超えるごとに 100 円

③=事業所 90 リットルまで 1,090 円 18 リットル超えるごとに 170 円

加算料金=④人頭制で 2 か月に 1 回は 70 円、3 か月に 1 回は 140 円、4 か月に 1 回は 210 円加算する

=⑤下水道供用開始後 3 年を経過した区域内のくみとりは 1 件につき 730 円加算

=仮設便所加算、1992年度～1995年度 下水加算料金と同額

1996 年度～1997 年度 くみとり 1 回につき 700 円の加算

1998 年度～2013 年度 くみとり 1 回につき 1,000 円の加算

2014 年度～ くみとり 1 回につき 1,030 円の加算

2019 年 10 月～ くみとり 1 回につき 1,040 円の加算

6 年表

(1) 環境全般

年	事 項
1966年 (昭和 41 年)	5月 松永市合併
1969年 (昭和 44 年)	3月 公害対策の概要発行 4月 福山市公害対策審議会設置条例制定 福山市公害対策審議会（現福山市環境審議会）設置
1971年 (昭和 46 年)	4月 県内初の公害モニター制度発足
1974年 (昭和 49 年)	4月 芦田町合併
1975年 (昭和 50 年)	2月 駅家町・加茂町合併
1985年 (昭和 60 年)	3月 公害モニター制度廃止
1991年 (平成 3 年)	11月 福山の環境発行
1992年 (平成 4 年)	12月 環境にやさしいまち都市宣言
1994年 (平成 6 年)	10月 福山市公害対策審議会設置条例を改正し、福山市環境審議会設置条例に名称変更
1995年 (平成 7 年)	3月 福山市地球環境保全行動計画策定
1998年 (平成 10 年)	4月 中核市へ移行
2000年 (平成 12 年)	4月 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度開始
2001年 (平成 13 年)	3月 福山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定 11月 清掃事業概要発行
2003年 (平成 15 年)	2月 内海町・新市町合併
2005年 (平成 17 年)	2月 沼隈町合併
2006年 (平成 18 年)	3月 神辺町合併 4月 福山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第2期）策定
2007年 (平成 19 年)	3月 ISO14001認証の取得 12月 福山市環境基本条例施行 福山市環境審議会設置条例廃止
2008年 (平成 20 年)	4月 福山市 ISO14001 及びエコアクション 21 認証取得費補助金事業開始
2009年 (平成 21 年)	3月 福山市環境基本計画策定 4月 住宅用太陽光発電システム設置資金融資あっせん及び利子補給補助事業開始
2010年 (平成 22 年)	1月 福山市地球温暖化対策実行計画協議会設置 4月 住宅用太陽熱利用システム設置費補助事業開始 大規模太陽光発電システム設置補助事業開始
2011年 (平成 23 年)	3月 福山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定
2012年 (平成 24 年)	1月 次世代エネルギーパーク認定 3月 福山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第3期）策定 4月 福山市 ISO14001 及びエコアクション 21 及びグリーン経営認証取得費補助金事業開始
2013年 (平成 25 年)	3月 ISO14001 認証から福山市環境マネジメントシステム（FEMS）へ移行 12月 家庭の省エネ診断事業開始
2014年 (平成 26 年)	3月 福山市環境基本計画（改訂）策定 福山市次世代エネルギーパーク基本計画策定 住宅用太陽光発電システム設置資金融資あっせん及び利子補給補助事業廃止 大規模太陽光発電システム設置補助事業廃止

2016年 (平成 28年)	3月 福山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第4期）策定 4月 福山市次世代エネルギーパークのホームページ開設
2017年 (平成 29年)	3月 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度廃止 福山市 ISO14001 及びエコアクション21 及びグリーン経営認証取得費補助金事業廃止 4月 スマートハウス化支援事業開始 7月 福山市 COOL CHOICE 宣言
2018年 (平成 30年)	3月 住宅用太陽熱利用システム設置費補助事業廃止 家庭の省エネ診断事業終了 12月 福山未来エナジー株式会社設立
2019年 (平成 31年)	3月 第二次福山市環境基本計画策定 （福山市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕、福山市気候変動適応計画、福山市地球環境保全行動計画を包含して策定。） 福山市地球温暖化対策実行計画協議会廃止 スマートハウス化支援事業廃止 4月 福山未来エナジー株式会社からの電力供給開始（供給開始時 265 施設）
2019年 (令和元年)	12月 福山環境白書発行
2021年 (令和3年)	3月 福山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第5期）策定

（2）ごみ処理事業

年	事 項
1929年 (昭和4年)	鉄輪の大八車でごみ収集（野焼き処分）
1933年 (昭和8年)	1月 周辺10か村と合併
1942年 (昭和17年)	7月 山手村・郷分村と合併
1950年 (昭和25年)	ゴム輪の大八車でごみ収集（小屋で焼却処分・温床利用）
1952年 (昭和27年)	三輪自動車（2トン積）でごみ収集開始
1956年 (昭和31年)	9月 鞆町他9町村合併 鞆焼却場 2t／日
1962年 (昭和37年)	1月 深安町合併 収集区域の一部民間委託（1業者1台）
1963年 (昭和38年)	コンポスト建設 30t／日（4月稼働開始）
1966年 (昭和41年)	5月 松永市合併 松永焼却場 11.25t／日（2基）
1967年 (昭和42年)	紙袋収集実施（モデル地区 野上町・延広町週2回収集）分別収集 東部清掃工場建設 30t／8h（8月稼働開始）
1969年 (昭和44年)	南部清掃工場建設 30t／日（10t／日 3基 11月稼働開始）
1970年 (昭和45年)	宇山処理センター搬入開始
1971年 (昭和46年)	清掃条例全面改正
1972年 (昭和47年)	旧西部清掃工場建設 100t／日（25t／日 4基 8月稼働開始） コンポスト・松永焼却場廃止
1974年 (昭和49年)	4月 芦田町合併
1975年 (昭和50年)	2月 駅家町・加茂町合併 加茂町清掃工場 5t／8h 廿軒屋清掃工場 15t／8h（神辺町との一部事務組合）
1976年 (昭和51年)	町ぐるみ清掃美化運動開始 資源再利用運動実施団体に補助金交付

1978年 (昭和 53 年)	3月 神石郡衛生組合、加茂地区分処理委託中止 4月 宇山処理センター搬入中止（ごみ） ごみ収集委託業者機械車導入 5月 箕沖埋立地搬入開始
1979年 (昭和 54 年)	4月 津之下埋立地搬入開始
1980年 (昭和 55 年)	4月 ごみ処理手数料改正 町内清掃処理推進費補助制度設置 8月 東部、加茂清掃工場休止 新西部清掃工場稼働開始 11月 南部事業所（一文字町）完成
1981年 (昭和 56 年)	4月 慶応浜埋立地搬入開始
1982年 (昭和 57 年)	6月 空カン公害追放キャンペーン実施 雨天収集開始 8月 カレット収集（モデル 3 学区）開始
1984年 (昭和 59 年)	11月 津之下埋立地埋立完了
1985年 (昭和 60 年)	3月 加茂清掃工場廃止 6月 南部清掃工場廃止 7月 箕沖清掃工場稼働開始 300 t / 24 h
1986年 (昭和 61 年)	4月 機械車導入（直営） 6月 不燃ごみリサイクル開始
1987年 (昭和 62 年)	4月 カレット収集（モデル 3 学区）廃止
1988年 (昭和 63 年)	10月 一般廃棄物処理業許可制度設置
1989年 (平成元年)	2月 事業所ごみ（一般廃棄物）収集廃止 4月 資源回収推進団体補助制度設置 粗大ごみ収集開始 10月 箕沖埋立地（8.5 ha）搬入開始
1990年 (平成 2 年)	4月 ごみ処理手数料改正
1991年 (平成 3 年)	4月 生ごみ処理器設置補助制度開始 使用済乾電池収集開始 7月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正
1992年 (平成 4 年)	3月 福山市一般廃棄物処理基本計画策定（計画期間：1992 年度〔平成 4 年度〕～2010 年度〔平成 22 年度〕） 4月 簡易焼却炉設置補助制度開始 8月 6 種分別（資源ごみ分別収集）モデル地区収集開始
1993年 (平成 5 年)	12月 清掃条例全面改正→廃棄物の処理及び再生利用に関する条例制定
1994年 (平成 6 年)	4月 廃棄物の処理及び再生利用に関する条例施行 福山市廃棄物減量等推進審議会設置 ごみ処理手数料改正 トレイ回収協力店制度設置 資源回収業者補助制度設置 10月 6 種分別収集開始（資源ごみ分別収集） 分別収集協力費補助制度設置 12月 深品クリーンセンター稼働 80 t / 16 h
1995年 (平成 7 年)	10月 空き缶等散乱防止及び環境美化に関する条例施行
1996年 (平成 8 年)	4月 ごみ処理手数料改正 生ごみ処理器補助拡大（機械式も対象に） ごみ袋透明化移行 11月
1997年 (平成 9 年)	1月 事業系「資源ごみ」の受入開始 4月 容器包装リサイクル法施行 西部清掃工場整備完了（1995 年〔平成 7 年〕～1997 年〔平成 9 年〕） 箕沖埋立地整備（動圧密工事完了）（1994 年〔平成 6 年〕～1997 年〔平成 9 年〕）

1998年 (平成10年)	1月 簡易焼却炉設置補助制度廃止 4月 南部事業所の収集区域の一部が北部事業所、松永事業所に移管
1999年 (平成11年)	5月 プラスチックごみ新分別収集、モデル地区で開始 7月 走島町「資源ごみ」分別収集開始
2000年 (平成12年)	3月 福山市一般廃棄物処理基本計画策定（計画期間：2000年度〔平成12年度〕～2013年度〔平成25年度〕） 5月 福山リサイクル発電株式会社設立 7月 東部事業所開設、鞆出張所廃止 プラスチックごみ分別収集、全市に拡大 9月 リサイクル工場、リサイクルプラザ稼働開始 プラスチックごみ処理ライン 45t／5h 不燃性ごみ処理ライン 115t／5h 可燃性粗大ごみ処理ライン 10t／5h
2001年 (平成13年)	4月 家電リサイクル法施行（家電4品目の収集を廃止） ごみ処理手数料改正 資源回収推進団体補助金制度拡大 (1kg当たり5円→8円、限度額15万円→20万円／半期) 生ごみ処理器補助制度拡大（限度額10,000円→15,000円） 10月 郵便局と「不法投棄の情報提供に関する協定」を締結 11月 農協と「不法投棄の情報提供に関する協定」を締結
2002年 (平成14年)	4月 資源回収業者補助制度拡大 (1kg当たり2円→3円、限度額を撤廃) 福山市ごみ固形燃料工場建設着手
2003年 (平成15年)	2月 内海町・新市町合併 福山沼隈広域行政組合じんかい処理場 15t／8h (沼隈町との一部事務組合) 新市クリーンセンター 30t／8h 10月 資源有効利用促進法に基づくパソコンリサイクルが開始
2004年 (平成16年)	3月 不法投棄対策に監視カメラの設置を開始 ごみ固形燃料工場完成 箕沖清掃工場休止 4月 ごみ減量大作戦の実施 ・事業系紙ごみのリサイクル開始 ・リサイクルできる紙類の搬入制限 ・エコショップ認定制度開始 ・資源回収推進団体補助制度変更（限度額・回数加算を廃止） ・資源回収業者補助制度変更(1kg当たり3円→2円) ごみ処理手数料改正 ごみ固形燃料工場稼働開始 300t／16h 家電リサイクル法の対象品目に電気冷凍庫が追加 パソコン収集・搬入中止 新箕沖埋立地嵩上げ事業に着手
2005年 (平成17年)	2月 沼隈町合併 福山沼隈広域行政組合じんかい処理場から沼隈清掃工場へ名称変更 3月 沼隈清掃工場休止 4月 資源回収業者補助制度変更(1kg当たり2円→1円) 6月 新箕沖埋立地嵩上げ事業一期分完成 12月 日本容器包装リサイクル協会、次年度分からの引き取りを断る

2006年 (平成18年)	3月 神辺町合併 深品クリーンセンター 80t／16h
	4月 プラスチックごみの分別変更 神辺町での直営によるごみ収集を廃止、委託業者による収集 資源回収補助対象品目変更（金属類は、アルミ缶・スチール缶のみが補助金対象） 「福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」一部改正 (ごみステーションからのごみの持ち去りを禁止)
	6月 「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」に参加
	6月 「ごみ不法投棄監視ウィーク」を設定し、「不法投棄防止キャンペーン」を開始
	8月 福山市一般廃棄物処理基本計画策定（計画期間：2006年度〔平成18年度〕～2015年度〔平成27年度〕） リサイクル工場の改修により手選別ラインを新設 エコショッップ協議会による紙ごみの拠点回収の実施
	10月 日本容器包装リサイクル協会、引き取り再開
	4月 ごみ処理手数料改正 くつ・カバン・財布等の皮革類を燃やせるごみに変更 新市町の分別を市内に統一
	6月 新市町・沼隈町・神辺町の燃やせる粗大ごみ収集開始 「エコでえ～ことキャンペーン」を開始 各事業所・各施設での紙ごみの拠点回収を開始
	9月 直営のごみ収集車のナンバープレートを「530(ごみゼロ)」に統一
	10月 福山市環境イメージキャラクターが「くわいちゃん」に決定
2007年 (平成19年)	4月 石油ストーブ、石油ファンヒーターを資源ごみに変更 使い捨てライターを燃やせる粗大ごみの日に収集
2008年 (平成20年)	11月 ハイブリッドディーゼルのごみ収集車を導入
2009年 (平成21年)	3月 資源回収業者補助制度終了 「ふくやま環境賞」の表彰を開始
2010年 (平成22年)	4月 資源回収協力店制度開始 家電4品目に薄型テレビ（液晶・プラズマ）と衣類乾燥機が追加
2012年 (平成24年)	6月 箕沖清掃工場廃止
2013年 (平成25年)	12月 ハイブリッドディーゼルのダンプ車を導入
2014年 (平成26年)	2月 「環境学習推進校学習発表会」を開始
2015年 (平成27年)	6月 「ごみ不法投棄監視ウィーク」期間中、「不法投棄防止パトロール」や「まもうふくやま☆なくそうポイ捨てキャンペーン」等の実施
2016年 (平成28年)	12月 旧西部清掃工場解体
2017年 (平成29年)	4月 蛍光灯のリサイクルを開始「燃やせる粗大ごみ」の日に回収 「エコでえ～ことキャンペーン」を終了
2018年 (平成30年)	6月 「ふくやま環境大学」を開始
	9月 「ふくやまエコトライアスロン」を開始
	西部ストックヤード供用開始
	4月 内海町及び沼隈町の分別を一部変更
	8月 沼隈（西ノ迫）埋立地廃止
	12月 「ごみ・環境情報」メール配信サービス開始
	3月 福山市一般廃棄物処理基本計画策定（計画期間：2016年度〔平成28年度〕～2025年度〔令和7年度〕）
	1月 水銀添加廃製品の回収事業を実施《環境省モデル事業》
	3月 「ふくやまエコトライアスロン」を終了
	4月 ごみ分別ガイドブック（保存版）を発行 ボタン電池を燃やせる粗大ごみの日に収集 家庭から出る医療系ごみの出し方の周知及び収集
	10月 「エコでえ～こと HAPPY! キャンペーン」を開始

2019年 (平成 31 年)	3月 「福山市次期ごみ処理施設整備基本計画」策定 「福山市災害廃棄物処理計画」策定 福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例改正 福山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例及び条例施行規則改正 生ごみ処理器設置補助金制度廃止
2020年 (令和 2 年)	4月 家庭ごみの収集体制における直営と委託の比率を概ね 40 対 60 に見直し 7月 プラスチック製買物袋の有料化開始 10月 福山市 A I 案内サービスで「ごみ分別ガイド」を開始
2021年 (令和 3 年)	3月 福山市一般廃棄物処理基本計画改定（計画期間：2021年度〔令和 3 年度〕～2025年度〔令和 7 年度〕）

（3）し尿処理事業

年	事 項
1948年 (昭和 23 年)	農家が組合を結成し、し尿収集（農家還元処分）
1955年 (昭和 30 年)	許可業者（8業者）によるし尿収集開始
1959年 (昭和 34 年)	し尿の一部海洋投棄開始
1966年 (昭和 41 年)	5月 松永市合併 し尿収集業者（9業者） バキューム車を購入し溝渠の清掃開始
1967年 (昭和 42 年)	新浜処理場着工
1969年 (昭和 44 年)	業者別地域指定を実施 料金を従量制から人頭制に改正（10月開始） 新浜処理場建設（6月試運転・10月稼働開始）
1971年 (昭和 46 年)	清掃条例全面改正 溝渠用バキューム車 4t 車に更新
1972年 (昭和 47 年)	し尿の外洋（潮岬沖）投棄開始
1974年 (昭和 49 年)	4月 芦田町合併 し尿収集業者（10業者） 深品し尿処理場（神辺町との一部事務組合）
1975年 (昭和 50 年)	2月 駅家町・加茂町合併
1977年 (昭和 52 年)	西部衛生センター着工 し尿収集業者（9業者）
1978年 (昭和 53 年)	4月 加茂地区し尿処理海洋投棄開始 8月 西部衛生センター稼働開始 し尿海洋投棄中止、全量施設処理 減車措置 2台
1979年 (昭和 54 年)	し尿収集業者（8業者）
1980年 (昭和 55 年)	10月 収集区域調整 し尿収集業者（9業者）
1986年 (昭和 61 年)	減車措置 1台
1988年 (昭和 63 年)	減車措置 1台
1989年 (平成元年)	7月 小型合併処理浄化槽設置整備事業開始 9月 し尿処理収集業務委託（走島町）開始 し尿収集許可業者（8業者）、し尿収集委託業者（1業者）
1992年 (平成 4 年)	減車措置 1台

1997年 (平成9年)	12月 し尿収集許可業者（9業者）
1998年 (平成10年)	4月 駅家町直営によるし尿収集を廃止、許可業者による収集
2003年 (平成15年)	2月 内海町・新市町合併 福山沼隈広域行政組合 クリーンセンター 31 kL／日 新市し尿処理場 40 kL／日 し尿収集許可業者（11業者）
2005年 (平成17年)	2月 沼隈町合併 福山沼隈広域行政組合クリーンセンターから内海し尿処理場に名称変更 し尿収集許可業者（12業者）
2006年 (平成18年)	3月 神辺町合併（直営によるし尿収集） 深品環境衛生組合し尿処理場から深品し尿処理場に名称変更 70 kL／日
2007年 (平成19年)	1月 し尿の海洋投棄処分終了 4月 神辺町直営によるし尿収集を廃止、許可業者による収集
2010年 (平成22年)	9月 汚泥再生処理センター着工
2012年 (平成24年)	11月 新市中継施設着工 12月 新浜中継施設着工
2013年 (平成25年)	3月 汚泥再生処理センター完成 4月 汚泥再生処理センター（Hitz 箕沖 Aqua）200kL／日稼働開始 新浜処理場・新市し尿処理場・深品し尿処理場の運転を停止し、仮設の中継施設として、全量を汚泥再生処理センターへ輸送
2014年 (平成26年)	4月 新市中継施設稼働開始 8月 新浜中継施設稼働開始
2015年 (平成27年)	9月 深品中継施設着工
2017年 (平成29年)	4月 深品中継施設稼働開始
2021年 (令和3年)	減車措置 2台

7 条例・規則等

(1) 福山市環境基本条例

平成19年12月21日
条例第54号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第8条—第24条）

第3章 福山市環境審議会（第25条—第31条）

附則

私たちのまち福山は、温暖な気候と緑豊かな山々や丘陵、そして、瀬戸内海へ注ぐ芦田川などの美しい自然に恵まれた都市である。この恵み豊かな環境のもと、市民のたゆまぬ努力と英知により、中国・四国地方の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきた。

しかし、この発展を支えてきた社会経済活動は、私たちに利便性や物質的な豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーを大量に消費し、環境に大きな負荷を与えたため、自然の復元力を超え、身近な環境問題を引き起こすだけでなく、人類の生存基盤である地球環境にも重大な影響を及ぼしてきている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、健康で文化的な生活を営むことは、市民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

私たちは、環境が限りあるものであることを深く認識し、市、市民及び事業者が協働して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 循環型社会 製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源（廃棄物等のうち有用なものをいう。）となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともにこの環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、市、市民及び事業者の公平な役割分担及び協働のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常活動において積極的に推進されなければ

ればならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自然的・社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策について講じた施設に関する年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 人の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を行い、人と自然が共生する良好な環境を確保すること。
- (3) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を図ることにより、循環型社会を形成すること。
- (4) 市、市民及び事業者が環境の保全及び創造に関する施策に協力して取り組むことができる社会を形成すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、福山市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

(環境影響評価)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の

実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、かつ、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、公害の原因となる行為、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(助成等の措置)

第13条 市は、市民及び事業者が行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な経済的助成又は技術的支援を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第14条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(水環境及び大気環境の保全)

第15条 市は、河川及び海域等における良好な水質の確保その他の良好な水環境を保全するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、良好な大気環境を保全するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進等)

第17条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境産業の振興)

第18条 市は、環境への負荷の低減に資する技術、製品、役務等の提供を行う産業を振興するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境学習及び環境教育の推進等)

第19条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全及び創造に関する学習及び教育の推進並びに広報活動の充実など、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的活動の促進)

第20条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第21条 市は、第19条の環境の保全及び創造に関する学習及び教育の推進並びに前条の市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び監視等)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策であつて広域的な取組を必要とするものについて、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第24条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(設置及び所掌事務)

第25条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、福山市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置し、次の事項を所掌する。

(1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要な事項を調査審議すること。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関し必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第26条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第28条 審議会は、会長が招集する。

2 第26条第2項の規定により委員が委嘱された後最初に招集すべき審議会は、前項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(会議)

第29条 審議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第30条 審議会に、専門の事項を調査するため、必要に応じて部会を設けることができる。

(委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(福山市環境審議会設置条例の廃止)

2 福山市環境審議会設置条例（昭和44年条例第28号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の福山市環境審議会設置条例（以下「旧審議会条例」という。）第3条第2項の規定により福山市環境審議会に委嘱された委員は、第26条第2項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、旧審議会条例第4条第1項の規定による委員としての残任期間とする。

(2) 福山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成10年3月31日
規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置許可申請書等)

第1条の2 次の各号に掲げる申請書、届出書又は報告書は、当該各号に定める書類とする。

- (1) 法第8条第2項の申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書
- (2) 法第9条の3第1項の規定による届出書 一般廃棄物処理施設設置届出書
- (3) 省令第4条の4第1項の申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書
- (4) 省令第4条の4の2の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書
- (5) 省令第4条の17の報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書
- (6) 省令第5条の3第1項の申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書
- (7) 省令第5条の4の2第1項及び省令第5条の9の2第1項の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書
- (8) 省令第5条の5第1項及び省令第5条の10第1項の届出書 一般廃棄物の最終処分場の埋立終了届出書
- (9) 省令第5条の5の2第1項（省令第5条の5の4において準用する場合を含む。）及び省令第5条の10の2第1項の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書
- (10) 省令第5条の5の3、省令第10条の10の3、省令第10条の24及び省令第12条の11の3の届出書 欠格要件に係る届出書
- (11) 省令第5条の5の5第1項の申請書 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請書
- (12) 省令第5条の5の10第1項の届出書 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設休廃止等届出書
- (13) 省令第5条の5の11第1項の報告書 一般廃棄物処理施設に係る熱回収報告書
- (14) 省令第5条の8第1項の届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書
- (15) 省令第5条の11第1項の申請書 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書
- (16) 省令第5条の12第1項の申請書 合併・分割認可申請書
- (17) 省令第6条第1項の届出書 相続届出書
- (18) 省令第12条の7の17第2項の届出書 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置届出書
- (19) 省令第12条の7の17第5項の規定による届出書 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の廃止届出書

（追加〔平成13年規則30号〕、一部改正〔平成15年規則138号・19年16号・23年22号〕）

(一般廃棄物処理施設設置・変更許可証の交付)

第1条の3 市長は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置を許可したとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証を交付しなければならない。

（追加〔平成13年規則30号〕）

(一般廃棄物処理施設設置許可証の書換え交付申請)

第2条 法第8条第1項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。）は、前条の規定により交付した一般廃棄物処理施設設置・変更許可証（以下この条、次条及び第4条において「許可証」という。）の記載事項に変更を生じたときは、速やかに市長に許可証の書換え交付を申請しなければならない。ただし、省令第5条の3の規定により法第9条第1項の許可の申請をした者については、この限りでない。

2 前項の申請をするには、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証書換え交付申請書に許可証及び当該申請に係る変更事項を明らかにする書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成13年規則30号〕）

(一般廃棄物処理施設設置・変更許可証の再交付申請)

第3条 一般廃棄物処理施設設置者は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、速やかに市長に許可証の再交付を申請しなければならない。

- 2 前項の申請をするには、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証再交付申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 許可証を破り、又は汚した一般廃棄物処理施設設置者が第1項の申請をするには、前項の一般廃棄物処理施設設置・変更許可証再交付申請書にその許可証を添付しなければならない。
- 4 一般廃棄物処理施設設置者は、許可証の再交付を受けた後、失った許可証を発見したときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

(一部改正〔平成13年規則30号〕)

(一般廃棄物処理施設設置・変更許可証の返納)

第4条 一般廃棄物処理施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に許可証を返納しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理施設を廃止したとき。
- (2) 法第8条第1項の許可を取り消されたとき。

(一部改正〔平成13年規則30号〕)

(一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証の交付)

第5条 市長は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証を交付しなければならない。

(追加〔平成23年規則22号〕)

(一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証の書換え交付申請)

第6条 法第9条の2の4第1項の認定を受けた者(以下「一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者」という。)は、前条の規定により交付した一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証(以下この条、次条及び第8条において「認定証」という。)の記載事項に変更を生じたときは、速やかに市長に認定証の書換え交付を申請しなければならない。

- 2 前項の申請をするには、一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証書換え交付申請書に認定証及び当該申請に係る変更事項を明らかにする書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

(追加〔平成23年規則22号〕)

(一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証の再交付申請)

第7条 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、速やかに市長に認定証の再交付を申請しなければならない。

- 2 前項の申請をするには、一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証再交付申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 認定証を破り、又は汚した一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者が第1項の申請をするには、前項の一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証再交付申請書にその認定証を添付しなければならない。
- 4 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

(追加〔平成23年規則22号〕)

(一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証の返納)

第8条 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に認定証を返納しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設を廃止したとき。
- (2) 法第9条の2の4第1項の認定を取り消されたとき。
- (3) 法第9条の2の4第2項に規定する認定の期間が満了したとき。

(追加〔平成23年規則22号〕)

(産業廃棄物処理業等の変更の届出に係る添付書類)

第9条 次に掲げる届出書には、届出者(届出者が法人である場合には法第14条第5項第2号ニに規定する役員とし、届出者が同号ハに規定する未成年者である場合にはその法定代理人を、届出者に政令第6条の10に規定する使用者がある場合には当該使用者を含む。)が法第14条第5項第2号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面を添付しなければならない。

- (1) 省令第10条の10第2項の届出書(省令第10条の10第1項第2号に係るものに限る。)
- (2) 省令第10条の23第2項の届出書(省令第10条の23第1項第2号に係るものに限る。)
- (3) 省令第12条の10の2第1項の届出書(省令第12条の10第6号に係るものに限る。)

(全部改正〔平成13年規則30号〕、一部改正〔平成15年規則138号・19年16号・23年22号〕)

(産業廃棄物等処理業の許可証の書換え)

第10条 次の各号に掲げる届出書には、当該各号に定める許可証を添付しなければならない。

- (1) 省令第10条の10第2項の届出書(事業の一部の廃止並びに住所及び同条第1項(同項第2号及び第

3号を除く。)に掲げる事項の変更に係るものに限る。) 省令第10条の2に規定する産業廃棄物収集運搬業許可証又は省令第10条の6に規定する産業廃棄物処分業許可証

(2) 省令第10条の23第2項の届出書(事業の一部の廃止並びに住所及び同条第1項(同項第2号、第3号及び第7号を除く。)に掲げる事項の変更に係るものに限る。) 省令第10条の14に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証又は省令第10条の18に規定する特別管理産業廃棄物処分業許可証

2 市長は、前項各号に定める許可証(以下この項及び第12条において「許可証」という。)の提出があったときは、当該許可証を書き換えてこれを返付するものとする。

(一部改正〔平成15年規則138号・19年16号・23年22号〕)

(準用)

第11条 第3条の規定は、法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者(以下これらを「産業廃棄物等処理業者」という。)について準用する。この場合において、第3条第1項中「許可証」とあるのは「産業廃棄物処理業許可証又は特別管理産業廃棄物処理業許可証」と、同条第2項及び第3項中「一般廃棄物処理施設設置・変更許可証再交付申請書」とあるのは「産業廃棄物処理業許可証再交付申請書又は特別管理産業廃棄物処理業許可証再交付申請書」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成13年規則30号・15年138号・23年22号〕)

(産業廃棄物等処理業の許可証の返納)

第12条 産業廃棄物等処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に許可証を返納しなければならない。

(1) 事業の全部を廃止したとき。

(2) 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可を取り消されたとき。

(3) 法第14条第2項若しくは第7項又は法第14条の4第2項若しくは第7項に規定する許可の期間が満了したとき。

(一部改正〔平成15年規則138号・23年22号〕)

(廃棄物の再生利用業の個別指定)

第13条 省令第2条第2号、省令第2条の3第2号、省令第9条第2号又は省令第10条の3第2号の指定(以下「個別指定」という。)は、再生利用の目的で廃棄物を排出する事業者から無償で引き取った当該廃棄物のみの収集若しくは運搬(以下これらを「再生輸送」という。)又は処分(以下「再生活用」という。)を業として行う者に対し、行うものとする。

2 個別指定を受けようとする者は、再生利用業個別指定申請書により申請をしなければならない。

3 前項の再生利用業個別指定申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 省令第9条の2第2項各号又は省令第10条の4第2項各号に掲げる書類及び図面

(2) 取引関係を記載した書類

(3) 生活環境保全上の対策を記載した書類

(4) 再生輸送を業として行う者にあっては、再生活用を業として行う者との委託関係を記載した書類

(5) 再生活用を業として行う者にあっては、再生輸送を業として行う者との委託関係を記載した書類
(再生輸送を委託する場合に限る。)及び処理工程図

4 個別指定を受けた者(次条の規定により個別指定を受けたものとみなされる者を除く。以下同じ。)は、その廃棄物の再生輸送又は再生活用の事業の範囲を変更しようとするときは、市長の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

5 前項の指定を受けようとする者は、再生利用業個別指定事業範囲の変更申請書に当該事業の範囲の変更に係る第3項各号に掲げる書類及び図面を添付して市長に申請しなければならない。

(一部改正〔平成13年規則30号・23年22号〕)

(産業廃棄物の再生利用業の一般指定)

第14条 別表目的の欄に掲げる目的で同表産業廃棄物の欄に掲げる産業廃棄物を排出する事業者から無償で引き取った当該産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者は、個別指定を受けたものとみなす。

(一部改正〔平成23年規則22号〕)

(指定証)

第15条 市長は、個別指定をしたときは、個別指定を受けた者に対し、再生利用業個別指定証(以下「指定証」という。)を交付するものとする。

(一部改正〔平成23年規則22号〕)

(再生利用業個別指定に係る変更の届出)

第16条 個別指定を受けた者は、次に掲げる事項(当該個別指定に係るものに限る。)を変更したときは、

当該変更の日から10日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 事務所及び事業所の所在地
- (3) 再生利用の目的
- (4) 取引関係

2 前項の規定による届出は、再生利用業個別指定変更届出書に当該届出に係る変更事項を明らかにする書類及び図面を添付して行わなければならない。

（一部改正〔平成23年規則22号〕）

（再生利用業個別指定に係る廃止の届出）

第17条 個別指定を受けた者は、その産業廃棄物の再生輸送又は再生活用の事業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に再生利用業個別指定廃止届出書により市長にその旨を届け出なければならない。

（一部改正〔平成13年規則30号・23年22号〕）

（指定証の書換え）

第18条 第16条第2項の再生利用業個別指定変更届出書（同条第1項第1号及び第4号に掲げる事項に係るものに限る。）又は前条の再生利用業個別指定廃止届出書（事業の一部の廃止に係るものに限る。）には、指定証を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定により指定証の提出があったときは、当該指定証を書き換えてこれを返付するものとする。

（一部改正〔平成15年規則138号・23年22号〕）

（準用）

第19条 第3条及び第4条の規定は、個別指定を受けた者について準用する。この場合において、第3条中「許可証」とあるのは「指定証」と、「一般廃棄物処理施設設置・変更許可証再交付申請書」とあるのは「再生利用業個別指定証再交付申請書」と、第4条中「許可証」とあるのは「指定証」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「事業の全部」と読み替えるものとする。

（一部改正〔平成13年規則30号・23年22号〕）

第20条 第2条から第4条までの規定は、法第15条第1項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第2条第1項中「前条の規定により交付した一般廃棄物処理施設設置・変更許可証」とあるのは「産業廃棄物処理施設設置・変更許可証」と、同条第2項中「一般廃棄物処理施設設置・変更許可証書換え交付申請書」とあるのは「産業廃棄物処理施設設置・変更許可証書換え交付申請書」と、第3条第2項及び第3項中「一般廃棄物処理施設設置・変更許可証再交付申請書」とあるのは「産業廃棄物処理施設設置・変更許可証再交付申請書」と読み替えるものとする。

（一部改正〔平成13年規則30号・23年22号〕）

第21条 第6条から第8条までの規定は、法第15条の3の3第1項の認定を受けた者について準用する。この場合において、第6条第1項中「前条の規定により交付した一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証」とあるのは「熱回収施設設置者認定証」と、同条第2項中「一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証書換え交付申請書」とあるのは「熱回収施設設置者認定証書換え交付申請書」と、第7条第2項及び第3項中「一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証再交付申請書」とあるのは「熱回収施設設置者認定証再交付申請書」と読み替えるものとする。

（追加〔平成23年規則22号〕）

（届出台帳の帳簿）

第22条 省令第15条の8第1項の帳簿は、一般廃棄物最終処分場台帳又は産業廃棄物最終処分場台帳とする。

（一部改正〔平成10年規則74号・15年138号・23年22号〕）

（届出台帳の閲覧）

第23条 法第19条の11第3項の規定による請求は、一般廃棄物最終処分場台帳閲覧請求書又は産業廃棄物最終処分場台帳閲覧請求書によって行わなければならない。

（一部改正〔平成10年規則74号・13年30号・23年22号〕）

（書類の提出部数）

第24条 法、政令、省令又はこの規則の規定により提出すべき書類（届出に係るものに限る。）は、正副2通を提出しなければならない。

2 一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び一般廃棄物処理施設変更許可申請書並びに産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び産業廃棄物処理施設変更許可申請書は、市長が必要として求めた場合には、その部数を提出しなければならない。

（一部改正〔平成13年規則30号・15年138号・23年22号〕）

(書類の様式)

第25条 第1条の2第1項第1号の一般廃棄物処理施設設置許可申請書その他のこの規則に規定する書類は、市長が別に定める様式による。

(一部改正〔平成13年規則30号・23年22号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成4年広島県規則第55号。以下「県規則」という。）の規定により広島県知事が行った交付その他の行為又はこの規則の施行の際現に県規則の規定により広島県知事に対して行っている申請その他の行為で、この規則の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する同日以後におけるこの規則の適用については、この規則の相当規定により市長の行った交付その他の行為又は市長に対して行った申請その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に県規則に規定する様式により使用されている書類で、この規則の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する同日以後におけるこの規則の適用については、この規則に規定する様式によるものとみなす。

(内海町及び新市町の編入に伴う経過措置)

- 4 内海町及び新市町の編入（次項において「編入」という。）の日前に県規則の規定によりされた申請その他の行為で、同日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この規則の相当規定によりされた申請その他の行為とみなす。

(追加〔平成15年規則64号〕、一部改正〔平成17年規則35号〕)

- 5 編入の際現に県規則に規定する様式により使用されている書類で、編入の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この規則に規定する様式による書類とみなす。

(追加〔平成15年規則64号〕)

(沼隈町の編入に伴う経過措置)

- 6 前2項の規定は、沼隈町の編入について準用する。

(追加〔平成17年規則35号〕)

(神辺町の編入に伴う経過措置)

- 7 附則第4項及び第5項の規定は、神辺町の編入について準用する。

(追加〔平成18年規則50号〕)

附 則（平成10年6月15日規則第74号）

この規則は、平成10年6月17日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第30号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成12年厚生省令第101号）による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）及び改正前の福山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に規定する書類は、改正後の福山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に規定する書類とみなす。

附 則（平成15年1月31日規則第64号）

この規則は、平成15年2月3日から施行する。

附 則（平成15年12月1日規則第138号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年1月31日規則第35号）

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成18年2月28日規則第50号）

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第16号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第22号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

(一部改正〔平成23年規則22号〕)

産業廃棄物	目的
1 汚泥のうちカーバイドスラリー（有害物質を含むものを除く。）	中和剤として利用
2 汚泥のうち廃活性炭（有害物質を含むものを除く。）	活性炭の製造
3 汚泥のうち有機性汚泥（有害物質を含むものを除く。）	土壌改良剤（コンポスト等）又は肥料の製造
4 汚泥のうち石こう（有害物質を含むものを除く。）	セメントの製造
5 廃油（有害物質を含むもの及びタールピッチを除く。）	再生油の製造又は燃料としての利用
6 廃プラスチック類のうち熱可塑性樹脂くず（ポリ塩化ビフェニール汚染物を除く。）	再生プラスチック若しくはその原料としてのペレット等粉碎プラスチックの製造又は合成繊維の製造
7 廃プラスチック類のうち合成ゴムくず	合成ゴム若しくは再生タイヤの製造又は緩衝材若しくは燃料としての利用
8 木くず	燃料、肥料若しくは建材の製造又は燃料としての利用
9 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	飼肥料の製造又は飼肥料としての利用
10 ゴムくず	再生ゴムの製造
11 鉱さい（有害物質を含むものを除く。）	骨材の製造又は有価物の回収
12 動物のふん尿	肥料の製造又は肥料としての利用
13 ダスト類のうちフライアッシュ（有害物質を含むものを除く。）	骨材若しくはセメントの製造又はアスファルトフィラー等道路の舗装材としての利用

(3) 福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例

平成5年12月22日
条例第33号

福山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境の清潔を保持することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 適正処理困難物 市による適正な処理が困難となっている一般廃棄物をいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量及び再生利用を推進するとともに、廃棄物の適正な処理及び生活環境の清潔の保持を図るものとする。

- 2 市は、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めるものとする。
- 3 市は、廃棄物の排出の抑制、再生利用及び適正な処理に関する情報の収集、調査研究等に努めなければならない。
- 4 市は、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、不用品の活用等により廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を促進し、生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進すること等により、廃棄物を減量しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

（散乱ごみの防止）

第6条 何人も公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）に紙くず、吸い殻、空き缶等を捨てないようにしなければならない。

- 2 公共の場所でビラ、チラシ等を配布した者は、その付近に散乱した、ビラ、チラシ等を速やかに清掃するよう努めなければならない。
- 3 容器入り飲料及び食料を販売する者は、飲料等を販売する場所へ回収容器を設け、空き缶等を散乱させないよう当該回収容器を適正に管理しなければならない。
- 4 土地又は建物の占有者（占有者がいる場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物を適正に管理し、清潔の保持に努めなければならない。
- 5 土木、建築等工事の施行者は、不法投棄の誘発、都市美観の汚損を招かないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。
- 6 市は、地域の実情に応じたごみの散乱防止に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

（廃棄物減量等推進審議会）

第7条 法第5条の7の規定により、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、福山市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、一般廃棄物の減量等に関する事項について、市長の諮問に応じて審議し、市長へ答申する。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員は、市民、学識経験者、市職員等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成13年条例21号・15年63号〕)

(廃棄物減量等推進員)

第8条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

2 推進員は、市の施策に協力して、市民の意識啓発、一般廃棄物の減量等の活動を行う。

(一般廃棄物処理計画)

第9条 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に規定する一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画（以下「処理計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により処理計画を定めたときは、これを告示するものとする。

3 市長は、処理計画に変更があったときは、その都度告示するものとする。

(他の地方公共団体との協力等)

第10条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理の実施に関して、必要と認めるときは、他の地方公共団体と相互に協力し、又は他の地方公共団体と調整を図らなければならない。

(適正処理困難物)

第11条 市長は、法第6条の3第1項の規定により環境大臣が指定するもの以外のものを、適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により適正処理困難物を指定したときは、告示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により指定した適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、回収等の必要な協力を求めることができる。

(一部改正〔平成13年条例21号〕)

(占有者の協力義務)

第12条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内的一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない家庭系廃棄物については、種別ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、自ら一般廃棄物を処理する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条に定める一般廃棄物処理基準に準じて処理しなければならない。

(家庭系廃棄物の持去りの禁止)

第12条の2 市又は市から収集若しくは運搬の委託を受けた者その他市長が適当と認める者以外の者は、前条第1項の規定により所定の場所に持ち出された家庭系廃棄物を持ち去ってはならない。

(追加〔平成17年条例135号〕)

(排出規制廃棄物)

第13条 土地又は建物の占有者は、市が行う家庭系廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭系廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しい悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物として政令第1条第1号に定めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭系廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理機能に支障を生ずる物

2 土地又は建物の占有者は前項各号に掲げる家庭系廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(一般廃棄物の受入拒否)

第14条 土地又は建物の占有者（運搬の委託を受けた者を含む。）は、一般廃棄物を市長の指定する処理施設に搬入する場合には、市長の定める基準に従わなければならない。

2 市長は、前項に定める基準に従わない者が搬入しようとする一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(一般廃棄物の処理の届出)

第15条 土地又は建物の占有者は、し尿の処理を受けようとするとき、又は犬、ねこ等の死体の処理を受けようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出に係る事項に変更を生じた場合において、継続して処理を受けようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(多量の家庭系廃棄物)

第16条 市長は、多量の家庭系廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該家庭系廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる。

(多量の事業系一般廃棄物)

第17条 市長は、多量の事業系一般廃棄物を排出する土地又は建物の占有者（以下「多量排出事業者」という。）に対して、当該一般廃棄物の減量に関する計画書の作成及び提出並びに当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

2 市長は、前項の計画の実施について調査し、及び指導することができる。

3 多量排出事業者は、前項の規定による調査及び指導に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第18条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により一般廃棄物の収集、運搬及び処分について徴収する手数料は、別表のとおりとする。

2 別表（第1号の規定を除く。）の手数料徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

3 市長は、天災その他特別の事情があると認めたときは、第1項の手数料を減免することができる。

(一部改正〔平成12年条例29号〕)

(市が処分する産業廃棄物)

第19条 市が処分する産業廃棄物は、固形状のもので一般廃棄物と併せて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障のない範囲内の量とし、市長がその都度指定するものとする。

(産業廃棄物処分費用)

第20条 前条に定める産業廃棄物の処分に要する費用は、次に定めるところにより徴収する。

(1) 焼却処分

10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。

(2) 埋立処分

10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。

(3) 破碎、選別処分

10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。

(4) RDF化による処分

10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。

2 前項の費用徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

3 市長は、公益上特に必要があると認めたときは、第1項の費用を減免することができる。

(一部改正〔平成7年条例51号・12年68号・15年63号・18年70号・26年50号〕)

(一般廃棄物処理業に係る許可申請手数料)

第21条 次の各号に掲げる者は、申請の際、当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 1件 10,000円

(2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 1件 10,000円

(3) 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者 1件 10,000円

(4) 一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者 1件 10,000円

(5) 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の変更の許可を受けようとする者 1件 10,000円

(6) 許可証の再交付を受けようとする者 1件 2,000円

2 既納の手数料は、還付しない。

(許可証の交付)

第22条 市長は、前条の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、前項の許可証を紛失し、又は破損したときは、直ちに市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(浄化槽清掃業に係る許可申請手数料)

第23条 次の各号に掲げる者は、申請の際、当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

(1) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 1件 10,000円

(2) 浄化槽清掃業に係る許可証の再交付を受けようとする者 1件 2,000円

2 既納の手数料は、還付しない。

(許可証の交付)

- 第24条 市長は、前条の許可をしたときは、許可証を交付する。
- 2 前項の規定により許可証の交付を受けた者が、この許可証を紛失等したときは、第22条第2項の規定を準用する。

(報告の徵収)

- 第25条 市長は、法第18条第1項に規定するものほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

- 第26条 市長は、法第19条第1項に規定するものほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告等)

- 第27条 市長は、第17条第1項の規定による計画書を提出しなかった者及び同条第3項の調査及び指導に協力しなかった者に対し、期限を定めて必要な措置をとるよう勧告することができる。

- 2 市長は、市又は市から収集若しくは運搬の委託を受けた者その他市長が適当と認める者以外の者が、第12条の2の規定に違反して、家庭系廃棄物を持ち去ったときは、その者に対し、当該行為を行わないよう指導することができる。

(一部改正〔平成17年条例135号〕)

(公表)

- 第28条 市長は、前条の規定により勧告又は指導を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(一部改正〔平成9年条例1号・17年135号〕)

(技術管理者の資格)

- 第29条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次に掲げるものとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（同令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（同令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物

の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(追加〔平成24年条例61号〕、一部改正〔平成26年条例50号・31年39号〕)

(関係法令の活用)

第30条 市は、この条例の施行に関し必要があるときは、廃棄物等の投棄を禁止する関係法令の罰則規定の活用を図るものとする。

(一部改正〔平成24年条例61号〕)

(委任)

第31条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

(一部改正〔平成24年条例61号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前になされた一般廃棄物の処理の届出は、この条例第15条の規定に基づいてなされたものとみなす。

3 前項に規定する場合のほか、この条例による改正前の福山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例に基づいてしたものとみなす。

(内海町及び新市町の編入に伴う経過措置)

4 内海町及び新市町の編入の日（次項において「編入日」という。）前に内海町廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成10年内海町条例第5号。以下「内海町条例」という。）第15条、第16条第1項若しくは第2項若しくは第18条第3項の規定によりされた指示、勧告若しくは公表又は新市町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年新市町条例第2号。以下「新市町条例」という。）第9条の規定によりされた指示は、この条例の相当規定によりされた指示、勧告又は公表とみなす。

(追加〔平成14年条例92号〕、一部改正〔平成16年条例73号〕)

5 編入日前に内海町条例第25条又は新市町条例第16条の規定により交付された許可証は、第22条又は第24条の規定により交付された許可証とみなす。

(追加〔平成14年条例92号〕)

6 内海町及び新市町の区域内において平成15年3月31日までに収集されたし尿に係るし尿処理手数料については、第18条第1項及び別表の規定にかかわらず、内海町又は新市町の例による。

(追加〔平成14年条例92号〕)

(沼隈町の編入に伴う経過措置)

7 沼隈町の編入の日前に沼隈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和48年沼隈町規則第78号）第8条の規定により交付された許可証は、第22条又は第24条の規定により交付された許可証とみなす。

(追加〔平成16年条例73号〕)

8 沼隈町の区域内において平成17年3月31日までに収集されたし尿に係るし尿処理手数料については、第18条第1項及び別表の規定にかかわらず、沼隈町の例による。

(追加〔平成16年条例73号〕)

(神辺町の編入に伴う経過措置)

9 神辺町の編入の日（以下「編入日」という。）前に神辺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成9年神辺町条例第6号。以下「神辺町条例」という。）第16条、第17条第1項若しくは第2項、第25条又は第26条の規定によりされた指示、指導、勧告又は公表は、この条例の相当規定によりされた指示、指導、勧告又は公表とみなす。

(追加〔平成17年条例135号〕)

10 編入日前に神辺町条例第20条又は第22条の規定により交付された許可証は、第22条又は第24条の規定により交付された許可証とみなす。

(追加〔平成17年条例135号〕)

11 神辺町の区域内において、平成18年3月31日までに収集されたし尿に係るし尿処理手数料については、第18条第1項及び別表の規定にかかわらず、神辺町条例の例による。

(追加〔平成17年条例135号〕)

附 則（平成6年3月24日条例第10号）

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

2 福山市証紙条例（昭和41年条例第27号）の一部を次のように改正する。

（次のように略）

附 則（平成7年3月23日条例第16号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年12月20日条例第51号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月21日条例第13号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日条例第1号抄）

（施行期日）

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日条例第28号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月23日条例第13号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月23日条例第10号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月14日条例第29号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月19日条例第68号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日条例第21号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第11条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月20日条例第92号）

この条例は、平成15年2月3日から施行する。

附 則（平成15年3月25日条例第24号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月22日条例第63号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月12日条例第18号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月20日条例第73号）

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第135号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則に3項を加える改正規定 平成18年3月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成18年4月1日

附 則（平成18年12月28日条例第70号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日条例第61号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第50号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第29条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月25日条例第39号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第29条第6号及び第7号の改正規定 平成31年4月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成31年10月1日

別表（第18条関係）

（一部改正〔平成6年条例10号・7年16号・51号・8年13号・9年28号・10年13号・11年10号・12年29号・68号・15年24号・63号・16年18号・18年70号・26年50号・31年39号〕）

(1) し尿処理手数料

従量制	90リットルまでは、1,320円、90リットルを超える分は18リットル（18リットル未満は、18リットルとみなす。以下同じ。）につき210円（備考第1項ただし書の規定による従量制にあっては、90リットルまでは930円、90リットルを超える分は18リットルにつき160円）
人頭制	基本料金+320円×世帯人員×月数

(備考)

- 1 従量制は、不特定又は多数の者が使用するもの（事業所、事務所、興行場、学校、病院、診療所その他これらに類するもの）に、人頭制は、それ以外のものに適用する。ただし、人頭制を適用するものであっても、1か月に2回以上くみとりの場合又は5か月以上に1回くみとりの場合は従量制によることとし、その他特別の事情により人頭制によることが不適当と認められるものについては、従量制によることができる。
- 2 基本料金は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところによる。この場合特別な作業を要すると認められるものについては、第1号に掲げる金額に作業困難の度合いによって70円又は210円を、第2号に掲げる金額に140円を加算することができる。
 - (1) 長さが30メートル以下のホースにより収集する場合 290円
 - (2) 長さが30メートルを超えて60メートル以下のホースを必要とする場合 360円
 - (3) 長さが60メートルを超えるホースを必要とする場合 500円
- 3 便槽の数が1を超えるときは、人頭制による手数料の額にその超える1便槽につき150円を加算する。
- 4 2か月以上に1回くみとりの場合、人頭制による手数料の額に当該月数から1を減じた数に70円を乗じた額を加算することができる。
- 5 下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項の規定により水洗便所に改造しなければならない期間を経過したものは、従量制又は人頭制による手数料の額にくみとり1回につき730円を加算する。ただし、次項本文の規定の適用を受けるものを除く。
- 6 仮設便所のくみとりの場合、従量制による手数料の額にくみとり1回につき1,040円を加算する。ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。
- 7 世帯人員は、第15条の規定による届出に基づく人員によるものとし、必要と認めたときは、住民基本台帳又は実態調査に基づいた人員によることができる。

(2) 固形状一般廃棄物処分手数料

ア 焼却処分

10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。

イ 埋立処分

10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。

ウ 破碎、選別処分

10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。

エ RDF化による処分

10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。

(3) 犬、ねこ等の死体処理手数料

1頭につき 1,000円

(4) 犬、ねこ等の死体処分手数料

1頭につき 300円

(4) 福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則

平成6年3月31日
規則第20号

福山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年規則第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、法、浄化槽法及び条例の例による。

（清潔の保持の指導及び勧告）

第3条 市長は、みだりに廃棄物が捨てられ、生活環境を著しく害していると認めるときは、その土地の占有者又は管理者に対して、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

（大掃除の実施）

第4条 市長は、法第5条第3項の規定による大掃除の実施については、日時、区域、方法等を定めて告示するものとする。

（一部改正〔平成23年規則13号〕）

（廃棄物減量等推進審議会）

第5条 条例第7条に規定する福山市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 廃棄物の実態把握、調査及び研究に関すること。
 - (2) 廃棄物の減量化に係る普及及び啓発に関すること。
 - (3) 廃棄物の再生利用の推進に関すること。
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。
 - 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
 - 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
 - 5 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
 - 6 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 7 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 8 会長は、審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（一部改正〔平成12年規則29号・15年73号・16年17号〕）

（受入基準）

第6条 条例第14条第1項に規定する市長の定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市の処理区域（法第6条第1項の一般廃棄物処理計画に定める区域をいう。）内で生じた一般廃棄物であること。
- (2) 本市の処理施設で処理できる性状、形状及び量の一般廃棄物であること。
- (3) 本市の処理施設において、設備及び処理業務に支障を生じさせない一般廃棄物であること。
- (4) その他本市の処理施設の適正な管理運営のために市長が別に定める事項に該当する一般廃棄物であること。

（一般廃棄物の処理の届出）

第7条 条例第15条の規定により、し尿の処理を受けようとするときは、所定のし尿くみとり届書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届書の提出があったときは、条例第9条の規定による処理計画の範囲内において届出を受理するものとする。

（犬、ねこ等の死体の処理の届出）

第8条 条例第15条の規定により、犬、ねこ等の死体の処理を受けようとするときは、所定の犬、ねこ等の死体処分届書を市長に提出しなければならない。

2 前項の死体は、他の廃棄物と別にしておかなければならない。

（多量の家庭系廃棄物）

第9条 条例第16条に規定する多量の家庭系廃棄物の量は、次のとおりとする。

- (1) ごみ 1日平均排出量10キログラム以上 一時の排出量50キログラム以上

- (2) 粗大ごみ 一時の排出量100キログラム以上
- (3) その他の一般廃棄物 市長が別に定める量以上
(多量排出事業者)

第10条 条例第17条に規定する多量排出事業者（以下「事業者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定する特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の管理について権原を有するもの
- (2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗の所有者、占有者その他の者で当該大規模小売店舗の管理について権原を有するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が別に定めるもの
(一部改正〔平成12年規則68号〕)

（一般廃棄物減量等計画書）

第11条 事業者は、次に掲げる事項を記載した条例第17条第1項の計画書（以下「計画書」という。）を市長の求めに応じて提出しなければならない。

- (1) 一般廃棄物の排出量、処分量及び減量化の前年度実績並びに当該年度の見込み
- (2) 前年度実績の自己評価
- (3) 減量及び資源化の方法
- (4) その他一般廃棄物の減量及び資源化に関し必要な事項

2 事業者は、前項の計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
(改善指導等)

第12条 市長は、計画書の計画が適当でないと認めるときは、当該事業者に対して、その計画の変更を指示することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による指示に従わないとき、又は計画書の計画を実施していないと認めるときは、当該事業者に対して、改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。
(受入れの拒否)

第13条 市長は、事業者が前条第2項の指導に従わなかったときは、当該事業者から排出される一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

（一般廃棄物処理業の許可基準）

第14条 法第7条第1項及び第6項の一般廃棄物処理業は、法に定めるもののほか、次の各号（第3号にあっては、市長が特に認める場合は、この限りでない。）に該当し、かつ、市長が必要と認めた場合に許可するものとする。

- (1) 業務を遂行するに足りる設備、器材、人員及び経理的基礎を有し、かつ、業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。
- (2) 自ら業務を実施する者であること。
- (3) 市内に住所又は事務所を有する者であること。

（一部改正〔平成6年規則49号・15年138号〕）

（浄化槽清掃業の許可基準）

第15条 浄化槽法第35条第1項の浄化槽清掃業は、次の各号に該当する者について許可するものとする。

- (1) 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第11条に規定する技術上の基準を有しているものであること。
- (2) 前条各号に該当するものであること。
(一部改正〔平成13年規則1号〕)

（一般廃棄物処理業の許可申請）

第16条 法第7条第1項及び第6項の規定による一般廃棄物処理業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、所定の許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請した事項を変更しようとするときは、その理由を記し、事前に市長に届け出なければならない。

3 法第7条の2の規定により一般廃棄物処理業者が事業の範囲を変更しようとするときは、前2項の規定を準用する。

（一部改正〔平成15年規則138号〕）

（浄化槽清掃業の許可申請）

第17条 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可の申請については、前条の規定を準用する。

（許可証の交付）

第18条 市長は、前2条の許可をした者（以下「許可業者」という。）に対し、一般廃棄物処理業許可証

又は浄化槽清掃業許可証（以下「許可証」という。）を交付する。

- 2 浄化槽清掃業の許可の有効期間は、許可の日から起算して2年とする。
- 3 許可証を亡失又はき損したときは、その理由を記して、き損のときは、その許可証を添えて、再交付の申請をしなければならない。

（一部改正〔平成10年規則59号〕）

（許可の取消し等）

第19条 市長は、法第7条の3及び第7条の4並びに浄化槽法第41条第2項の規定により、その事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可を取り消すときは、所定の事業停止命令書又は許可取消書により行うものとする。

- 2 前項の規定によりその事業の停止を命じ、又は許可を取り消したことにより損害が発生しても、市長はその賠償の責めを負わない。

（一部改正〔平成15年規則138号〕）

（事業の廃止及び休止）

第20条 許可業者は、その事業を廃止又は休止しようとするときは、その1か月前にその理由を記して市長に届け出なければならない。

（許可証の返納）

第21条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに許可証を市長に返納しなければならない。

- (1) 法第7条の4及び浄化槽法第41条第2項の規定により許可の取消処分を受けたとき。
 - (2) 許可の期間が満了したとき。
 - (3) 許可証の再交付を受けた後において許可証を発見したとき。
- 2 法第7条の3第1項及び浄化槽法第41条第2項の規定により、事業の全部の停止処分を受けた者は、停止期間中、許可証を返納しなければならない。
 - 3 許可業者が廃業、死亡、合併又は解散したときは、それぞれ本人、相続人その他地位を承継した者は、速やかにその旨を市長に届け出て、許可証を返納しなければならない。

（一部改正〔平成15年規則138号〕）

（許可業者の遵守事項）

第22条 許可業者は法及び浄化槽法等関係法令に規定するもののほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 事務所に許可証を保管し、市長に提示を求められたときは、これを提示しなければならないこと。
- (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸し付けてはならないこと。
- (3) その他市長が指示する事項

（同業者団体の届出）

第23条 許可業者が、同業者組合を設立したときは、組合規約及び組合員名簿を添えて7日以内に市長に届け出なければならない。

- 2 組合規約の変更又は組合員に異動があったときは、その都度市長に届け出なければならない。

（雑則）

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

（一部改正〔平成15年規則33号〕）

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の福山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によりした処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則に基づいてしたものとみなす。

（一部改正〔平成15年規則33号〕）

- 3 審議会の委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、第5条第5項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（新市町の編入に伴う経過措置）

- 4 新市町の編入の日前に新市町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和50年新市町規則第5号。以下「新市町規則」という。）の規定によりされた申請は、この規則の相当規定によりされた申請とみなす。

（追加〔平成15年規則33号〕）

- 5 新市町の編入の際現に新市町規則第4条に規定する様式により使用されている申請書は、第16条に規定する様式による許可申請書とみなす。

（追加〔平成15年規則33号〕）

(沼隈町の編入に伴う経過措置)

- 6 沼隈町の編入の日前に沼隈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和48年沼隈町規則第78号。以下「沼隈町規則」という。）の規定によりされた申請は、この規則の相当規定によりされた申請とみなす。

(追加〔平成17年規則36号〕)

- 7 沼隈町の編入の際現に沼隈町規則第7条に規定する様式により使用されている申請書は、第16条に規定する様式による許可申請書とみなす。

(追加〔平成17年規則36号〕)

附 則（平成6年11月30日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第59号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第29号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年8月7日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年1月5日規則第1号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年1月31日規則第33号）

この規則は、平成15年2月3日から施行する。

附 則（平成15年3月27日規則第73号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月1日規則第138号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月26日規則第17号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月31日規則第36号）

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第13号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(5) 福山市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成12年9月27日
条例第60号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に規定する一般廃棄物処理施設の設置又は変更に係る届出に際し、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、当該一般廃棄物処理施設の設置又は変更に關し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

（一部改正〔平成23年条例10号・31年40号〕）

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の告示)

第3条 市長は、法第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）及び期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

（一部改正〔平成31年条例40号〕）

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 福山市の事務所
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から1月間（法第9条の3の2第1項の同意に係る施設に係る法第9条の3第2項の規定による届出をしようとする場合にあっては、1月の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定める期間）とする。

（一部改正〔平成15年条例31号・17年2号・31年40号〕）

(意見書の提出先等の告示)

第5条 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に關し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

（一部改正〔平成31年条例40号〕）

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 前条の意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 福山市の事務所
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所
- 2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に關し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧の期間満了日の翌日から起算して2週間（法第9条の3の2第1項の同意に係る施設に係る法第9条の3第2項の規定による意見書を提出する機会の付与をしようとする場合にあっては、2週間の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定める期間）を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

（一部改正〔平成15年条例31号・17年2号・31年40号〕）

(他の市町村との協議)

第7条 市長は、施設の設置に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、福山市の区域に属さない地域が含まれているとき。

(一部改正〔平成31年条例40号〕)

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置等の特例)

第8条 法第9条の3の3第1項に規定する委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、同条第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、法第9条の3の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設（以下「仮設焼却施設」という。）の設置又は変更に関し受託者が実施した生活環境影響調査の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「受託者報告書等」という。）を公衆の縦覧に供しようとするときは、縦覧の場所及び縦覧の期間のほか、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 受託者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 受託者の連絡先
- (3) 仮設焼却施設の名称
- (4) 仮設焼却施設の設置の場所
- (5) 仮設焼却施設の種類
- (6) 仮設焼却施設において処理する一般廃棄物の種類
- (7) 仮設焼却施設の能力
- (8) 実施した生活環境影響調査の項目

(追加〔平成31年条例40号〕)

第9条 受託者報告書等の縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 福山市の事務所
- (2) 受託者の市内の事務所又は受託者が利用できる市内の場所
- (3) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 受託者報告書等の縦覧の期間は、公表の日から1月の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定める期間とする。

(追加〔平成31年条例40号〕)

第10条 受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により仮設焼却施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を公表しなければならない。

(追加〔平成31年条例40号〕)

第11条 前条の意見書の提出先は、第6条第1項各号に掲げる場所とする。

2 前条の規定による公表があったときは、仮設焼却施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第9条第2項の縦覧の期間満了日の翌日から起算して2週間の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定める期間を経過する日までに、受託者に意見書を提出することができる。

(追加〔平成31年条例40号〕)

第12条 受託者は、仮設焼却施設の設置に関する区域が第7条各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に受託者報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議しなければならない。

(追加〔平成31年条例40号〕)

(環境影響評価との関係)

第13条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条又は広島県環境影響評価に関する条例（平成10年広島県条例第21号）第22条第1項に基づく環境影響評価（生活環境影響評価に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第3条から第6条まで及び第8条から第11条までに定める手続を経たものとみなす。

(追加〔平成31年条例40号〕)

(委任)

第14条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成31年条例40号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月25日条例第31号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日条例第10号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日条例第40号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(6) 福山市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

平成12年9月27日
規則第70号

(趣旨)

第1条 この規則は、福山市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成12年条例第60号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成31年規則35号〕）

(縦覧の日時)

第2条 条例第4条第2項及び第9条第2項の縦覧の期間のうち縦覧に供する日及び時間は、福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（一部改正〔平成19年規則6号・21年34号・31年35号〕）

(遵守事項)

第3条 縦覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

（一部改正〔平成31年規則35号〕）

(市民の意見書の記載事項)

第4条 条例第6条第2項及び第11条第2項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

（一部改正〔平成31年規則35号〕）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第6号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月29日規則第34号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第35号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(7) 福山市リサイクルプラザ条例

平成12年3月14日
条例第30号

(目的及び設置)

第1条 廃棄物の減量及び資源の有効利用に関する情報及び体験の場を市民に提供することにより、その意識の啓発を図るとともに、市民の自主的な活動を支援し、もって資源循環型社会の形成に資するため、福山市リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）を設置する。

(位置)

第2条 リサイクルプラザの位置は、次のとおりとする。

福山市箕沖町107番地2

（一部改正〔平成19年条例6号〕）

(事業)

第3条 リサイクルプラザにおいては、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 廃棄物の減量、再資源化及び再生利用に関する情報の収集並びに啓発
- (2) 廃棄物の減量及び再生利用に関する講座等の開催
- (3) 環境保全又は廃棄物の減量及び再生利用に関する各種団体活動の支援
- (4) 廃棄物等を再利用する制作活動の支援
- (5) 不用品の再生及び補修
- (6) その他必要な事業

(使用の許可)

第4条 リサイクルプラザの研修室、会議室、和室又はリサイクル体験室（以下「研修室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に当たり、リサイクルプラザの管理上必要があるときは、条件を付けることができる。

(使用許可の基準)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修室等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他リサイクルプラザの管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第6条 研修室等の使用料は、無料とする。

(使用許可の取消等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修室等の使用の許可（以下「使用許可」という。）を取り消し、研修室等の使用を停止し、その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可を受けた目的以外に研修室等を使用し、又は使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。
- (4) 使用者が詐欺その他不正の行為により使用許可を受けたとき。

2 前項の規定による処分により、使用者が被る損害については、市はその賠償の責めを負わない。

(特別設備等の制限等)

第8条 使用者は、特別な設備をし、又は備付けの器具以外の器具を持ち込み使用するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、使用者の負担において特別な設備をすることを命ずることができる。

(使用後の処置)

第9条 使用者は、研修室等の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に復して返還するものとする。

第7条第1項の規定により使用許可を取り消されたときも、同様とする。

(入場の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品又は動物の類を携行する者

- (2) めいてい等により他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
- (4) その他リサイクルプラザの管理上支障がある者
(損害賠償の義務)

第11条 故意又は過失により、リサイクルプラザの建物又は附属設備若しくは備付けの器具を損傷した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成16年条例31号・17年72号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第4条から第8条まで、第12条及び次項の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成12年規則第57号により平成12年9月1日から施行)

(平成12年規則第58号により附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成12年6月1日から施行)

(福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第112号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成16年6月24日条例第31号）

(施行期日)

1 この条例は、平成16年8月1日から施行する。

(福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第112号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成17年9月27日条例第72号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月27日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

(8) 福山市リサイクルプラザ条例施行規則

平成12年5月29日
規則第59号

(趣旨)

第1条 この規則は、福山市リサイクルプラザ条例（平成12年条例第30号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 福山市リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、条例第4条第1項の市長の許可を受けて研修室、会議室又は和室を使用する場合は、午前9時から午後10時までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 リサイクルプラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定により研修室等の使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福山市リサイクルプラザ使用許可申請書により市長に申請をしなければならない。

2 前項の申請は、その申請に係る使用日前2月に当たる日の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付等)

第5条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、これを審査し、適當と認めたときは、研修室等の使用を許可し、福山市リサイクルプラザ使用許可書（以下「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 使用者は、研修室等を使用する際にリサイクルプラザの職員（以下「職員」という。）に使用許可書を提示しなければならない。

(使用の中止又は変更)

第6条 使用者は、研修室等の使用を中止しようとするときは、速やかに福山市リサイクルプラザ使用中止届により市長に届け出なければならない。

2 使用者は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに福山市リサイクルプラザ使用許可事項変更申請書に使用許可書を添付して市長に申請をし、その許可を受けなければならない。

3 前条の規定は、前項の許可について準用する。

(使用者等の遵守事項)

第7条 使用者及び入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の許可を受けていない施設等を使用しないこと。

(2) 許可なく印刷物を掲示し、又は配布しないこと。

(3) 許可なく物品の展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。

(4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(5) 備付けの器具をリサイクルプラザ外に持ち出さないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、職員が管理上の必要に基づいて行う指示に従うこと。

(建物等損傷の届出)

第8条 リサイクルプラザの建物又は附属設備若しくは備付けの器具を損傷した者は、福山市リサイクルプラザ建物等損傷届により市長に届け出なければならない。

(書類の様式)

第9条 第4条第1項の福山市リサイクルプラザ使用許可申請書その他のこの規則に規定する書類の様式は、市長が別に定める。

（全部改正〔平成16年規則37号〕）

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第4条、第5条第1項、第6条及び第9条から第15条までの規定は、条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（平成12年6月1日）から施行す

る。

附 則（平成15年3月27日規則第73号抄）
(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日規則第17号抄）
(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年7月30日規則第37号）

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

(9) 福山市浄化槽法施行細則

平成10年3月31日
規則第27号

(趣旨)

第1条 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）の施行については、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）及び浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号。以下「共同省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（一部改正〔平成12年規則19号・13年1号・令和2年19号〕）

（浄化槽の設置等の届出書に係る添付書類）

第2条 共同省令第3条第1項及び第4条第1項に規定する届出書には、それぞれ共同省令第3条第2項及び第4条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設置場所付近の見取図
- (2) 建築物及び浄化槽の配置図
- (3) 建築物の各階平面図
- (4) 給排水管図（排水勾配を付記したもの）
- (5) 浄化槽構造図（浄化槽認定シート）
- (6) 放流に関する誓約書
- (7) 処理対象人員算定表
- (8) 浄化槽設置管理票
- (9) 建売住宅等の場合にあっては、建売住宅等売買契約に係る引継誓約書
- (10) 法第7条に規定する水質に関する検査の依頼書

（一部改正〔平成12年規則19号〕）

（浄化槽の使用開始報告書等）

第3条 法第10条の2各項に規定する報告書は、それぞれ浄化槽使用開始報告書、浄化槽技術管理者変更報告書及び浄化槽管理者変更報告書とする。

（一部改正〔平成12年規則19号〕）

（書類の様式）

第4条 前条に規定する書類は、市長が別に定める様式による。

（一部改正〔令和2年規則19号〕）

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（一部改正〔令和2年規則19号〕）

附 則（平成12年3月31日規則第19号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月5日規則第1号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成18年1月31日規則第2号）

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第19号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(10) 福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例

平成9年12月22日
条例第59号

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度を設けること等により、浄化槽の適正な管理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「浄化槽保守点検業」とは、浄化槽の保守点検を行う事業をいう。

2 この条例において「浄化槽保守点検業者」とは、次条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。

(登録)

第3条 市の区域内において、浄化槽保守点検業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、3年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

(4) 浄化槽保守点検業を営もうとする区域（以下「営業区域」という。）

(5) 第11条第1項に規定する浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者（法人にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者にあってはその法定代理人を含む。）が第7条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面

(2) 第11条第3項に規定する器具等の明細を記載した書面

(3) 申請者が営業区域において確実に連絡を取ることのできる浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書面

(4) その他規則で定める書類

(登録の実施、浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、第7条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録年月日、登録番号及び登録の有効期間を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 何人も、市長に対し、その登録をした浄化槽保守点検業者に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(浄化槽保守点検業者登録証)

第6条 市長は、前条第1項の規定による登録をしたときは、その登録をした浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽保守点検業者登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

2 登録証の交付、再交付、書換え及び返納に関して必要な事項は、規則で定める。

(登録の拒否)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書

類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 第16条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (3) 凈化槽保守点検業者（法人であるものに限る。）が第16条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (4) 第16条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 浈槽保守点検業に係る営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第11条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

（一部改正〔平成23年条例31号〕）

（変更の届出）

第8条 浈槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

（廃業等の届出）

第9条 浈槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該浄化槽保守点検業に係る営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 浈槽保守点検業を廃止した場合 浈槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

（登録の抹消）

第10条 市長は、前条の規定による届出があった場合（同条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。）又は登録がその効力を失った場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

（浄化槽管理士の設置等）

第11条 浈槽保守点検業者は、市の区域内に営業所を設置し、営業所ごとに、浄化槽管理士を置かなければならぬ。

2 前項の規定により置かれる浄化槽管理士は、当該営業所の営業区域において専任でなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 浈槽保守点検業者は、営業所ごとに、規則で定める器具等を備えなければならない。

4 浈槽保守点検業者は、前3項の規定のいずれかに抵触する営業所が生じたときは、2週間以内にこれらの規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

5 浈槽保守点検業者は、第1項の規定により営業所ごとに置いた浄化槽管理士に、市長が定める研修を、第3条第2項に定める登録の有効期間において1回以上受けさせなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

（一部改正〔令和2年条例22号〕）

（浄化槽保守点検業者の義務）

第12条 浈槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士の資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督し、又は浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させなければならない。

2 浈槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽について清掃が必要であると認めたときは、速やかに、その旨を浄化槽管理者（浄化槽管理者が当該浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託している場合にあっては、浄化槽管理者及びその委託を受けている浄化槽清掃業者）に通知しなければならない。

3 净化槽保守点検業者は、净化槽の保守点検の委託を受けた場合においては、净化槽管理者に対し、当該净化槽について、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けさせるよう努めなければならない。

4 净化槽保守点検業者は、净化槽管理士にその職務を行わせるときは、規則で定める净化槽管理士証を携帯させなければならない。

(標識の掲示)

第13条 净化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第14条 净化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に關し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(指示)

第15条 市長は、净化槽の保守点検業務の実施について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該净化槽保守点検業者に対し、必要な指示をすることができる。

(登録の取消し、事業の停止等)

第16条 市長は、净化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第7条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第8条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 前条の規定による指示（書面によって行われたものに限る。）に従わず、情状が特に重いとき。

2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 第7条第2項の規定は、第1項の規定による処分をした場合に準用する。

(報告の徵収、立入検査等)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、净化槽保守点検業者に対し、净化槽の保守点検業務に関し報告をさせることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、净化槽保守点検業者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第18条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第3条第1項の登録を受けようとする者 1件につき33,100円

(2) 第3条第3項の登録を受けようとする者 1件につき31,100円

(3) 净化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付を受けようとする者 1件につき1,000円

(4) 登録証の再交付又は書換えを受けようとする者 1件につき2,500円

2 既に納付した手数料は、還付しない。

(規則への委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、净化槽保守点検業者の登録に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項又は第3項の登録を受けないで净化槽保守点検業を営んだ者

(2) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第16条第1項の規定による命令に違反した者

第21条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

(2) 第17条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第17条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
(登録等の処分、申請等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前に、広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年広島県条例第14号。以下「県条例」という。）の規定により広島県知事がした登録等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に県条例の規定により広島県知事に対してしている登録の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この条例の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する同日以後におけるこの条例の適用については、この条例の相当規定により市長がした処分等の行為又は市長に対してした申請等の行為とみなす。

- 3 前項の場合において、第3条第2項の有効期間は、県条例第3条第1項若しくは第3項の規定により広島県知事がした登録若しくは更新の登録の日又は同条第5項に規定する従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録証に関する経過措置)

- 4 附則第2項の場合において、県条例第5条第2項の規定により交付された浄化槽保守点検業者登録証は、第6条第1項の規定により交付された登録証とみなす。

(罰則に関する経過措置)

- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(内海町及び新市町の編入に伴う経過措置)

- 6 内海町及び新市町の編入の日（以下この項及び附則第8項において「編入日」という。）前に、県条例の規定によりされた処分、手続その他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(追加〔平成14年条例93号〕、一部改正〔平成16年条例74号〕)

- 7 前項の場合において、県条例第5条第2項の規定により交付された浄化槽保守点検業者登録証は、第6条第1項の規定により交付された登録証とみなす。

(追加〔平成14年条例93号〕)

- 8 編入日前に内海町及び新市町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、県条例の例による。

(追加〔平成14年条例93号〕)

(沼隈町の編入に伴う経過措置)

- 9 沼隈町の編入の日（以下この項及び附則第11項において「編入日」という。）前に、県条例の規定によりされた処分、手続その他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(追加〔平成16年条例74号〕)

- 10 前項の場合において、県条例第5条第2項の規定により交付された浄化槽保守点検業者登録証は、第6条第1項の規定により交付された登録証とみなす。

(追加〔平成16年条例74号〕)

- 11 編入日前に沼隈町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、県条例の例による。

(追加〔平成16年条例74号〕)

(神辺町の編入に伴う経過措置)

- 12 附則第6項及び第7項の規定は、神辺町の編入について準用する。

(追加〔平成17年条例136号〕)

- 13 神辺町の編入の日前に同町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、県条例の例による。

(追加〔平成17年条例136号〕)

附 則（平成14年12月20日条例第93号）

この条例は、平成15年2月3日から施行する。

附 則（平成16年12月20日条例第74号）

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第136号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成23年12月22日条例第31号）

この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。

附 則（令和2年3月18日条例第22号）
(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に第3条第1項又は第3項の規定により登録又は更新の登録を受けている浄化槽保守点検業者については、当該登録又は更新の登録の有効期間が満了するまでの間は、改正後の第11条第5項の規定は、適用しない。

(11) 福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則

平成10年3月31日
規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（平成9年条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録申請書)

第2条 条例第4条第1項の申請書は、浄化槽保守点検業者登録申請書とする。

2 条例第3条第3項の登録に係る条例第4条第1項の申請書は、条例第3条第2項の有効期間満了日の30日前までに提出しなければならない。

(登録申請書の添付書類)

第3条 条例第4条第2項第4号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- (2) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士が交付を受けた浄化槽管理士免状の写し
- (3) 営業所の位置を示す図面
- (4) 登録の有効期間における浄化槽管理士の研修計画
- (5) 条例第3条第3項の規定による更新の登録の場合にあっては次に掲げる書類
 - ア 浄化槽保守点検業者登録証（以下「登録証」という。）
 - イ 浄化槽管理士の研修の受講証明書の写し（直近の登録の有効期間内に受講した研修の受講証明書に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、条例第11条第5項ただし書に規定する市長がやむを得ない理由があると認める場合には、前項第5号イの書類を添付することを要しない。

（一部改正〔平成17年規則95号・24年48号・令和2年20号〕）

(登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求)

第4条 条例第5条第3項の規定による交付又は閲覧の請求は、浄化槽保守点検業者登録簿の謄本交付請求書又は浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧請求書によってしなければならない。

(登録簿の閲覧)

第5条 条例第5条第3項に規定する浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧は、経済環境局環境部環境保全課内において行う。

2 登録簿を閲覧することができる日は、福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日とする。

3 登録簿を閲覧することができる時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

4 市長は、前2項の規定にかかわらず登録簿の整理その他やむを得ない理由があると認めるときは、登録簿を閲覧することができる日又は時間を変更することができる。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 登録簿を破り、若しくは汚し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 他の者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

（一部改正〔平成12年規則29号・15年73号・17年69号・19年6号・21年34号〕）

(登録証の再交付)

第6条 浄化槽保守点検業者は、登録証を破り、汚し、又は失ったときは、市長に登録証の再交付の申請をすることができる。

2 前項の申請は、浄化槽保守点検業者登録証再交付申請書を提出してしなければならない。

3 登録証を破り、又は汚した浄化槽保守点検業者が第1項の申請をする場合は、前項の申請書にその登録証を添付しなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、登録証の再交付を受けた後、失った登録証を発見したときは、5日以内に、これを市長に返納しなければならない。

(登録証の書換え)

第7条 浄化槽保守点検業者は、登録証の記載事項に変更があったときは、登録証の書換えの申請をしなければならない。

2 前項の申請は、浄化槽保守点検業者登録証書換え交付申請書に、従前の登録証を添付してしなければならない。

(登録証の返納)

第8条 净化槽保守点検業者は、登録の有効期間が満了したとき、又は条例第16条第1項の規定により登録を取り消されたときは、直ちに登録証を市長に返納しなければならない。

2 净化槽保守点検業者は、条例第16条第1項の規定によりその事業の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、直ちに登録証を市長に提出しなければならない。

(登録の拒否の通知)

第9条 条例第7条第2項（条例第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、净化槽保守点検業者登録拒否通知書によってするものとする。

(変更の届出)

第10条 条例第8条第1項の規定による届出は、変更があった日から30日以内に净化槽保守点検業者登録申請書記載事項変更届によって行わなければならない。この場合において、その変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

(1) 条例第4条第1項第1号に掲げる事項の変更 住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）

(2) 条例第4条第1項第2号又は第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書

(3) 条例第4条第1項第5号に掲げる事項の変更 第3条第2号に掲げる書類

(一部改正〔平成17年規則95号・24年48号〕)

(廃業等の届出)

第11条 条例第9条の規定による届出は、同条各号のいずれかに該当することとなった日から30日以内に、净化槽保守点検業の廃業等届出書に登録証を添付して行わなければならない。

(登録の抹消の通知)

第12条 条例第10条第2項において準用する条例第7条第2項の規定による通知は、净化槽保守点検業者登録抹消通知書によってするものとする。

(営業所ごとに備えるべき器具等)

第13条 条例第11条第3項の規則で定める器具等は、次のとおりとする。

(1) 净化槽本体及び附帯設備の保守点検に必要な器具

(2) 保守点検時の衛生及び安全対策として必要な器具

(3) 水質及び汚泥の試験に必要な器具

(4) 分析試料の採取及びその運搬に必要な器具

(浄化槽管理士証)

第14条 条例第12条第4項の規則で定める浄化槽管理士証は、公益財団法人日本環境整備教育センターが発行する浄化槽管理士証とする。

(一部改正〔平成24年規則39号〕)

(標識の掲示)

第15条 条例第13条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 登録番号及び登録年月日

(3) 登録の有効期間

(4) 営業所の名称及び所在地

(5) 営業区域

(6) 営業区域を専任する浄化槽管理士の氏名

2 条例第13条の標識は、净化槽保守点検業者登録票とする。

(帳簿の記載事項等)

第16条 条例第14条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 净化槽管理者の氏名及び浄化槽の設置場所

(2) 建築物の名称及び用途

(3) 浄化槽の規模（処理対象人員）及び処理方式

(4) 浄化槽の製造業者名及び型式

(5) 浄化槽保守点検業務の受託契約の締結年月日

(6) 浄化槽管理者が清掃を委託している清掃業者名

(7) 保守点検業務の実施年月日

(8) 浄化槽の改善事項及び指摘事項

(9) 保守点検業務を実施し、又は監督した浄化槽管理士の氏名

2 条例第14条に規定する帳簿は、次の各号に掲げる表題ごとに、毎月末までに、前月中における当該各号に掲げる事項について記載を終了していなければならない。

(1) 浄化槽保守点検業務の受託状況 前項第1号から第6号までに掲げる事項

(2) 浄化槽保守点検業務の実施状況 前項第1号から第3号まで及び第7号から第9号までに掲げる

事項

3 条例第14条に規定する帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間営業所ごとに保存しなければならない。

(登録の取消し等の通知)

第17条 市長は、条例第16条第1項の規定により登録を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該取消処分を受けた者に対し、その旨を浄化槽保守点検業者登録取消通知書又は浄化槽保守点検業停止命令通知書により通知するものとする。

(浄化槽保守点検業務の報告)

第18条 市長は、条例第17条第1項の規定により、浄化槽保守点検業者に対し、1年度ごとに浄化槽保守点検業務の受託状況について及び1月ごとに浄化槽保守点検業務の実施状況について報告をさせるものとする。

2 前項の場合において、浄化槽保守点検業者は、浄化槽保守点検業務受託状況報告書を翌年度の4月10日までに、浄化槽保守点検業務実施状況報告書を翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

(立入検査職員の身分証明書)

第19条 条例第17条第3項の証明書は、別記様式による立入検査員証とする。

(書類の様式)

第20条 第2条の浄化槽保守点検業者登録申請書その他のこの規則(第19条を除く。)に規定する書類は、市長が別に定める様式による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年広島県規則第62号。以下「県規則」という。)の規定により広島県知事に対してしている申請その他の行為で、この規則の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する同日以後におけるこの規則の適用については、この規則の相当規定により市長に対しても申請その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に県規則に規定する様式により使用されている書類で、この規則の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する同日以後におけるこの規則の適用については、この規則に規定する様式によるものとみなす。

(内海町及び新市町の編入に伴う経過措置)

4 内海町及び新市町の編入(以下この項及び次項において「編入」という。)の際現に県規則の規定により広島県知事に対してしている申請その他の行為で、編入の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係ものは、この規則の相当規定により市長に対しても申請その他の行為とみなす。

(追加〔平成15年規則7号〕、一部改正〔平成17年規則37号〕)

5 編入の際現に県規則に規定する様式により使用されている書類で、編入の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係ものは、この規則に規定する様式による書類とみなす。

(追加〔平成15年規則7号〕)

(沼隈町の編入に伴う経過措置)

6 前2項の規定は、沼隈町の編入について準用する。

(追加〔平成17年規則37号〕)

(神辺町の編入に伴う経過措置)

7 附則第4項及び第5項の規定は、神辺町の編入について準用する。

(追加〔平成18年規則42号〕)

附 則(平成12年3月31日規則第29号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年1月31日規則第7号)

この規則は、平成15年2月3日から施行する。

附 則(平成15年3月27日規則第73号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年1月31日規則第37号)

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第69号抄）
(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
附 則（平成17年3月28日規則第95号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月28日規則第42号）

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第6号抄）
(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
附 則（平成21年9月29日規則第34号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月4日規則第48号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第20号）
(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（平成9年条例第59号）第3条第1項又は第3項の規定により登録又は更新の登録を受けている浄化槽保守点検業者については、当該登録又は更新の登録の有効期間が満了するまでの間は、改正後の第3条第1項第5号イの規定は、適用しない。

別記様式（第19条関係）

(表面)

第	号	6 セ ン チ メ ー ト ル
所 属		
職氏名		
年 月 日 生		
身 分 証 明 書		
上記の者は、福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（平成9年条例第59号）第17条第3項に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。		
福山市長	印	年 月 日

←———— 9センチメートル —————→

(裏面)

福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例抜き (報告の徴収、立入検査等)
第17条 (略)
2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
3 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
4 第2項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(12) 福山市空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例

平成7年6月27日
条例第36号

(目的)

第1条 この条例は、市民等、事業者、占有者等及び市が一体となって、空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱を防止することにより、美しい快適な生活環境の保全と良好な都市環境の形成を図り、あわせて資源の再生利用に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲料を収納していた容器をいう。
- (2) たばこの吸い殻等 たばこの吸い殻及びチューリングガムの嗜みかすをいう。
- (3) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内において勤務する者、旅行者その他の者をいう。
- (4) 事業者 容器入り飲料を製造し、若しくは販売する者又はたばこ若しくはチューリングガムを製造し、若しくは販売する者をいう。
- (5) 占有者等 土地の占有者又は管理者をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、必要に応じ空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱防止に関する施策を立案し、これを実施するものとする。

2 市長は、市民等、事業者及び占有者等に対して環境の美化意識の啓発に努めるとともに、必要と認めるときは指導又は助言を行うものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、空き缶等及びたばこの吸い殻等を散乱させないため、家庭外で自ら生じさせた空き缶等及びたばこの吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器等に収容しなければならない。

2 市民等は、自ら身近な地域及び職場等における清掃活動等に参加するよう努めるとともに、市の施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱防止を図るため、消費者に対し環境の美化意識の啓發に努めるとともに、市の施策に協力するものとする。

2 容器入り飲料を製造する者は、当該容器の再生利用及び再資源化が可能な容器への転換に努めるものとする。

3 容器入り飲料を販売する者は、回収容器を容器入り飲料の販売場所へ設置し、空き缶等を散乱させないよう当該回収容器を適正に管理しなければならない。

(占有者等の責務)

第6条 占有者等は、占有又は管理する土地及び建物並びにその周辺を常に清潔に保ち、占有又は管理する土地に空き缶等及びたばこの吸い殻等が散乱しないよう努めるとともに、市の施策に協力するものとする。

(禁止行為)

第7条 市民等は、道路、河川、公園、港湾その他の公共の場所において、空き缶等及びたばこの吸い殻等その他のごみをみだりに捨て、又は放置してはならない。

2 犬の所有者又は占有者は、その飼養又は保管する犬が公共の場所を排せつ物により汚染するような行為を行った場合、当該排せつ物を適切に処理しなければならない。

(重点区域)

第8条 市長は、空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱を特に防止する必要があると認める区域を美化推進重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、重点区域における空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱状況により、当該重点区域の指定を変更し、又は解除することができる。

3 市長は、前2項の規定により重点区域を指定し、又は指定を変更し、若しくは解除したときは、その旨を告示するものとする。

(自動販売機の設置等の届出)

第9条 重点区域において自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）により容器入り飲料を販売しようとする者は、あらかじめ当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を所定の届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 自動販売機の設置場所
- (3) 自動販売機を設置した、又は設置しようとする年月日
- (4) 回収容器の設置場所及び管理方法
- (5) 回収容器の材質及び容積
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

2 前項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、同項第1号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届け出た自動販売機による容器入り飲料の販売を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を所定の変更届出書又は廃止届出書により、市長に届け出なければならない。

3 届出者は、第1項第2号、第4号又は第5号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ所定の変更届出書により、市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
第10条 自動販売機により容器入り飲料を販売している者は、当該自動販売機の設置されている区域が重点区域に指定されたときは、当該重点区域となった日から60日以内に、前条第1項に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による届出をした者について準用する。

（承継）

第11条 届出者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を所定の承継届出書により、市長に届け出なければならない。

（届出済証）

第12条 市長は、第9条第1項若しくは第2項（廃止の届出に関する部分を除く。）、第10条第1項、同条第2項において準用する第9条第2項（廃止の届出に関する部分を除く。）又は前条第2項の規定による届出があったときは、その届出をした者に対し、所定の届出済証を交付するものとする。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、届出に係る自動販売機の見やすい所に届出済証を貼り付けておかなければならぬ。

（回収容器の設置及び管理）

第13条 自動販売機により容器入り飲料を販売する者は、当該自動販売機について、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、当該自動販売機の周辺に空き缶等を散乱させないよう適正に管理しなければならない。

（立入調査）

第14条 市長は、空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱又は自動販売機若しくは回収容器の設置及び管理の状況を調査するために必要があると認めるときは、市長の指定する職員に、空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱している土地又は自動販売機若しくは回収容器が設置されている土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第15条 市長の指定する職員は、第7条の規定に違反した者に対し、適正な処理をすべきことを勧告することができる。

2 市長は、第9条、第10条又は第11条第2項の規定による届出をしない者に対し、届出をするよう勧告することができる。

3 市長は、重点区域において自動販売機により容器入り飲料を販売している者が、第13条の規定に違反しているときは、その者に対し回収容器を設置し、又はこれを適正に管理すべきことを勧告することができる。

（命令）

第16条 市長は、前条第2項又は第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないとときは、期限を定めて、その勧告に従うことを命ずることができる。

（公表）

第17条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないとときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表される者に、その理由を文書で通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（一部改正〔平成9年条例1号〕）

（関係法令の活用）

第18条 市長は、空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱を防止するため、関係法令の効果的な活用を図るものとする。

（委任）

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。

（一部改正〔平成17年条例137号〕）

（神辺町の編入に伴う経過措置）

2 神辺町の編入の日前に神辺町空き缶等の散乱防止に関する条例（平成11年神辺町条例第24号）第9条、第10条又は第11条の規定によりされた勧告、命令又は公表は、この条例の相当規定によりされた勧告、命令又は公表とみなす。

(追加〔平成17年条例137号〕)

附 則(平成9年3月21日条例第1号抄)

(施行期日)

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成17年12月20日条例第137号)

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(13) 福山市空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例施行規則

平成7年9月29日
規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、福山市空き缶等の散乱防止及び環境美化に関する条例（平成7年条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(重点区域の告示事項)

第2条 条例第8条第3項の規定により告示する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 重点区域の名称及び区域
- (2) 重点区域を指定し、又は指定を変更し、若しくは解除した年月日
- (3) その他必要な事項

(届出を要しない自動販売機)

第3条 条例第9条第1項に規定する規則で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。

- (1) 囲障により囲まれた敷地に設置される自動販売機
- (2) 建築物の内部に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用することができないもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が空き缶等の散乱のおそれがないと認める場所に設置される自動販売機

(届出を要しない設置場所の変更)

第4条 条例第9条第3項ただし書に規定する軽微な変更とは自動販売機の設置場所に係る変更で、同条第1項第2号の規定により届け出た設置場所から10メートル以内の場所への変更とする。

(回収容器)

第5条 条例第13条に規定する回収容器は、自動販売機の設置場所から5メートル以内で空き缶等を回収するため適切な場所に設置しなければならない。

2 前項に規定する回収容器は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 材質 金属又はプラスチック製等で容易に破損しないもの
- (2) 容積 空き缶等の収容に適したもの

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

(14) 福山市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

平成16年6月30日
規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号。以下「政令」という。）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号。以下「共同省令」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(引取業者登録通知)

第2条 法第44条第2項（法第46条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、引取業者登録・変更登録通知書により行うものとする。

（追加〔平成16年規則50号〕）

(フロン類回収業者登録通知)

第3条 法第55条第2項（法第57条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、フロン類回収業者登録・変更登録通知書により行うものとする。

（追加〔平成16年規則50号〕）

(解体業許可証の再交付)

第4条 解体業者は、共同省令第56条に規定する許可証（以下「解体業許可証」という。）を破り、汚し、又は失ったときは、解体業許可証再交付申請書により市長に解体業許可証の再交付を申請することができる。

2 前項の解体業許可証再交付申請書には、解体業許可証を失った場合を除くほか、申請者が既に交付を受けている解体業許可証を添付しなければならない。

（一部改正〔平成16年規則50号〕）

(解体業許可証の返納)

第5条 解体業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に解体業許可証を返納しなければならない。

(1) 解体業許可証の再交付を受けた者が、失った解体業許可証を発見したとき。

(2) 事業の全部を廃止したとき。

(3) 法第60条第1項の許可（同条第2項の許可の更新を含む。）を取り消されたとき。

（一部改正〔平成16年規則50号〕）

(準用)

第6条 前2条の規定は、破碎業者について準用する。この場合において、第4条第1項中「第56条」とあるのは「第61条」と、同項及び同条第2項中「解体業許可証」とあるのは「破碎業許可証」と、「解体業許可証再交付申請書」とあるのは「破碎業許可証再交付申請書」と、前条中「解体業許可証」とあるのは「破碎業許可証」と、同条第3号中「第60条第1項」とあるのは「第67条第1項」と読み替えるものとする。

（一部改正〔平成16年規則50号〕）

(廃業等の届出)

第7条 法第48条（法第59条において準用する場合を含む。）又は法第64条（法第72条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、引取業・フロン類回収業・解体業・破碎業廃業等届出書により行うものとする。

（一部改正〔平成16年規則50号〕）

(書類の提出部数)

第8条 共同省令第58条及び第64条の届出書並びに引取業・フロン類回収業・解体業・破碎業廃業等届出書は、正副2通（添付書類は1通）を提出しなければならない。

（一部改正〔平成16年規則50号・19年16号〕）

(書類の様式)

第9条 第2条の引取業者登録通知書その他のこの規則に規定する書類は、市長が別に定める様式による。

（一部改正〔平成16年規則50号・19年16号〕）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。

（一部改正〔平成16年規則50号〕）

(沼隈町の編入に伴う経過措置)

2 沼隈町の編入（以下この項及び次項において「編入」という。）の際現に使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成16年広島県規則第27号。以下「県規則」という。）の規定により広島県知事に対してしている申請で、編入の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この規則の相当規定により市長に対しても申請とみなす。

（追加〔平成16年規則50号〕）

3 編入の際現に県規則に規定する様式により使用されている書類で、編入の日以後において市長が管理し、及び

執行することとなる事務に係るものは、この規則に規定する様式による書類とみなす。

(追加〔平成16年規則50号〕)

(神辺町の編入に伴う経過措置)

4 前2項の規定は、神辺町の編入について準用する。

(追加〔平成18年規則63号〕)

附 則(平成16年12月18日規則第50号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に2項を加える改正規定は、同年2月1日から施行する。

附 則(平成18年2月28日規則第63号)

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第16号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

8 用語解説

1 環境全般

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準をいう（環境基本法第16条）。

現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音、土壤汚染及び地下水の水質の汚濁に係る環境基準が定められている。

総量規制

一定の地域内の汚染物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対して汚染物質の許容排出量を割り当て、この量をもって規制する方法をいう。

ダイオキシン類 (Dioxins)

有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD) やポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーPCBの総称である。ごみの焼却などにより非意図的に生成する。塩素原子の数と位置により種類が変わり、このうち2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン (2,3,7,8-TCDD) の毒性が最も強い。これに換算した毒性を通常pg-TEQ/m³で表す。

単位	• mg (ミリグラム)	10 ⁻³ g (千分の1グラム)
	• μg (マイクログラム)	10 ⁻⁶ g (100万分の1グラム)
	• ng (ナノグラム)	10 ⁻⁹ g (10億分の1グラム)
	• pg (ピコグラム)	10 ⁻¹² g (1兆分の1グラム)

2 低炭素社会の構築（気候変動対策）

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

気候変動枠組条約

「気候変動に関する国際連合枠組条約」の略称で、気候系に対して、危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とした条約。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量をできるだけ削減する努力をした上で、それでも削減が困難な部分の排出量について、「吸収」または「除去」することにより、全体としてゼロにする取組のこと。

クールシェア (COOL SHARE)

一人一台のエアコンの使用をやめ、涼しい場所をみんなでシェアするもの。環境省が、冷房時の室温28°Cでも快適に過ごせるライフスタイルCOOLBIZからより一步踏み込んだ更なる軽装の奨励、勤務時間の朝型シフトといったSUPERCOOLBIZの一環として、呼びかけている。

グリーンスローモビリティ

時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスであり、その車両も含めた総称（略称：グリスロ）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築等の計画が一定の誘導基準に適合している場合、その計画を認定するもの。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのように、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーをいう。

地産地消

地域で生産された生産物や資源をその地域で消費すること。

長期優良住宅認定

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅の建築・維持保全に関する計画が基準に適合する場合、その計画を認定するもの。

低炭素建築物新築等計画認定

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、市街化区域等内において、低炭素化に資する建築物の新築等の計画が一定の誘導基準に適合している場合、その計画を認定するもの。

パリ協定

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、「京都議定書」に代わる、2020年（令和2年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み。歴史上はじめて、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」や全ての国の参加、5年ごとに削減目標を提出・更新する仕組、適応計画プロセスや行動の実施等を規定した。

3 循環型社会の構築

浄化槽

浄化槽は排水中のBOD除去率は90%以上、放流水のBODは日平均20mg/L以下であり、公共下水道と同程度の処理能力を有するため、生活排水対策として有効である。本市では、公共下水道などの整備予定がない区域で、みなし浄化槽または汲み取り便所を廃止し、同一敷地内に小型浄化槽を設置する方に対して要する費用の一部を補助する制度を設け、設置を推進している。

みなし浄化槽

し尿のみを処理する既設単独処理浄化槽のこと。浄化槽法の改正により、2001年（平成13年）4月1日以降は新設が禁止されている。みなし浄化槽は、処理能力が劣るとともに、生活雑排水を処理せず放流することから、生活排水対策の中でも重要な課題となっており、浄化槽（合併処理）への転換を推進している。

RDF（ごみ固形燃料 Refuse Derived Fuel）

可燃ごみのほぼ50%を占める水分を乾燥し、石灰を混合して圧縮成形し円柱状に固形化したものである。石炭と同程度の熱量を持ち、発電燃料として燃焼することにより、ダイオキシン類などの有害物質を低く抑えることができる。

3R（スリーアール）

リデュース (Reduce : 廃棄物の発生抑制), リユース (Reuse : 再使用), リサイクル (Recycle : 再生利用) といった、頭文字を同じくする3つの環境政策手法の総称。

4 地域環境の保全

芦田川きれい☆きれいプロジェクト

芦田川環境マネジメントセンター（AEMC）が展開する河川水質浄化に向けた各種活動の総称。主な活動内容として、「河川浄化チャレンジ月間」、「川の健康診断」、「水辺の学び舎」などがある。

アスベスト（石綿）

天然に産する繊維状の鉱石。熱や摩擦に強いので、耐火材、石綿織物、石綿セメント、ガスケット、自動車のクラッチ板、ブレーキライニングなどに用いられていた。

高濃度のアスベストを吸い込むと、石綿肺や肺癌及び悪性中皮腫になることがわかっている。現在、大気環境保全、労働安全衛生の面から法的規制が行われている。

環境アセスメント（環境影響評価）

一定の大規模な開発を行う場合において、開発に伴う環境への影響の程度と範囲及びその防止策、代替案の比較検討を含め、予測と評価を行う総合的な事前評価のことをいう。

健康項目

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準に定められているカドミウム等27項目である。これらの物質は、慢性あるいは、急性毒性が強く、人の健康を阻害する物質である。

生活環境項目

水質汚濁に係わる環境基準のうち生活環境の保全に関する環境基準に定められている項目を指し、河川の場合は、pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数で、海域の場合は、pH、COD、DO、窒素、燐、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質である。

富栄養化現象

海域などに流入する窒素・燐などの栄養塩類及び有機物などにより内湾などで微細藻類・植物性プランクトンなどを主とする微生物が著しく増殖し、水中の有機物が増大し、さらに深層での酸素不足などを生じさせ、水質環境を悪化させる現象である。

面的評価

測定地点における測定結果によって適合状況を把握する方法（点的評価）に加えて、主要幹線道路における様々な道路条件、沿道条件を基に、道路交通騒音の環境基準達成状況を戸別建物ごとに評価を行う方法である。

BOD（生物化学的酸素要求量 Biochemical Oxygen Demand）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量でmg/Lで表す。数値が大きいほど水はよごれていることを示す。

COD（化学的酸素要求量 Chemical Oxygen Demand）

水中の汚濁物質を酸化剤で酸化するとき消費される酸素の量でmg/Lで表す。数値が大きいほど水は汚れていることを示す。

dB（デシベル）（騒音）

音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なる。騒音の大きさは、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴感補正を加味して、dBで表す。

実際には、騒音計のA特性（聴感補正）で測定した値を騒音レベルとしてdBで表示する。

注：1993年（平成5年）の計量法の改正により、ホン（A）からdBになり、騒音レベルは通常A特性によって測定されるため（A）と表記していたところをdB（A）と表す。

dB（デシベル）（振動）

振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数などによって異なる。公害振動の大きさは、物理的に測定した振幅の大きさに、周波数による感覚補正を加味してdBで表す。

ppm (parts per million)

100万分の1を表す単位で、濃度や含有率を示す容量比、重量比のことである。1ppmとは、たとえば空気1m³中に1cm³の硫黄酸化物が含まれている状態をいう。なお、ppmCとは、炭化水素の濃度を炭素の濃度に換算して100万分の1で表した単位である。

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度

有害性のある化学物質の排出、移動量を把握、集計、公表する制度。対象事業者は年に1度、行政機関に届出を行わなければならない。行政機関は、この届出情報を整理、集計し、家庭などから排出される化学物質の量を推計したデータと併せて公表している。

75%値

年間の日平均値の全データを、その値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目のデータ値（nは測定日数）である。たとえば、全データが100あれば小さいものから75番目の値が75%値となる。この値を環境基準と比較し、水質汚濁の程度を判断する。

5 自然共生社会の構築

スイゲンゼニタナゴ

全長5cmほどの小型のタナゴ類で、淡水二枚貝のイシガイのエラに産卵し、わが国においては、現在、岡山県および広島県の山陽地方の河川にのみ生息している。環境省は「日本の絶滅のおそれのある野生動物」（レッドデータブック）をまとめ、スイゲンゼニタナゴを絶滅危惧種に選定した。1994年（平成6年）、広島県は「野生生物の種の保護に関する条例」で、本種を指定野生生物に指定した。また、2002年（平成14年）には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で定める国内希少野生動植物に追加された。

生態系サービス

人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壤形成、光合成などの「基盤サービス」などがある。

生物多様性国家戦略

生物多様性条約に基づき作成する、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国的基本的な計画。

6 持続可能な社会を担う人づくり

こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加でき、地域の中で楽しみながら、自主的に環境に関する学習・活動を行うクラブのこと。

2021年（令和3年）版
福山環境白書

2021年（令和3年）11月 発行

編集発行 福山市 経済環境局 環境部 環境総務課
〒720-8501
福山市東桜町3番5号
電話（084）928-1071



道上小学校 5年 山本 ここみさん